

平成21年第2回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成21年3月6日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成21年3月 6日
2. 閉 会 平成21年3月18日
3. 会 期 13日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番	目 黒	一	6番	渡 部	昌	11番	長谷川	徳 喜
2番	多 賀	剛	7番	五十嵐	忠比古	12番	伊 藤	勝
3番	青 木	照 夫	8番	武 藤	道 廣	13番	清 野	邦 夫
4番	荒 海	清 隆	9番	大 沼	洋 平	14番	清 野	興 一
5番	清 野	佐 一	10番	長谷沼	清 吉			

2. 不応招議員

な し

平成21年第2回西会津町議会定例会会議録

平成21年3月6日(金)

開 会 10時00分

出席議員

1番	目黒 一	6番	渡部 昌	11番	長谷川 徳喜
2番	多賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	12番	伊藤 勝
3番	青木 照夫	8番	武藤 道廣	13番	清野 邦夫
4番	荒海 清隆	9番	大沼 洋平	14番	清野 興一
5番	清野 佐一	10番	長谷沼 清吉		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	山口 博 續	会計管理者兼出納室長	長谷川 文 男
副 町 長	薄 友 喜	教育委員長	佐藤 晃
総務税政課長	伊藤 要一郎	教 育 長	長谷川 隆 夫
まちづくり政策室長	成田 信 幸	教 育 課 長	高橋 謙 一
町民情報課長	大竹 享	代表監査委員	廣瀬 涉
健康福祉課長	藤田 潤 一	農業委員会長	斎藤 太喜男
経済振興課長	斎藤 久	農業委員会事務局長	斎藤 久
地域整備課長	杉原 徳 夫		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 健 一	議会事務局主査	齋藤 正 利
--------	--------	---------	--------

平成20年第2回西会津町議会定例会議事日程表（第1号）

平成21年3月6日（金）午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告
請願・陳情の受理、委員会付託

日程第4 議会改革委員会の中間報告

日程第5 例月出納検査報告

日程第6 付議事件名報告

日程第7 提案理由の説明

日程第8 報告第1号 委任専決処分事項

散 会

（議会広報特別委員会）

○議長 ただいまから、平成21年第2回西会津町議会定例会を開会します。

(10時00分)

開会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、年度末を控え、公私まことにご多忙のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、平成21年度予算をはじめとする重要な議案であります。円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたします。

3月となり、暖かくなつたとはいえ、まだ朝夕の寒さは続きます。各位には十分ご自愛のうえ、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして開会のごあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長。

○議会事務局長 報告いたします。

本定例会に、町長より別紙配付のとおり42件の議案及び1件の報告事項が提出され、受理しました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、請願2件、陳情1件であり、請願・陳情の要旨等はお手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は、8議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については監査委員から報告がありましたので、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育委員長、監査委員、農業委員会会長に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長、室長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長を、農業委員会会長からは、農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、2番、多賀剛君、13番、清野邦夫君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの13日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月18日までの13日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

12月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、請願・陳情の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理しました請願は2件、陳情は1件であります。会議規則第90条並びに第93条の規定により、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおりそれぞれの常任委員会に付託いたします。

日程第4に入る前に、皆さんに申し上げます。議会改革特別委員会から調査中の事件について中間報告をしたい旨の申し出があります。

お諮りします。

議会改革特別委員会の継続審査事件の中間報告について、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会改革特別委員会からの申し出のとおり、中間報告を受けることに決定しました。

日程第4、議会改革特別委員会の中間報告を行ないます。

議会改革特別委員会の報告を求めます。

議会改革特別委員会委員長、清野邦夫君。

○議会改革特別委員会委員長 (議会改革特別委員会の中間報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

3番、青木照夫君。

○青木照夫 何回か回を重ねてまとめられたことは、苦勞されたと思えます。その中でながめさせていただくと、町民との対話とか、これからもちろんまちづくり基本条例の中にもありましたが、議員の責務、それは町民に対してわかりやく説明するという項目があります。そういうことを考えたならば、例えば常任委員会でもいい、そういう各地区に行つて、今町ではこうやっている、ああやっている、こういうことだという説明も、こういう項目の中には必要ではないかと思えます。町民とのふれあい、説明の項目がなされたのかどうか、その点伺っておきたいと思えます。

○議長 13番、清野邦夫君。

○清野邦夫 ちょっとその今の質問内容がわからないんですが、今報告したのは、さっきいったように、1から11項目、議会で改革しようと決めた、今質問の内容については、町民とのうんぬんという話がありましたが、それは基本条例というような話ではないの。だから、基本条例はまだ特別委員会で協議中なんです。だから、そういう項目は出てきません。今やっているのは予算決算の、議会の今の決算の進め方だけ中間報告しました。だから、ただいま青木君がいつているのは、おそらく町民条例とか、議会の基本条例とかの中に関わる部分の町民との対話とか、そういう話ではないか、だから質問がちょっとわから

ないのでもう一回質問してください。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 私は、あくまでもこの題目が議会改革ということを受け取らせていただいたものですから、そういう内容の町民との関わりあいの項目はどうなのかなと、そういう単純な質問です。

○議長 13番、清野邦夫君。

○清野邦夫 今審議しているのは、これまで改革委員会が審議した結果報告をしているのは、要するに議会の分です。町民との対話とかというのは、今後の基本条例とかに関わってくる部分だと思います。だから、それを今、あげないからどうのこうのではなくて、議会の今あり方とか、議会の委員会のあり方とか、一般質問のあり方とか、直接町民とは関係ない部分なので、議会の今まだ。だから、町民との関わりあるのは、今後の開かれた議会とかという部分の関わりとか、そういう部分では出るかと思いますが、あるいは議会の基本条例の中では出るかと思いますが、今の中では出てまいりません。今は議会の中だけです。そういう部分でご理解いただきたいと思います。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 ということは、ご説明の中は議会内の改革と、進め方と、今後そういうことを検討するという解釈でよろしいんですか。

○議長 13番、清野邦夫君。

○清野邦夫 もちろんこの議会というのは、町の最高議決機関です。そういうことを踏まえ、まして議会は町民の代表ですから、町民を無視するような考えは毛頭ございません。町民あつての議会でございます。それを前提にして今審議をしているということで、まずご理解いただきたい。

それから、そういう言葉が出てこないかどうかという問題ではなくて、そういう意思を持って議会をやっているということをまずご承知いただきたい。それから、そういう町民という字句が出てくるとすれば、基本条例に関わる、今後どうするかということについての中では出てくる可能性があります。これについては、まだ継続中でございますので、直接の町民という形の言葉は出てまいりません。

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、議会改革特別委員会の中間報告を終わります。

日程第5、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、廣瀬渉君。

○監査委員 (例月出納検査報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第6、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会定例会議案付議事件記載のとおりで

あります。

日程第7、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、山口博續君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第8、報告第1号、委任専決処分事項の報告を行います。本件の報告説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 報告第1号委任専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、昭和53年6月30日にご議決をいただいております町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて、委任専決処分を行ないましたので、その内容についてご報告を申し上げます。件数は1件で、交通事故にかかるものであります。

それでは、報告第1号をご覧いただきたいと思えます。

損害賠償並びに和解に関する町長の専決処分事項報告書。事件の発生日は、平成20年11月8日であります。その内容であります、会津坂下町稲荷塚地内の国道49号と県道熱塩加納会津坂下線の交差点におきまして、当方町有車が右折するため右折用車線を走行していたところ、直進用車線にいた相手方車両が急に右折用車線に進入してきたため、接触したものであります。事件の相手方は記載のとおりであります。和解の年月日は平成20年12月18日、賠償額15,453円で和解したところであります。なお、過失割合は、当方10%、相手方90%であります。

交通事故の防止及び安全運転につきましては、機会あるごとに注意をしているところでありますが、さらに徹底した注意の喚起を促し、安全運転に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上をもちまして、地方自治法第180条第2項の規定に基づき委任専決処分事項の報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで報告第1号、委任専決処分事項の報告を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。(11時39分)

平成21年第2回西会津町議会定例会会議録

平成21年3月9日(月)

開 議 10時00分

出席議員

1番	目黒	一	6番	渡部	昌	11番	長谷川	徳喜
2番	多賀	剛	7番	五十嵐	忠比古	12番	伊藤	勝
3番	青木	照夫	8番	武藤	道廣	13番	清野	邦夫
4番	荒海	清隆	9番	大沼	洋平	14番	清野	興一
5番	清野	佐一	10番	長谷沼	清吉			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	山口博續	会計管理者兼出納室長	長谷川文男
副町長	薄友喜	教育委員長	佐藤晃
総務税政課長	伊藤要一郎	教 育 長	長谷川隆夫
まちづくり政策室長	成田信幸	教 育 課 長	高橋謙一
町民情報課長	大竹 享	代表監査委員	廣瀬 涉
健康福祉課長	藤田潤一	農業委員長	斎藤太喜男
経済振興課長	斎藤 久	農業委員会事務局長	斎藤 久
地域整備課長	杉原徳夫		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤健一	議会事務局主査	齋藤正利
--------	------	---------	------

第2回西会津町議会定例会議事日程表（第4号）

平成21年3月9日（月）午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | | |
|----------|----------|-----------|----------|
| 1. 荒海 清隆 | 2. 青木 照夫 | 3. 五十嵐忠比古 | 4. 渡部 昌 |
| 5. 武藤 道廣 | 6. 長谷川徳喜 | 7. 伊藤 勝 | 8. 清野 興一 |

○議長 平成 21 年第 2 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

4 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 おはようございます。4 番、荒海清隆でございます。3 月定例会に 2 項目について一般質問の通告をしておりますので、順次質問をしていきたいと思っております。

質問事項の第 1 番ですが、園芸ハウス整備事業についてでございます。21 年度から 5 カ年を第 2 期として、毎年 10 棟ほどの耐雪ハウスの整備を進めるとのことですが、次の件についてお伺いをします。

このたび第 2 期として毎年 10 棟ほどの整備を進める耐雪ハウスの計画であります。稲作中心の農業からの脱却と施設園芸を拡大する上に大きな進展になると期待するものです。私は実際のこの耐雪ハウスを利用した者の 1 人として、また第 1 期事業の検証の意味も含めて、次の 4 点について伺い、今後の園芸ハウス整備事業の進展と本町農業の発展を心から願うものであります。

第 1 点目のメーカーと形状についてであります。今までのハウスは間口 6.4 メーター、奥行き 45 メーターを基本としております。パイプの太さは 32 ミリで、通常みられるかまぼこ型の形状であります。このかまぼこ型の屋根の形状にも、メーカーの計算された勾配があると思うのですが、耐雪ハウスであっても雪の滑りが悪いと思われま。特に重い雪や除雪機でとばした雪が棟状にかかると、硬くなった雪が落ちず、大変苦勞したことがあります。この弱点をカバーしたパイプハウスがあるのでご紹介をしたいと思います。

北塩原の佐藤さんというかたは、パイプハウスが普通のパイプハウスと比べて天井の角度が急になっております。雪が滑りやすくなっているわけです。そのために雪は少し離れた、20 センチほど離れたところに落ちるといことで、常にハウスとの間が空いているので、そこが温まるので雪が早く解けるそうです。落ちた雪もまだ固まっておらず、空気を多く含んでいるので、さらに解けるのが早いということです。このことは除雪の手間が少なくて済み、利用するものにとって大変な労力の削減になると思っております。雪国ならではの耐雪ハウスですが、除雪にばかり労力がかかるのでは意味がありません。この形状についても検討していただき、利用者の利便を図っていくことが耐雪ハウス普及の一助になるのではないかと考えるものです。

2 点目の暖房と給湯装置の有無についてですが、このことは、ハウス利用者が何をつくるかによって大きく変わると思っております。温風管が必要であるか、また地下にパイプを配管して、地温を上げるための給湯設備まで必要であるかによってハウス設置の経費が大きく変わってくると思っております。私の場合、3 棟設置して、2 棟を温風と給湯を付け、1 棟は温風のみを設置にしました。ちなみに私はこの装置を初年度に灯油タンク 1 杯分の使用だけでやめてしまいました。これは無駄な経費をかけなくとも、作物によっては立派に成形するとの証であります。ハウス導入にあたっては、利用者との協議を重ねて導入することが

肝要であると考えております。利用者の中には暖房装置よりもトラクターに付ける除雪機具を希望する人もあるので、今後参考にしていただければと思います。町の考えをお伺いするものであります。

3点目の1棟当たりの設置経費であります。間口6.3メートル、奥行き45メートルの標準仕様で設置した場合の経費はいくらになるのかお伺いをいたします。この1棟当たりの経費は、暖房装置等の有無によって変わってくると思います。できるだけ安価な経費で利用できることがハウス普及につながるものと思います。

4点目の地域、地形に合った整備の件ですが、標準的な45メートルの長さをとることのできない地域、また地形もあるので、その現場に合った大きさで設置できるようにし、割高となる経費にも助成があれば、さらに利用者にとってより利用しやすいハウスの設置ができるものと考えております。これも町の考えを伺います。

以上、21年度からの園芸ハウス整備事業について、一利用者として経験したことを踏まえ質問し、これからの園芸ハウス整備事業の進展と併せて、本町の農業の発展を願うものであります。

さて、質問事項の二つ目ですが、通告文には指定管理者制度の導入の効果は、との質問事項ですが、これでは内容が大まかすぎるといふご指摘を受けましたので、内容を絞り込み、公募によって選定された株式会社西会津町振興公社についてのみの質問とさせていただきます。

1点目は、公募によって選定された株式会社西会津町振興公社が管理運営している4施設は、従来の管理運営と選定後の管理運営では、どのような相乗効果がありましたか。ご承知のように、指定管理者制度が導入されて3年になり、来月には契約が更新されますが、この3年間を検証する意味からもお伺いするものであります。

2点目は、昨年と同振興公社が管理運営している交流物産館よりっせについてはどうでしょうか、お伺いをいたします。

3点目の、厳しい経営環境の中にあつた株式会社西会津町振興公社が、順調な経営をしている交流物産館よりっせを管理運営することで問題点はなかったのでしょうか、お伺いいたします。これで私の一般質問を終わります。

○議長 町長、山口博續君。

○町長 4番、荒海清隆議員のご質問にお答えをいたします。

指定管理者制度は、地方自治法の改正により、サービスの向上や施設と経費の効率的活用を図ることを目的に平成18年度から導入したものであります。また、株式会社西会津町振興公社は、本町の地域経済活性化を図るため、農家や民間事業者等が立ち上がりから取り組むにはリスクのあるような事業の先導的な担い手として、平成3年10月に設立されたものであります。

ご承知のように、温泉健康保養センターとさゆり公園などについては、指定管理者制度以前から、西会津町振興公社に管理を委託しており、町民のかたがたの健康増進施設として利用者へ低料金でのサービスを提供しており、町民のかたがたの交流と憩いの場として有効にご利用いただき、それぞれに施設の設置目的に沿った住民サービスの向上と効率的な管理運営に努めているところであります。

指定管理者導入後はどうかのおただしであります。ただ今申し上げましたように、平成3年の公社設立当初から施設の管理運営を行っているものであり、施設管理運営については熟知しているところであります。現在の状況につきましては、一昨年からのガソリンなどの高騰やその後の経済不況などにより、温泉施設の利用客は前年より減少しておりますが、経費の節減と効率的な施設運営管理を行い、利用客の増加対策に取り組みながら、利用者へのサービス向上に努めているところであります。

また、ご承知のように昨年の4月から交流物産館よりつせを指定管理者として振興公社に管理運営を委託したところであります。平成16年8月のオープン以来、4年を経過いたしました。平成20年度も順調に売上げが伸び、現時点においても過去最高の売上額で、順調な伸びを示しているところであります。

振興公社の運営については、運営安定を基本とはしておりますが、公社設立の本来の目的である先導的担い手としての任務があることから、本町の農業や商業、観光振興に寄与しながら、本町経済の進展に資することを期待しているところであり、公社がよりつせを管理運営することに何ら問題は無く、むしろ望ましい姿であると認識をしております。その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 4番、荒海清隆議員の園芸ハウス事業についてのおただしにお答えいたします。

ご承知のように、本町農業の振興を図るために、米や野菜のミネラル栽培を推進しているところであります。本町農業の水稲経営依存からの脱却を図り、パイプハウス利用による園芸作物の振興と通年栽培・通年出荷体制を整備し、農業がまさに本町の基幹産業となり、本町経済振興の中心的な担い手になるよう強力に推進していることは、ご承知のとおりであります。

県補助事業により、平成16年度から5カ年計画で進めてまいりました耐震型のパイプハウス事業は本年度で予定通り70棟の整備が図られ、ミネラル栽培の振興に大きく寄与しているところであります。しかし、ただ今申し上げましたように、園芸作物を中心としたミネラル栽培の主産地化を形成するためには、今後もパイプハウスの導入を図っていかねばならないことから、21年度以降についても、県補助事業の導入により積極的にパイプハウスの整備を図ってまいりたいと考えております。

はじめに、パイプハウスのメーカーと形状についてであります。メーカーの指定はしておらず、形状としては、耐雪型パイプハウスであることから、パイプの太さは、おただしにもありましたように32ミリと太いものを指定し、パイプの設置間隔を45センチと密にすることで強度を高め、冬期間の積雪にも耐えられる形状としております。標準規格として、幅6.3メートル、長さ45メートル、高さ3.6メートルのアーチ型としております。しかし、本町では中山間地が多いことから、地形の関係上45mの長さが無いところも有りますので、地形に合わせ、実績では、短いもので約30メートル、長いもので約67メートルのハウスを設置してあります。

次に、ハウス内の暖房・給湯の有無であります。16年度の導入当初は暖房設備をセットにして整備をしておりましたが、園芸施設ではむしろ灌水設備が重要であり、冬期間の

栽培についても、本町の気候条件を生かした寒締め野菜や軟白ネギなどの栽培を推進していることから、18年度以降からは基本的に灌水設備をセットにして整備を図り、暖房設備については農家の希望により、灌水設備に替えて設置しているところであります。

次に、1棟当たりの設置費用であります。設置棟数や設置個所、さらには近年の資材高騰により費用は毎年変動が有りますが、20年度の実績で申し上げますと、10棟で事業費1,710万4千円でありましたので、標準の長さ45メートルのパイプハウス1棟あたりでは171万400円であります。しかし、農家へのリース料は年間3万3千円の12年契約を基本としておりますので、農家負担の総額は39万6千円と大変少ない額でありますので、積極的に導入しミネラル栽培に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

次に、地域、地形に合った整備を進めてはとのおたかしであります。先ほども申し上げましたように、利用者が設置を希望する圃場の形状によってハウスの長さや棟数を調整して対応することとしております。なお、おたかしの中にありました形状等については、さらに検討をしていきたいと思っております。また、除雪に使うトラクターのアタッチメントということですが、これは汎用的なものであるということから、この補助事業には該当しないということですので、ご理解を願います。

なお、パイプハウスを設置する圃場については、水源があり、しかも排水の良い圃場であること、そして冬期間においても栽培管理ができる場所を選定することが大切であると考えております。

いずれにいたしましても、パイプハウスの積極的な導入を図り、ミネラル栽培の主産地化形成を図ってまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 先ほど町長からご答弁いただきました振興公社の件ですが、振興公社設立の趣旨、目的はもっともなことでございますが、このたび交流物産館よりっせも管理運営することにとすることは、よりっせの経済効果、確かにあるんですが、そこに働く人たちの問題はないかということなんですが、どうでしょうか。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいまの質問は、よりっせは好調な経営だと思うんです。そして振興公社はそこに指定管理者として入ってきたわけなんです。今までの経営状況があまりにも芳しくなかったということで、その中で従業員ですか、職員がいるわけですが、職員同士での片方は立派に順調な経営をしている、片方はあまり経営的によろしくないというようなことで、職員、従業員同士がそういうその問題点で、問題はないかということですが、どうでしょうか。

○議長 町長、山口博續君。

○町長 4番、荒海議員の再質問にお答えをいたしますが、西会津町の振興公社、これはもともと、とにかく西会津町の経済の活性化のために、いわゆる先導的な役割を果たしていくということで設立されたものであります。例えば、振興公社の中で、いわゆる種の会社ですね、契約をして実験的に事業をやってみたことがあるわけでありましてけれども、なんでかということ、農家の皆さんに直接その事業を紹介して、直接的に農家の皆さんがやってみるということで、失敗したら農家の皆さん、やはり大変なことになるわけでありまして。

そういうことで、まさに先導的な役割を果たして、うまくいくのかいかないのか、この作業を振興公社にやってもらうということで設立したわけであります。その中で、やはりロータスインでありますけれども、これはまったくの西会津町民の社会福祉施設だと私は考えております。

そういうことで、この振興公社を株式会社にした経緯というのは、当時の企画調整課長だった鈴木徹君、県といろいろ交渉したわけでありますけれども、当時、西会津町に、いわゆるリゾート産業、スキー場だとかその他、そのリゾート産業が西会津町に進出したいということで、どういうふうを考えていくかということが重要な課題だったわけです。県のほうとしては、いわゆる2部以上にまたがる施設になるので、株式会社にしたほうが良いという指導がありました。その後、東京にリゾート研究会というのをつくって、いろいろ検討していただいたわけでありますけれども、その時点では、会社の規模、その他について、やはり導入しないほうが良いと、見合わせたほうが良いというご意見をいただいて、そのとおりに導入をしなかったという経緯があります。そんなことで、株式会社にいたしましたけれども、いわゆる採算性を問題にして、町民に対するサービスが低下するようなことではまったく意味がないわけでありまして、現在もその方向でしっかりと運営はしているつもりであります。

そういう中で、よりっせ、いわゆる道の駅との関係でありますけれども、いわゆる振興公社の中には、採算性だけを目的の会社組織があってもいいと、そういう事業があってもいいと思っております。この振興公社全体を活性化していくための、そういう事業をつくるようにという話は前から専務に指示をしてきたわけですが、まだ現在まで実現しておりません。そういう中であって、振興公社の傘下にいろいろな企業があってもいいと私は思っておりますので、そういう観点からすれば、振興公社の傘下に、いわゆる道の駅よりっせがあっても何ら不都合はないと思います。そういうことで、待遇その他の面でも、まったく問題がありませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 振興公社のことですが、ただいまの町長の答弁をいただきまして、だいたい理解したつもりであります。やっぱり株式会社となれば、採算性を考えなければならないものであって、事業の、振興公社の設立の趣旨もわかりますが、なおこれから採算性も考慮に入れて、経営というものをやっていかなければ、この指定管理者制度導入の背景にもあります経費の削減とか、効果的な運営ができないのではないかと思いますので、今後とも、ただいま答弁にありましたような、傘下に採算性のある企業が大きく伸びていけばいいんじゃないかというふうにして考えております。

それから、パイプハウスのことですが、この点については、私の経験したことを申し上げて、今後の耐雪ハウスの拡大につながっていけばと思うことでありまして、ほぼ経済振興課長がご答弁いただきましたので、もし私の考えの一部なりとも参考にしていただければ大変ありがたいと思う次第でございます。以上です。これで私の質問を終わります。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 3番、青木照夫でございます。今次の定例会での一般質問は3項目ほど通告

させていただいております。一つ目、農業の現状と対策について。二つ目、農林業の現状について。三つ目、ふるさと納税その後の結果について質問したいと存じます。当町の明解なるご答弁を求めるものであります。よろしく願いいたします。

まずはじめに、大項目の農林業の現状と対策についてお尋ねいたします。急速に進む高齢化現象は、農業従事者の相対的高齢化を招き、後継者問題とともに永続な経営をますます困難にしております。そこで現状と対策などにつき質問いたします。

農業の形態について。ここでご訂正をお願いしたいと思います。②の営業規模別とありますが、営農規模別とご訂正いただきたいと存じます。

それでは、一つ、最近の水田、畑地などに分けた耕地面積、耕作放棄地の割合と増加の傾向はどのようになっておりますか。

二つ、営農規模別の世帯数はどのようになっておりますか。農業者の分類を従来の区分である専業農家、第1種兼業農家、第2種兼業農家に分けた世帯数はどうなりますか。もし把握していれば、第2種兼業農家のうち、自家消費のみの世帯数を教えていただきたいと思っております。

三つ、専業農家、第1種兼業農家、第2種兼業農家の従事者の性別、年齢構成はどのようになっていますか。

次に、比較的規模の大きい営農世帯と集落営農の実態についてお伺いいたします。

一つ、集落営農の実例と計画は、現在どのようになっておりますか。

二つ、認定農業者制度が開始されて10年経過した現在、当町における認定者の推移と現状もお聞きしたいと思います。その中に、認定農業者の営農類型として、稲作、野菜、花卉、畜産などの割合などもお示しいただきたいと思っております。また認定農業者に対する近代化資金の貸付をはじめ、税政優遇など、各種支援制度があるようですが、活用状況などをお伺いしたいと思います。当該制度活用による成果と、町としての評価はどうでしょうか。

次の大項目の2、農林業の現状についてお尋ねいたします。

一つ、当町の森林面積に占める所有者別の比率、例えば国有林、私有林の個人、法人などはどのようになっておりますかお伺いいたします。

二つ、私有林のうち、人手不足などで事実上管理不能な面積割合はどのくらいあると思われませんかお尋ねします。

三つ、農林業の推進を経済的合理性だけに求める現状では、解決困難な課題であります。若年層後継者の確保は絶望的であり、当面の施策はどう考えておりますか。

四つ、このままでは山間地における農林業は水源の涵養、自然環境の保全の観点から、その意義を考えなければならないという意見があります。社会資本としての発想の転換が必要であり、国や県の施策にもその兆しがみえてきました。補助金制度から一定の所得保障制度への転換が必須条件になるでしょう。国に対するこうした施策の提言と、今町でできる範囲からの実行が、今後のまちづくりのきっかけとなり得ると信じます。当面の施策として、町当局はどのように考えておられるのかをお聞かせいただきたいと存じます。

最後の大項目の、ふるさと納税制度の結果についてお尋ねいたします。

ふるさと納税制度の初年度がもうすぐ終わりますが、初年度ですから準備不足があったでしょうし、政策のPRも十分とはいえない中でも実施だったと思っております。これまでの実

施状況についてお尋ねします。

一つ、1月末現在の実績、寄附を受けた人数と金額並びに町民で他の自治体への寄付者の人数と金額を教えてくださいと存じます。

二つ、結果に対する当町の感想をお尋ねいたします。

三つ、今回でふるさと納税制度の質問は3回目であります。いうまでもなく、限られた予算の中であれもこれもから、あれかこれかに変わらざるを得ないからです。この制度をまちおこしに活用するには工夫が必要と思われます。他の自治体でも知恵を絞っているようですが、当町の対策はお考えでしょうかお伺いいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 3番、青木照夫議員のご質問のうち、はじめに農業の現状と対策についてのおただしにお答えいたします。

まずは、1、農業の形態についてのおただしですが、はじめに耕地面積、耕作放棄地の割合と傾向について申し上げますと、5年ごとに調査が行われる農林業センサスの最新の数字であります平成17年の結果では、町内の田畑等合計の総耕地面積は1,011ヘクタールであり、耕作放棄地面積が427ヘクタールであります。したがって耕作放棄地の割合は29.7%となります。

おただしの水田と畑地等に分けた耕地面積、耕作放棄地については、センサス上は経営耕地面積30アール以上または販売金額50万円以上の「販売農家」分の調査結果しか公表されておきませんが、水田の経営耕地面積が742ヘクタールで耕作放棄地面積が80ヘクタールであり、耕作放棄地の割合は9.7%であります。畑地等については経営耕地面積が185ヘクタールで耕作放棄地が129ヘクタールであり、耕作放棄地の割合は41.1%となっております。このセンサスの5年ごとの統計結果では、本町の経営耕地面積は高齢化等による農家数の減少に伴い田畑とも減少しております。

逆に耕作放棄地につきましては、全国的な傾向と同様に増加しておりましたが、本町においては12年と17年の調査を比較をし、田畑とも減少している結果がでております。いわゆる耕作放棄地が減少傾向にあるということです。これは12年度から現在も実施されております中山間地域等直接支払事業を活用し、地域においてはほ場整備をした優良農地を保全管理等で維持する取り組みを行なっていることで耕作放棄が抑制されているものと推察しております。

次に、営農規模別の世帯数につきましては、統計結果がある農林業センサスの農産物販売規模別農家数では、販売農家747戸のうち50万円未満が302戸、割合で40.4%と最も多く、2番目が50万円から100万円152戸、割合で20.3%と続いており、1,000万円以上販売がある農家は7戸であり、割合で0.9%となっております。

次に専業・兼業別の世帯数については、「専業農家」160世帯、「第一種兼業農家」59世帯、「第二種兼業農家」528世帯となり、合計し747世帯であります。また、自家消費のみの世帯数は82世帯であります。

次に、農業従事者の性別、年齢構成につきましては、農業従事者の男女別で申し上げますと、男性従事者が1,032人、女性従事者が917人となっております。年齢構成別では、

男性従事者で最も多い年齢層が、75歳以上で150人、割合で14.5%であり、2番目が65歳から69歳の132人で12.8%となっております。逆に少ないのは20歳から24歳の21人で2.0%となっております。女性従事者では、最も多い年齢層が、男性同様に75歳以上が172人で18.8%、2番目は70歳から74歳で141人、15.4%であり、逆に少ないのは15歳から19歳までの9人で1%となっております。

続きまして、比較的規模の大きい営農世帯と集団の実態についてのおただしにお答えいたします。まず集落営農の実例ですが、平成19年2月に下小島集落、平成19年5月に出戸集落におきまして、農地の利用調整等を担う「農用地利用改善団体」を新たに設立し、集落内の担い手となる認定農業者などに農地を利用集積することで、継続的・安定的な農業経営・農地利用を目指して実践しております。

また、ほかにも町内の数集落で集落営農の基礎となるこの「農用地利用改善団体」の設立に向け、集落内の合意形成を図る取り組みなどを進めており、町といたしましても喜多方農業普及所、JA会津いいでとともに各集落個別に座談会を開催して、集落営農に関する情報提供や助言を行なってきたところでもあります。

次に、認定農業者の推移と現状についてのおただしであります。意欲のある農業者が概ね5年後の農業経営の目標と達成に向けた方策を立てて認定されることとなりますが、本町では平成7年度に初めて10名の認定農業者が誕生して以来、毎年少しずつではありますが増加し、平成21年2月末現在では、36名となっております。このことは各種補助制度や担い手支援施策等が認定農業者に集中するようになってきている中で、町や関係機関で積極的に認定農業者へ誘導している結果が表れているところでもあります。

認定農業者の営農類型の割合につきましては、経営形態別にみますと、水稻のみが5戸、水稻と野菜、キノコ、花卉、畜産、葉タバコなどを組み合わせた複合経営が30戸、菌床シイタケのみが1戸となっております。

認定農業者に対する各種支援制度の活用につきましては、長期かつ低利の農業経営基盤強化資金の借入れが4件、米価下落に対する価格補償制度である水田経営所得安定対策の加入が28人、積立金が経費として税政特例が受けられる農業経営基盤強化準備金では3件を活用していますが、水田経営所得安定対策では一昨年の米価下落に対して差額の補填があったところでもあります。

国や県の各種担い手支援施策等の活用や加入条件が認定農業者となっていることから、町といたしましては水稻依存の農業経営から脱却し、ミネラル栽培や施設園芸などを取り入れた複合経営への転換を図り、安定的な所得を確保できる農業経営を推進するためにも、今後とも積極的に認定農業者制度を活用し、意欲ある農業経営者の育成・確保に努めていきたいと考えております。

次に2点目の農林業の現状についてのおただしにお答えいたします。

はじめに、町内における森林の所有者別の比率についてであります。平成19年福島県の森林・林業統計書によりますと、本町の森林総面積は、2万5,499ヘクタール。国有林の面積は、5,111ヘクタール。民有林面積は、2万388ヘクタールとなっております。

また、民有林の保有形態内訳は県や林業公社などの所有の公有林が2,136ヘクタール。また個人、会社等の所有の私有林が1万8,252ヘクタールとなっております。

次に、私有林における適正な管理が困難な森林面積についてのおたただしであります。現在の林業を取り巻く情勢は、安い外国産材の流入や国産材の価格低迷などにより厳しい経営状態が続いており、重労働のイメージともあいまって林業従事者の後継者不足が大きな課題となっております。さらには、生活様式の変化や森林管理意識の低迷、相続者の転居などにより、本来継続して山林管理を担うべき所有者が森林資源の財産価値に魅力を得られないことなどから、森林管理に対する関心の低下が森林荒廃を助長していると考えられています。おただしの管理不能な森林面積は、把握した数値はありませんので正確にはお答えできませんが、個人所有や共有林の森林面積の合計が1万6,476ヘクタールであることから察しても相当量になるものと推測しております。

次に、農林業従事者の確保と育成についてのおたただしであります。林業の後継者が生まれにくい最大の理由は、木材価格の低迷などにより経営が成り立たないことにあると考えております。現代においては、森林所有者自らが森林管理を行ない、木材生産を行なうという従来の経営形態の維持は困難であり、森林組合などの林業事業体と長期受委託契約を結び、代行管理を行なっていく手法が主流となっております。このような中、林業後継者の育成は重要課題であり、全国の林業事業体においては、緑の雇用制度などの研修制度の活用により、次代を担う林業従事者の養成を推進しております。

本町においても、町森林組合において緑の雇用制度により、若い作業従事者の育成に取り組んでおり、今後も継続して事業の活用を検討しているところであります。なお、林産物生産において、菌床シイタケ栽培者については、後継者が確保されており、平成17年度に取り組んだ、菌床生産センターの整備を契機に安定した菌床確保が可能となったことなどもあり、生産量の増加、コストの軽減による採算性の向上が、魅力ある林業就労の場として確立されつつあります。町としましては、特用林産物の生産向上、魅力ある就労の場を確保する目的からも、継続した支援を実施していく計画であります。また、稲作、園芸作などの農家については、毎年ではありませんが、新規就農者などがいることから、各種支援制度や資金の相談、研修会への参加促進、ミネラル栽培、耐雪型パイプハウス利用事業の斡旋、さらには認定農業者への誘導など、関係機関と協力し、積極的に支援を行なっているところであります。

次に、国県補助金制度への取り組み状況についてのおたただしであります。森林管理のための施策に対する補助事業には、各種造林補助事業のほか、平成18年度からは福島県森林環境税を財源とした交付金事業などがあります。まず、造林補助事業は、森林所有者が森林管理の計画を策定することにより、高率の補助金を受けることができます。人工林では、植栽から伐採までの間に行なわれる作業を支援し、木材としての質の向上と価値を高める取り組みを行ない、地域によっては100年を超える杉林を育成することにより、地域ブランドとしての国産材の生産を目指しております。

一方、天然林では抜き切りや伐採跡地の再生促進などを行ない、森林資源の循環利用の促進を進めておりますが、以前のようなシイタケ原木や、薪、炭への利用が減少したことから、新たな利用計画の検討が急務となっております。

天然林整備は、いわゆる里山の再生につながり、森林環境の良好な保全が図られるとともに、森林資源はチップやペレット化による化石燃料の代替エネルギーへの継続的な利用

が注目されております。この取り組みは地球環境問題への対応と、循環型社会構築を目指し、人類共通の財産である自然を、次の世代へ責任を持って引き継ぐという理念にも沿うものであり、今後とも関係機関の指導を得ながら積極的に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に森林環境交付金事業については、町では初年度より広葉樹林の整備に取り組み、病害虫被害や自然災害に遭った天然林の早期回復、ニホンザルなどの野生鳥獣による農作物被害の抑制を図るための緩衝帯整備に取り組み、見通しのよい光の入りやすい林内整理を推進してまいりました。あわせて、県事業であります水源林整備事業の実施も要望を重ね、町内各地の取水地域の上流地域において人工林の間伐を実施しているところであります。

町といたしましては、今後とも各種補助事業・制度を活用し、森林所有者が安心して森林管理を進められる支援体制の確立に取り組みとともに、積極的に森林整備を推進し、森林の持つ多面的機能の維持増進を図りながら、緑豊かな森林と豊富な森林資源を次世代へ引き継ぐための森林林業施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 3番、青木照夫議員のご質問のうち、ふるさと納税制度についてお答えをいたします。

ご承知のように、平成20年度の地方税制の改正におきまして寄附金税制の見直しが行なわれ、いわゆる「ふるさと納税制度」が導入されることとなりました。この「ふるさと納税制度」は、自分が生まれ育ったふるさとを応援したい、あるいは自分が応援する地域に貢献したいというかたがたの思いを「寄附金」という形で、応援する自治体に納めていただく制度であります。その場合、個人住民税の所得割額の10%を限度として、適用下限の5,000円を超えた額について、個人住民税から税額控除されるものであります。

第1点目の「1月末現在の実績」であります。寄附をいただいたかたの人数は9人で、合計金額は1,104千円となっております。一方、町民で他の自治体へ寄附されたかたの人数と金額につきましては、特に他の自治体から通知等もございませんので、把握はしておりません。

第2点目の「結果に対する感想」であります。先程申し上げましたように、寄附をされたかたにつきましては、町出身者のかたはもちろんであります。本町に全くゆかりのないかたでも、町のホームページを見て、ぜひ応援したいということで寄附されたかたもあり、それぞれにこのふるさと納税制度の趣旨をよくご理解いただき、この西会津町を心から応援したいという気持ちがとても強く伝わってきており、町といたしましては、深く感謝を申し上げているところであります。

次に、第3点目の「まちおこしに活用する考えは」とのご質問であります。町ではこの寄附金の使用目的として「子育て応援事業」「健康づくり応援事業」「自然環境保全応援事業」、そして「地域活性化応援事業」の4点としており、西会津町の特色あるまちづくり、あるいは地域活性化を全国の皆さんに応援していただく制度として、大変有意義なものであると考えております。

議員おただしの「まちおこし」への活用につきましては、「地域活性化応援事業」がこれ

にあたるわけでありますが、この制度はあくまでも寄附金という性格上、こちらから一つのことに限定して、あるいは強制的にお願いできるものではなく、自らの志によって寄附していただく制度でありますので、町といたしましては寄附者の意思・目的を最大限反映できるように活用していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 まずはじめに、ふるさと納税制度で質問したいと思います。

今、課長からご説明ありました、大変な110万何がしということの寄附をいただいているということではありますが、私の今回、これで3回目という意味は、今、課長が最後に申されたこの制度に対しての、人に対する強制をするのではないということ、まったくそのとおりであります。私の願いとするとところは、そういう現在の制度自体、これは受益者負担の原則から、住民税の代表は行政サービスを受けているのは応益負担、ということ、我々が10%、例えば寄附するという行為は、5万円から10%だから5千円を寄附すると、そこに住んでいるかたが4万5千円で同じく行政サービスを受けるわけです。利用する人、しない人、同じくその行政サービスが、不公平があるわけです。そういう意味での応益負担の逸脱があるのではないかという観点から、再三申し上げているのでありますが、私はその制度、もっと寄附金制度として、改めて町独自の政策がないかということ、前にも述べたことがあります。

現在、確かに今の制度では、枠組みの中でのことですから、いろんな税に対する問題があるわけですが、手続きの問題上もいろいろ大変だと思いますが、その中で、例えば今、全国35市町村が投票条例の試みとして実施している市町村であります、あるところでは、1年目920万円、2年目590万円、3年目280万円、4年目515万円、約2,000万円以上の寄附をいただいているわけです。その考え方ははじめからの仕組みがまったく違うわけでありまして、私のただしているのは、今の現状の国からの定めた制度ではなくて、町独自のそうしたこれからの施策が必要ではないかということ、でございますので、その点、ひとつ伺いたいと思ひます。

○議長 暫時休議します。(11時07分)

○議長 再開します。(11時16分)

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 青木議員の再質問にお答えをいたします。

町がこのふるさと納税制度で取り組む事業といたしましては、先ほども申し上げましたように子育て、それから健康づくり、自然環境の保全、そして地域活性化と、この四つで考えております。先ほども申し上げましたように、このふるさと納税制度といいますのは、あくまでも寄附金の制度でございます。寄附をしていただくかたの志によってまちづくり、あるいは子育て、健康づくり、こういった事業に充当をさせて、有効に活用させていただくという制度でございます。先ほど議員からご提言のありました別な形での寄附金制度といいますか、そういった制度を設けてはどうかということ、でございますけれども、町としましては、このふるさと納税制度というものを有効に活用してやっていきたいというふうな考えておりますので、現時点では別な方策を検討することはしておりませんので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 そのご答弁は、まったくやらないというご答弁に解釈いたしました。

次に農林業に対して質問したいと思います。いろんな先ほどのご説明がありましたが、まず町は農林業に対しての取り組み、その姿勢、また重要さを語る述べておられましたが、課長からのそういう話の中では、何かこう力がないというか、これから大変だからやるといふ取り組みが伝わってこないというのがあったわけですが、それはそれとしても、集落営農、この進捗状況は現在どうなっておりますか、ちょっと伺っておきます。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 集落営農の進捗状況ということでありますが、先ほどもお答えいたしましたように、農用地利用改善団体としては、今2集落あります。そしてなおかつ数集落は、その農用地利用改善団体を目指して今いろんな取り組みのための話し合いや協議を行なっているということでありますので、現在は農用地利用改善団体として2集落があるということになります。以上です。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 いろんな経過をしている中で、二つの集落が実施されているということなんです。これから本当にそういう進め方の中で、いろんなかたの意見を聞きますと、なぜそういう制度にみんな固まって、一つの能率、また生産をあげられないのかということを探ねさせていただいたことがあります。その中の問題は、まずこれは経営能力が試されると、組合長なり法人化して、それでやらなければ、まとめなくてはいけないという一つの問題、二つ目は事務的処理が大変だと、いろんな計算方法なり、いろんなことが反別の振り分けとかあるそうです。もう一つは、報酬を参加者、協力者、集落営農に参加する協力者のかたが、報酬に対して安定性が期待できないと。いろんな天候的なこともあることから、協力したいんだけど、そういう不安があるということをお聞きしておりますから、その点はどうかとらえていらっしゃいますか。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 お答えいたします。

集落営農の取り組みにつきましては、相談のある各集落に出向いて説明をしているわけですが、総論は賛成なんです。ですが、それぞれ各農家のかたが自分で勤めながら、トラクターをもって、祖先から引き継いだ土地を耕していると。総論は賛成なんですけれども、いざやはり話し合いになると、やはり自分の土地は自分で耕したい、そして自分の都合で、自分の体のきくうちは自分でやりたいというのが本音なんです。やはり集落営農ということになると、自分の土地を自分で耕すという形態は崩れるわけです。やはり認定農業者とか、中核的農家のかたに土地を集積を図るといふ大前提があるわけでありまして、必ずしも認定農業者ではなくてもいいわけですが、集落の中心的な農家のかたに土地を集約して、じゃ地域的に米をつくる。じゃこちらは野菜の何をつくると、土地の集約調整も図っていかなければならない。

そして、おただしの中にありましたように、地域のリーダーはいるのかと、事務的な問題もあるということがあって、個々の話し合いになるとなかなか一本化できないというのが実態であります。これは議会の中でも私、何回かお話してきておるわけですが、

米の町の生産高は今 11 億から 12 億くらいなんですよね。それに対して大型機械、町にある大型機械というのは 40 億からあるわけでありまして。まさに機械貧乏、農業収益の 8 割は機械代に消えてしまうと、計算すると農作業賃金は計算上出てこないわけでありまして。そういう実態の中で、やはり集落営農を進めてコスト削減を図っていく必要があるだろうということで、それぞれ主だった集落に出向いて説明会、内容を説明して指導しておるわけでありまして、総論は賛成ですが、一人一人の意見となるとなかなか思うように進まない、やはり農業をどうするか、農業で生きていくためにはどうするのかということになれば、やはり中心的な農業者に農地を集積して図っていくということになるわけでありまして、それではじゃ農業以外のかた、今まで小規模やっていたかたの部分を今度どうするのかという、また片方に大きな問題が出てくるわけでありまして、やはり時間をかけてじっくりと話をしながら、理解を求めながらこれらは進めていかなければならないということでありまして、ご理解を願います。

○議長 3 番、青木照夫君。

○青木照夫 なかなか進めない状況は把握できました。

次に、今、西会津町の自然環境ということで森林が破壊されております。その原因はカシノナガキクイムシ、マツクイムシだとうかがっておりますが、それぞれ森林組合さん、また町の対策、一つの事業として積極的に取り組んでおられるところは理解しておりますが、その中で、今、西会津町がいろんな変化があります。環境問題という関連のことで質問いたしますが、ある個人の山林が今、売買されております。それはいろんなところを探っておりますが、それがどういうことかという情報は町ではご存知ですか。そういう個人的な山林が売買されているところという情報なんかはご存知ですか。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 個人の売買、1 件 1 件を掌握しているわけではありませんので、ただ、一定規模以上伐採する場合は届出が必要になりますので、その点については把握しておりますが、それ未満のものについては把握しておりません。以上です。

○議長 3 番、青木照夫君。

○青木照夫 私は農林業に対しての環境問題ということで質問させていただくわけですが、今ある公害企業社、というか大きな企業社がまとめて何十町歩というものが売られております。1 件ではなくて 2 件目と、それはどういうことかということ、今、自分の会社が公害があると、京都議定書で日本も削減しなければいけないというところで、個人の山林が緑を確保すればプラスマイナス、それで公害を努力しなくてもいいというような何かそういう法律が進められているわけですが、今、そういう状態の中で、もしきちんとしたそういう対策とかを把握していないと、みんなそういう会社の人たちが占めるのではないかと思います。もちろん買い占めたそういう会社は、保全をしなければいけません、今そういうことに対してはまったく情報がないということですが、その点をやはり調査していただいて、これからちゃんとみていただきたいと思います。

それともう一つ、関連ということで話はちょっと変わりますが、今、農林業が積極的に取り組むということなんですけれども、このあいだ町に対してアンケート調査がありました、農林業に対する推進という中身がちょっとあれですけれども、あなたの意見をお聞か

教えてください、まちづくりに関するアンケート調査ということがあります。中身をみますと、町全体のアンケートで、農地を増やしますか、宅地を増やしますかというような中身の内容が書いてありますが、その中で1カ月前の調査アンケートですから、その調査内容、結果は今把握しておられますか。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 前段のおただしであります、いわゆる開発とか、伐採とかの行為につきましては、それぞれ届出、許可行為が必要でありますので、その都度把握できるわけがありますが、いわゆる売買については個人同士の話でありますので、行政が介入できる立場ではありませんので、ご理解を願いたいと思います。

それから、アンケートについては、それはまちづくり対策室のほうで担当してやっていることはご承知のとおりかと思いますが、私のほうで直接お答えする立場ではありませんのでご理解願います。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 担当外ということで、まちづくりということなんですけれども、なおさらこの項目は、今まさに農林業に関することが関連しているわけですので、これが統計の結果どのようになったかまだわかりませんが、そのあとすぐに、同じく農政推進協議会ということで審議会の募集がされております。これは農林業振興に参加したいというかた2名、内容に対しては月1回、ごめんなさい年1回、それで2時間程度、それで1回に報酬は3,200円をという内容の募集要項があります。私はこのアンケートと、そのあとすぐにこの募集要項をみまして、町の取り組む姿勢が今いわれたように、農業、農林業いろいろそういうものの中で、農業は基幹産業でありますし、町長が先頭に立って施策、ミネラルなんとかしたい、日本一にしたいということで取り組んでいるその姿勢の中で、このアンケート調査の内容と審議会募集の内容が整合性が取れないのではないかと、というのは、真剣に取り組んでいたとしたならば、なぜ年1回なんですか。それでなぜ2名なんですか。農林業に携わる人が本当にこの町を良くしたい、農業を良くしたい、林業を良くしたいという人があるならば、私も参加したい、そういうかたがたが2名ではなくて、20名いてもおかしくはないんじゃないんですか。なぜ年に1回なんですか、その点、これはまちづくりの担当ですか、伺いたいと思います。

○議長 青木君、再三申しますが、あなたの質問は、質問の内容がかなりずれていますので注意してください。これに対しては答弁求めるんですか。

○青木照夫 そうです。関連質問ですから。

○議長 あなたの指針を聞くための一般質問ではありませんので、後日にしていただけないか。あとの機会に。

○青木照夫 これはおかしいですか。私は、時間内であれば許されるのでは。

○議長 時間内なら何でもありません。そのための通告制をとっているんですが、その辺あなた十分理解していないようです。

○青木照夫 再々質問で関連質問ということでいっているんですが、おかしいですか。

○議長 おかしいです。そういうことをやっていったら、一般質問の通告制のルールなんかは無視されてしまうから私は注意しているんです。時間内だから何でもありというのは

認めることはできません。質問を終了してください。

3番、青木照夫君。

○青木照夫 私は関連質問ということで、農林業に対するそういうことだから可能であると信じておりましたが、議長がそれは内容が不適切であるということであれば、またこれは次回で再質問、改めて再質問したいと思います。以上であります。終わります。

○議長 暫時休議します。(11時37分)

○議長 再開します。(13時00分)

7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 7番、五十嵐忠比古でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。なお、3点ほど順次質問をいたします。

少子化に伴う複式学級についてであります。

1点目ではありますが、本町の小学校は少子化に伴い児童数が減少し、現在では複式学級が増加している現状にあるが、本町5校の中で平成21年度は、何校で何クラスが複式学級になるのかお伺いをいたします。

2点目でございますが、複式学級解消のための町単独の非常勤講師の配置について、学校名と人数についてお伺いをいたします。

3点目でございますが、少子化に伴う小学校の統廃合へ向けての、町小学校適正配置検討会議の今後の計画及び現在までの進捗状況についてお伺いをします。

質問の2点目でございますが、町内の雇用情勢と商品券の発行についてであります。

まず100年に一度といわれる世界的な金融危機の悪化により、自動車、半導体などの輸出型企業で雇用調整が加速をしている中で、会津地方においても企業の業績悪化により失業者が増加をしていると思うが、また町内企業の現状はどうかと、今後の景気悪化に伴う失業者に対する町の対応、対策についてお伺いをいたします。

2点目でございますが、景気悪化により町民の中には、雇用問題や生活不安などさまざまな悩みを抱えている人が少なくないと考えられますが、役場庁舎内へ緊急相談窓口の設置の考えはないかお伺いをします。

3点目でございますが、厳しい経済情勢の中にあって、消費者を取り巻く環境は悪化の一途をたどっている中で、消費活動の促進と町内商店街の活性化、さらには町の活性化を目的とした町内限定の地域振興券または商品券の発行の考えはないかお伺いをいたします。

3点目の質問ではありますが、新型インフルエンザ対策についてであります。新型インフルエンザが警戒されるようになってから10年以上が経っていると思います。大流行はいつかは起こるだろう、その時期はだれも予測ができません。世界的に大流行の危機が懸念される新型インフルエンザ対策について、対策の手順に沿って訓練等を実施している自治体もあるが、本町では十分な情報収集及び準備、対応はできているのかお伺いをいたします。以上です。明確なる答弁をよろしくお願いします。

○議長 町長、山口博續君。

○町長 7番、五十嵐忠比古議員のご質問にお答えをいたします。

町の活性化を目的とした商品券等の発行の考えはないかとのおたがしであります。議員おたがしのように、世界的な金融危機の影響によりまして、我が国の基幹産業である自動

車産業を中心に減産体制を余儀なくされ、昨年末から全国で大量の人員整理計画が報道されるなど日本経済と国民生活に大きな影響を与えております。

また、町内商店においても、急激な景気後退と雇用情勢の悪化により、消費者の買い控えなどによる消費減退の影響を受け、今後もさらにその影響が予想されるところであります。国では、昨今の景気後退による生活者の不安に対処するため、平成20年度補正予算で、総額2兆円となる定額給付金事業を予算計上し、今日4日には関連法案が成立したことから正式に事業実施が決定されたところであります。

本給付金には、家計に対する緊急支援のほか、地域の消費拡大を図り、景気刺激効果を期待する目的があるわけでありまして、全国の政令市を含めた各市町村において、さまざまな取り組みがなされようとしていることは、議員ご承知のとおりであります。本町でもこうした趣旨を受けて、町商工会と定額給付金を地元消費に結び付ける効果的な方策について協議を行ってまいりました。

その結果、商工会より、地元商店での消費拡大を図り地域経済の活性化につなげるため、町内商店等が一体となって、この景気状況を乗り越える連帯意識を図るためにも、プレミアム付き商品券を発行したいという商工会の強い意向がありましたので、町といたしましても、今日の経済状況を緊急事態としてとらえ、積極的に商工会と連携して対応してまいりたいと考えているところであります。

プレミアム付き商品券の具体的な内容につきましては、現在商工会と調整中で、商品券のプレミアムは町内消費を促進するためよりインパクトのある20%とし、広く町民の皆さんに利用していただけるよう一世帯の購入上限や、短期間に地元消費に結び付けるため一定期間の使用期限を設けるなどの内容で現在調整しているところであります。これらの具体的な内容について早急に調整し、町といたしましても最大限の対応をしまっている考えでありますので、それに係る所要経費については、今議会中において追加補正として提案し、ご議決を賜りたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

その他のご質問については、担当課長から答弁いたさせます。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 7番、五十嵐忠比古議員のご質問のうち、町内の雇用情勢についてのおただしにお答えいたします。

はじめに町内企業の現況はどうかのおただしであります。町内の主な企業から経営状況について聞き取り調査をいたしましたところ、製造業で3月現在の受注が昨年同月比15%から50%減を始めとし70%減の企業もあり、今後の見通しについても非常に厳しい状況にあるとのことであります。また、生産計画の減少から、今後の従業員の雇用調整については、製造業ではすでに人材派遣会社からの派遣従業員全員の契約の打切りを実施している企業もあり、この3月にはパート従業員の契約更新をしない企業もあるとのことであります。

このように町内の企業においては、派遣従業員やパート従業員などの人員整理はあったものの、正規従業員の削減まで計画しているところはなく、生産ラインの一部停止や、操業日数の短縮、さらには従業員の自宅待機などで受注の減少に対応しているとのことであります。また、町内の主な企業20社の昨年9月1日の従業員数は734名でありましたが、

本年3月1日現在の従業員数は722名であり総体としては20名の減になっております。

また、今後の景気悪化に伴う失業者に対する町の対応・対策につきましては、国から雇用情勢の急激な悪化に対する具体的な雇用対策が示されたことから、新年度予算に計上し「緊急雇用創出事業」並びに「ふるさと雇用再生特別交付金事業」を県に要望し、4月実施に向け準備を進めているところであります。

次に、緊急相談窓口設置の考えはとのおただしであります。企業の支援対策や雇用対策は経済振興課が所管しておりますことから、経済振興課が今までも中心となり関係課との連携を深めながらその対策にあたっているところであります。さらには、求人情報などの周知対策といたしましては、毎週木曜日に更新され送られてくる「ハローワークの求人情報紙」を町民情報課や経済振興課に配置しお知らせしているとともに、情報紙の配置についてはケーブルテレビや町のホームページでも周知を図っております。また、「就職相談会」のチラシなどは全戸配付するなどして必要な情報を提供しているところであります。さらには役場にお出でになったかたに対しては具体的に相談等に応じるなど対応しているところでありますのでご理解願います。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育課長 7番、五十嵐忠比古議員のご質問のうち、少子化に伴う複式学級についてお答えいたします。

はじめに平成21年度における小学校の複式学級数の見込みについてであります。平成21年4月1日現在の新入学児童数を含めた児童数で推計しますと、新郷小学校で3学級、奥川小学校で2学級、群岡小学校で2学級となり3校合計で7学級が複式学級になる見込みであります。

次に町単独の非常勤講師についてのご質問についてお答えいたします。平成21年度の複式学級緩和対策事業としまして、新郷小学校と奥川小学校には各2名、群岡小学校には1名の町単独の非常勤講師をそれぞれ配置する計画であります。そのほか、群岡小学校には、県費負担の非常勤講師が1名配置される見込みとなっております。

非常勤講師の配置計画立案につきましては、該当する小学校長と児童数の推移や直面する学校経営上の諸課題などを十分協議し、学校の実態を考慮しながら適切な配置を心がけておりますのでご理解願います。

○議長 まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 ご質問のうち、小学校適正配置に関してのこれまでの進捗状況と今後の進め方について、お答えをいたします。

町では、小学校の児童数の減少により複式学級が増加し、学校の小規模化が進んだことから、教育環境や学校運営にもさまざまな影響を及ぼしているため、町教育委員会での適正配置を進めるとの方針を受け、「町小学校適正配置検討会議」を設置し、現在、適正配置に向けた検討作業を進めているところであります。

この「町小学校適正配置検討会議」であります。小学校の適正配置に関しての役場内部の検討組織であり、副町長を議長とし、教育長及び各課等の長を構成員として昨年10月に設置をいたしました。これまでに2回開催をしており、役場内での情報共有を図るとともに、今後の進め方などについて検討をしてきたところであります。検討会議の今後の

進め方としましては、理想的な教育環境や学校運営を見据えた基本理念の策定やスケジュールの検討などを行うこととしております。なお、平成21年度につきましては、小学校の適正配置の基本方針や具体的な方向性などを検討していただくため、学校関係者をはじめとして多くの方による検討の組織を設置していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 新型インフルエンザ対策についてのご質問にお答えいたします。

新型インフルエンザウイルスとは、動物、特に鳥類のインフルエンザウイルスが人に感染し、人の体内で増えることができるように変化し、人から人へと感染ができるようになったもので、このウイルスが感染して起こる疾患が新型インフルエンザです。新型インフルエンザウイルスはいつ出現するか、誰にも予測することはできませんが、近年、鳥インフルエンザが鳥から人に感染する事例が数多く報告されております。この鳥インフルエンザが変異し、新型インフルエンザが発生する可能性が危惧されているところであります。

現時点では、人から人へ感染する性質を持つ新型インフルエンザの発生は確認されておりませんが、国や県では発生段階に応じた行動計画を作成したところであります。福島県の新型インフルエンザ対策行動計画によりますと、感染力が強いことから、感染拡大を可能な限り防止し、健康被害を最小限に抑えるとともに社会経済的機能の破綻を防ぐことにあるとしております。そのため、全県的な視野に基づいた対策が必要であることから、県や市町村、関係機関が連携して行動することを基本とし、情報の収集と提供をはじめ、抗インフルエンザウイルス薬の計画的な備蓄や受入医療機関の整備などを行うこととしております。

新型インフルエンザは国の感染症に関する法律に規定された疾病であり、国、県、市町村の役割が定められておりますので、本町といたしましても、県や関係機関と連携をしながら、新型インフルエンザへの対応やワクチンの開発状況等の情報を早期に把握し、提供するなどのほか、発生した際の対応マニュアルを整備してまいりたいと考えております。なお、新型インフルエンザ対策は、通常のインフルエンザと同様の感染予防に努めることが重要です。日頃からの、外出後のうがい、手洗いや、バランスのとれた栄養と休養をとり、体力や抵抗力を高めるという基本的なことが大切ですので、これまでも実施してまいりましたが、今まで以上に徹底していただくように町の広報紙やケーブルテレビなどによって啓発してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それぞれただいま答弁もらいましたが、だいたい理解はできましたが、商品券についてであります。これプレミアム付き商品券、今、商工会と調整中のことの答弁をもらいましたが、これ時期はいつごろになる予定ですか。なるべく早くお願いしたいと思っておりますので、それ1点と。

あと町内の雇用情勢と商品券の発行についてであります。間違いました。

緊急相談窓口の設置の件ですが、これは現在まで相談何件くらいあったかちょっとお聞きします。

○議長 副町長、薄友喜君。

○副町長　それでは、商品券についてでございますが、事務的なことですので私のほうから答弁させていただきますが、先ほど町長の答弁にもありましたように、商品券の発行については今、商工会と調整中でございます。これには当然町の負担が伴ってまいりますので、今議会中に補正予算の追加をお願いすることで、今考えております。したがって、その予算議決がいただけましたならば、早急に取り組んでまいりたいということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長　経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長　雇用情勢に関しての具体的な相談件数はということですが、今まで二人のかたが直接相談においでになりまして、町で持っている情報とか、またさちにホームページからハローワークへの求人情報、直接インターネットでできますので、その辺のことも丁寧に説明申し上げたところであります。以上です。

○議長　7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古　あともう1点でございますが、少子化に伴う複式学級についてでございますが、ただいまの答弁の中で奥川、新郷、群岡とありましたけれども、これは町のあれでお願いしているんですか、町の歳費で、県とは別の講師ですか、その辺をちょっとお聞きします。

○議長　教育課長、高橋謙一君。

○教育課長　ご質問にお答えをいたします。

先ほども申し上げましたが、複式解消で配置しております町単独の非常勤講師でございますので、町費で支出しているのが現状でございます。

○議長　6番、渡部昌君。

○渡部昌　6番、渡部です。私は一般通告書に基づき、3項目ほど質問いたします。質問の中で意味が重複する部分があるかと思いますが、そのときはご了承ください。

今年は記録的な地球温暖化により雪の降雪量も少なく、農業にとりまして大変に水不足が懸念される所です。景気もアメリカのサブプライムローンからはじまり、世界中が不景気のどん底に入り、日本のGDPもマイナス12.7%ということで、世界で一番悪い状況になっています。失業者の数も全体で約40万人と推定されており、景気はまだまだ悪化する傾向であります。

不安定な社会情勢の中で自立の町を目指して、生き残りをかけて協働のまちをつくるため、昨年4月に西会津町まちづくり基本条例が施行されました。1年を経過します。西会津町まちづくり基本条例は、名称が長いので私は簡略しましてまちづくり条例と呼ばさせていただきます。私は質問するその背景についてちょっと説明します。

このまちづくり条例について、町民のみなさんの声を届けていきます。まちづくり条例ができる2年4カ月くらいは、町民のみなさんに作業の状況がよくみえてきましたが、施行後、まちづくり条例は何をしているか、さっぱり何もみえてこないという声が多くあります。町民のみなさんがいうのには、今一番大事なことは、西会津町に住む全町民の意識改革ではないですかと、多くの町民のみなさんの声を聞かれました。私たち議員は、2月の20日の議員の全員協議会にてまちづくり条例について1年間の進捗状況の説明を受けたので理解はしました。町民のみなさんは、まちづくり条例に対して並々ならない熱意と

期待をしております。町民のみなさんにまちづくり条例を施行してからこの1年間、どんな作業をしたか、内容についてPRを兼ねて、理解ができるよう簡潔に説明していただきたいと思います。

それでは質問します。まちづくり条例が施行してから1年になりますが、今ひとつ町民の盛り上がりが見えませんが、どう思いますか。

2番目としまして、協働のまちを推し進めたこの1年間、町民に対して意識改革の啓発と周知徹底を図るため、どのような作業をしましたか。これは前回の議員からも出ております。

協働のまちとして行政に反映するのはあと1年後の猶予があります。重要なことは、町民、議会、行政が三者一体となって意識改革、行動改革、行財政改革等に積極的な取り組みの考えと具体的な方法はなんですか。

将来、町の青写真となる総合計画の進捗状況はどうなっていますか。

新年度の予算に、まちづくり条例の趣旨は活かされていますか。これらの点についてお尋ねをいたします。

小学校の適正配置等の推進について尋ねます。

私は教育関連について過去5回ほど質問してきましたが、その都度教育委員会は、常に検討します、検討中という答弁が多かったように思います。町から独立した機関として教育委員会は教育行政を委任されているわけです。学校の運営管理はもちろん、児童生徒の目線で教育環境を整備して、保護者や地域住民のニーズをいち早く情報をキャッチして、率先して西会津町の教育行政をリードしていただきたいと望みます。それでは質問に入ります。

12月の議会で町と初めて教育委員会が、小学校適正配置について検討に着手したというが、検討の内容と項目についてお尋ねします。

小中学生の医療費について、県内の市町村は21年度中に7割方が医療費を助成して無料化を検討しているが、本町はどのように考えているか、これは昨年12月28日の民報に大々的に載っておりました。この考えは、子育て支援策でもあり、また少子化の歯止めにもつながると私は思います。現在、本町の実態を尋ねます。

群岡小学校耐震診断結果について、内容と耐震ランクは。今後の対策と安全計画についてお尋ねします。

3項目目を質問します。本年7月は町長の改選にあたり、山口町長は町長選へ出馬のご意向はありますか、どうですか。

まちづくり条例が施行して1年が経過します。山口町長は就任してから、町民が豊かに安心して暮らせる行政を一貫して進め、大きな実績をあげてきました。新しいまちづくり条例は、今日までだれもなし得なかった画期的な、町民みずからつくった手づくりの憲法です。これは山口町長の政治理念のもと、先見の明と深い洞察力があったからです。まちづくり条例が求めている協働のまちをつくる先鞭をつけました。このまちづくり条例を軌道に乗せる責任があります。活力に満ちた協働のまちをつくるには、100年に一度という厳しい社会情勢の行く手には、幾多の苦難と課題が山積しています。山口町長、いまだかつてない強いリーダーシップを発揮して、町民の意識改革を促して、町民のため、町民の

協働のまちを目指して7選へ出馬するご意向がおりますか、お伺いいたします。質問を終わります。

○議長 町長、山口博續君。

○町長 6番、渡部昌議員のご質問に、お答えをいたします。

我々地方自治体を取り巻く情勢は、平成7年に旧地方分権推進法が制定されて以来、第一期の地方分権改革が進められ、機関委任事務制度の廃止など、一定の成果はみられたものの、先の三位一体改革においては、国の財政健全化が優先され、多くの地方自治体において、地方交付税や補助金が大幅に削減され、極めて厳しい財政運営が強いられるなど、大変不満の残る結果に終わったところであります。

国では、引き続き第二期の地方分権改革を推進するため、平成19年4月に新たな地方分権改革推進法を施行したところであり、国の地方分権改革推進委員会からは、昨年5月に第一次勧告が、12月には第二次勧告が示され、中央政府と対等・協力の関係に立つ「地方政府」を確立するため、住民に身近な行政はできる限り地方自治体が担うという「基礎自治体優先」の原則に基づき、「権限移譲の推進」「自治事務の法令による画一的な義務付けや枠付けの見直し」「国出先機関の見直し」など、具体的な改革案が政府に対し提言されたところであります。

さらに、今春に予定されております第三次勧告では、「税財政改革」が盛り込まれる方針であり、これに基づき、国では地方分権推進計画や新しい地方分権一括法案が作成される見込みであります。また、その一方で、道州制につきましても、国の道州制ビジョン懇談会等における議論が進み、基本法案の作成に向けた動きが活発化することが予想されているところであります。

このように、地方自治が大きく変遷する中、本町では、地方分権時代にふさわしい新しいまちづくりを進めるため、平成17年6月に町民・議会・行政の三者によって組織された「まちづくり委員会」を設置し、早稲田大学大学院教授・北川正恭先生のご指導をいただきながら、2年4カ月にわたる議論の末、町の憲法となる「まちづくり基本条例」が昨年4月に施行されたところであり、町民・議会・行政の三者が一体となった新しいまちづくり、すなわち「協働のまちづくり」が始まったところであります。

さて、ご質問のありました町長選への出馬についてであります。去る2月11日に後援会主催の「新春の集い」におきまして、7選出馬への要請をいただいたところであります。現在の西会津町の状況をみると、私は町民の皆さんが主体となって作り上げた町の憲法である「まちづくり基本条例」の趣旨をしっかりと遵守し、擁護していくとともに、協働による新しいまちづくりをしっかりと軌道にのせていく責任があると感じておるところであります。

また、町民の究極の幸せは健康であります。このため、私がこれまで取り組んでまいりました保健と医療と福祉の連携を強化したトータルケアのまちづくりにつきましても、さらなるレベルアップが必要でありますし、ICTのまちづくりにつきましても、ケーブルテレビ高度化事業を進めておりますが、これらを活用した地域経済の活性化も図っていかねばなりません。さらに、ミネラル栽培につきましても、生産の拡大と販売システムの確立など、早急に解決していかねばならない課題が、まだまだ山積しているところ

であります。

そして、先ほど申し上げましたように、地方の自立に向けた真の地方分権改革を進めるため、住民本位の地域づくりが進められることのできる地方自治のあり方について、町民の皆様の理解をいただきながら、時に国と対峙する気概をもってさまざまな改革に取り組んでいく必要があると考えております。

このように、極めて重要な時期を迎えております西会津町の将来を考えたとき、町民の皆様の負託がいただければ7月に執行されます町長選挙に出馬し、その責任を果たしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 6番、渡部昌議員のまちづくり基本条例についてのご質問にお答えいたします。

町民の皆さんを「まちづくりの主役」として、地方分権時代にふさわしい町民・議会・行政の三者が一体となった「協働によるまちづくり」を基本理念とする「西会津町まちづくり基本条例」が施行され、1年が経過しようとしております。ご承知のように、まちづくり基本条例は「まちづくり委員会」の皆さんが2年4カ月の歳月をかけ、町民の視点に立って、それぞれの「思い」を込めてまとめた、町の憲法といえる条例であります。

町といたしましても、基本条例の趣旨に基づいた「協働のまちづくり」を進めるため、これまで条例に規定された内容を町民の皆さんに理解していただく作業として、基本条例の内容をわかりやすく解説した手引きの配布や広報紙・ホームページへの掲載、北川正恭先生による講演会の開催などを通して、周知・啓発の作業を行ってきたところであります。

また、基本条例第8章においては、町民の皆さんが積極的にまちづくりに参加し、意見を出すことのできる仕組みとして、「町民参加による検討組織の設置」「審議会等の委員の公募」「町民懇談会の開催」「意見公募」「住民投票」が規定されておりますが、その第一歩といたしまして、現在、町民参加による検討組織である総合計画検討会議をはじめ、各種審議会等に多くの町民の皆さんが公募委員として、積極的にまちづくりへ参加していただいております。基本条例の趣旨に基づいた新しいまちづくりが着実に進んでいるところであります。

一方、新年度の予算に対しましても、基本条例の趣旨を体して、町民の皆さんの立場に立って、何が必要なかを十分に見極めながら編成したところであります。

今後は、「審議会等の整理統合」「組織体制の評価・検証」「新たな行財政改革大綱の策定」「新しい文書管理システムの調査・検討」などについて、しっかりとした行財政基盤を確立しながら、職員の意識改革・行動改革を併せて進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、新しいまちづくりの主役は町民の皆さんであります。基本条例が施行され1年が経ったからといって急激に変るものではありませんが、町民・議会・行政の三者がお互いに協力し、新しい意識を持って、その趣旨を遵守し、しっかりと擁護していくことが新しいまちづくりを進めてうえで重要であると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 ご質問のうち、はじめに「総合計画」策定の進捗状況についてお

答えをいたします。

新しい総合計画につきましては、町長の主要事項報告の中で申し上げましたとおりですが、「まちづくり基本条例」に基づきながら、まちづくりを進めていく上で最も上位に位置する計画として、平成 22 年度が初年度となるよう策定の作業を進めております。

策定にあたりましては、町民の皆さんで組織いたしました「総合計画検討会議」が意見やアイデアを出し、役場内部の策定組織であります「総合計画策定プロジェクトチーム」がその出された意見などを尊重しながら、素案の作成を進めていきます。その後、役場内部の組織であります企画会議での検討や公募の委員が参加する「審議会」などで審議をいただきながら、作成していくこととしております。

計画の策定組織でありますプロジェクトチームの現在の状況であります。今まで取り組んでまいりました現行計画の評価検証の作業が完了したことから、新しい基本構想の素案の作成を進めているところです。

一方、町民の皆さんから意見をいただく「総合計画検討会議」は、昨年 6 月に発足をしてから、現在までに 9 回開催をしております。第 1 回から第 4 回までは、基礎的な学習期間として、町を取巻く状況や町の現状などを学習し、第 5 回では座長・副座長を選出するなど、検討に向けた体制づくりを行いました。11 月に開催しました第 6 回からは、町の将来像を検討するなど、基本構想へ盛り込む内容の検討に入ったところです。

このように、新たな総合計画の策定につきましては、概ね予定どおりに進んでいるところであり、12 月議会定例会には提案できるよう、今後とも鋭意作業を進めていく考えであります。なお、計画策定の進捗状況につきましては、町広報紙やケーブルテレビ、町ホームページなどによりまして、随時、お知らせしてまいりますので、ご理解願います。

次に、小学校適正配置に関するご質問につきましては、7 番、五十嵐忠比古議員にお答えしたとおりでありますので、ご理解を願います。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 小・中学生の医療費の助成についてのご質問にお答えいたします。

町はこれまで、少子化対策を重点施策の一つとして位置付け、子供を産み育てやすい環境づくりのための各種施策を実施してまいりました。

具体的には、妊婦健康診査の無料化や出産祝金、そして乳児保育や延長保育などの保育内容の充実、さらには保育料の軽減などさまざまな子育てに対する支援策に努めているところでもあります。

また、子供に対する医療費の助成につきましては、乳幼児の疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、子供を安心して産み育てる環境づくりを目的として、小学校就学前の乳幼児を対象に、医療費の自己負担分を「乳幼児医療助成事業」により、町が全額助成しているところでもあります。

また、受給者の利便性を図るため、会津管内の医療機関において受診した場合には、町が直接、医療機関に医療費の自己負担分を支払うこととしたことから、受給者は医療機関等の窓口において支払いを要しないところでもあります。

さらに町では、町長が今議会の提案理由の中で申し上げましたように、子供を安心して生み育てる環境づくりとトータルケアの町づくりを推進するため、本年 4 月から医療費助

成の対象者を、これまでの「小学校就学前の乳幼児」から新たに町単独事業として「中学3年生の生徒」まで拡大する「子育て医療費サポート事業条例」をご提案したところであり、町は今後も引き続き、安心して子供を生み育てられる環境づくりのための少子化対策を積極的に進めてまいりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育課長 6番、渡部昌議員のご質問のうち、群岡小学校の耐震診断結果の内容と今後の対応についてお答えいたします。

小学校校舎等の耐震化対策につきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定により昭和56年以前に建築された建築物について耐震診断及び耐震改修に努めることとされております。建物の耐震性は、構造耐震指標いわゆるI_s値という数値が高いか低いかで判定されることになっております。国土交通省及び福島県では、安全の目安としてI_s値を0.6以上としております。

群岡小学校の耐震診断結果と内容についてであります。まず校舎の構造耐震指標I_s値は、全体的には比較的高い数値を示しておりますが、判定には一番低い数値を採用することになっており、耐震性ランクとしましてはCランクでありました。判定結果の総合所見では、校舎に向かって横方向は、各階とも窓が多く壁が少ないために耐震性が低いことと、校庭側の柱の一部において耐震性が低い内容でありました。

次に体育館であります。構造耐震指標I_s値としましては、校舎同様に全体的には高い数値を示しておりますが、一部において最小値が0.3未満でありましたことから耐震性はDランクの判定でありました。

判定結果の総合所見では、屋根及び一部の柱、基礎において耐震性が低い内容でありました。

今後の対策と安全計画についてであります。群岡小学校の耐震診断結果を受け、町の全体的な事業計画や財政状況、小学校適正配置など町長部局と調整しながら耐震補強について検討して行く考えであります。児童の安全対策につきましては、当面は日頃からの緊急避難訓練の指導強化を図るなど安全対策に努めてまいりますのでご理解願います。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 学校の適正配置等についての質問をします。

12月の議会で教育長から町部局とはじめて検討に入ったということですが、今の内容では何をやったのか、どういう検討をして、いつ何をやるのかということが全然わかりません、これでは、それで、教育委員会としましては、どのような内容を考えておりますか聞きます。

○議長 暫時休議にします。(13時57分)

○議長 再開します。(14時01分)

まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 ただいまの質問について答弁申し上げます。

小学校の適正配置の関係でございますが、現在小学校の適正配置につきましては、役場内部の検討組織であります小学校適正配置検討会議、これを副町長を議長といたしまして、教育長及び各課等の長を構成員といたしまして、昨年10月に設置をいたしました。その中

で進め方でございますが、まずは役場内部での情報の共用を図るとともに、今後の進め方などについて検討しております。その今後の進め方でございますが、理想的な教育環境や学校運営を見据えた基本理念、これにつきましては教育委員会のほうが主体となって作成をしていきますが、その作成と今後のスケジュールの検討ということを検討しております。

したがいまして、学校教育の環境や学校運営を見据えた基本理念、これについては教育委員会が中心となりながら、この検討会議の中で検討を進めているというような内容でございます。

一方町としましても、今後のスケジュール等を検討しながら、先ほども7番、五十嵐議員にお答えしましたが、来年度につきましては、一步進めまして、小学校の適正配置の基本方針や具体的な方向などにつきまして、学校関係者をはじめといたしました多くの皆さんによる組織を設置し、その中で検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 私はそういう検討会議のことを聞いているのではないんですよ。教育委員会は何を考えてどういうふうにやるのかと、それを聞いているわけですよ。教育委員会としては、首長部局に対して、これはこういうふうになっているんだと、今後こういうふうに進めたいんだというような計画を持ってやらなかったら、いつまでたってもできないと思うんですよ。私はそれを聞きたいんですよ、根本的なことなんです。

○議長 教育長、長谷川隆夫君。

○教育長 適正配置に関する教育委員会の考え方ということのご質問でありますので、私のほうからお答え申し上げます。

この小学校の適正配置に関します基本的な方針につきましては、昨年7月の教育委員会定例会で適正配置を進めるという議決をいただきました。それを受けまして、町長部局のほうに、その方針を伝えまして、町としても検討に入るという決断をいただきまして、町長が12月定例会で皆さんに申し上げたとおりであります。その部分を踏まえまして、今、まちづくり政策室長が申し上げましたとおり、より具体的な適正配置の方法、または仕組みですね、これらをこれから検討していきたいなというふうに考えております。

また、具体的にどういうふうになるかというのは、先ほど申しましたように、町の審議会等でいろいろご議論をいただくというふうなことになるかと思っております。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 教育長ね、ちょっと間違っているんじゃないの、やり方が。なぜかという、教育委員会というのは独立した民主主義の、独立した一つの部局なんですよ。それは国の文部科学省ですか、そこいらとか、いろんな県からとか、直接くるわけですよ。それに対して統合するかしらないかは、教育委員会としてちゃんと持ってほしい、自分達の考えを。そして、第1案、第2案、第3案をつくって、それで教育部局と相談してやるのが筋道ではないですか。普通の会社はみんなそうやってやるんですよ。今聞いたら何にもないから質問もできないわけですよ。どういう考えですか。

○議長 教育長、長谷川隆夫君。

○教育長　　ご質問にお答えいたします。

具体的な中身というふうなお話でありますけれども、教育委員会内部では、こういうふうなあり方、小学校適正配置のあり方はこういうのが望ましいというふうな議論はいたしました。ただそれを、今お話しますと、それがありきみたいな形になってしまうのではないかというふうな心配もしております。また、教育委員会、独立した行政機関でありますけれども、いわゆる学校の設置というのは町長の権限であります。したがって、適正配置も含めて、そういうことでありますので、また加えて財政的な面もありますから、教育委員会がこうあるべきだといっても、それは町の全体の中での事業の調整というのがありますので、そういう意味で町長部局と調整を図りながら進めていくというような考え方であります。

○議長　　6番、渡部昌君。

○渡部昌　　どうも教育長とかみ合わないようですけれども、教育委員会というのは権限があるわけですよ、学校関連から運営から、役職の認定から教科書の選定から、すべて任せているわけですよ、委任されているわけですよ。だから、教育長は町民の地域の人や、保護者や、みなさんの声をいち早くキャッチして、それを検討して、それで町長部局にこれはこうですよと、できないときはこうやりましょうというような、やっぱり計画、プランをつくらないで、今のままだったらいつ統合できるかわかりませんよ。国では少子化対策については、少子化の学校は早く統合しなさいとっているわけですよ。そうすれば、統合すれば、7番議員がやったように、複式学級もみんな解消してくるわけなんですよ。子供はやっぱり国の宝なんですよ。21世紀を担う子供たちは一日でも早くそれをやらないと、子供が迷惑しているんですよ、どう思いますか。

○議長　　教育長、長谷川隆夫君。

○教育長　　お答えいたします。

確かに良好な教育環境を整備するというのは、我々の務めであります。したがって、そういう意味で小学校適正配置というところも進めるというふうになったわけですが、ただ、その適正配置ができるまでの間、今の現状の中できちんとした教育をしていくというのが我々の務めではないかというふうに思っております。

○議長　　6番、渡部昌君。

○渡部昌　　それではもう一度聞きます。西会津町の町長は教育にもものすごく理解があるんですよ。なぜかという、西会津町中学校は東北でも一というくらい環境がいいわけですよ。ところが小学校を統合するには10年以上かかるんですよ、これから。もっと早くやらないと、あと10年もかかったらどうするんですか。子供たちがかわいそうですよ。だから今後それを推し進める計画、プランをつくるあれがありますか。

○議長　　教育長、長谷川隆夫君。

○教育長　　お答えいたします。

これからの小学校の適正配置ですけれども、10年というお話がございましたが、私としてはそんなにかからないで、ぜひ適正配置を進めたいというふうに思っております。それと、具体的にどういうふうに枠組みにするかというのは、これから町民の皆さんと、いわゆる保護者の皆さんを含めて考えていかなければならないわけですが、その辺が、私のほ

うから、教育委員会でこうだよというふうにいつてしまいますと、それがありきになります、先ほど申しましたように。そんなありきになりますので、やっぱり保護者の意見も聞きながらきちんと、教育委員会の方針としては持っておりますけれども、それはおおい説明をしながらやっていくしかないと思っておりますけれども、そういうふうにやっていきたいと思っております。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 今、方針は持っているというお話ですから、これはその辺でやめます。

それでは、群岡小学校の耐震についてお尋ねしますけれども、群岡小学校もDランクなんですよね、講堂は、体育館ですか。それはもしも、これは早く補強するなりなんかしないと危ないと思うんですよ。なぜなら、災害は忘れたころやってくるなんていつていますけれども、地域の住民の人たち、みんな避難する場所になると思うんですよ。

それともう1点、群岡小学校全体でいいますと、校門に入る塀がありますね。あれが50メートルくらい長さで傾いているんですよ。これはいつごろ直すあれがありますか。ちょっと聞いておきます。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育課長 群岡小学校の今後の耐震化計画についての再質問でございますが、先ほども申し上げましたとおり、町の全体的な事業計画や財政状況、さらには小学校適正配置など、町長部局と調整しながら検討していくという考えでございます。なお、危ないというような、危険だというような表現でございましたが、先般の全員協議会でもご説明いたしましたとおり、震度6強の地震がきてもすぐに倒壊、崩壊するということではございません。弱い部分に亀裂が入るなり、ひびが入るという、その程度ではないかということで、専門の設計事務所からは聞いております。そのためには、常日頃からの先生と児童生徒の避難訓練、または災害に対する意識付けというのが大切かと思っておりますので、その点を十分教育委員会として指導してまいりたいと考えております。

あと、正面に向かいまして門の右側の塀の傾きということでございますが、現在傾いておりますが、原因が土圧であるのか、さらには樹木の根によるのか、その辺の原因を現在究明しているところでございまして、この塀につきましても、すぐに倒壊するというものではないということで考えておりますので、今後、調査をした上で検討してまいりたいと考えております。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 課長ね、安全対策の中身は何にもあまりいわないんですけれども、あの校舎の窓側が危ないということだよ、学校は。そうしたら、その窓側から3メートルくらい離れて授業をやっているんですか。細かいことをいつて悪いんですけれども。あと、学校のブロック塀があるんですよ、あれが50メートルにわたって下垂でいるんですよ。それで地元のあれから早く直してくれ、危なくて通れないと。それで私は校長に聞きましたよ、どうしているんですかと。安全対策として反対側の道路の端側を行き帰り通っていますと、これがもし倒れて、地震だけで倒れるとは限らないし、もし土圧で押されている可能性は多いんだ、見てきたら50メートルもこんなになっているんですよ。それで私は、教育長に早く対処してくれと申し込みましたが、いまだかつて何のあれもないし、それで、やはり

安全対策上、それは早急にやるべきだと思うがどうですか。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育課長 質問にお答えをいたします。

地震発生時に一番注意しなければならないのは、落下物、そして先ほど議員申されました窓側の窓ガラスの割れて飛散する、さらにロッカーやキャビネットなどの転倒物などが一番最初の揺れに危険な状況でございます。建物はすぐに倒壊することはありませんが、それら地震発生しましたならば、避難訓練の中でも各学校に指示しているところでございますが、そういう落下する危険がある箇所から離れる。または窓際から離れて机の下にもぐりこむ、そのような指導を避難訓練の中でもするように指導しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、先ほど門の右側の塀についてでございますが、現在どういう原因でそのようになったのか調査をしている段階でございますので、その調査を待つて対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 早急に調査して、大至急、補修なり安全なようにしていただきたいと思っておりますが、もしも事故が起きた場合は、これは学校の責任なんですよ、町の責任になるんですよ。そういうことを考えていただいて、早急にプラント、安全対策と考えると、私の本当に聞きたいのは、いつどこで、いつやるのかと、安全はどうしてやるのかと、どういうふうにするんだと、それを聞いたかったんですよ。ただ今、大丈夫だとか、そういうことを聞くんじゃないくて、安全計画はこういうふうにやっています、実施していますとか、そして対策は何年後にやりますとか、それはまあ財政難で予算の問題があります。だけどそれは危険なものは危険だから、やらなければいけないと思うんですよ。そういうことを強く私は、プランをこの次までに検討していただきたいと思っております。私はこれで質問を終わります。

○議長 暫時休議します。(14時18分)

○議長 再開します。(14時45分)

8番、武藤道廣君。

○武藤道廣 8番、武藤道廣です。3月定例会に臨み、当面する課題3項目の質問を通告しておりますので、順次質問します。

100年に一度といわれる経済危機におそわれ、だれもが経験したことのない、町にとって大変大きな不景気と雇用に深刻な状況となっております。町は健康をキーワードとして今までにトータルケアの推進、ミネラル野菜栽培の促進等や情報通信の分野でもケーブルテレビ事業、光ファイバー通信等の事業を展開してきました。これらの政策を進め成果をあげてきたことは評価するものであります。

しかし一方では、町民の皆さんにとって、世代、年代によってさまざまな不安を暮らしの中に感じている部分が多々あります。若い保護者の皆さんにとっては子育ての問題、教育の問題、若者は就労や雇用の問題、そして生活基盤をどう確立するか、これは広い年代に共通する課題でもあります。年老いた人たちは病気や介護、医療や生活交通に対する不安を持っております。これらの不安や問題を少しでもなくすために、まず町が進めている健康のキーワードに安心を加えた、安心に暮らせる地域づくりをまちづくり、それを取り

巻く環境を整備し、より町民との対話を重視した政策を実施されることを提言します。

まず、町の21年度予算編成に際し、まちづくり条例に沿って効率的かつ効果的な予算編成と財政の健全化に努め、従来にも増して財源の重点的かつ効率的な配分に努めたとのことですが、この意味はよくわかりません。我が町は人口の減少と少子高齢化が急速に進み、景気の悪化も加わり、先の見えない不安をいだきながら、すべてに閉塞感がただよっている状況にあります。そんな中で、景気雇用対策はまったなしの課題であり、またどんな時代にも求められるのは人づくりだと思っております。まず21年度予算の特徴としての、どの点に重点を置き編成されたのか、その方向性と具体的な施策、あわせてどのような効果を期待しているのかを伺います。

次に、町内の景気と雇用の現況をどのように把握し、また対応策としての方策はとられているのか、個々の実情に配慮した対応は取られているのかを伺います。雇用維持の要請や企業訪問等により、現況調査はなされたのか、特に悪いのはどの業種に及んでおるのかを伺います。また、県の経営安定特別資金や、町の中小企業振興資金融資制度の周知方法、町中小企業融資制度資金利子補給補助金の利用状況と傾向を伺います。これまでの町の対策の効果と新たな制度、ふるさと雇用再生特別基金事業や緊急雇用創出基金事業を利用した町の直接雇用と民間委託の人数等、またその職種はどのように考えておられるのかお伺いします。加えて、雇用確保につなげるために公共事業を可能なかぎり前倒しし、進捗を促すとともに、経済、雇用対策を進めるべきであり、公共事業の増減と、それらは組み入れたのかを質問いたします。

次に、子育て支援について伺います。小学校就学前乳幼児医療費の無料化から中学校卒業時までの延長は、子供を持つ保護者にとって、また妊婦や乳幼児無料健診、子育て支援の拡大は高く評価するものであります。トータルケアを中心とした健康のまちづくりを目指している我が町の政策としては、他町村の現在の動向をみれば、この決定は遅いと感じたのは私だけなのでしょうか。それはそれとして、少子化の中での今後の子育て支援の方向性を伺うものであります。

次に、まちづくり条例と総合計画について伺います。新しい総合計画で示す将来像はどのように進んでいるのか、その中で安心して暮らせる地域づくりや環境整備についてどのようにとらえられているのかを伺います。また、現在のように緊急的な対応や社会情勢の変化により、長期計画との整合性に変化が生じた場合の対応はどのように取られるのか伺います。

次に、景気対策としての定額給付金について。定額給付金を活用した地元活性化策として、プレミアム付き商品券の販売が取りざたされています。同僚の質問もありました。その計画や対応と、周知方法と期待する効果等を伺います。加えて、給付金を寄附したい人たちの、そういった窓口の設置はどのようになされるのでしょうか。

次に、教育について。人口減少や少子化の進行の中で、議会は小学校の適正配置に関する住民懇談会を開き、町も進めるとの方針を表明しました。その考え方や振興計画がみえてきません。今ほど同様の質問もありましたが、考え方と具体的な計画を伺います。また、実施までの対応として、教育環境の整備や複式学級対応の町独自の教員採用に、今の雇用制度を利用して充実すべきではないか、今、同僚の質問にありましたが、七つのクラスが

複式になり、そのうちに6人は手立てしていると。その1人分をこういった制度を利用しながら充実すべきものと考えております。また、耐震等、施設整備の計画はどのようになっているのか。適正配置検討会議の今ほどの話の中で、耐震計画と耐震工事の進行とその適正配置、どちらを先にするのか伺いたいと思います。

中学校教育について。中学校が統合して7年になりました。当初、統合するにあたり、だれもが統合してよかったと思える学校、日本一の学校を目指し、三つの基本理念と六つの指針を定め、校舎建設もその基本理念と指針によって建設されました。そして現在まで経過しているわけであります。現在、生徒数は当初より80人減と教員数の減もあり、そして今後、ゆとり教育からの返還もあり、見直しや新たな対応が迫られていると思います。そこで、現在の中学校に開校時の精神はどのように受け継がれているのか、町教育委員としてのこの7年間の学校教育運営の評価と課題をどうとらえているのかを伺います。加えて、今後の考え方は、現在教員数減が予測される中での専門教師の確保としての、町単独での補助や、前回以来の雇用制度対応などを検討しながら補充すべきと思いますが、いかがでしょうか。

教育の変革の目的は家庭に返す、家庭での時間確保と家族、地域社会とのつながりの重視や家庭学習の充実にあると思われませんが、結果的には、学校が町の都合、バス交通にあわせたような形での、今回、部活動の時間の短縮、あるいは部活の数の減、これらは教育委員会と学校とか密に話し合われた結果なのか伺います。

次に、西会津高校の存続について。会津坂下まで町民バスの運行により、一時的に分校化が防げられたものの、今後の少子化を考えれば広域的に連携し、入学定数を減じることにも視野に入れた対応をすべきものと思いますが、町の考えを伺います。

限界集落について。県内では19年10月現在、118集落が限界集落といわれております。10年後は618集落になると予想されています。そのような状況のもと、町の限界集落に対する基本的な考え方や姿勢を伺います。

私は基本的には、その地域に住みたい人がおれば、住み続けるためには何らかの手立てを町が続けるべきものと考えております。町の考えはいかがでしょうか。今現在、町は現況の把握や対応をどのようにしているのか、住民にとっての課題や問題点を、どのような方法で把握し対処してきたのかを伺います。今後、地域再生、活性化を目指して持続可能な集落をつくるために、支援員制度や地元住民だけではだめであれば、大学や都市部住民の参画も視野に入れた助成や補助金を活用した、やる気のある集落を行政とともに協働の地域づくりにつなげるべきであり、モデル集落等の取り組みを強化し、早急に対応すべきと考えるものでありますが、町の考えを伺います。

全体的に質問したわけですが、一つ町長に再度、町政に安心のキーワードを取り入れて、それを政策に掲げるつもりはありませんか。以上で私の質問といたします。

○議長 教育長、長谷川隆夫君。

○教育長 8番、武藤道廣議員のご質問のうち、教育について、その2点目の小学校の教育環境の整備・充実についてお答えをいたします。

小学校の教育環境の整備・充実につきましては、学習面では複式学級が引き続き編制されることから複式学級緩和対策として町単独の非常勤講師や必要に応じて特別支援教育支

援員を配置してまいります。また、施設面では老朽化に伴う緊急度の高い修繕等を優先的かつ継続的に実施して児童の安全対策には十分留意するなど、教育環境の確保を図ってまいりますのでご了承いただきたいと思っております。

次に、2項目目の中学校教育についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目の中学校開校の精神は受け継がれているかのご質問でございますけれども、ご承知のとおり、統合西会津中学校は、平成14年4月に開校し、本年3月で満7年を経過いたします。開校に至るまでの間、実に12年間に及ぶ長い期間、中学校適正配置等審議会などで協議検討がなされ、理想的な中学校教育のあり方や教育環境の整備などについて検討され、統合中学校の開校にいたったものであります。

その過程の中で、統合中学校建設の三つの原則が定められました。一つは、温かい雰囲気、ゆとりと余裕のある学校、二つ目は、実力が身に付く学校、三つ目がトータルケアと調和した学校であります。また、そのほかに六つの指針も定められました。一つは、町の施設として誇りに思える中学校、二つ目は、学力が身に付く指導が行われる中学校、三つ目は、国際化・情報化に対応できる人材を育成する中学校、四つ目が生徒の自主的活動を促し、創造性を育成する中学校、五つ目がトータルケアの理念が体感でき、心と体の健康を育成する中学校、最後六つ目が生涯学習施設としての機能を持ち、町民に活用しやすい中学校であります。

これら三つの原則、六つの指針の下に整備方針が定められましたことから、教科教室型の運営方式の導入やメディアセンター化、情報通信技術の整備であります。それから生涯学習施設としての機能、いわゆるインテリジェントスクールであります。それからまた、地球環境に優しい学校、いわゆるエコスクールなど、施設整備や学校運営を目指してきたところであります。これら開校の精神が受け継がれ、それが伝統の礎となり今日にいたっていると認識をしております。

次に2点目の中学校の課題についてであります。保護者からの要望としては、部活動を終えてからの帰宅時間、特に奥川、新郷地区等のバス通学生徒の帰宅時間が午後8時以降と遅く、家庭学習等に支障をきたしているとのご意見をいただいております。そのため本年度、生徒の安全確保、健康・発育面への配慮、家庭団らんの時間の確保と家庭学習の確保を目的に、いわゆる時間割、日課表と申しますけれども、日課表を試行的に変更し、部活動の終了時間を早め、生徒を午後5時35分台のバスで下校させました。

試行期間、11月30日ですけれども、終了後の学校評価からの分析では、保護者からもおおむね理解が得られた結果でありました。これらのことを踏まえて、本年4月からは、バス通学する部活動生徒の下校バス時間を午後5時45分台とすることで日課表を整理するとのことでありました。

次に3点目の教育現場の把握・指導と教育環境の整備についてであります。ご承知のとおり、平成14年の開校当時と比較し、平成21年度につきましては、生徒数が78人減少いたしました。また、学級数も3学級減少しておりますことから、教職員数もそれに伴いまして、開校時と比べて6人減少しております。そのため部活動の数の絞込みなども必要になってきております。

また、開校2年目から導入してまいりました二期制であります。導入当初の目的が、

完全週5日制の実施に伴い、行事を減らすことで少なくなった授業時間を確保すること、学期が長くなることで繰り返し学習や作業的・体験的な活動にじっくり取り組み、生徒の様子を見て、長いスパンで的確な絶対評価がより可能になるなどの効果を狙ったものであります。

平成15年度当時は、多くの中学校で導入しておりましたが、デメリットもあることから、現在、二期制を実施しているのは会津管内では、県立会津学鳳中学校を除けば、西会津中学校1校のみであり、ほとんどの中学校では三期制に戻しているのが現状であります。

二期制のデメリットは、定期テストの回数が少なく範囲が広いこと、夏休み前に通知票が配付されないこと、また会津管内の中学校の年間行事等が全て三期制にあわせて実施・計画され日程調整に不都合が生じること、生徒の学習意欲の喚起に結びつかないことなどがありますことから、中学校でも検討を重ね、新年度から三期制に戻して学校運営を行うことといたしました。なお、三期制につきましては、中学校生徒の保護者とも十分な説明を行いコンセンサスを得るよう指導しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

いずれにいたしましても、平成14年に導入されました「ゆとり」学習を掲げた学習指導要領が平成20年度に大幅に改定され、「生きる力」の育成として平成21年度から授業時数の増加や道徳教育、体育活動、体験活動の重視など変化してきておりますので、これら国全体の動きに遅れないようにしていくことも必要でありますことから、今後とも西会津中学校を適切に指導していきたいと思っております。

次に、西会津高校の存続についてでございます。

ご承知のとおり、福島県教育委員会の県立高等学校改革計画による西会津高校の分校化の問題、いわゆる小規模校の分校化の基準により、入学者数が募集定員80名の2分の1以下の状態が3年続いた場合、その翌年から分校とする方針があります。これを受けて、町では、本町唯一の県立学校である西会津高校を存続させるため、平成19年7月に「西会津高校活性化対策協議会」を立ち上げるとともに、会津坂下町方面への通学バスの運行や同窓会等と連携してのPR活動など、あらゆる手段を講じてまいりました。

その結果、平成20年度の入学者数は73名となったことから、分校化の問題は、いったん白紙に戻りました。しかし、児童生徒数が減少する中で、分校化の問題が完全に解消されたものではなく、引き続き効果的かつ効率的な対策が必要とされることから、今年度開催しました「西会津高校活性化対策協議会」では、今後の重点的な活動計画として、一つは、西会津中学校のICT関連学習が、高校に継続できるよう指導者の確保についての要望。それから、西会津高校の部活動の支援。それから三点目として、東海大学等との連携による高校の学習環境の支援。四つ目として、募集定員の1学級35人枠の実現要望などを、同窓会やPTAとともに行っていくことを確認したところであります。

現在その要望内容及び手法について検討しており、次回開催の対策協議会で検討する予定であります。特に、募集定員の1学級35人枠の実現につきましては、近隣の同じ環境にある市町との連携が必要でありますので、歩調をあわせた要望活動を展開してまいり所存であります。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 8番、武藤道廣議員の平成21年度予算についてのご質問のうち、「方向

性と政策」について、お答えをいたします。

町では、昨年4月に町の憲法である「まちづくり基本条例」が施行され、町民・議会・行政が一体となった「協働のまちづくり」を進めているところでありますが、新年度は施行2年目を迎えることから、条例の理念に基づき、しっかりとした行政運営と財政運営に努めることが求められているところであります。

おただしのありました新年度予算の方向性と政策であります。昨今の世界経済の情勢は、100年に一度の経済危機といわれるような大幅な景気の後退に遭遇し、日本政府においては景気の回復を図るため2度の補正予算により、国民の「生活対策」と「生活防衛のための景気対策」を行うとともに、新年度においては、地方の財源充実を図るため、地方交付税を別枠で1兆円交付するなど、国民の「安全・安心」のための各種対策を講じているところであります。

このような中、本町の新年度予算につきましては、景気的大幅な後退に伴い、歳入においては、町税や譲与税・各種交付金等が減額となる見込みであります。地方交付税や地方交付税の振替措置であります臨時財政対策債につきましては、地方財政の拡充を図るため増額となる見込みであり、歳入全体では、一般財源がわずかながら増える見込みであります。

一方、歳出であります。新年度の主な事業といたしましては、従来から町の重点事業としておこなってまいりましたトータルケアのまちづくり、ケーブルテレビ高度化事業などによるICTのまちづくり、健康な土づくりによるミネラル栽培などにつきましては、さらなる事業の拡充に努めるとともに、町内における雇用状況や企業の経営状況が悪化していることを踏まえ、緊急雇用創出事業・ふるさと雇用再生特別交付金事業を創設するほか、商工業者のかたがたには、中小企業振興資金融資制度貸付金の増額を行い融資枠の拡大を図るなど、町といたしましても景気の低迷に対応する経済支援策を進めることといたしました。

また、子育て支援策の一層の充実を図るため、従来小学校入学前の児童を対象とした乳幼児医療費助成事業について、対象年齢を中学校卒業まで引上げる「子育て医療費サポート事業」を新たに制度化するほか、町内の再生可能な有機資源、バイオマスの利活用計画を策定する「バイオマスタウン構想策定事業」、さらにきのこ生産の拡大を図るための「きのこ生産振興事業」など、町民福祉の向上と地域経済の活性化を推進するための事業を積極的に計上し、町民の目線に立った予算編成を行なったところであります。

この結果、平成21年度一般会計当初予算の総額は前年度を5,100万円、率にして1.0%上回る、49億7,500万円となったところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 8番、武藤道廣議員のご質問のうち、町内の景気と雇用の現況と町の対応についてのおただしについてお答えいたします。

7番、五十嵐忠比古議員の町内の雇用情勢のおただしにお答えしたとおりであります。自動車関連産業の製造業を中心に減産体制を余儀なくされ、一部の企業においては派遣従業員やパート従業員の削減が実施されております。また、急激な景気後退と雇用情勢の悪

化の影響を受け、町内商店においても消費者の買い控えなどによる消費減退により少なからず影響を受けております。

そこで町では商店を含めた企業支援のため、以前より町単独による中小企業振興資金融資制度貸付金の融資を金融機関をとおして行なっており、事業に必要な運転資金や設備資金の貸付を行なってまいりました。昨今の急激な景気後退により利用件数が増加傾向にあることから、平成 21 年度予算では中小企業振興資金融資制度貸付金の融資枠を 1 億 2,500 万円に拡大し、企業等の支援強化を図る計画であります。さらに、町単独事業として、利子の 2 分の 1 を補助する、中小企業融資制度資金利子補給補助事業を実施しております。

周知対策については、町はもちろんのこと、商工会、そして資金の貸し出し手であります金融機関と連携を図りながら、その周知を図っておるところであります。

利用状況についても昨年度から伸びを示しており、2 年前との比較で申し上げますと、利用件数は 29% 増の 124 件、利用金額の補助対象額では、51% 増の 4,462 万 7 千円となっております。

また、これとは別に国の制度であります、信用保証協会が 100% 保証する、いわゆる報道機関でセーフティネット保証制度とっておりますが、その貸付が、今現在、町ではその認定については 28 件行なっているところであります。また現在、町では国の緊急雇用対策として示された「緊急雇用創出事業」8 件、並びに「ふるさと雇用再生特別交付金事業」10 件などを新年度予算に計上し 4 月から実施に向け手続きの準備を進めているところではありますが、事業決定についてはまだ来ておりませんので、実質的には事業量、金額等についてはまだ不透明であります。以上であります。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 平成 21 年度予算についてのうち、子育て支援についてのご質問にお答えいたします。

本町では、少子高齢化が進む中、次代を担う子供たちを健全に育むことは、重要な課題であり、これまでも町の主要施策のひとつと位置付け各種施策を実施してまいりました。平成 21 年度につきましては一般会計の当初予算のうち、子育て支援にかかる予算額は約 2 億 5,000 万円を計上したところあります。

主なものとしたしましては、妊婦健診の全額助成や第 3 子以降の出産に対する出産祝金、また乳幼児検診や予防接種にかかる費用、そして小学校 6 年生までの児童手当の支給などのほか、乳幼児保育や延長保育などの保育内容の充実を含めた保育所運営費などです。なお保育所運営費につきましては、委託料として 1 億 7,000 万円余を計上しておりますが、このうち国からの助成や保護者からの保育料を除いた額、およそ 1 億円は町の一般財源を充てているところです。

また、小学校児童の放課後対策につきましても、全小学校で放課後子どもクラブなどの取り組みを実施することとしております。さらに、平成 21 年度からは、先ほど 6 番、渡部昌議員にお答えしましたとおり、現在、小学校就学前の乳幼児を対象に行なっております医療費の助成を、新たに町単独事業の「子育て医療費サポート事業」によりまして、小学生、中学生までを対象にすることとしております。

このように、新年度におきましても、さらなる子育て家庭の支援をしてまいる考えであ

りますのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長 まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 ご質問のうち、まずはじめに、まちづくり基本条例と「総合計画」についてお答えをいたします。

新しい「総合計画」策定の進捗状況につきましては、6番、渡部昌議員にお答えしたとおりであります。総合計画につきましては、議員もご承知のとおり、町の憲法であります「まちづくり基本条例」に規定されております。その第19条に、まちづくりの最も基本となる計画として総合計画を定め、これに基づきまちづくりを進めるとされております。また、まちづくりの指針として基本構想を作成し、議会の議決をいただいて定めることも規定されております。

一方、町の目指すべき方向性については、まちづくり基本条例の第6章に、「まちづくりの目指すもの」として規定されております。「こころ豊かな人を育むまちづくり」、「豊かで魅力あるまちづくり」、「人と自然にやさしいまちづくり」という3本の目標が掲げられており、新しい基本構想につきましては、まちづくり基本条例に規定されましたこの方向性の下で、これからの10年間を展望しながら、より具体的な町の将来像として定めていくこととしております。

現下の厳しい社会経済情勢の中ではありますが、生活対策や地域経済の活性化を図りながら、先ほど最後にご質問のありました安心につきましては、安心して暮らせるまちづくりを、中長期的な視点から計画に盛り込んでいきたいと考えておりますので、ご理解願ひます。

次に小学校適正配置に関する考え方や進め方につきましては、6番、渡部昌議員、7番、五十嵐忠比古議員にお答えしたとおりであります。

次に、限界集落への対応についてお答えいたします。

いわゆる「限界集落」とは、過疎化などによって人口の50%以上が65歳以上の高齢者となり、冠婚葬祭などの社会的共同生活の維持が困難になった集落とされております。本町の場合、「限界集落」とされる集落数は、平成18年4月30日を基準日に国土交通省などが行った調査時点では19集落でしたが、平成19年10月1日を基準日に福島県が調査をしました「集落の状況調査」時点では23集落と、4集落増加しており、集落機能の維持保全対策は急務であると認識しているところであります。

集落対策につきましては、町では、これまでも過疎対策や少子高齢化対策さらにはコミュニティ活動の充実にも力を入れ、数々の施策を推進してまいりました。特に、13年度からは、「中山間地域直接支払制度」を主体として、集落協定による農地の維持保全をしていくとともに、共同作業等を通じ相互扶助精神の助長にも努めてきたところであります。また、平成19年度から導入いたしました「農地・水・環境保全向上対策」などを積極的に活用し、さらに一歩進んだ集落機能の維持保全を進めてまいりました。

集落対策につきましては、なんと申しましても実際に住んでおられる住民の皆さんが、改めて集落の現状と課題を見つめなおし、集落の問題を自らの地域の課題としてとらえることが重要であります。このことから集落が主体となって行動し、それを行政が支援をすることにより地域の実情に応じた集落の維持・活性化が図られるものと考えております。

次に「現況把握と住民との対話・対応はどうしているか」とのご質問であります。集

落の現況につきましては、基本的には各集落の自治区長さんを通じて情報を収集しております。しかしながら、限界集落の問題につきましては、対象となる集落だけでなく町全体で取り組んでいかなければならない問題であり、機会を捉え多くのかたがたから意見をいただきながら対処していくべきものであると考えております。

次に、3点目の「今後の方策」についてであります。今後とも集落対策を町の最重要課題と位置付け、地域の実情に応じた集落の維持・活性化に向け対策を推進していく考えであります。その過程におきまして、ご提案のありました集落支援員制度や大学との連携などの取り組みや制度が、本町の集落対策として効果的に機能するかどうか併せて検討をし、総合的に判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長 8番、武藤道廣議員のご質問のうち、定額給付金に係る町の対応と期待する効果についてのご質問にお答えいたします。

国では定額給付金事業を「現下の景気後退下での生活者の不安に対処するため、家計への支援として実施するもので、併せて、家計に広く給付することにより消費を増やし景気を下支えする経済効果をもった施策」として実施することといたしました。

この事業に要する所要経費を含んだ国の平成20年度補正予算第2号が去る1月27日に成立したことを受け、町では事業の内容に沿った所要経費を一般会計補正予算（第5次）に計上し、2月町議会臨時会でご議決いただいたことから、給付対象者リスト等の作成に必要なシステム改修を行なうための諸手続きや、給付・申請に係る関係書類の送付に向けた準備作業を行なってまいりました。

さらに、今月4日にはこの給付金総額が全国で2兆円ともいわれる財源を確保するための関連法案が成立したことから、正式に事業実施が決定されたところであり、給付に向けた事務作業を本格的に推進しているところであります。この事業の実施にあたりまして町では、今週、定額給付金の内容や手続きの仕方を記載したお知らせを各世帯に配付し、周知内を図ってまいります。また申請受け付けにあたっては、給付金の申請に係る住民のみなさんの利便性を確保するため、日程を定め、各自治区の集会所などに出向いて受付を実施することとし、3月中に町内全地区を回る計画であります。

さらに、平日、日中の申請が困難なかたに対処するため、3月28日土曜と29日日曜に役場で臨時受付窓口を開設するほか、3月中の平日は毎日午後7時まで時間延長を行ない、短期間で効率的な受付事務を行なってまいります。

この給付金に期待する効果はとのおただしであります。町内約2,900世帯に対し4月中旬頃に、約1億3,000万円が給付されることとなりますので、事業の趣旨でもあります「家計への支援」とともに「地域経済の活性化」に向けて、できるだけ地元で消費が図られるよう、町商工会と連携し経済効果の期待できるプレミアム付き商品券を発売することで、現在調整作業をしているところでありますのでご理解願います。

○議長 8番、武藤道廣君。

○武藤道廣 まず予算と財政に関して1点質問します。今ほど、特徴、そういうものがわかりました。しかし、今後財政においても、歳入対策として大変厳しいものが予測されるわけでありましてけれども、その中で、償還金の平準化などにより、その必要な予算の確保

とか、あるいは国に対して地方交付税の復元、あるいは増額の要求といったような、そういった運動を含めた対応が必要であるとともに、あらゆる手段を用いた歳入確保をすることによって、思い切った対策が今後必要になると思いますが、その辺はどのように考えられておりますか。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 予算に関するご質問でございますけれども、今回の21年度の予算につきましては、昨年よりも5,100万円ほど伸びております。主なものについては先ほどお答えしたとおりでありますけれども、その伸びた要因の一つには交付税の伸びもございます。この交付税につきましては、これまで三位一体の改革でかなり減額の調整が図られてきたということでありまして、これまでも全国町村会等とおしまして、強くその復活について申し入れをしてきたところでございます。その甲斐もありまして、平成21年度については一部復元をされたというふう感じております。

あと公債費等の平準化につきましては、これまでも平準化に対する手続きを行なってまいりまして、かなりの効果をあげてきたところでございますが、これから高い利率の借り換え等も検討してまいりたいというふうには考えておりますけれども、その点では幸か不幸か、残念ながらその該当する財政指数がそこまで悪くないという状況でございますので、町といたしましては、これまでも行なってまいりましたけれども、計画的な財政運営、健全な運営に努めていきたいというふう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 8番、武藤道廣君。

○武藤道廣 雇用及び経済対策でありますけれども、町としましては、今ほど説明いろいろありました。その中で、個々の実情に配慮した対応はといいますのは、この町の特徴といいますか、本当にこの町が一番ひどい業種は何なのかと先ほども質問しましたけれども、その辺はどのようにつかんでおられるかということと、あと企業訪問とか、雇用に対する維持の要請等は、今後行なうような、そういう状態になればやるというような考えはありますかとかお聞きしておきたいと思っております。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 現状はということではありますが、一応、私どもも町内の企業等訪問いたしまして、実情をお聞きしながら、その実態把握に努めておるところであります。企業によりましては、7番議員にもお答えしましたように、パートの削減、さらには操業日数の短縮、または自宅待機ということで、当然私ども、雇用についてはお願いをしているところではありますが、現実がこのように厳しい段階において、現段階として確かにパートとか派遣従業員は整理されたわけではありますが、正規の従業員としては、企業としてもできるだけ維持していきたいと、大変ありがたいお言葉をちょうだいしておるわけではありますが、ただあいにくにも大変厳しい見通しとしては、4月以降、さらに厳しくなるのではないかとということでありまして、なんといいましても日本の基幹産業である自動車産業、1月の全国の販売台数も24%減と、さらに基幹産業といわれる粗鋼産業においても、大変失礼いたしました。粗鋼産業が24%の減ですか。自動車産業については40%の減の販売状況でありまして、大変厳しい状況が続いておるわけではありますが、ただ、このまま推移すれば、

企業としてもやはり正規従業員も、場合によっては触らざるを得ないというようなお話もこう聞いておるわけでありまして、町としては、できるだけ維持雇用をお願いしてきてはおりますが、さらに町としてできるだけの支援を図りながらといたしても、一地方自治体としては限度があるわけでありまして、精一杯の努力をしながら、やはり国の政策に期待をするというのが本音であります。以上であります。

○議長 8番、武藤道廣君。

○武藤道廣 それと景気対策でありますけれども、先ほどいいましたように、今、21年度に予定されております公共事業の前倒し等、その辺はどのように検討されましたか。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 お答えちょっと漏れまして大変申し訳ありません。

公共事業につきましては、議員もご承知のとおり、国の対策として2月20日の臨時会で、公共事業の前倒しということで、1億8,000万円ほどの交付金でご議決いただいたとおりであります。さらに21年度の予算についての公共事業についても、できるだけ速やかに関係課と協議しながら発注して、少しでも早い対策に寄与したいと考えております。

○議長 8番、武藤道廣君。

○武藤道廣 給付金に関してのプレミアム付きもそうでしたが、給付金を寄附したいというような窓口はどのように設定する考えですか。

○議長 町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長 給付金の寄附をしたいというかたについてどうするのかというようなおただしかと思うんですけれども、今回、この給付金の給付に伴いまして、先ほども町長が7番、五十嵐議員にもご説明しましたように、地域の経済活性化策として商品券にプレミアムを付けて地域経済の活性化にしようという、そういった取り組みによりまして地域の経済活性化に努めていこうというふうに考えております。

おただしのありました、寄附についてどうするんだ、窓口をどうするんだというようなおただしですけれども、現在のところ、この給付金を寄附してくださいという呼びかけをするような予定はございません。ただ当然、そういった自発的に寄附をしたいというかたがいらっしゃれば、ふるさと納税と同じような形で寄附していただければ、町としてはありがたいのかなというふうに考えております。

○議長 8番、武藤道廣君。

○武藤道廣 教育に関して1、2点。先ほどいいましたように、適正配置の検討会議にお聞きしますけれども、方針としまして、耐震を優先するのか、それとも適正配置を優先するのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長 教育長、長谷川隆夫君。

○教育長 それではお答えいたします。

耐震の工事、耐震補強工事を優先させるのかと、それとも適正配置ということなんですが、これはどちらをどうということは即答できないと思います。ただ教育委員会としましては、耐震補強工事、これにつきましては、町、町長部局と財政的に調整できれば、速やかに実施をしたいというふうに考えております。

○議長 8番、武藤道廣君。

○武藤道廣　今の答弁ですが、どちらも大きな予算を伴うわけであります。それで、今は補助金で野沢小学校の耐震工事ということでありますけれども、今後どのような補助金制度があるかわかりませんけれども、町としては、本当にこれをどちらかに絞らなければ、どちらもできないまま、ずるずると何年もかかってしまうのではないかなど懸念もあります。先ほど6番議員の質問に対して答弁もありましたけれども、中学校の統合に関しては12、3年ですか、それだけの長い期間をかけてやったわけですが、小学校がこのように急速に少子化が進む中で、はたしてそれだけの時間をかけていいものか、それから町民との合意というものを、もっと急ぐべきではないかと思いますが、その辺はどう考えていますか。

○議長　教育長、長谷川隆夫君。

○教育長　お答えいたします。

先ほど6番議員にもお答えをいたしました。適正配置につきましては、今後まちづくり政策室が中心になりまして、いわゆるどういう手法ですね、それから形態、いろいろ検討されるわけですが、教育委員会としましては、やっぱりこういう状況でありますので、町民の保護者のかたがたの了解が得られれば、できるだけ早くまとめたいと、まとめていただきたいというふうに考えております。

○議長　8番、武藤道廣君。

○武藤道廣　時間があまりありませんので最後になると思います。限界集落についてお尋ねします。今ほど、いろんなこれからの検討、それから方向性を示されました。しかし今現在、住民のかたがたにとっては大変不安な日々を送っておられる集落もあるわけでありまして。特に住民の中には、医者に行くこと、冬期間ですが、交通機関がないと。あっても役に立たないとか。そういった面が多々出てくるわけでありまして。そういったような生活実態調査などを至急して、それに対応するというような考えはありませんか。

○議長　まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長　ただいまの質問にお答えいたします。

限界集落のうち、やはり特に高齢者だけになったような集落につきましては、車の運転もままならないということで、先ほど医者というようなお話もありましたが、そのようなことで用事等でかけることも、なかなか自分ではできないという状況にある集落があることは認識をしております。また近くに公共交通ということでバス等がある際には、それを利用していただければよろしいわけですが、それがいないという場合もあるかなと思います。その場合の足については、現在いろいろ検討はしておりますが、ほかの市町村等もかなり研究はしているようです。やはりこれらにつきましては、当然ながら運行関係につきましては、さまざまな課題があるということは事実でありまして、特に道路運送法上の関係とか、そういうものもございまして、それらの総合的に勘案をしながら進めていかなければならないかなというふうに考えております。

○議長　8番、武藤道廣君。

○武藤道廣　今ですが、今現在その住民にとっては、月1回ないし2回でもいいんだと、それでその医療機関まで直接ではなくてもいいんだと、途中の町のバス体系にまでも、そういった利用できるような考え方で進めてもらいたいというのが本音のようであります。

そういったことを、すぐにでもできることはやるというような感覚で進めていただきたい
と思い、それを検討をお願いして質問を終わります。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(15時46分)

平成21年第2回西会津町議会定例会会議録

平成21年3月10日(火)

開 議 10時00分

出席議員

1番	目黒 一	6番	渡部 昌	11番	長谷川 徳喜
2番	多賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	12番	伊藤 勝
3番	青木 照夫	8番	武藤 道廣	13番	清野 邦夫
4番	荒海 清隆	9番	大沼 洋平	14番	清野 興一
5番	清野 佐一	10番	長谷沼 清吉		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	山口 博 續	会計管理者兼出納室長	長谷川 文 男
副 町 長	薄 友 喜	教育委員長	佐藤 晃
総務税政課長	伊藤 要一郎	教 育 長	長谷川 隆 夫
まちづくり政策室長	成田 信 幸	教 育 課 長	高橋 謙 一
町民情報課長	大竹 享	代表監査委員	廣瀬 涉
健康福祉課長	藤田 潤 一	農業委員会長	斎藤 太喜男
経済振興課長	斎藤 久	農業委員会事務局長	斎藤 久
地域整備課長	杉原 徳 夫		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 健 一	議会事務局主査	齋藤 正 利
--------	--------	---------	--------

平成21年第2回西会津町議会定例会議事日程表（第5号）

平成21年3月10日（火）午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（全員協議会）

（議会改革特別委員会）

（一般質問順序）

1. 長谷川 徳喜
2. 伊藤 勝
3. 清野 興一

○議長 平成 21 年第 2 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

12 番、伊藤勝君から遅れる旨の届出がありましたのでご報告いたします。

日程第 1、一般質問を行ないます。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。

質問者は順次質問席に着席し発言を求めてください。

11 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 それでは質問をいたします。

まず最初に、昨日の 6 番の渡部議員に答弁されたわけですが、私からも違った角度で山口町長の町政執行実績成果と反省点についてということで質問いたします。

町長は、6 期 24 年を間もなく迎え、ちまたでは町長の行政手腕に対しての評価はいろいろありますが、振り返って町長自身はどのように思っておられますか。

(1) 自信を持って自慢できる点はどのようなことでしたか。また二つ目としましては、反省、あるいは改善すべき点があれば併せてお伺いいたします。三つ目としましては、町長職を続けられる考えですか、続けられるとすれば、目標と自信と責任についてはどのような心境でおられますか伺います。

次に、不況対策について質問いたします。今、自動車、電気製品の売れ行き不振から、株の下落や銀行経営不振で、昨日から何回もこれは申しておりますけれども、100 年に 1 度の不況といわれる世界中で経済危機に陥っています。当然我が町でも影響があると思う。町では現状をどのように把握され、どのように対応をされているのかを伺います。

次に、雇用問題。全国的に不況で会社倒産、または縮小で解雇され職を失なって、1 銭の収入もない人が多くいて、職を求めても採用してくれる会社、事業所もなく困っている人たちが大勢いると思うが、町ではどのようにとらえているのかと、その対策をどのように支援するか、考えはないかと。その人たちが就職できるまで、3 カ月でも 6 カ月の間でも、臨時雇用をするような対応はできませんか伺います。

また、地元西会津町内の会社、事業所訪問して、一人でも多くの方が就職できるように当局はお願いをしてまわり、支援すべきと思われるが、その対策はできませんかでありませう。1 時間しかありませんので、答弁も演説みたいに長くしないで、簡単に答弁を求めて一般質問をいたします。

○議長 町長、山口博續君。

○町長 11 番、長谷川徳喜議員のご質問にお答えをいたします。

私は、町長に就任して以来、「対話と思いやりの行政」「住民総参加のまちづくり」「ふるさと愛」を町政の基調として、住民福祉の向上と 21 世紀におけるさらなる町政発展に向け、その方向付けと土台づくりを進めるため、これまで行財政全般にわたり、各種事務事業の推進に対し、積極的に取り組んでまいりました。

一例を申し上げますと、全国に先駆けて取り組んでまいりました、保健・医療・福祉の連携を強化した「トータルケアのまちづくり」につきましては、介護老人保健施設と西会

津診療所、特別養護老人ホームの設置をはじめ、介護センターや老人デイサービスセンター、高齢者生活支援ハウス等の整備により、施設福祉と在宅福祉の充実に努めてまいりました。

一方、健康面では、平成4年から実施いたしました「成人病予防疫学調査」で明らかになった脳血管疾患の対策につきましては、当時、琉球大学の教授であった松崎俊久先生のご指導のもと、食生活改善推進員の養成や自治体では初めてとなる在宅健康管理システムの導入などを進めてきた結果、脳血管疾患の死亡率が改善されるなど「健康のまちづくり」に着実な成果を上げてきたところであります。

さらに、平成15年からは、東北大学大学院教授・辻一郎先生の指導をいただきながら、各種健康寿命延伸事業を展開してまいりました。その結果、昨年で開催いたしました「百歳への挑戦パートⅣ・町民大会」においては、糖尿病をはじめ、動脈硬化対策、脳卒中・心疾患対策、肺がん対策など、5年前に出されていた課題のいずれもが、大いに改善されているとの報告をいただいたところであります。

また、トータルケアの取り組みから派生いたしました「健康な土づくりによるミネラル栽培」は、新しい時代に対応した農林業振興施策として、全国的に注目をいただいております。ミネラル野菜の通年栽培を図るため、平成16年度から本年度までの5年間で耐雪型ハウスを70棟整備してまいりました。その結果、ミネラル野菜の作付面積・販売金額とも増加してきたところであり、今後とも地域経済活性化に寄与していくものと考えております。

さらに、同じトータルケアの取り組みから派生いたしました「ICTのまちづくり」においては、全国に先駆け、完全双方向性のケーブルテレビを整備したことにより、情報通信の条件不利地域が解消され、町がプロバイダーとなったインターネットサービスをはじめ、地上波デジタル放送へもいち早く対応できたところです。また、さらなる高度利用と地域経済の活性化を図るため、テレワークセンターを整備し、起業家の育成と新たな雇用の創出が図られてきたところであります。

このほか、下水道整備として特定環境保全公共下水道や農業集落排水処理事業、個別排水処理事業などの生活環境の整備にも力を注いできたところであります。道路網の整備につきましては、野沢芝草とさゆり公園を結ぶ芝草西林線や、奥川から野沢までを15分で結ぶことができるよう西会津町縦貫道路などの幹線道路の整備のほか、集落道路などの生活に密着した道路網の整備も進め、安全安心で快適なまちづくりにも努めてまいりました。また、交通関係では、平成14年に統合中学校の開校に合わせ、町民の日常の足として町民バスの運行を開始し、16年には高速バスストップの設置、同年9月からは「道の駅にしあいつ」と「交流物産館よりっせ」をオープンして、町内外の地域間交流の促進と地域経済の活性化を図ってきたところであります。

この間、地方財政はバブル経済とその崩壊があり、全国的にも公債費の累増等により厳しい財政状況が続く中、本町では国の経済対策を政策的に活用し、特に統合中学校整備においては、通常予算に比較して、約9億4,000万円の一般財源と後年度負担の軽減に努めたところであります。このように厳しい財政状況にあっても、常に健全財政の維持に努めながら、有利な補助事業や起債の活用により、計画した事業は順調に進捗したと認識しております。

また、行政全般にわたり各種施策を積極的に展開した結果、トータルケアのまちづくりでは2度の厚生大臣表彰を受賞し、日本計画行政学会からは最優秀賞を、過疎地域活性化優良事表彰では国土庁長官賞、さらには、ミネラル栽培の取り組みが、農林水産業を核とした自立的で経営感覚豊かな農山漁村の先進事例として、「立ち上がる農山漁村」として表彰を受けております。

このように、全国の先進的事例として高く評価されている「トータルケアのまちづくり」と「ミネラル栽培」、これを後方から支援する「ICTのまちづくり」により、住民福祉の向上と町政発展の土台づくりは、着実に進んできたものと認識しているところであります。

一方、町制施行50周年を迎えた平成16年度は、町政を進める上で非常に大きな決断を有する時でもありました。議員もご承知のように、平成15年10月から本格化いたしました市町村合併につきましては、アンケート調査という直接制民主主義の手法に基づいて出された「合併に反対」という町民の意向を真摯に受けとめ、町が進むべき道は「自立の町」であると判断し、16年9月議会定例会におきまして、「西会津町自立宣言」を提案し、ご議決をいただきました。

その後、これからの新しいまちづくりは、地方分権が進む中で、憲法92条に規定されております「地方自治体の本旨」、いわゆる「団体自治と住民自治」ではありますが、特に住民自治を確立していくことが最も大切であると考え、「町の憲法」となるようなものが必要との判断から、前三重県知事で現在は早稲田大学大学院教授であります北川正恭先生の指導のもと、町民・議会・行政の三者で組織された「西会津町まちづくり委員会」が2年4カ月にわたる検討作業を経て、「西会津町まちづくり基本条例」が平成19年12月議会定例会において全会一致でご議決をいただき、平成20年4月1日から施行したところであります。

一方、反省すべき点といたしましては、総務省主催の研究会であります「2010年代のケーブルテレビのあり方に関する研究会」をはじめ、福島県町村会の理事や全国有線テレビ協議会会長、全国山村振興連盟会長など県内外における団体の役職を引き受けざるを得ず、町民の皆さんとの対話や懇談の機会が十分に設けられなかったのではないかと、また、まちづくり基本条例の制定作業と同時に進める予定でありました町職員の意識改革を図る作業に対しまして、積極的に関わったかなという反省点があります。

次に、「町長職継続」についてのご質問であります。先日、6番、渡部昌議員にお答えしたとおりでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 11番、長谷川徳喜議員のご質問のうち、不況対策と雇用問題のおただしにお答えいたします。

はじめに不況対策についてのおただしであります。昨日、7番、五十嵐忠比古議員、8番、武藤道廣議員の町内の雇用情勢のおただしの中でお答えいたしましたように、自動車関連部品の製造業を中心に減産体制を余儀なくされているのが町内企業の現状であります。

新聞等で発表されております最近の鉱工業の生産・販売状況によりますと、国内自動車メーカー8社の本年1月の生産台数は前年同月比40%減であり、また、鉱工業の基礎産業

といわれる粗鋼生産の1月の生産高は前年同月比37.8%減と発表されております。さらには世界経済に景気回復の糸口が見つからず、平成21年度はより以上厳しくなると予想されていることから、町内企業への影響も大きく、今後の生産計画が立てられないとのことであります。

町としての対応はどうかのおたただしですが、町では以前より商店を含めた企業の支援対策として、企業の資金繰りを支援する町単独の融資制度である「町中小企業振興資金融資制度貸付金」の原資を取扱金融機関に預託し融資を行なっておりますが、最近の融資状況を踏まえ、新年度では予算を増額し融資枠を1億2,500万円に拡大する予定であります。また、経営安定を目的として、中小企業融資制度資金利子補給補助事業により、制度資金借入れに対し利子補給事業も実施しているところであります。しかし、一地方自治体の支援策には限界があることから、早期の国の緊急経済対策等に期待しているところでもありますので、ご理解願います。

次に、雇用問題についてのおたただしですが、自動車関連等の製造業を中心に、一部の企業においては派遣従業員やパート従業員の削減が実施されております。現在、町では国の緊急雇用対策として示された「緊急雇用創出事業」並びに「ふるさと雇用再生特別交付金事業」を4月から実施に向け手続き等の準備を進めているところであります。また、これとは別に、定額給付金交付事業の補助事務として、この3月に臨時職員を採用したところであります。

次に、町内企業に採用のお願いをすべきではとのおたただしですが、先ほども申し上げましたように、町内の製造業関係の企業は大幅な減産体制を強いられており、正規職員については雇用維持を保ちたいということで、現在雇用維持を保っておりますが、現実的対応として時間短縮や自宅待機などで対応しておる状態であり、今の厳しさがこれ以上続けば正規職員であっても人員整理をしなければ会社が成り立たなくなるという、大変厳しい状況である状態でもありますので、町としては、できるだけ雇用維持をお願いしてきているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 まず、それぞれの答弁をもらったわけですが、まず最初に、町長の出馬について、出馬については、昨日、渡部議員に答弁したとおりとこのようにおっしゃっていましたが、その中で、後援会の出馬要請があったとこういわれておりました。これは当然のことなんですよ、町長の後援会、励ます会なんだから、その中で辞めろなんていう人はいないでしょう、これは、当然あなた、人情からいってもやっってくださいというのは当たり前ですよ。そんなことを私は聞いているんじゃないんですよ。その中で、一つ理解が得られなかったことを尋ねますが、町民の責務があれば7月立候補するところおっしゃっておりました。その責務とは具体的にどのようなことなんですか。

○議長 町長、山口博續君。

○町長 町民の責務とおっしゃったようでありますけれども、町民の負託に応えるところ申し上げたつもりでありますので、ご了承ください。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 大変失礼しました。負託、責務とちょっと勘違いしたんですけれども、負

託という文言は、どのような意味を成しているのか、改めて答弁をお願いします。

○議長 町長、山口博續君。

○町長 当然、町民の皆さんの負託というのは、簡単にいいますと 50%以上のご支持があればということだろうと思いますので、ご理解ください。

○議長 11 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 50%以上の推薦といいますか、そういう支援があればこういう意味にとられるんですけども、その 50%というのは、何かアンケート調査でもやったとか、そういうあれがあるんですか。その辺どうなんですか、どうやって把握するんですか。

○議長 町長、山口博續君。

○町長 当然、アンケート調査なんかできるはずはありません。常識でしょう、これは。結局、判断というのは選挙の結果で判断されるわけでありますから、アンケート調査で決めるなんていう選挙は聞いたことがありません。

○議長 11 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 私は、最初からアンケートとはいっていないんですよ。あなたが 50%以上の支持があればこうおっしゃったから、どのような手段で 50%以上ということの意味しているのかと聞いたわけですよ。勘違いしないように答弁してください。

それで、私は麻生降ろしみたいに、あなたを降ろそうとか、何とかというそういう考えは毛頭ございません。できれば 100 歳までやってくださいよ、私は賛同しますから。それを前提にして質問しているんですよ。町長は、率直に申し上げますけれども、来年は 75 歳という後期高齢者になるわけですよ、そうしますと 4 年といえ、やはり 80 近く、78 歳そのくらいになるんですから、その間の、いわゆる健康状態というんですか、自分の精神力と健康に自信がおありですか。

○議長 町長、山口博續君。

○町長 年齢にはまったく関係ないと思います。そういうことでご理解ください。

○議長 11 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 それはその個人差でもって、そういう自信があるというふうには私は受け止めます。がしかし、後継者育成は考えられませんか。

○議長 町長、山口博續君。

○町長 それは、やはり今私が持っている人脈といいますか、いわゆる学者、それから高級官僚、県の職員の皆さん、そういう人脈も、よりよく伝えていきたいこう思います。これはまったく必要なことでありまして、何も新しいゼロから次の町長がスタートする必要はないわけでありまして。そういうことで、私としては、新しい町長が誕生したら、その努力は、支援はしてまいりたいこう思っておりますので、ご理解いただきたいと思ます。

○議長 11 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 そういう考えもあろうかと思いますが、普通は、例えば一家に例えれば、親父はある程度高齢化になれば、やはり後継者、それに対して自分の能力、またその健康が、ある程度安定している間に、やはりしつととか、そしてまたその教育とか、そういうのが通例ですよ。行政の場合だって同じだと思いますよ、あなたが長い間の経験、キャリ

アがあるんでしたら、やはり次代を担っていく後継者育成ということが、大事な一つの施策だと私はこう思うんで質問したんですよ。

続きまして、6期24年を振り返ってみますと、私もだし、またこれよしあしは、言うまでもなくあなたの伸長にあるわけですよ、はっきりいって。振り返ってみれば、24年前はどうであったか、町の経済、90集落ある、そういった状況はどうであったか、最近の状況は私がいわなくたってあなたご存知でしょう。昨日も8番から質問があった、限界集落、90集落あったものがもうすでになくなっている。そしてまた、これは一目瞭然ですよ、細かくいわなくたって、野沢の街並みだって、閑古鳥が鳴いているでしょう。あなたが先ほどいろいろおっしゃった、トータルケアでもって、そしていろんな施策を講じてきた。それ私は全然それは無視はしませんよ、あなたがどれだけ、それはある意味では認めますが、総体的にあなたが担当して24年間の間に、どのくらい様変わりしたというのは、私がいわなくてもあなた自身が知っているんですよ。ものに例えれば、はっきり申し上げますが、がんに例えれば末期がんですよ。手の施しようが私はないと思いますよ。人口問題、そしてその過疎問題、景気問題、あなたがおっしゃった何々省から表彰もらったとか、そしてトータルケアでいろんな施設をつくった、そういうことはやっていないといけませんよ。がしかし、そういう施策は今高齢化が進んで、西会津町におよばず他町村でみなやっているでしょう。山都、喜多方、坂下、若松やっているんですよ、だから、それだけやったからって言って、全体的なあれを把握すれば、あなたはどう思っていますか。発展してきたと思いますか。

○議長 町長、山口博續君。

○町長 あなたとおっしゃる評価と、私自身の評価も違いますし、町民の評価も違います。町民の評価が一番大切だと私は思っておりますのでご理解ください。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 それはおっしゃるとおり、町民の評価は大事だと思います。あなたにはどういう評価が伝わっているかわかりませんが、私には、ある人から西会津町は北朝鮮と同じだというんですよ、長い間の、町長の長い長期政権と、そしてまた外郭団体、西会津振興公社、福祉会、すべてにおいて町長の権限であると、そういう中で、やはりなんと申しますか、大勢の声、意見が通じないと、そういうことがいわれていますよ。あなたはこういうふうには受け止めますか、その町民の言葉。

○議長 町長、山口博續君。

○町長 とにかく、あなたの耳に入ってくるのと、私の耳に入ってくるのは、町民の評価も違います、これ当然だと思いますけれども、私はより多くの人のご意見を拝聴して、町政に反映していきたいところ思っているわけでありますので、ご理解ください。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 それではね、あなたの面子もあるんでしょから、これ以上突っ込んだ質問はしません。がしかし、最近、あなた政治家という事業をなさっているそうですから、町と関係ないと、そういういい方もございましょうが、今、国会でももめているように、やはり献金、政治献金、これは西会津町とは今回違いますよ。がしかし、あなたも執行者として、すべての西会津の権限を握って、そして工事発注と何でもあなたがやっているん

ですから、本当に今、ああいうことを報道されると、国民は政治、そういうものには全然信頼感はなくなっていますよ。もう見たとおり、何千万円という献金問題、ああいうのは今度は民社党ですか、社民党、ちょっとあんまりわけのわからないことをいうと困りますから、やっているでしょう小沢代表がどうのこうのと、1,500万円の献金。そしたら今度は自民党でも、200万円だの300万円だの、800万円だの。なら返すと、あんなこといいと思いますか、すべてまずくなったら返す、そんなことで通らないでしょう。そこで小さなスーパーでこそ泥しただの、即逮捕というようなことになって、ああいった人たちは公然としてあれをやっているの、ああいうことって、あなた政治家と自負しているんだから聞くんですけれども、どのように思っていらっしゃるか。

○議長 町長、山口博續君。

○町長 政治家には、政治屋と政治家といわれる人があります。いわゆるステイツマンとポリティシャンというんですね。私はポリティシャンではありませんので、まったくそういうことと関係ありませんのでご理解ください。

○議長 副町長、薄友喜君。

○副町長 ただいまご質問の中に、工事の発注関係についての町長の関わりについての質問がございましたけれども、皆さんご承知のとおり、町はこれまで入札関係については、かなり厳しくやってまいりましたし、その工事の発注については町長は一切、いわゆるその指名業者に関するようなそういうことについては、町長は一切関わってございません。したがって、工事の入札、あるいはいろんな入札については、すべて指名委員会で選定をして、そして発注をしているという、公正公明な入札を執行しておりますので、それはひとつご理解いただきたいと思います。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 私は、関わったとか何とかじゃなくて、やはり執行者というのは、西会津をすべて仕切っているんですから、そういう意味で今の献金とか不正問題はどうかとらえていますかと聞いただけであって、あなたがたがやっているとか、疑惑をかけられているとか、そんなことは一言もいっていませんよ。もっと冷静に受け止めて、町長はその辺、俺は政治家と知っているんだから、政治家として、そういう面では同じでしょう、国政レベルと町は違っても、あなたも政治家を名乗るんだったら、政治家としてああいう様はどう思いますかという質問をしたんですから、勘違いのないようにしてくださいよ。

次の質問に入りますけれども、その前に、町長が長きに町長を立候補して、政権を継続してやるんだと、こういう強い意志でおられますので、町民は今非常に不快感を持っているんですよ、不況であるし、政治不信はあるし、何一ついいあれはないわけですよ。したがって、今後の町の姿勢と申しますか、見通しと申しますか、そういうそのあれがございましたら、コメントしていただきたいとこう思います。

○議長 町長、山口博續君。

○町長 これからの方針とか何かについては、提案理由の説明等でも申し上げておりますし、経済の活性化、とにかく今の状況では最優先でやっていかなければならないなとこう思っておりますけれども、これについても、いわゆるミネラル野菜の場合もそうでありますけれども、全会津に公平に普及して行って、そしてミネラル栽培をしてくれた皆さんに

については全量買い上げて全国に出荷していくような、そういう企業と申しますか、振興公社の中にでもそういうものをつくって、より多くの皆さんが農業で食っていけるような、そしてまた西会津町にまだ土地の余裕もあるわけでありますので、都会から、最初はいわゆる団塊の世代の皆さんに来てほしいなということで考えていきましたけれども、今はそういうことではなくて、企業を退職されたような皆さんについても、より楽な、例えば何回もいっておりますけれども、堆肥を土に入れる作業というのは大変なものであります。これは女性ではもちろん不可能でありますし、男にとっても働き盛りの男性にとっても、これはまさに厳しい作業であります。そういうことではなくて、やはり肥料工場をつくって、そしてペレット状にしたものをまくと、これは鹿児島県の一番南の島の沖永良部島の和泊町、土づくりで有名なところでありますけれども、ここのやり方等を参考にして、都会から来た皆さんでも農業ができる、そういう農業もやっていきたいなど、こんなふうに思っております。

そういうことで、今、新しい肥料のつくり方、鋭意、今取り組んでおりますので、より多くの皆さんに、機会をとらえてご報告を申し上げて、その方向で賛同いただきたいなど思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 時間もないので急ぎます。不況対策で答弁なされたわけですがけれども、私は、あなたがやっているようなあれではなくて、今、大変な不況でもって陥っているわけです。そういったところにどのように把握されて、どのような対応と、私はまわりくどい話はしていないんで、今度の例えば、定額給付金あるでしょう、1人1万2,000円、65歳以上18歳未満は8,000円プラスで2万円と、この定額給付金、私はいい政策だと思うんですよ。がしかし、もうすでに他町村では実施しているんですよ。役場の窓口でやっているでしょう。そういうことを、なぜ対策の一つとして急いでやらないんだと、4月の下旬だの、5月だのといっていないで、みんな手をつついて待っているんですよ。あなたがた、この前12月ですか、副町長、あなた余計なことということない、さっきみたいに、あなたがいったとおり、人事院勧告で公務員は一般企業より給料が低いので、0.何%引き上げてあげたんでしょ。そういう自分たちの関係のあるのは即やりまして、つい最近、これも他の企業と比較して労働時間が長いから15分短縮するというんでしょ、それも法律の目、そういうのを網にかけて自分たちに関わることは早くして、何でもこういうことはもたもたしているんですかと私はいっているんですよ。早くやりなさいよ。いかがですか。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 定額給付金に関するおただしであります。これは現在、町民情報課が担当して今事務作業を進めているところであります。それで、昨日、8番の武藤議員ですか、それから7番の五十嵐忠比古議員に、町長それから町民情報課長がお答えしたところであります。国の関連法案がこの4日に決定されたことに伴いまして、現在急いで事務作業を進めているところであります。3月下旬には各集落に出向いて、役場の7班体制で、それに全課協力して各集会場へおじゃまをして、その手続きをして、その作業を急ピッチで取り組むべく進めているところでありますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 時間がないんですから、まだまだ聞きたい面もありますけれども、次の質問に入ります。

雇用問題ですけれども、これも今、派遣の解雇、臨時職員の解雇、そして首切りでもって非常に今、就職がないんですよ、どこに行っても。昔は職業安定所なんていったけれども今はローワークとかいうそうですけれども、行っても仕事がない。製造業なんてどこの企業のゼロ、人がいないというんですね。そういう中で、今働き盛りの人が働きたくても場所がないんですよ。その施策としてあなたがたは考えはないかと質問をしているんですよ。例えば、これもよその町村でやっていますよ、臨時雇用、30人でも50人でも、その仕事が見つかるまで、そのためというちょっと語弊がありますけれども、町には災害にや何かに使う財政調整基金というのがあるんでしょう、2億ぐらいだと思うんですけども、そういうのを一時取崩してでも、西会津町独自でそういう人たちのために、そういう施策をなささいといっているんですよ、そういう人たちは1銭も入らないんですよ、毎日。働きたくても場所がない、お金が入らない、がしかし、健康保険とか、介護保険とか、払わなければならない、それどこから払うんですか。あなたがたは安定しているから平気でいわれるけれども、そういう人たちの立場になって考えなさいと私はいっているんですよ。そのことについてどうですか。

議事進行だ。大変そのなんだ、経済振興課長、熱心に答弁されておりますけれども、今月いっぱい定年になる人が、こういう人に答弁を任せること自体がおかしいんですよ、これは副町長、総務課長とだてにいるんじゃないんですから。そういう町の方針、そういう重要案件については、今10日や20日で辞める人に、それはおかしいんじゃないんですか。

○議長 ぜんぜん関係ない発言と思われるんですが、今、経済振興課長として在職中で責任を持って仕事をまっとうしているんですが、その点を深く理解していただきたいと思います。
経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 今おただしの中でありましたように、私はこの3月で定年を迎えて退職いたしますが、それまでは町の職員として、経済振興課長として責任をまっとうしていく立場でありますので、まずその点を基本的にご理解をいただきたいというふうに思っております。

それで、雇用問題については、先ほどの答弁の中でもお答えいたしましたように、国の制度であります緊急雇用創出事業、それからふるさと雇用再生特別交付金事業、この事業で新年度から取り組むべく、今盛んに事務作業、検討協議しながら事務作業を進めているところであり、新年度予算において、この緊急雇用の事業費として2,200万円を予算計上して4月から取り組むということで、今その体制を取り、事務作業を進めているところでありますので、ご理解いただきます。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 それ議長が関係ないとさっきおっしゃいましたけれども、これ関係ないじゃないですよ、ありますよ。やはりこういう重大な施策につきましては、やはり町政を仕切っている副町長、総務課長というのがいるんですから、今、半月そこそこで退職する人に答弁させるのはいかがかと私はいったんですよ。関係ないとかそういうことをあなたがいうのはおかしい、議長は中立公平でなければだめなんですよ、私の言葉は町民の言葉な

んだから、それを町政にどう反映させるかが私の仕事なんだから、それは理解をしてくださいよ。

それで、あなた大変今大事なときに、答弁を求められているのは、だから私もなるべくあなたは避けたかったの、やはり人間、最初と最後は大事ですよ、今、終わられるかたに突っ込んでどうのこうのと私はいいたくないですよ、そういう意味でも私はそういったんですからね。だから、そういうあなたは3月いっぱい、自分に責任があるとおっしゃれば、ぜひその雇用、町で。財政調整基金を崩しても、臨時的にそういう仕事をしたくても場所がない、働きたくとも働く場所がない、そういうかたに、1銭も収入がない、そういうかたに、町長だって知っているでしょう、すべてにやさしいまちづくりと、それそういうことがすべてにやさしいまちづくりの一環じゃないんですか。どう思います。そういうことをきちっと早く対応してもらえないか、こういう質問です。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 先ほどもお答えいたしましたように、新年度予算でこの緊急雇用対策事業として2,200万円を予算計上しておりますのでご理解いただきます。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 ご理解しろっていったって、それできないとはいえないな。がしかし、他町村ではすでにやっているでしょう。県だってやっているんだよ。臨時雇用して、適材適所に、そういうその大変な人に、収入のない人に働いてもらおうと、そして収入をあるようにしましょと、そういうのも行政の手助けの一つではないですか。さっきも私は申し上げましたが、毎日毎日、1銭も入らないんですよ、働く場所がないんだから、そういう人のためにもぜひこれはやるべきだところ思うんです。改めて。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 先ほどもお答えいたしましたように、町内の企業の現状は、非常に厳しい状況にあるわけでありまして、その対応として、新年度予算、この4月から緊急雇用対策に取り組むべく2,200万円を計上して、現在その作業を進めているところでありますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 まだすこし時間がありますので、これ以上あなたにいいたくないと思っっているんですけども、あなたが大変そういうふうに、4月になったら新年度予算とかなんとかいっておりますけれども、先ほどの雇用問題でも、今、あなたがた行政でもってまわって使ってもらえるかと、昨日もいいましたね。がしかし、私ある企業の人に聞いたんですけども、ぜんぜん来ていないという人もいますよ、ちなみに就職関係なんだから、雇用問題ですから、西高から地元で就職されるかたは、何人おられるかあなた知っています、企業をまわって歩いたって、どことどこをまわったんですか。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 町内企業につきましては、全企業をまわったわけではありませんので、だいたい10数社まわって、特に厳しいと予想されるところをまわって、個別に聞き取りをしてお願いをして、雇用人員についても併せてお願いをしているところであります。

また高校の進路状況について、特に西会津高校であります。現在、就職は21名という

ことでありまして、ほぼ決まって、町内には6人の予定であります。それで、特にニュース等で騒がれておりますように、内定の取り消しの状況も併せて聞きましたら、内定取り消しはないということで、就職は全員、21名ですか、就職ということで決定しております。以上です。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 あとわずかですから、まさにおっしゃるとおり、町内では6名が就職できると、こういう企業はありがたいですよ。地元のそういった若い者を採用する、そういうことが今後の西会津の発展につながるんですから、そういう企業は特定というか、私は知っていますけれども、例えば税金の何らかで免税できる点があれば、そういうときに支援をすとか、そういう施策を取れば、一旦西会津町から出た人は帰ってこないんですから、雪は降るし、経済状況は悪いし、過疎だし、出さないようにするのに、やはり地元の企業に1人でも多くの若者を残してもらって、そしてその勤めてもらう、それがひいては嫁さんになったり後継者になったりするんですよ。それを怠ってきたから、今のような過疎の西会津町になったんですから、これは行政の手落ちになりますよ。あなたがたきれいなことっていますけれども、なぜこういうことをやらないですか、重点において。そういうことをいって私の一般質問を終わります。

○議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 私はこの3月議会定例会にあたり、年間の予算と政策に関していくつかの課題について、町長の姿勢を伺うものであります。

町長の提案理由の説明で、新年度予算編成の基本方針をうかがいました。特に今年度は世界的な金融資本市場の危機的な状況下にあって、国内需要の停滞と雇用不安は、経済を急速に悪化させて、今はその最悪の状態であることが述べられております。まさにそうした状況下にあって、都市部や地方を問わず、国民生活は大変な状況にあることは我が町の経済や雇用情勢をみても明らかであります。私はこのような大変深刻な中で、町民生活の安心安定が喫緊の課題であることを施策の第一にすえるべきであると考えておりますが、改めて町長の見解を求めるものであります。

はじめに、新年度財政状況及び主なる事業についてお尋ねをいたします。20年度における国の第2次補正予算において、今回の定額給付金や地域活性化政策対策臨時交付金など、町臨時会の中においては、約3億4,600万円を補正をして、主な事業は21年度に繰り越しをしましたが、これがどれほどの景気対策となるのか課題のあるところであります。

こうした対策と同時に、国は21年度地方財政計画では、地方交付税で総額15兆8,202億円、前年対比で2.7%の増、臨時財政対策債では5兆1,400億円、81.7%の増、市町村配分は55.3%増額となっております。また、新たな財源として国は、平成21年度に、あるいは22年度にかけて地方交付税で1兆円を増額して、地域雇用創出推進費を創設をいたしました。試算では市町村配分は2,500億円となっておりますが、またこのほか、地方対策債、これらの配分も増額をされております。したがって、こうした特別枠を算定すれば、地方交付税は増額の傾向にありますが、今後の交付税の見通しはどのように試算をされておりますか伺うものであります。

新年度の一般会計総額は49億7,500万円、対前年比で1%の増であります。しかし、

景気の停滞や雇用の悪化に伴い、町税は5億9,459万円、対前年比で5.3%の減少となっております。企業法人税の減額、個人町民税の滞納額などの増額など予想されますが、これらの見込みはどのように分析をされておりますか、実態をお示ししてください。今年度いくつかの新規事業も含まれておりますが、これらの財源措置と併せて、今後の財政計画を伺うものであります。

町税収は平等に得ることはいうまでもありません。19年度決算においていろんな事業があるにしても、一般会計特別会計各使用料含めて、1億円余の滞納未納金があるのであります。町では昨年これに対応するため、副町長を本部長に各課長で構成する、税等徴収対策本部会議を設置しました。具体的にどう取り組んできたのか、その成果はどうであったのかを伺いたいと思います。

さゆり公園、さゆり住宅団地は68区画を整備をして、現在20区画が売れ残っております。販売代金は町の貴重な財産収入であります。売れ残っている原因や対策など、これまでたどってきた経緯がありますが、抜本的改善がされていないというのはなぜなのか、改めて伺っておきたいと思います。

小学校耐震補強工事について伺いますが、昨日の質問にもありましたので重複しない範囲で確認しておきたいと思います。耐震補強工事は各小学校5校すべてにおいて、計画的に今後行っていくのか。また今後の適正配置とは関係しないと、こういう方向で行っていくのか、改めて町や教育委員会の統一した見解を伺っておきたいと思うのであります。

雇用対策についてお伺いをいたします。国は新たに地域雇用創出推進事業を設けました。あるいは地方再生対策事業で雇用促進を計画をしております。新年度において町は、今ほどの質問にもありましたけれども、2,200億円を予算化をしております。じゃあこれが具体的にどれだけの雇用を町の中で創出できるのか、いわゆるこの失対対策としての機能が果たされるのかどうか、町が現在予定している具体的な事業内容と雇用人数、そしてその期間は具体的にどのようなものであるかを示していただきたいと思うのであります。

次に行政改革と新たな政策の推進について伺います。100年に1度の経済不況といわれる今日、昨年と環境はまったく違っており、それだけ時代は急激に変化して進行しているのであります。雇用対策に適切に対処する、一時的にも財政出動を図る、あるいは事業全体を改善し、あるいは見合われることも必要なことでもあります。現在の行政に適応した行政施策を求める意味からも、改めて次の行革、あるいは改善内容について求めたいと思います。

その一つは、元気な高齢化社会の参画であります。これまで何回もいってききましたが、改めて100歳で100万円の特別敬老金、いわゆる敬老祝い金の改善を求めたいと思います。100万円のご褒美を求めて100歳まで生きる人はおりません。みんなできれば、100歳まで長生きしたいという気持ちで生活をしているのであります。しかしながら、なかなか難しい、その過程で医療費や介護など、さまざまな負担が伴っているのであります。こうしたところに、今一番個人も、あるいは行政も経費がかかっているのであります。昨年は7人のかた、今年は5人のかたが100歳となります。大変すばらしいことでもあります。100歳名誉町民に値することだと思えます。ご褒美のような形ではなくて、今後、元気で社会参画をしていただいて、町はその医療費を保障する、そうした制度の中で対応すべきだと思

うのであります。

一方では今、課題にもなっておりますが、雇い止めにあっているかたや、働きたくとも働けるところがない、そんな現状を憂慮するならば、100万円の使い道、援助すべき方法を求める町民の声があることも事実であります。

敬老会についてお伺いをいたします。我が町の農業は70歳のかたが主役といっても過言ではありません。元気でかくしゃくとして鋤頭なのであります。したがって、我が町の高齢者の定義は、国の60歳から5歳引き上げて、70歳からでもよいと思うのであります。このことから、敬老会参加年齢は75歳としても、高齢者のかたに納得していただけると思うのであります。敬老会参加者が少なくなるという理由で70歳とするなら、これこそ行政の勝手な判断なのであります。こうした方針をよく理解していただくよう取り組んではいかがですか、改めて伺うものであります。

元気な高齢者の社会参画の中で、ぜひ対応していただきたいものに、古くから伝わる手づくりの生活用具や藁、蔓細工などの民具の後世に伝えるべき文化、これらを制度的に取り組んでいただきたいということでもあります。そのために、民俗民芸伝承委員制度、あるいは町名人位認定制度でもよいのでありますが、ぜひこれらについて取り組んでいただきたいと思いますがいかがですか。

町を大いにPRする、こうしたボランティアが各市町村で生まれております。それぞれの町には観光マップがあり、史跡、名所、景勝などさまざま特徴があります。町を訪れるかたにこうした場所を案内してPRするボランティアの育成に取り組んではどうでありませんか、町の対応をお尋ねをいたします。

交流人口の促進と地域活性化対策について2、3お尋ねをいたします。現在町の人口は2月現在で8,160人、過去平均して年間約160人の減少となっております。今年は8,000人を割る状況にあると思われませんが、これまで2地域居住や定住促進対策を求めてまいりました。担当課の立派な答弁を得られても、具体的にいたっていないと、具体性がないというのが実態であります。そこで、もっと具体性のあるやる気があればできる事業として、交流人口の促進をテーマとした施策を提起したいと思っております。

その一つに、総務省、農林水産省、文科省が連携して取り組んでいる、子ども農山漁村交流プロジェクト事業があります。これは小中高校生を対象とした1週間程度、農家民泊、民宿などで引き受けて、農業や自然の体験活動を引き受ける事業であります。一般の農家のかたにも参画していただいて、収入を得ることもできる事業であります。現在、指定プロジェクトとして喜多方市や隣の阿賀町などで取り組んでおります。阿賀町ネットワークの取り組み状況などをみると、事業を開始して以来5年、延べ1万2,000人が訪れているといいます。町としても、ぜひ地域活性化を図る意味からも、この事業に行政としてバックアップしてはどうか、町の姿勢を伺うものであります。

最後になりますが、地域活性化に向けた、いわゆる母ちゃんたちの漬物加工施設への町の対応について伺うものであります。地域活性化の担い手は母ちゃんたちの力が一番だと思うのであります。議会の視察などで各地の道の駅など、農産物直売所に立ち寄ることがあります。そこには必ずその地域特産物や漬物、菓子類など、手づくりの加工品があります。内容をみると立派にそれらは企業として運営されているのであります。せっかくの道

の駅よりっせに、西会津特産の多彩な漬物など、町の加工品があってもよいと思うのであります。それには、積極的に取り組む母ちゃんたちのやる気が必要なのであります。それを助長するためにも、町は必要可能な施設の提供、加工に必要な設備の助成、販売への助言、こうした事業を行なうグループに積極的に対応すべきだと思っておりますが、どうでありますか、町の姿勢をお伺いいたしまして私の一般質問といたします。なお、答弁は要点だけで結構でありますので、簡潔にお願いをいたします。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 12番、伊藤勝議員のご質問のうち、新年度予算の財政見通しについて、お答えいたします。

アメリカのサブプライムローン問題に端を発した金融経済危機は世界中に広がり、日本でも「百年に一度の経済危機」といわれるような経済不況に陥っているところであります。このため、消費の低迷に伴う企業の業績不振により、平成21年度の都道府県と政令指定都市の法人税は30%近く減収になるとの報道もありました。特に、愛知県は56%の大幅な減、福島県においても20%台の減となる見込みであります。

一方、本町におきましても、経済不況の影響は大きく、平成21年度と20年度の当初予算比較では、町税全体で前年度比3,301万8千円の減額となっております。このうち、個人町民税では所得割の減などによりまして602万7千円の減、法人町民税では、均等割はほぼ同額でありますけれども、税割の減などによりまして1,020万8千円の減額で見積もったところであります。そのほか、固定資産税は評価替に伴い1,396万千円の減、たばこ税におきましては、消費の低迷に伴いまして305万4千円の減額を見込んだところであります。

また、全国的な消費の低迷や企業の業績不振に伴いまして、地方譲与税、配当割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金など、譲与税と各種交付金につきましては軒並み減額となる見込みでありまして、これらで約3,000万円の減額を見込んだところであります。この町税と譲与税、各種交付金を合わせますと、約6,300万円の減額計上となったところであります。

これらを補填する財源といたしましては、まず「普通地方交付税」であります。昨年8月の仮試算では前年度比3.9%の減、本町の影響額といたしましては約1億円の減といわれておりましたが、1億円の減の23億7,400万円でございますけれども、その後の平成21年度地方財政対策におきまして、生活防衛のための緊急対策に基づき地方交付税が別枠で1兆円増額されることが決定されたことを考慮し、前年度比4,000万円増の24億4,000万円を計上したところであります。また普通地方交付税の振替措置であります「臨時財政対策債」は、総務省の試算では前年度比81.7%の増となる見込みであり、このうち、市町村にあっては55.3%の増となる見込みでありますことから、前年度比6,000万円の増の2億1,600万円を見込んだところであります。

一方、地方債におきましては、辺地対策事業債が消防施設整備事業などで490万円の増、過疎対策事業債ではケーブルテレビ高度化事業などによりまして3,780万円の増、また先ほど説明申し上げました臨時財政対策債で6,000万円の増となることから、全体で1億270万円の増額で計上したところであります。平成20年度の決算から正式に採用となります国

の財政健全化法に基づきます公債費等にかかる各種財政健全化比率につきましては、いずれも適正値の範囲で推移する見込みであり、今後の借入れにつきましても、計画的に実施していくことにしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、「税等徴収対策本部」の具体的な取り組みについてのご質問に、お答えいたします。

ご承知のとおり、本町では、これまで町税及び各種手数料等の滞納対策につきましては、自主財源の確保とともに公平性の確保の観点から、町の重点事項として適正かつ厳正にその対策に鋭意努めてきたところであります。

しかしながら、長引く経済状況の低迷、納税や各種負担に対する意識の変化などに伴いまして、本町のみならず全国的に滞納者や滞納額が増加し、徴収率の減少傾向が続いているところであります。

このようなことから、町では、町税や使用料等の徴収対策をより適正に推進するため、副町長を本部長とし、全管理職を構成員とする「税等徴収対策本部会議」を本年度設置したところであります。

本部会議のこれまでの具体的な取り組みであります。税及び各種手数料等の滞納対策への基本方針を定めるとともに、具体的な行動計画を年次的に実施するため、現在、本部会議の下部組織として各課等の事務担当者で構成をいたします「税等徴収対策実務者会議」を開催し、具体的な対応策の検討を進めているところであります。実務者会議におきましては、これまで3回開催し、今後の具体的な取り組みといたしまして、「差し止めや差押え等の滞納処分にかかるマニュアルの作成」「各課等を横断した共同徴収の実施」「全管理職によります一斉徴収の実施」「延滞金・督促手数料の徴収」「インターネット公売等の検討」「生活困窮者への支援対策」などにつきまして、本年度を含む3カ年程度の年次計画の案を策定しているところであります。

今後は、年度内に再度本部会議を開催いたしまして、実務者会議で策定いたしました年次計画案を審議して、内部決定をした上で平成20年度の滞納分から早速適用しながら、税及び使用料等の適正な確保と公平性の確保に努めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 12番、伊藤勝議員のご質問のうち、さゆりが丘団地と雇用対策、町めぐりボランティアの育成、そして交流人口の促進と地域活性化対策についてのおただしにお答えいたします。

はじめに、さゆりが丘団地のおただしについてであります。ご承知のようにさゆりが丘団地は平成9年度に68区画の宅地造成を行い10年度から販売を開始しましたが、現在まで販売区画面数は48区画であります。今までも、販売の促進を図るために、複数区画の購入や社宅や別荘等の建設も可能とすることや、紹介料として50万円を支給するなどして販売条件の見直しとともに販売促進対策に取り組んでまいりましたが、まだ20区画が未売却として残っております。

本年度も、販売のための抜本対策を検討すべく、大手の住宅会社の専門家にアドバイスを求めましたが、昨今の経済状況からしてなかなか難しいとお話でありました。具体的なアドバイスとしては、思い切った値下げをするという考え方もあるが既存の購入者との

関係もあり現実的には困難であると、もう一つの方策としては住宅を建てて、建売として販売をする方法もあるがということではありますが、この方法も地方自治体としては難しい方策であるとのことでありました。

いずれにいたしましても、今の経済状況からして難しい状況ではありますが、民間の大手ハウスメーカーなどと連携を図りながら、販売に結びつくような抜本的な対策を講じていく必要があると認識しております。

このままでは、行財政に影響が出てくるのではとのおただしではありますが、住宅団地造成に係る償還は平成 18 年度で完了しておりますので、未売却が直接的に財政を圧迫することはありませんが、20 年度で 3 区画の販売予定が売れなかったことにより、住宅団地造成事業特別会計から一般会計への住宅団地分譲収益金の繰り出しができませんでしたので、一般会計での収入減が生じる次第となったことから、今次の補正予算で調整することとし予算計上いたしましたのでご理解願います。

いずれにいたしましても、町有財産の有効活用と定住促進、地域活性化の観点から販売に向けて鋭意努力していく所存でありますのでご理解願います。

次に、雇用対策についてのおただしではありますが、雇用対策については、7 番、五十嵐忠比古議員、8 番、武藤道廣議員、11 番、長谷川徳喜議員のおただしにお答えいたしましたように、国の緊急雇用対策として具体的に示された「緊急雇用創出事業」並びに「ふるさと雇用再生特別交付金事業」を 4 月からの実施に向け、県に事業実施の要望をしておるところであります。

なお、県に要望している事業は「緊急雇用創出事業」としては、「町道等の美化・維持管理事業」や「発達障害支援教育事業」など 8 事業であります。「ふるさと雇用再生特別交付金事業」では「ふるさと自慢館案内事業」や「テレワーク就業体制構築事業」など 10 事業、合わせて事業費として約 5,000 万円を要求しております。この事業による雇用創出予定人数は約 40 名の見込みであります。全部が事業採択になるというわけではありませんので、最終的には半減するものと予想しております。

次に、町めぐりボランティアの育成についてのおただしにお答えいたしますが、我が町の重要な観光資源である神社、仏閣、史跡や景勝などを P R し、観光客の誘客増大を図り、本町の活性化を図っていくことは大切なことであると認識しております。今までも、町や町内の関係団体、町民のかたがたで構成しております観光協会や、また、本町を含めた四つの町と管内に所在する神社仏閣とで構成する霊地観光連絡協議会で P R や誘客対策を検討し観光振興に努めてきているところでもあります。

また、本町にお出でいただいた観光客に対し、町民一人ひとりが温かく迎え入れ、交流人口の増大を図ることは大変重要であると認識しております。観光案内ボランティアの育成対策については、町民のかたがたの理解と協力を求めながら、さらには、今年度、商工会が中心になって立ち上げました「ふるさと自慢館」との活用と併せて、関係団体との協議を進めながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、交流人口の促進と地域活性化対策についてのおただしではありますが、その中でも、はじめに子ども農山漁村交流プロジェクト事業についてであります。この事業は、おただしのよう、総務省、文部科学省、農林水産省が連携して平成 20 年度からスタートした

事業であります。

本プロジェクトの基本方針は、子どもたちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子どもの成長を支える教育活動として、小学校における農山漁村での長期宿泊体験活動を推進するものであり、平成20年度から受け入れ体制を整備していき、平成24年度からは、全国2万3,000校の小学校で5年生全児童120万人の参加による体験活動の展開を目指しているものであります。また、同時に、都市と農山漁村の教育交流をとおして、子どもたちの健全な育成とともに、農山漁村におけるコミュニティの再生と地域活性化を図ることを目的にしております。

平成20年度では、全国で53地域がモデル地域に指定され、うち県内では、喜多方市と南会津町が指定され、受け入れ整備のための課題検討等を行なっているところであります。

この事業を実施するにあたっては、受け入れ体制の整備をしなければならないことはもちろん、1学年単位での受け入れ可能な宿泊体験活動拠点施設や地域資源を活用した学習効果のある体験活動プログラムが求められること。さらには、事業推進のための人材育成を始めとして、民間団体などとのネットワークの構築など解決しなければならない課題が数多くありますが、この事業を実施することにより交流人口の増加が図られ、地域活性化へと結びつくものであることから、行政と民間団体や町民のかたがたが一体となって取り組んでいかなければならない事業であることから、協議会等を立ち上げるなど真剣に検討していかなければならないと考えております。

最後になりますが、漬け物加工場に関するおたがしであります。ご承知のように町の基幹産業である農業振興の柱として、ミネラル栽培の推進を図ってきているところですが、生産された農産物を加工し付加価値を付けて販売し、さらなる生産拡大と農業所得の向上を図る観点からも農産物の加工施設の整備は重要であると認識しております。

この農産物加工施設の基本的な考え方と取り組み方針については、昨年12月議会の一般質問で4番、荒海議員にお答えいたしました。まずはミネラル野菜の生産拡大と安定的な出荷体制の確立を重点的に進めていくことが基本であり、食糧自給率の向上と水田有効活用の観点からも、本町農業の基幹作物であるコメが活用できる「米粉」の加工施設の検討が肝要であると認識しております。

また、漬け物を含めた農産物の加工施設の整備事業についても農産物の加工というだけでなく、地域資源である地場農産物の活用による特産品の開発やその加工場として町内空き店舗を利活用し、町内商店街の活性化に結びつくような対策も視野にいれながら農産物の加工施設についても、現在検討しております農山漁村活性化計画づくりの中で、加工の品目、原材料である農産物の生産計画、必要な設備備品などや計画年度も含めて検討しているところあります。

なお、グループ等で加工場設置の希望等がある場合には相談・検討してまいります。いずれにいたしましても、ミネラル農産物の生産拡大と販売、流通も含めてしっかりと計画づくりを進め、実現に向けて検討してまいります。考えであります。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育課長 12番、伊藤勝議員のご質問のうち、小学校耐震診断調査後の対応についてお答えいたします。

小学校校舎等の耐震診断後の耐震補強工事につきましては、6番、渡部昌議員にお答えしましたとおりであります。群岡小学校の耐震診断結果を分析し、町の全体的な事業計画や財政状況、小学校適正配置などを踏まえ町長部局と調整しながら耐震補強工事の実施について検討していく考えであります。残る新郷小学校及び奥川小学校、2校につきましても、現在耐震診断調査を実施している段階でありますことから、耐震診断結果を待って耐震補強工事を必要とするか否かを見極めてから方向性を検討したいと考えておりますのでご理解願います。

次に、地域に伝わる民芸品など「民俗民芸伝承委員制度」を設け、後世に伝える施策についてのご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、本町には「野沢草刈踊り」や「野沢甚句」、「黒沢早乙女踊り」や「屋敷万歳」などの民俗芸能や、わら・つる細工や桐工芸等の優れた民芸品があり、後世に伝え継ぐ必要性については認識をしているところであり、教育委員会の重点施策の中でも、伝統文化や民俗芸能の伝承、民俗資料の保存を進めることとしております。

具体的な事例といたしましては、民俗芸能につきましては、公民館活動として学校と社会教育の連携による学社連携事業の中で、草刈踊り保存会の会員が小学生に「野沢草刈踊り」の伝承に努めているところであり、また、「野沢草刈踊り」と「黒沢早乙女踊り」につきましては、後世まで正しい伝承を図るため、録画し映像として保存する作業を進めてまいりました。

さらに、群岡小学校が中心となり伝承に努めている「屋敷人形芝居」についても伝統クラブとして平成18年度から発足し活動をはじめ3年になり、各種発表の機会を提供しているところであり、また、言い伝えや民話などの保存伝承についても、西会津語りの会が中心となり活動しており、先の「百歳の語り部口演会」には百歳のかたが語り部として出演するなど、その活動の輪を広げているところでもあります。

そのほか、各地区に伝えられ、地区において伝承している民俗民芸がありますが、教育委員会といたしましても公民館の事業などで取り上げるほか、老人クラブの活動などを通して伝承に努め、できる限り発表の場を設けるほか、自主的な活動を支援してまいりたいと考えております。

おただしの「伝承委員制度」については、担い手育成、及び技術の伝承方法の一つとして、名称や内容、その効果について、調査研究させていただきたいと思っておりますのでご理解願います。

(「議事進行」の声あり)

○伊藤勝 配付されている内容でわかりますので、結論だけでいいんですよ。長々と聞きもしないものを答弁する必要はない。ですから、いったことをきちっと正確にいつてもらえばいい、それだけで結構です。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 ご質問のうち、特別敬老祝金100万円を廃止して、新たな制度政策の考えはないかのご質問にお答えいたします。

前回の12月議会でも、町長が伊藤議員にご答弁いたしました。本町は、平成5年4月に「健康の町」宣言をし、「百歳への挑戦」町民大会を開催したところでございまして、こ

の大会を契機に、百歳を迎えられたかたに対して長寿をお祝いするとともに、町民の敬老精神の高揚を図るために、特別敬老祝金として100万円をお贈りするものとしたもので、制定以来、今年の2月までに22名のかたが百歳を迎えられ贈呈しております。

現在町内では、105歳のかたが最高齢者で、百歳以上のかたは10名おられ、平成21年3月1日現在の百寿率、いわゆる人口10万人当たりの百歳以上高齢者数は130.72人と県平均の26.70人や、全国1位の沖縄県の61.03人を大きく引き離し、県内59市町村中第3位でトップクラスに位置しております。これは、町が進めてきました健康を基本としたトータルケアのまちづくりの成果のひとつであると考えております。

先日は、今年百歳を迎えられた2名のかたが、公民館の百歳の語りべ講演会で昔語りを披露し、300名以上ものかたが聞きにこられ、その元気に驚いておりました。

百歳になられたかたに100万円を贈るということにつきましては、本町の保健・医療・福祉の連携を強化したトータルケアのまちづくりのキーワードであります「百歳への挑戦」にちなんだものであり、高齢者が長生きをしようという意欲につながることや家族の介護・看護に対する意欲を高め家族の支援体制が強化されること、また「百歳への挑戦」を掲げる特色あるまちづくりの象徴としてのPR効果などもあると考えております。

このようなことから、現在のところ特別敬老祝金の廃止については考えておりませんが、健康で百歳になられるかたが増えつつあることから、百歳になられたかたのその先の目標をどうするかについて、今進めています町民参加による「総合計画検討会議」等の中で町民の皆さまのご意見をいただき検討していきたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

次に、70歳の「敬老会」参加は75歳から、とのご質問にお答えします。これも昨年の9月議会におきまして伊藤議員にご答弁申し上げましたが、本町では、永年にわたり町の進展に貢献していただいた高齢者のかたに敬意を表し、長寿を祝うために、平成20年度も70歳以上のかたを対象に、敬老会を開催し、多くの高齢者のかたに楽しく過ごしていただいたところでございます。

敬老会の招待年齢につきましては、老人クラブへの加入年齢が、概ね60歳であることや高齢化率を算出する基準年齢が65歳以上となっている状況とともに、今まで70年もの永きにわたり町の進展に貢献していただいたという感謝の気持ちでご招待しているところでございます。

平成20年度の敬老会の出席状況をみますと全体の出席率が34%でございましたが、そのうち70歳から74歳までの出席率は40%と全体の平均より高く、特に奥川地区では55%、新郷地区では69%と高い状況にあることから、年1回の地域間のコミュニケーションづくりや意見交換の場としても大変有意義なものとなっており、毎年多くのかたが楽しみにしているところでございます。

このようなことから敬老会の招待年齢につきましては、70歳が妥当であるというふうに考えております。ご承知のとおり、本町はトータルケアによる長寿と健康のまちづくりをめざしており、高齢者の皆さんが、さらに健康で長生きしていただくようお祝いをするとともに、これからのまちづくりに対してのご協力もお願いしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 まじめにしっかりと詳しく答弁するのもいいんですが、聞きもしないような、あるいは前回聞いたこととまったく同じような答弁はいらぬ、それは。ですから、肝心なところだけきちっとやるかやらないか、あるいはその原因はなんなのかということだけを、これを答弁していただだけで結構だ、まず申し上げておきたいと思います。

時間も経過しておりますから、再質問に入りますが、財政については、この予算の審議の中で詳しくお聞きしたいと思います。

そこで、税金滞納の対策などについて、これは今回、非常に景気の低迷もあるだろうし、あるいは国のいろんな予算関係もあることから、財政は非常に厳しい範囲で予算化をされております。特に地方税をみますと、全体で3,000万円から減額を余儀なくされているということでもあります。

こういう中で、公平にいかに税金を支払っていただくかということで、特に滞納や、あるいは未納、こういうことについて、これまでも何回かその対策をいつてきた経過がありますが、町では今ほどの話もありましたように、副町長を本部長として、税等の対策本部会議を結成をされたということですが、今、話を聞きますと、私はもっと行動を起こしていくべきではないかと、これまで名称は違っていても公平な税の徴収ということについては、町としてそれなりに課の中できちっと対策をしてきたはずだ。今さらながら、この税等に対して、これからの基本姿勢だとか、あるいは取り組む場合の各課の方針だとか、さらにはこの支援対策だとか、3カ年にわたって随時年次計画を策定しているところだと、こういうことをいつている。

私は単年度主義であるわけですから、単年度の中で税収がどれだけ上がるか、あるいはどういう公平性を持って税が徴収をされたかということが出てくるわけです。これまでも何回かこういう会議は行なってきたはずだ。さあ、これは税務課だけの問題ではないと、ですから副町長を本部長として、各課長が一体となって、こういう具体的な対応についてはみずから行動を起こしながら理解活動を得るなり、あるいはいろんな生活相談にのるなり、こういうことを行動を起こそうと、こういう会議だと思っていたんですが、しかしこの内容を問うてみれば、3カ年計画だのそういうことで終わってしまう。こういうことでは手ぬるい。あるいはスピード感がない。こういう対策について本当に、現実的にやる気があるのかどうなのかを含めて、改めてじゃ具体的に行動は、今年具体的にどういうふうな対応をしていくのかと、こういうことについては、この3カ年計画がされない場合については行動を起こすことはできないのかどうなのか、改めて聞いておきたい。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 税の関係のご質問でございますけれども、まずこの税等徴収対策本部、これが組織されます前に、これまでは税等の徴収対策連絡協議会ということでありまして、税の担当者連絡会ということでありまして、いわゆる担当者同士の意見交換を主とした対応ということでありました。議員もおただしのよう、なかなか各担当課だけでは対応しきれないということで、いわゆる町が一丸となってこういった税、あるいは使用料等の滞納対策に向かっているかなければならないということで、この税等徴収対策本部ができたということでございます。

それで、スピード感を持ってやるべきだということでございますけれども、もっともであると思います。我々といたしましても、この年次計画、一応3カ年ということでは策定はしておりますけれども、できるだけ早く対応できるものについては、できるだけ早く対応して、いわゆる税の公平性、そういったものに対処していきたいというふうを考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 町の財政の中で、やはり財産収入というのも収益の中では非常に大きく、ウエイトがあると思うんです。課長は造成は18年度に終わってしまったので、さほど大きな影響はないと思うところおっしゃっておりますけれども、しかし、現在20区画売れ残っている。こういうことが、仮に財産の、あるいは収入の財源として、すべてこれが売れるということになれば、相当な金になる。時間がないからどれだけの評価額があるか、改めて後で聞きますが、こういうことであるからこそ抜本的な改革というのが必要なんだということなんです。だからいろいろ何もしてこなかったということではないと思いますけれども、しかし思い切った政策が必要なんだと、それはなぜかという、ただ値段に固執することなく、こういうことは塩漬けにしておくべきではないと、これから若い人が土地を求め、あるいはここに移り住んでみたいというかたであれば、思い切った施策というものが必要になってくる、それはバランスもあるでしょうけれども、こういうことにはいかに対応するかというのが政策なんです。そういうことについては、具体的にこれから政策として行なっていくべきなんです。こういうことについて、各課だけでこれを答えられる問題ではありませんけれども、こういう財産を抱え込んでおくということについて、有効活用の面からみて、これは当然、町としては思い切った政策を行使すべきだと、こういう気持ちはありませんか。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 確かに先ほどもお伺いいたしましたように、現在20区画が売れ残っておりますわけですので、やはり財産の有効活用、それから定住対策、地域活性化という観点からも、やはり抜本的な対策を講じて、やはり早い販売に結びつける必要があるだろうという認識に立っております。今後、その対策についても、特に専門家などの意見を聞きながら、その対策を立てて販売に向けたいと、こう考えております。

○議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 最後、これ時間もなくなっておりますから、雇用対策と、それからまとめていますが、加工施設などについて改めて聞いておきたいと思うんです。

雇用問題については、先ほどいいましたように約40名くらいの、町として2,200万円かな、これは予算化をして雇用を対応したいとこういうことでありますが、問題は、今はハローワークに行っても、先ほどもありましたように、50歳以上のかたがたの仕事を見つけようっていったって、これは無理な状態なんですね。実際我々もいろいろなパソコンで探してみた経緯がありますけれども、そういう中において、町としての雇用対策というのは、ただ単にメニューを羅列して5,000万円の要求を出したということではなくて、実際の中身が伴って、はじめてこれが有効活用されるということなんです。

現在、この町外に勤めているかただって、雇い止めにあったり、あるいはいろいろ非正

規雇用でもう仕事がないというかたもたくさんおられるはずなんです。こういうかたについて、具体的にどういう期間で、どういう作業があって、そしてどういう対応が町としてやるから、ですからこの事業についてぜひとも申し込んでください。こういうPRの仕方が必要だと思うんです。具体的にどのような対策をこれから行なおうとしているのか、メニューは聞きませんが、町として40名の雇用を創出するというならば、具体的にどういうアクションを起こしていくのか、このことについてお聞きします。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 ちょっと誤解のないように、まずお断りしておかなければなりません、一応、事業要望した段階ではだいたい5,000万円の40名の見込みであります、正直申し上げまして予算措置は2,200万円です。ですから、実質的には事業決定というのは半分くらいかなとこう予想しているわけでありまして、そうしますと、雇用見込みというのはだいたい20人程度かなとこう推測をしているわけですが、実際、採用するにあたっては、基本的に公募を基本にして考えたいと思っております。業種によっては公募できにくいものもあろうかと思いますが、やはりこういう社会情勢でありますので、かなりのかたが仕事を求めている現状にありますので、基本的には公募をして、今後の対応ですが、そんなことで緊急雇用対策に対応していきたいとこう考えております。

○議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 やりとりではなく、これからのことについて要望しておきたいと思っておりますけれども、やはり今、具体的な相談がないというのは、あるいは雇い止めにあっているかたがたへは失業保険の期間だからこれはそうだと思うんです。これが切れた時点で、さあこれからどういう事業があるかということになってくると、相当いろんな相談というのが出てくると思うんですね。そういうことを含めて、やはりある程度の1週間、2週間、1カ月、2カ月ではなくて、期間を長期間ある程度かこっていくということではなければ、私は意味がないと思うんです。ですから、そういう期間も含めて、町の対応をしっかりと対策を講じていていただきたい。そのことが、いわゆる先ほどの税収等にもつながってくる、活性化にもつながってくる、こういうことをしっかりと対応していただきたいと、要望しておきたいと思っております。

それから、加工工場について、私は課長がいわんとする壮大な、あるいは本当に大きな工場のような加工工場を指しているつもりは毛頭ないんです。どんなところであっても地域の母ちゃんたちが身近に、生活の中から生まれてきた特産物的なものを加工にして、そしてそれを道の駅などに売って出す、何もミネラル野菜がどうのこうの聞いているわけではないんです。そういうことを具体的にやろうとする場合において、町はどれだけ助長するか、助成をするかということなんです。空いている施設をどうぞ使ってください、あるいは若干の設備だったら町が補助しますよ。こういうことが手助けとなって、小さいところから大きく企業が育っていくわけですから、そういうことをやる気があるかないか、あるいはそういう事業を求めようとした場合に、本当に相談に乗ってくれるかどうか、そのことが問題なんでありまして、改めて聞いておきたいと思っております。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 先ほどお答えしましたのは、町の基本的な考え方、取り組み姿勢と同時

に、加工場についても、いわゆる町内の活性化まで結びつくような加工場も今検討しているということでありまして、当然、地域のかたでグループで、加工を考えているかたもいらっしゃるようでありますので、具体的に相談があればその相談に応じて、支援できる範囲で支援は図ってまいりたいということでもありますので、具体的にどうこうという、まだ私のほうに要望はあがっておりませんので、これ以上の返答はちょっとできかねますのでご理解願います。

○議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 ちょっと1点だけ、これは小学校の耐震工事なんですが、確認をしておきたいと思いますが、これまで耐震工事、耐震の結果以降工事を行なう、こういう学校が、これから必要だという場合については、すべての学校をこれから対象にして行なうということではよろしいのかどうか。先ほどいっている話からすれば、必要か否か、これから耐震を行なう、あるいは行なってみた場合に大丈夫な学校はほとんどない。みんな工事が必要な学校なんです。必要か否かというのはどういうところから必要か否かなのか。こういうことについてきちっと対応していただきたい。本当にすべての学校が耐震工事を行なうのかどうかを聞いておきたいと思います。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育課長 お答えいたします。

先ほど申し上げました新郷小学校と奥川小学校につきましては、先の12月議会定例会におきまして、予算のご議決をいただきまして発注し、現在耐震診断の調査中でございます。その結果を待つということではございまして、なお、参考までに申し上げたいと思いますが、これまで野沢小学校、尾野本小学校、群岡小学校の耐震診断の調査をしておりますが、いずれも昭和40年から42、3年の建築年限でございましたが、新郷小学校につきましては、昭和46年の建築、奥川小学校につきましては、昭和48年の建築ということで、建築年限にも差がございますので、それら建築年限も踏まえまして、現在行なっております耐震診断の結果を待つ、耐震の補強工事が必要であるかどうか、現在のところ明確ではありませんので、その結果を待つから方向性を決定したいということではございまして、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 暫時休議します。(12時02分)

○議長 再開します。(13時00分)

14番、清野興一君。

○清野興一 日本共産党の清野興一でございます。すでに私の前に7名の同僚議員が町政の重要課題と思われる、それぞれの課題について質問されたので、私の通告もある程度理解することができましたが、不明な点多々ありますので質問いたします。

質問の第1は、まちづくりについてであります。町長は施政方針演説の中で、まちづくり基本条例に基づいて日本一のまちづくりを目指すと、このように表明されておりますが、わかったようでわからないのが町民、議会、行政の三者が一体となった協働によるまちづくりの、この協働というところであります。この協働について町長の見解をお尋ねいたしますが、私なりの認識としては、三者の協働が成立する要件として、議会、行政がしっかりとその役割を果たす、責任を果たしてこそ三者の信頼関係が成立して、協働が成立する

ものと考えております。その点で重要なのは、情報の共有だと思いますし、特に執行機関が持っている情報を公開する、これが前提にならなければならないと考えております。

それで、その情報の公開は十分であるのかどうか、例を申し上げますと、商業団地A区画、あの間に知らない間に、大きな穴が掘られておりました。聞くとところによると、県の発注であります、県道の消雪、あるいは流雪の貯水池をつくる工事だと聞いておりますが、あの商業団地の6区画は分譲ということが今まで議会に報告してきたことであり、この分譲が思わしくないので、500万円の予算を取ってコンサルにその使い道、これを調査するんだという計画でありましたが、いつのまにか貯水池の建設になっていると、これはあれですか、軽易なことであるから議会に相談する必要も、報告することも必要ないと、そういうお考えで進めてこられたのでしょうか。それをはっきりとしないかぎり、議会と執行機関、あるいは行政との信頼関係なんていうのは構築できるものではないと、私はそう思います。この点で町長のお考えをお示しされたいのであります。

そして、日本一のまちづくりということですが、これは未来永劫に目指して行政執行にあたっていくということなのか、いや実際項目をあげて、例えば1人当りの所得日本一の町を目指すんだとか、そういう具体的な項目を掲げて日本一を目指そうとしているものなのか、それをお尋ねします。その場合、今活動されています総合計画検討会議との意見のすり合わせ、それらはどうなりますか。

3点目に、安心して生活できる町の実現のための具体策、特に高齢化の進む当町での冬期間の日常生活の確保、今年は大変雪が少なくて助かりました。雪囲いから始まって、日々の幹線道路まで道つけ、あるいは屋根の雪下ろし、こういうことが一人暮らしのお年寄り、あるいは障がい者の生活を大変圧迫して住みにくい条件の一つになっているのではないかと。こういうことに対しては、町はどのような対策をお立てになろうとしているのか。それは今現在でもありますよ。豪雪対策本部が設置された場合、屋根の一人暮らし、あるいは非課税世帯へ屋根の雪下ろしを支援すると、そのようなことはありますが、もっとこの辺に力も入れなければならないし、それから交通弱者の面でも力を入れなければならないと思いますが、交通弱者については通告しておりませんでしたので、雪との戦いからどう開放するような施策を実現するのか、この点についてもお尋ねしたいと思います。

それと、豊かさの実感できる町政、こういうこともおっしゃっておられます。豊かさとは精神的な心の豊かさもあるであろうし、物質的というか所得の面での豊かさ、これもあろうと思うんですが、私はどちらも必要なことであろうと思っております。そこで、この二つの豊かさを実現させるための目標、あるいは施策、方針などについてもお示しください。

次、2項目目の質問は、農政における耐雪型ハウス栽培の位置付けと、2期計画についてお尋ねをいたします。耐雪型ハウス栽培は、町農政の一部だと私は理解しております。農政全般の活性化、あるいは所得の向上、これが課題にならなければならないと思いますが、その点では、いくらミネラル野菜といえども、すぐにその生産物そのものを売っているようでは、所得の向上にはなかなか大変だと思います。

それで、農産物の製品化、勝君もいっておりましたが、加工して販売する、これらについても今力を入れて進めていかなければ農家の所得向上、これはだんだん遅れていくので

はないかと、こういう危惧を持っています。さらにハウスでの栽培は、第1期計画であるとミネラル野菜に限るといような、そういうことで進めておられるようではありますが、2期計画も同じくミネラル野菜に限定した使い方、それを前提としての建設になるのかどうか。

最後に、ICTのまちづくりについてお尋ねいたします。このICT、ITともいうそうではありますが、この整備目的があまりにも起業に力点、業を起こすことに力点が置かれているのではないかとということでもあります。せっかくインターネットをやっても、その恩恵が本当に町民に享受されているのかどうか、例えば町への相談事があるような場合、インターネットを開けば、それでわざわざ町まで足を運ばずとも解決できるとか、それには、今町もホームページでいろんな情報を載せていますが、もっと見やすいホームページに改善していく必要があるのではないかと。パソコンを持たない人のためには、幸い町には各支所がありますが、そういう支所へ行けば町のホームページにアクセスできるような、誰でも使える、こういうような改善も図っていかねばならないのではないかとと思うんですが、私は、要はせっかくICTのまちづくりということに力を入れるのであれば、その恩恵が町民に等しく享受できるような、そういうほうに軸足を移動すべきではないかということ強く感じておりますので、この点で町の考え方をお尋ねして一般質問を終わります。

○議長 町長、山口博續君。

○町長 14番、清野興一議員のご質問にお答えをいたしますが、その前にご質問がいろいろ複雑でありますので、協働のまちづくり、いわゆるコラボレーションについてと、それから住宅団地の件もありました。商業団地の件でありますけれども、これについても後ほど再質問されると思っておりますけれども、その中でご質問いただけたらと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、「日本一のまちづくり」に関するご質問にお答えをしたいと思います。

このことにつきましては、新年度に向けての町政執行の基本的な考え方の中で申し上げたとおりであります。これからの新しいまちづくりにつきましては、「西会津町まちづくり基本条例」に基づきながら、町民・議会・行政の三者が一体となった「協働によるまちづくり」により進めていかなければならないと認識しているところであります。

まちづくり基本条例につきましては、議員もご承知のとおり、町民・議会・行政の三者により構成いたしました50名による「まちづくり委員会」によりまして、2年4カ月にわたる議論の末に、町の憲法となる条例として策定をし、平成20年4月1日に施行をしたものであります。

これからの新しいまちづくりを進めるにあたりましては、まず、町の憲法であります「まちづくり基本条例」を守り、そして擁護をしながら進めていかなければならないと認識をしております。また、条例の基本原則であります「まちづくりの主役は町民」であることを踏まえ、町民のみなさんがまちづくりへ積極的に参加し、そして参画をしていただけるように、さまざまな仕組みの作業を進めているところであります。

ご質問の「日本一のまちづくり」であります。町の憲法であります「まちづくり基本条例」に基づきながら、協働でまちづくりに取り組んでいくことにより実現していくものと考えております。私が目指す「日本一のまちづくり」は、単に、数字の上で一番になる

という意味ではなく、他の市町村から「あのようなまちづくりをしたい」と言われる、住民自治の模範となるようなまちづくりを指しておりまして、町民・議会・行政の三者が各々の役割と責任を自覚しながら、みんなで力を合わせ進めることで実現をしていきたいと考えております。

次に、「豊かさ」についてのご質問であります。これまでの日本は、「都市のような便利さ」「物が豊富にある」など、都市的な価値観のもとでの豊かさを追求してまいりました。その結果、現在のように物は溢れるほどあるものの、それに対して心は豊かになっていない現状にあります。世界的な金融危機から発した急激な経済情勢の悪化の中、都市に住むことから自然にあふれた地方での生活に魅力を感じる人が増えているとのことであります。私は、これを契機として、真の豊かさとはどのようなものであるべきかを、しっかりと日本全体で考える時期にきているものと考えております。

豊かさとは、所得の向上や物質的な面も当然重要なことではあります。これからは、心の豊かさが重視されるべきであり、地方の良さが見直されつつある現在、物心両面からの豊かさが実感できるまちづくりを進めていくことが重要であると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 副町長、薄友喜君。

○副町長 14 番のご質問の中に、通告ではございませんでしたけれども、商業団地内の工事についてのおたがごございましたので、私のほうからご答弁申し上げたいと思っております。

野沢地区、特に野沢の駅前通りの県道、これの改修を今進めているわけですが、この道路改良に併せまして、流雪溝を整備することになっております。当然、流雪溝でありますので、現在の長谷川の水では不足するというようなことから、商業団地内に貯水槽、これは県の事業で3基整備することになっております。

それで、この設置の場所でございますが、商業団地のA区画ではなくて、いわゆるバックヤード、荷物の積み下ろし等を行なうバックヤードがあるわけですが、このバックヤードの中に貯水槽を今整備をしております。商業団地のいわゆるA区画の中での事業ではありませんので、まずご理解をいただきたいと思っております。この貯水槽は20年度で2基、それから21年度で1基、合わせて3基整備することになっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 ご質問のうち、安心して生活できる町の実現のための具体策についてお答えいたします。

これまで町は、安心して生活できる町を実現していくため、各種施策を積極的に展開してまいりました。その主なものを申し上げますと、まず、「トータルケアのまちづくり」を進めてまいりました。昭和60年に健康のまちづくりを提唱し、平成4年度から保健・医療・福祉を連携させた、いわゆるトータルケアの推進により、医療・福祉の対象者を少なくし医療費・保険税を抑えることにより、安心して暮らせるまちづくりを進めてきたところであります。

次に、少子化に対する「子育て支援」につきましては、母親が安心して子どもを産み育

てられるよう、本町独自のあるいは全国に先駆けた施策を実施してまいりました。例えば、第3子以降の出生祝金の贈呈や妊婦健診の全15回の無料化、保育料については国の基準と比較して大幅に低額となるよう軽減してきたところであり、さらに来年度からは、中学校卒業まで医療費を無料にするなど、子どもを安心して生み育てられる環境づくりを積極的に進めてきたところでもあります。

3点目としましては、「健康な土づくりとミネラル栽培による高付加価値農業の推進」を進めてまいりました。「健康な体は健康な食べ物から」「健康な食べ物はミネラル分を含んだ健康な土から」との考えに基づき、平成10年度から農業科学研究所所長の中嶋常允先生にご指導をいただきながら積極的に取り組み、10年が経過したところでもあります。今後は、本町の取り組みを会津全域に広げることができるよう、引き続きミネラル栽培を積極的に推進し、農業所得の向上と地域経済の活性化に努めてまいります。

4点目としましては、「ICTのまちづくり」であります。本町は、平成9年に全国に先駆けケーブルテレビを導入し高度情報化社会へ対応するとともに、健康のまちづくりや地域コミュニティの醸成を推進してまいりました。今後は、テレワークセンターなどによる新たな産業の創出や、光ファイバー網を活用した具体的な地域活性化方策などを進めていく考えであります。

このように、「健康づくり」「次世代の育成」「地域経済の活性化」「ICTを活用した地域の活性化」を柱として、創意と工夫によるまちづくりを継続して進めていくとともに、まちづくり基本条例に基づきながら協働により、町民の皆さんが安心して生活できるまちづくりに向け、全力で取り組んでいく考えであります。

特にということでご質問のありました「冬期間の日常生活の確保」であります。冬期間の一人暮らし高齢者や虚弱高齢者、身体障害者等の世帯にとって、除排雪の作業は容易なことではありません。このことから、毎年、社会福祉協議会に登録した除排雪協力員の皆さんが、宅地周りの除排雪や、道つけなどの作業を行うほか、安否確認も同時に行っているところでもあります。

また、町や社会福祉協議会等の関係機関などが主体となって、行政と町民が一体となった「地域見守りネットワーク」づくりを集落単位で進めており、高齢者宅などへの声かけ・見守り・除排雪などの協力体制により、高齢者等が冬期間でも安心して生活できるよう進めておりますので、ご理解願います。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 14番、清野興一議員のご質問のうち、町農政における耐雪型ハウス栽培の位置付けと、2期計画についてのおただしにお答えいたします。

はじめに、農政全般の活性化方針と農産物の製品化についてであります。農業をとりまく情勢は米価の下落、肥料の高騰、生産者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加などさまざまな問題を抱え、非常に厳しい状況にあります。

本町においてはまず、稲作依存の経営からの脱却を図ることが重要であると考え、ミネラル栽培を核とした米と園芸作物の複合経営により農業所得の向上と町農業の活性化を図るため、各種施策を積極的に取り組んできているところでもあります。

現在、消費者から食の安全、安心な農作物が求められていることから、ミネラル栽培に

よる野菜や米は消費者や市場では高い評価を得ており、生産拡大と安定供給に向けての取り組みが最重要課題であり、その対策として平成16年度から、生産量の拡大と品質の向上、さらには、通年栽培出荷体制を確立するため、耐雪型パイプハウスの導入を図り、現在まで28戸の農家が70棟のハウスでミネラル栽培に取り組んでおります。

また、このハウス利用者により昨年2月に設立された「にしあいつ施設園芸生産振興組合」では、会員相互の情報交換や指導会、研修会により技術の向上や施設の有効利用が図られ、この施設園芸生産振興組合を核として、稲作と園芸施設との複合経営による本町農業の確立に向けて大きく前進するものと期待しているところであります。

一方で、健康な土づくりに欠かせない良質な堆肥の確保も重要であり、近年では、環境保全の面からも資源循環型農業の確立が叫ばれており、生ごみや稲ワラ等を活用した堆肥センターの整備も検討しているところであります。

また、本町の基幹作物である米についても、恵まれた気象条件や健康な土づくりにより栽培された米は、全国米コンクールにおいて連続して特別優秀賞を受賞するなど、全国に誇れる美味しい米が生産されており、「売れる米づくり」を基本とした取り組みに、付加価値を付けての販売ルート開拓に取り組んでいきたいと考えております。

このミネラル栽培米による「売れる米づくり」と併せて、最近、食糧自給率の向上対策の一つとして、パン・麺・ケーキなどへの米粉利用が国の政策として取り上げられ、注目を浴びておりますが、その米粉の加工製造・販売についても、検討を進めてまいりたいと考えております。

このように、耐雪型パイプハウスの導入による園芸作物の振興を中心に、ミネラル栽培による売れる米づくりの推進、米加工施設、堆肥センターなどの整備を進められれば、町基幹産業としての農業の確立が図られることとなります。そして、農業が本町経済振興の柱となり、農業経営者が本町経済の担い手の中心になっていかなければならないと考えております。課題は山積しておりますが、本町の農業振興、経済活性化を図っていくためにはやっぴいかなければならない事柄であると考えております。

次に、耐雪型パイプハウスはなぜミネラル栽培でなければならないのかのおただしであります。ご承知のように平成16年度から導入しました耐雪型パイプハウスについては、ミネラル栽培の生産拡大と産地化形成を図ることをねらいとして、県補助事業を導入し整備を図ってきたものであります。

ご承知のように、本町のミネラル栽培は平成10年度に「健康な身体は健康な食べ物から、健康な食べ物は、ミネラル分を含んだ健康な土から」との農業科学研究所長の中嶋常允先生の指導を受け、ミネラル栽培を本町の政策として取り組み、農業の再構築を目指し、本町の経済振興の柱とすることを目的に取り組んできているところであります。「健康な土づくり」に基づくミネラル栽培は、病虫害にかかりにくく、品質も向上し、収穫期間も長くなり、結果的に、収量が上がり、農家所得の向上に結びつくものであります。

現在、消費者の「食」に対する関心が高まっており、安全で安心な、しかも、美味しい農作物が求められております。ミネラル栽培の野菜やコメは、まさに、消費者ニーズに適合した農作物であることから、消費者や市場から高い評価を得ているところでありますが、生産量がまだ少ないことからスーパーからの取引要望にも応えられない状況であります。

本町農業の再構築を図り、本町の基幹産業とするためには、ミネラル農作物としての高付加価値を付け、他の農作物との差別化を図り、ミネラル栽培の主産地化を図っていかねばならないと考えております。そのためにも、次年度以降も、ミネラル栽培の拡大を目的としパイプハウスの導入を図ってまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長 14番、清野興一議員のご質問のうち、ICTのまちづくりについて申し上げます。

本町においては、平成9年に公設・公営によるケーブルテレビを開局し、地上波などの再送信はもとより、自主放送による行政情報の提供や議会中継などにより町民自らがまちづくりへ参加する姿勢の醸成を図るとともに、双方向性を活用した在宅健康管理システムの導入により、予防医療の一翼を担い、結果として国・県と比較し、医療費の高騰や国保税の上昇を抑制するなどトータルケアのまちづくりに寄与してきたところであります。さらに、地上デジタル放送の再送信においては、平成18年の会津若松市の背あぶり山中継局での放送開始とともに、いち早く全町での受信を可能にし、放送のデジタル化に対応いたしました。

また、平成15年には町がプロバイダーとなり、低廉な使用料でインターネットサービスを提供し、これまで、ブロードバンドといわれる通信事業者のADSLが、野沢地区の一部しか利用できない通信環境でありましたが、ケーブルテレビ方式では全町で同じ速度が利用できる環境が整備されました。

このように、本町においては容易に民間事業者の参入が見込めない、いわゆる条件不利地域である中で、ケーブルテレビの整備によって、都市に比べて遅れていた情報通信の格差是正に努め、「トータルケアの推進」「放送のデジタル化への対応やインターネット環境の整備」など、町民福祉の向上や多様化する情報化社会への対応を図り、町民の皆さんがICTの恩恵を享受できるよう、さまざまな施策を展開してきたところであります。

おただしの起業家の育成・支援については、町内に整備されたICTの環境を活かしたテレワークの導入などにより、地方であっても都市部と変わらない就業や雇用の創出を図るものであり、インターネットを単に検索や趣味の領域で利用するだけでなく、経済活動の道具として、利活用を図り、地域経済の活性化に資するものであります。特に、本町のような過疎、中山間地においては、大規模な工場誘致が難しい状況にあり、さらに、現在の社会経済状況を勘案すると有効な経済活性化策であると考えております。

また、このたびのケーブルテレビ高度化事業の実施にあわせ、ICTを活用した行政サービスの向上をさらに進めるべく、平成18年11月に内閣府より、「西会津町ユビキタスICTのまち再生計画」の認定を受け、総務省東北総合通信局をはじめとした関係各省庁の地方部局や会津大学を中心とした特定地域プロジェクトチームを編成し、平成19年度から2カ年かけて検討会を開催しているところであります。

この検討会では、国の「u-JAPAN政策」に基づき、ICTを活用した「各種行政サービスの充実」や「防災や災害への対応」、「トータルケアの推進」、「産業の創出など地域の活性化方策」等を検討しており、この中には先ほどおただしのありました、役場にこななくても、自宅や支所等で手続き等が行なえる電子申請の推進や、ホームページの充実など

が含まれております。これらが本町において具現化できるよう、各省庁や会津大学の先生方などからご提言をいただいているところであります。

今後はこの報告書などをもとに町長期総合計画や財政計画との整合性を図りながら、高度なICT環境の整備に努めることとし、町民福祉の向上から地域経済の活性化まで、さまざまな分野で町民の皆さんが等しくICTの恩恵を享受できるよう、さらなる「ICTのまちづくり」を推進してまいる考えでありますので、ご理解願います。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 町長の答弁をちょうだいして、安心感半分持ちました。というのは、先ほども質問の中で申し上げたとおり、協働が成立するということは、それぞれがしっかりと責任と役割を果たす。その最たるものは行政であろうと思うんですが、条例が町の憲法だといっていますが、憲法では、国民の権利、義務、10条から40条まで書いていますけれども、大変こう国民の権利ということをすごく重要視しているんですね。だから、町も町のやるべきこと、これをきっちりと今後もやってほしいし、そして町長だけじゃなくて、その考えを全職員に徹底するように希望するものであります。

ただ、豊かさの求めるということで、自然を満喫したくて、自然のたくさんあるところに人口移動があるとおっしゃっていますけれども、それとてもテレビで見る範囲ですからわかりませんが、仕事のあるところ、あるいはたくさん生活できるだけの年金を持った人、こういう人が多いようですね。だから、この西会津においても自然の活かした、あるいは農林業で食っていけるような施策、これが本当に今力を入れてやっていかなければ人口をとどめておく、労働人口、労働年齢の人口をとどめておくというようなことは、なかなか難しいんじゃないかと、そういうことで、今、手っ取り早くできるのは農業での生産を上げるためには、できたものをすぐ販売するのではなくて製品化する。それだって今のふるさと再生資金ですか、ああいうものを、確かに答弁の中にもありましたように、空き家を利用して加工場をつくるというのものもあるでしょうし、それから、自宅を改造して、製造して売だけの許可を取るといようなこともあるでしょうし、あるいはまた、今食べ物なんかでは真空パック包装がだいたい主流になってきていると思うんです、土産用には。だから、真空包装機を買うための資金手当てとか、そういう具体的に町民が要望することで製品化に力を入れていくというような方向性を探るべきではないかというのが提案であります。

副町長にお尋ねしますが、現実はわかりましたよ、貯水槽を3基つくるんだと、それは県の事業だと。私のいっているのは、それを、いわば目的外使用になるわけでしょう。いくらバックヤードだ、なんだといっても。そういう明らかに当初の目的にはずれることに使う、そのことを執行部が一存でやっちゃっていいのかということなんですよ。だから、ときには議会と執行部とぎくしゃくした関係が出てくると、そういうのはやっぱりわかった時点で議会に報告するなり、あるいは協議をするなり、こういうことのそれが協働によるまちづくりの根底に据わるんじゃないかと、私は思うんですよ。じゃあ町は決まったことだから勝手にやったらいいだろうというようなことでは、まちづくりというのはいくのかなど、こういう懸念を持ちます。その点では、今まで説明なり協議というのはいなかったですよ。ないままに進めてきた、どういうことで進めてきたのか、その辺を明ら

かにして、理解できるものは理解したいと思っています。

あと、細かいこといろいろありますけれども、ただ一つ、私もICTのまちづくりなんて大きなタイトル出したから悪かったんでしょうけれども。

○議長 14番、一問一答でしてください。

○清野興一 ごめんなさい。

○議長 町長、山口博續君。

○町長 14番、清野議員の再質問でありますけれども、まず協働のまちづくりということをおっしゃったわけでありまして、これも極めて重要なことだろうと私は思っております。協働というと、なかなか辞書を引いてもわからなくて、結局最終的にある人が、協働というわからなくなるから、コラボといえというんですね。なんでと聞いたら、ジャズの中で尺八吹いたり、なんかするのがコラボだというんですね。それをやっぱり考えたら、今までの町政なんかにおいては、町長一生懸命やってみると、悪かったら直してやるからというのが多かったと思うんです。ところが、これからの町政においては、やはり計画の段階から町民のみなさんの意見も入れて、そして計画を立てて、そして協働といいますか、協力しあって結論を出すというのが協働のまちづくりなのではないのかなと、私は理解しているところであります。

そんなことで、西会津に今までそういう作業がなかったのかといいますと、そんなことないわけでありまして、奥川健康マラソンですね、あれも最初は走るのが大好きな人たちがクラブをつくって、へとへとクラブですか、あれができました。そしてやっているうちに20回、22、3回だったでしょうかね。なんか、とにかく先導のパトカー、あれを頼むのに1年もかかったという話があって、町だったらそんなにかからないでしょうということがあって、それでやってみた結果、2、3日でできたということがあって、町も入れということになりました。まさに主体は奥川のみなさんでありますけれども、やはりそういう作業をやって、現在の奥川健康マラソンが成り立っているということがあります。

それから、たびたび申し上げるようでありますけれども、トータルケアのまちづくりも、平成4年から始まって、平成15年には松崎先生のご指導がもらえるような状況でなくなって、東北大学の辻一郎先生のご指導をいただけるようになりました。そして、脳血管疾患の問題から糖尿病、それから肺がんの問題まで、課題6ついただいたわけでありまして、それが、去年の10月12日だったと思いますけれども、百歳の挑戦パートⅣの検証大会やりまして、大学の先生がたから、とにかくすばらしいというよりは、今まで日本でこういう例はないのではないのかなといわれるくらい評価されたわけでありまして、これも町長がいくら大きい声出して、健康、健康なんていっても、こんな結果は絶対に出ないと思います。やはり、町民と行政と議会と、協働の作業の結果、こういうのが出てきたと私は思っておりますので、これが協働のまちづくりの前例として、西会津にもあると私は確信しております。

そういう中で、先ほどお話ありましたけれども、やはり自然があるということは極めて大切なことであります。それで英語指導助手の名前ちょっと忘れちゃったけれども、女性でありますけれども、イギリスのロンドンの郊外に住んでいるという人の話を聞いたら、私はサバークに住んでいるというんですね。そんなことで、とにかくイギリスのロンドンの

近くも自然を大切に生きていくということがあります。そんなことで、さっきおっしゃったように、西会津町にも仕事があればということでもありますので、農業もやはりミネラル栽培を大きくして行って、会津の中でまず評価されるような作業をしていきたいと思えます。

それから、ICTの場合も、こういう西会津のような条件不利地域でありますけれども、都会と同じような条件は備えたと、備えられると私は思っております。このICTを使って新しい仕事、これができるかと確信しているわけでもありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 商業団地の活用ですが、これは私は目的外利用ではないかというふうに思っているんですが、なぜ目的外利用にもかかわらず、議会に報告されなかったのか、その点を説明してください。

○議長 副町長、薄友喜君。

○副町長 目的外使用ではないかというようなお話でございますが、先ほどもご説明申し上げましたように、今駅前通りを整備をしておりますが、その整備の中に流雪溝を整備をしたいということでございます。その流雪溝を整備するためには水を確保するという必要がございますので、そのために、どうしても今の長谷川の水では足りないということで、貯水槽の設置を計画したということでございますが、この貯水槽の設置は、先ほども申し上げましたように、いわゆる商業団地のA区画の外側のバックヤードでございます。この貯水槽を設置いたしましても、バックヤードはそのまま使えと、荷物の積み下ろし、あるいは運搬等にも貯水槽は地下に整備しますので、バックヤードとしての利用もできる。さらに当然、流雪溝の貯水槽でございますから、これもいわゆる防火水槽としての役割もできるというような、そういうような有効活用ができるということでございます。

したがいまして、商業団地のA区画を変更するというような、いわゆる基本的な方針を変更する場合については議会にご説明するのは当然のことだと思いますけれども、今回の整備につきましては、A区画の外側だということによって判断をいたしました。今ご指摘にありましたように、これからの今後におきましては、その辺の判断をしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 今後しっかりとみていきたいと思えます。

町民情報課長にお尋ねしますが、私は今あるICT、いわゆる高度なものを大金をかけてICTの町をつくっていかというのではなくて、パソコン、あれがせつかく町はプロバイダーになって進めているわけですから、そういうものを何か町の施策をみると、企業育成というところにもものすごく力点があつて、町民が町の情報を利用する、こういうことにはあまり力点が置かれていないのではないかと、私自身がパソコンをやらないものですから、よくわからないけれども。しかし町に対する相談、あるいは就職情報等については、今こういうご時世だからかなり多くの町民が期待していると思うんです。それで、簡単に自分の思っていることを引き出せるような、そういうホームページにすべきであつて、相談はちゃんとパソコンでできますよというような説明、お知らせも、ケーブルテレビを使

うもよし、それからたまにはチラシを入れるのもよし、そういうことで、せつかくあるものを町民が使えるようにしていくべきではないかと、そういう提案ですが、そういう要望ですが。

○議長 町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長 町民のみなさんがICTの恩恵を享受できるような、そういうシステムの導入はというようなおただしかと思うわけですがけれども、インターネットの最大のメリットというのは、やはり遠くに離れていても、いろいろな作業ができるということ、ですから、議員おただしのように、役場に来なくても、例えば在宅、支所、連絡所でいろいろな手続き、申請、そういったものができて、またそれに対して役場から回答できるような、そういった行政サービスというか、そういう、いわゆる電子申請というような、国でも盛んに進めているわけですがけれども、これについても、先ほどご説明しましたように、今現在、役場内、各種検討会の中で、そういうのを導入しようというようなことで、今やっております。

ですから、今後、住民のみなさんがインターネットを使って簡単に役場とか、そういうところに申請ができるようなシステム、その導入については徐々に導入していくという考えでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○清野興一 時間ですので、やめます。

○議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

みなさんに申し上げます。このあと2時15分より全員協議会を開催します。開催時間までに議場へお集まりください。

本日はこれで散会します。(13時59分)

平成21年第2回西会津町議会定例会会議録

平成21年3月11日(水)

開 議 10時00分

出席議員

1番	目黒	一	6番	渡部	昌	11番	長谷川	徳喜
2番	多賀	剛	7番	五十嵐	忠比古	12番	伊藤	勝
3番	青木	照夫	8番	武藤	道廣	13番	清野	邦夫
4番	荒海	清隆	9番	大沼	洋平	14番	清野	興一
5番	清野	佐一	10番	長谷沼	清吉			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	山口博續	会計管理者兼出納室長	長谷川文男
副町長	薄友喜	教育委員長	佐藤晃
総務税政課長	伊藤要一郎	教 育 長	長谷川隆夫
まちづくり政策室長	成田信幸	教 育 課 長	高橋謙一
町民情報課長	大竹 享	代表監査委員	廣瀬 涉
健康福祉課長	藤田潤一	農業委員会長	斎藤太喜男
経済振興課長	斎藤 久	農業委員会事務局長	斎藤 久
地域整備課長	杉原徳夫		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤健一	議会事務局主査	齋藤正利
--------	------	---------	------

平成20年第2回西会津町議会定例会議事日程表（第6号）

平成21年3月11日（水）午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第1 | 議案第1号 | 西会津町名誉町民条例 |
| 日程第2 | 議案第2号 | 西会津町子育て医療費サポート事業条例 |
| 日程第3 | 議案第3号 | 西会津町介護保険臨時特例基金条例 |
| 日程第4 | 議案第4号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第5号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第6号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第7号 | 単純な労務に雇用される職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第8号 | 西会津町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第9号 | 西会津町へき地保育所条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第10号 | 西会津町さゆり公園条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第11号 | 西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第12号 | 西会津町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第13号 | 西会津町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議案第14号 | 平成20年度西会津町一般会計補正予算（第6次） |

散 会

○議長 平成 21 年第 2 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 1 号、西会津町名誉町民条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議案第 1 号「西会津町名誉町民条例」の制定について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由でご説明申し上げましたが、本町は昭和 29 年 7 月 1 日に 1 町 9 カ村が合併して以来、平成 21 年度で町制施行 55 周年を迎えることとなります。

この町制施行 55 周年を記念するとともに、町民と議会と行政の三者が一体となった「協働による新しいまちづくり」を一層推進するため、新たに「名誉町民制度」を創設し、町の発展等に多大な功績があり、町民が誇りとして等しく敬愛するかたを名誉町民として顕彰するため条例を制定するものであり、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会にご提案するものであります。それでは、議案書をご覧いただきたいと思っております。

まず第 1 条は、目的であります。ただいま申し上げました内容を目的としております。

第 2 条は、名誉町民の称号を贈る要件であります。町に居住しているかた若しくは居住していたかた、または本町にゆかりのあるかたで、地方自治の進展、産業経済の発展、保健医療の向上、福祉の増進又は学術文化若しくはスポーツ等の振興に貢献されたかたに贈るものであります。

第 3 条は、名誉町民の決定の方法であります。決定あたりましては、町長が議会の同意を得て決定するものであります。

第 4 条は、顕彰の方法であります。名誉町民となられたかたの功績につきましては、広く公示の方法により皆さんにお知らせすることといたします。第 2 項は名誉町民として決定された後、顕彰前に死亡されたときは、生存中とみなして称号を贈るほか、その功績につきましても、広く公示の方法により皆さんにお知らせすることといたします。

第 5 条は、名誉町民に対する待遇と特典であります。⑴町が行う式典等への招待、⑵慶弔の際における礼遇、⑶その他必要と認める特典の付与または礼遇とするものであります。

第 6 条は、名誉町民の取り消しであります。町長は名誉町民のかたが本人の責めに帰すべき行為により著しく名誉を失墜し、町民の尊敬を失ったと認めるときは、議会の同意を得て名誉町民の称号を取り消すことができるものとしてあります。第 2 項は、名誉町民の称号を取り消されたかたに対する待遇と特典につきましても、その取り消しの日から失うものとする規定であります。

第 7 条は委任規定であります。この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定めるものであります。

次に、附則であります。施行期日でありまして、平成 21 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12番、伊藤勝君。

○伊藤勝　大変これからの町にとってゆかりのあるかたとか、あるいはこれからいろんな分野で活躍されているかたを、町の誇りとして取り上げて顕彰するというのは非常にいいことだと思います。そこで、具体的に顕彰の方法、これはどういう形で顕彰していこうとしておりますか。例えば、我々も議会でいろんな町村に出向くことがございますが、そこにはそのゆかりのあるかたがたで、写真入りで庁舎の入り口等に飾りながら、非常に、ああこういうかたがこの地で生まれて活躍されておったのかなと、あるいはおられたのかなと、こういうことが一目瞭然にわかるような場合もあります。町としてこの顕彰の方法については具体的にどのような形を取っていこうとしておりますか、このれが一つ。

これからこういう該当するかたがたが出ればという話でありますけれども、現状においては、今はこれに即該当するということではないけれども、こういう条例をつくっておくということなのか、あるいは町として、例えばこういうかたが西会津町として誇りに思えるかたではないかと、こういうことがもしおありならば、即それが顕彰になるかどうかわかりませんが、該当するようなおかたがあれば、参考までにお知らせしていただきたいというふうに思います。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　ご質問にお答えいたします。

顕彰につきましては4条のほうで、広く公示しこれを顕彰するという規定をさせていただいておりますが、具体的にはこの名誉町民となられますかたの功績については、広報紙、あるいはホームページとか、いろんな形で広く公示するということと、それから議員おただしのありましたように、一つは肖像画をお贈りする。あるいは称号記、賞状のきちとしたようなものをお贈りするとか、そういう形で肖像画等をお贈りすると。それと併せまして、また肖像画については、町の庁舎等への掲額というような形でやっていきたいというふうに考えております。

それから第2点目のその該当する人はいるのかというようなご質問でございますけれども、現在、今の時点におきましては、特にこれに該当されるというようなかたは想定しておりませんが、予めこの条例の制定の目的として先ほど申し上げましたように、この町政施行の55周年の記念と、一つの区切りと、それから協働のまちづくりを一層推進していくための一つのシンボリックな条例として設置をさせていただいて、この設置後にそういう該当されるかたが出られましたならば、この条例に基づいて表彰をさせていただくというような考えでおります。

○議長　10番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　具体的な対象者をお考えではないということではありますが、合併で55年という記念すべき年ということではありますが、記念とするならば、50年とか60年のほうがかえってインパクトがあったんじゃないかなと思います。具体的な名前がなくても今、というのは、区切りとしては5年後でもいいんじゃないかという気もしますが、なぜ今の

時点で対象者がおられないのに、こういうふうになったのかということと。

もう一つは、もうとうにお亡くなりになったかたでもこの対象になるのかと、今日の民友新聞を見ておりましたら、湯川村では亡くなった映画監督ですか、高畑さんを名誉村民にするということでもありますので、西会津もそういうようなお考えがあるのか、今の説明を聞いていますと、そういうのが出てきませんでしたので、お考えがあるかどうかということ。

もう一つは、同じようなものに自治功労、特別自治功労等の表彰があるわけですが、これと兼ね合いをどうお考えでありますか。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 まず第1点目の、なぜこの時期なんだというおただしでございますけれども、議員おただしのように50年とか、60年とかというそれも一つの節目でございます。その今回、55年ということでもありますけれども、昨年4月1日にまちづくり基本条例が制定されまして、新しいまちづくりが始まったわけでございます。その次の一つの節目というのが、今回、町政施行の55周年ということでございますので、そういうことで今次の提案ということでさせていただいたところでございます。

それから、亡くなったかたについての表彰はどうかということでございますけれども、基本的には現在、現存されておられるかたを対象とした形でやりたいということで考えております。亡くなったかたを対象ということになりますと、かなり過去に遡るようなケースも、場合によっては出てくるのかなというふうに考えますので、基本的には現存されるかたということで考えております。

それから、表彰条例、町には表彰条例があるわけでございますけれども、これとの兼ね合いということでございます。表彰条例につきましては、主に町内を主とした諸活動に対しての功労、あるいは特別功労ということでありまして、議員もご承知のように、この対象としましては町の三役、あるいは議会議員、消防団員、こういったかたがたの活動、それからまた、町の教育、文化、スポーツ等の進展向上に貢献されたかたがたということでありまして、その活動は主に町の内部での活動というような形でございます。

今回、この名誉町民条例につきましては、住居要件等については町内に住んでいるかた、あるいは居住されていたかた、そしてゆかりのあるかたということで間口は広いわけでございますけれども、主にその活動は町外での大きな活動、例えば日本全国を対象とした文化、スポーツ、そういったいろんな活動をされているかたを対象とするものというふうに考えております。または、町外に住んでおられるようなかたが、この西会津町に対しまして、多大な貢献をされたようなかた、そういったかたについても町の表彰条例の中では規定されないような場合も出てくるのかなということで、名誉町民条例については、非常に広い視点でもって対象として考えるということでございますので、その辺が従来の表彰条例との違いであるのかなということでございます。

○議長 10番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 もう1点だけお尋ねしますが、今の説明を聞いておきますと、いわゆる功績のあったかたということでございますが、例えば広く解釈して、例えば名誉町民にすることによって、さらに西会津へ多大の貢献といたしますか、が見込まれるというような人も

名誉町民にして、お願いして町の発展ということも考えられないことはないわけでありますが、やはり原則としては今までの功績ということでやっていきますか、それとももっと幅広く、期待のできる人も名誉町民の称号を与えて、西会津に多大な貢献をしてもらうという方法も考えられないことはないわけでありますが、そこら辺はいかがでありますか。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 ご質問にお答えいたします。

期待する部分と申しますか、その期待する部分については、なかなかそれが表に出てまいりませんので、やはりはっきり町民のみなさん、名誉町民としてみなさんにお分かりいただけるためには、やはりこれまでの実績と申しますか、これまでの功績のあったかたを対象として、この名誉町民として対象とさせていただきたいというふうに考えております。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 せっかくこの条例をつくるんですから、そういう心当たりがない、今の時点ではないといってらっしゃるんですけども、やはりこういうのは先ほど12番からもお話あったように、現在活躍している、そういうかたをやはり町としては目安的なことはあるんですか、今のところないんでしょうか、その辺はどうなっていますか。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 先ほどもお答えいたしましたけれども、現時点で想定されるというかたはおられません。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、西会津町名誉町民条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町名誉町民条例は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号、西会津町子育て医療費サポート事業条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 議案第2号、西会津町子育て医療費サポート事業条例の制定についてご説明をいたします。

本案につきましては町長が提案理由のなかで申し上げましたが本町ではこれまで小学校入学前の乳幼児を対象に、その保護者に対して、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、子どもを安心して産み育てられることを目的に、「乳幼児医療費助成事業」により、医療費のうち窓口で支払う一部負担金についてすべて町が助成し無料化してきたところでありますが、さらに子どもを安心して生み育てる環境づくりを推進するため、その助成する対象

者を中学3年生まで拡大するための条例の制定についてご提案するものであります。それでは議案書をご覧いただきたいと思います。

西会津町子育て医療費サポート事業条例。第1条は目的です。この条例は、乳幼児及び児童生徒の疾病の早期発見及び早期治療を促進することによりトータルケアのまちづくりを推進するとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、子どもを安心して産み育てる環境づくりに寄与することを目的としています。

第2条は対象者を定めております。助成の対象となる者は、町内に住所を有し15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする。ということで中学3年生までとしております。

第3条は用語の定義についての規定です。第1項は「医療保険各法」の種類についてを定義していますが後期高齢者医療制度以外についてのすべてを記載しております。第2項は「医療費」について、第3項は医療の給付を取り扱う医療機関についてを規定しております。

第4条は、受給資格者についての規定ですが、第1項では医療費の助成を受けることができる者は、西会津町の住民基本台帳に記録されている者または外国人登録をされている者で医療保険各法の被保険者等と規定しており、第2項では、生活保護やひとり親家庭世帯については受給資格者としないと規定しております。これはそれぞれの制度により助成されるためでございます。

第5条は助成金の額についてであります。第1項は対象者に係る医療費のうち受給資格者が負担すべき額に相当する額とすると規定しており、医療機関で個人が負担する一部負担金の額を助成するものであります。ただし、1号から4号までのそれぞれの制度で付加給付がある場合はその額を控除したものを助成し、第2項は町の国民健康保険条例の中の規定によって支給された場合も助成したものとみなす規定であります。

第6条は受給資格の登録について規定しております。

第7条は助成の方法です。第1項は申請に基づき助成を行なうこととする、いわゆる償還払いの規定です。第2項は町が受給資格者に代わり直接医療機関に支払うことができる規定で、いわゆる現物払いとし窓口無料化というものであります。第3項はこの場合助成をしたとみなすとするものであります。なお、窓口無料化についての対象医療機関はこれまでどおり南会津を除く会津管内といたします。また、6歳までの乳幼児については、この条例施行の日からもこれまでと同様、窓口無料化として実施いたしますが、小中学生については、医療機関や国保連合会との調整に時間が必要なことから、8月からの窓口無料化を予定しています。なお、4、5、6、7月につきましては、償還払いでお願いしたいというふうに思っております。

第8条は譲渡等の禁止についての規定であります。

第9条は第三者行為によって生じた場合の損害賠償との調整についての規定であります。

第10条は不正行為等により助成を受けたときの、助成金の返還についての規定であります。

第11条は規則への委任規定であります。本条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることといたします。

附則であります、この条例は平成21年4月1日より施行するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をいただき原案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

14番、清野興一君。

○清野興一　大変今まで期待の大きかった条例の制定だと思いき、歓迎をするわけですが、一つお尋ねしたいのは、今子どもを持つ親たちに該当があるかどうかはわかりませんが、国保税の未納がある場合、悪質だと認められたときは保険証の取り上げがありますね。それで、資格証の発行なんかがあるわけですが、子どもたちが無料になっても万が一親が保険証がなければ、この条文は、正しくというか、意図どおりに適用されない恐れが出てきますが、その点、15歳までの保険証というのは別に発行するのでしょうか、どうですか。国は子どもには責任がないということで、子どもたちの保険料、医療費は保険で該当できるようにというような通達を出すとか出さないとか、というようなこともいっていますが、この条例ではどうなりますか。

それともう1点は、3条2項、医療費ということでもありますから、入院も通院もすべて該当するというふうに理解してよろしいんですね。以上です。

○議長　健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長　お答えいたします。

まずはじめに中学生に対する保険証の発行の件であります、現在、本町ではそのような例はございません。なお、国では昨年の12月26日に、改正国保法が公布されました。その中では、中学生までの子どもに対しては資格証は出さないと、6カ月の短期証というものは出してもいいですよということでもあります。この今回のこの子育てサポート医療費の助成事業につきましては、国保世帯については、あとで議案で提案しておりますけれども、国保条例で15歳までは無料とするということを提案しておりますので、この条例には国保については直接関係していません。

それで本町では、中学3年生までは、今国でそういうふうにしてありますし、なるべくそういう事態を起こさないよう相談していきたいというふうに思います。

それから、入院や通院もすべて対象になるのかということですが、これは保険適用については、すべて入院も通院も適用するというようにしております。以上でございます。

○議長　14番、清野興一君。

○清野興一　この条例では、国保法は該当にしていらない。3条に書いてあるでしょう。いや、そして、親が滞納しても子どもはまったく無料で、15歳までは受診できるんだというこの保証はどこにどう担保するのかということなんですよ。

○議長　健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長　第3条に健康保険法が適用ということがありますがけれども、これには国民健康保険法も入っているわけですが、第5条の2項に、西会津町国民健康保険条例第5条の2の規定によって、一部負担金の額を減じている受給者については、この条例による医療費の助成をみなすということでありまして、具体的にこの国民健康保険の被

保険者の15歳未満につきましては、国民健康保険条例の中で定めておるということを申し上げたわけでございます。

それから、中学生につきましては、先ほど申し上げましたように、国でそこまで中学生に対して、非常に保険証の交付に関しては定めておりますので、当然本町でも、これに従いまして中学生以下の保険証の交付に関しては、慎重にして、この医療費の無料化に該当できるようにしたいというふうに考えておるところでございます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 そうすると、きっちきち保険税を払えれば一番いいんだけど、万が一払えなくて、子どもには迷惑のいかないうなそういう措置、なんか町でその子ども用に、そういう場合が生じたら発行して、この子は無料で医療にかかれますよというような、そんなことでもしないと、保険証がなければ医者に行きたくても行けない状態だけは何となくほしくないんですね。だから、そういうことを条文に載せるかは載せないかは別にして、委任、11条できちっとそういうことを担保するような、そういうことは考えているんですかということなんです。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 先ほども申し上げましたけれども、国で正式に法律として定められたわけです。それでこれまでも、例えば高齢者、あるいは中学生、そういうことがあった場合についても、町としてはこれまで一度も保険証を発行しなかったということはありませんし、今後とも子どもの健康を考えれば、なるべくそういうことはないようにということで、保険証の発行については進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 今回は医療費の無料化ということですから、例えばこの保険に該当しないと、いわゆるいろんな病気の、あるいはいろんな治療の段階において、こういうことがあるかどうかはわかりませんが、保険に該当しないで全額これは個人負担みたいなものというものを想定される場合もあるかどうか、これはわかりませんが。しかしそういう場合になった場合、そういう請求された医療費、こういうことについては具体的に町がやはりこれは全額負担とこういうことになってくるのか。例えば、お医者さんの中でも、歯科などにかかった場合、保険がきく場合ときかないようなところとかありますよね。そういう治療の場合の中でのそういう内容は、具体的な医療費というふうにみた場合に、そういう場合はどういう対応になるのかどうか。特段、例外として、こういう場合はこの保険適用にはならないと、あるいはすべてこれは個人負担だと、こういう問題はないのか、事例はあるかどうか含めて聞いておきたいと。

それから、医者を選定、先ほどここには医療機関については、会津管内なんですね。そうすると、この病気、あるいは治療の場合に、どうしても会津管内だけでは困難な病気もあるという場合に、例えば郡山とか、あるいは福島とか、場合によってはいろいろ県外に行く場合もあるでしょうし、そうした場合には、この15歳までの医療費の無料化といっても、まったくこれには該当しなくなってしまうと、そういうことなのかどうか。その辺は、じゃ会津管内と、あるいはその規定された内容とそういうことについてはどのように判断をすればいいのか、この点についてお答えください。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 第1点の例えば保険が適用にならない医療費の自己負担分についてはどうなんだというお話でありますけれども、この条例におきましては、第3条の2項にございますが、医療費とは医療保険各法の規定による療養に関する費用の額ということでございまして、医療保険が適用された場合の自己負担分ということだけを、現在は規定しているわけでございます。

それからもう1点であります、会津管内以外の医療機関にかかった場合はということでございます。会津管内の医療機関にかかった場合は窓口でまったくお金がいらないと、もし、今もあるんですが、福島にある医大等にかかった場合は、申し訳ないですけども、自己負担分を一度払ってきていただいて、その領収書を持ってきていただいて窓口で申請いただくというふうなことでありますので、すべて15歳以下の皆さんには自己負担分は必要ないということでありますのでご了解いただきたいと思います。

○議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 私は病気の専門家ではありませんで、どの部分が医療行為としてみなすかみなさないか、あるいは保険に適用するかしないか、それはこの場でこういうものについてはと即いえるものはありませんけれども、そうした場合について、例えば、個々においてそういう事例が出てきた場合に、こういうことが全額負担になって、個人負担全額になってしまったと、そういった場合には、窓口について、町の窓口だな、相談をする、そういうことも可能なかどうなのか、これは事例をあげろといっても非常に難しい場合もあるわけですよ、ですからまったくないとはいえない、そういう場合については15歳の範囲内であれば、そういう対応の仕方も場合によってはきちっと対応しますので、どうかご相談に来てくださいとこういうことでよろしいかどうか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 今の話は、医療保険各法の保険適用外ということですね。今次の条例につきましては、先ほど申し上げましたように、保険が適用する分の自己負担だけを規定しておりますので、原則基本は保険適用分の個人負担分について町は助成するというように考えております。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 1点だけ確認したいと思っておりますけれども、こういう事例はないと思っておりますけれども、例えば15歳未満、中学生までは無料になるんですけれども、体を壊して、1、2年遅れても中学留年した場合、例えば16歳とかそういう場合もあると思うんですけれども、そういうときも適用になるかどうかということを確認しておきたいんです。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 そういう場合も想定されないわけではありませんけれども、今回のこの条例の制定にあたっては、あくまでも年齢でとらえておりますので、この条例の中では15歳の3月31日までというふうに規定しておるところでございます。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 そうすると、中学生というところで限定されているんですけれども、それは適用しないということですね。中学生までは無料ということで書いてありますけれども。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 これまでの説明の中で、15歳の中学生までという表現を使っておりますけれども、表現の仕方はそうしておりますけれども、この条例では町内で住所を有する15歳に達する日の最初の3月31日ということで、年齢で規定しておりますので、その場合はこの適用にはならないという解釈でございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、西会津町子育て医療費サポート事業条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町子育て医療費サポート事業条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号、西会津町介護保険臨時特例基金条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 議案第3号、西会津町介護保険臨時特例基金条例の制定についてご説明いたします。

本案につきましては町長が提案理由の説明の中で申し上げましたが、介護保険料につきましては、3年を1期とした介護保険事業計画の中で3年間の保険料を決定することとなっておりますが、第4期介護保険事業計画となる、平成21年度から23年度までの保険料の改定のなかには、国の介護保険法の改正による「介護従事者の処遇改善のための介護報酬の引き上げ分」が含まれることとなります。この引上げ率ですが、福島県は2.8パーセントの引き上げとなります。

この引き上げによりまして、1号被保険者の介護保険料が上昇する分について、被保険者の負担軽減を図るため、国が上昇する分の半額を助成することとしています。その助成するための国からの交付金を町は介護保険臨時特例基金として積み立て、運用するために本条例を制定するものであります。なお、その運用につきましては、1年目が保険料上昇分の全額を、2年目がその半額を充当することとしています。それでは議案書をご覧いただきたいと思います。

西会津町介護保険臨時特例基金条例。第1条は本条例の設置です。今申し上げましたように介護従事者の処遇改善を目的とした、平成21年度の介護報酬の改定による介護保険料の急激な上昇を抑制し、被保険者の負担軽減を図るため西会津町介護保険臨時特例基金を設置するものです。

第2条は積み立てですが、基金として積み立てる額は、西会津町が国から交付を受ける

介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額とするものであります。

第3条は基金の管理について規定しており、最も確実かつ有利な方法により管理しなければならないとするものであります。

第4条は運用益の処理について規定しており、基金の運用から生ずる利益は、介護保険特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとするものであります。

第5条は繰替運用について規定しており、財政上必要があると認められるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるものとするものであります。

第6条は基金の処分について規定しております。

1号は西会津町が行う介護保険に係る第1号被保険者の介護保険料について、平成21年4月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てる場合。

2号は介護保険料の軽減に係る広報啓発、介護保険料の賦課・徴収に係る電算処理システムの整備に要する費用等の財源に充てる場合であります。

第7条は委任で、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める規定であります。

附則であります第1項は施行期日ですがこの条例は、公布の日から施行するものであります。第2項はこの条例の失効ですが、平成24年3月31日限り、その効力を失うというものであります。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上して、国庫に納付するものとするものであります。なお、本基金に積み立てる額は保険料軽減分で517万円、事務費等で96万6千円、合計613万6千円を予定しており、今後の補正予算に計上したところでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただき原案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行ないます。

12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 今回の介護報酬が引き上げになると、その場合に介護保険の事業そのものに相当影響が出てくるだろうとこう想定されながら、国も助成をするということで、この基金の創設になったんですが、この場合、これ期間が定まっているわけですよね、3年間。そうすると、先ほどいいましたように基金の積立額が613万6千円なわけです。これはこの3年間に振り分けてこの基金を取り崩していくのか。そうではなくて、その単年度でみた場合に、こういう取崩額をしていかなければ、この事業そのものに相当影響が出てくるという場合ですから、均等割りで取り崩すようなものではなくて、じゃあその年度年度によって、この範囲内で取り崩していくとこういうことなのか、その内容はどのように考えればよろしいのか。その場合に、どのくらいの介護報酬によって影響額が出るかわかりませぬけれども、西会津町の場合に、今年度これから取り崩す額というのはどの程度ございませぬか、それを聞いておきたいと思っております。

それと、この提案される前に、課長のほうから全員協議会でしたか、いろいろ説明された中で、私も若干聞いたんですが、現在町の介護に携わっておられるかたで、介護福祉士という国家資格をとっておられるかたは全体の何%、あるいは人数でいいですから、現在携わっている人たちのどのくらいのかたが国家資格を持って介護福祉士として従事されているか。これによって、この前もいいましたけれども、この制度が改定をされて、このい

ろいろ運営費に影響が出てくるんですよね、例えば国家資格を持っている、施設の中で50%以上介護福祉士の資格を持っていると、金がさは少し忘れましてけれども、400万円か500万円くらいの上乗せがあるんですよ。ですから、1級、あるいは2級の介護福祉のかたを採用するよりも、この国家資格を持っていたほうがいいということで、いろいろ施設によってはそういう対応の仕方をとっておられるんですけども、町の場合に当てはめた場合は、具体的にはどういう状況にありますか、これを聞いておきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 最初に基金の取り崩しの件でございますが、先ほどもご説明申し上げましたが、保険料軽減分で517万円を基金に積み立てる予定でございますが、そのうち上昇分の1年分については100%この基金を取り崩して上昇分を抑えなさいということでございます。2年目は、その半分をこの基金を取り崩して上昇分を抑えてくださいという国のほうの考えでございます。それによりますと、517万円のうち、1年目は350万円、それから2年目は167万円を取り崩す予定にしております。なお事務費については、その必要があった際に3年間に分けて取り崩してもいいということになっておりますのでご了解いただきたいと思います。

それから、介護福祉士の件であります。現在福祉施設等で今議員がおっしゃられたように介護福祉士の資格を持っている者が50%以上いないと加算金が適用にならないということでございまして、本町にも特別養護老人ホーム、老人保健施設がございます。それで、この間もお話しましたが、実際に聞いてみたところ、どちらも今介護福祉士を持ってあそこに従事しているのは60%強だという話でございました。それによりまして、一つの施設で年間200万円の加算金があると、両施設で400万円の加算金がいただけるというような話でございましたのでご了承いただきたいと思います。

○議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 そうしますと、517万円は2年間で、せっかくいただいたやつを使わないで国庫に返してしまうなんていうそんなばかげた話ないですから、すべてこれ対応していくというのが普通なんでありましょけれども、そうすると2年間でほぼ取り崩していくということと、もう一つは、この基金とはまた別にありますよね、これから介護報酬の改定の中で出てきますけれども、準備基金ですか、別枠でとって2,700万円くらいあるんですが、これとの関係というのは具体的にどういうふうになりますか。こちらでも取り崩して、そしてまた別に介護保険の基金でも取り崩して、そして充てると、こうしなければ現在の介護報酬の引き上げによる財源というのは、それだけ大幅に上昇していると、こういうふうに見ると、そう考えざるを得ないということなんではないでしょうか。そのところを聞いておきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 今回、基金条例で基金に積み増す費用は、これはあくまでも2.8%の介護従事者の処遇向上のための保険料を軽減するために国から金が交付されるわけでございます。これは2年間で使いなさいということでございますので、2年間で取り崩して介護保険料軽減のために使用いたします。

それからもう一つの町の介護給付費準備支払基金に積んでありますのがおよそ2,700万

円、これにつきましては、町独自の基金でありますので、これについても介護保険料軽減のために3年間にわたって取り崩して保険料軽減のために使っていくというような考えでございまして、今回の平成21年度の当初予算についても、2,000万円のうち、ちょっと金額を忘れてはいたけれども、この基金から取り崩して介護保険料の軽減に使うということでございます。なお、これは議案第12号でいろいろ申し上げようと思ったんですが、この今回基金を取り崩して軽減される額は、基準額でいきますと1月104円軽減されると、それから町独自の基金から取り崩しますと、1月202円軽減されるというような考えでありますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 この条例は、要は国が介護従事者の定着率というか、あまりにも過酷な労働であって賃金が安いと、こういうことで保険料の3%だかなんかやるというやつからつくらなければならなくなった条例なんでしょう。でも国は1年半分しか出さずに、あとはずっと保険料を上げて賄えと、こういうことなんでしょう。こんなもの、それじゃ被保険者と従事者を対立させるような、こんな制度に対して町長はどう思っておられるのか、国のやるのがこれでいいと思っているのか、国が全部やるんだから仕方なくてこういう条例を出さざるを得なくなったというようなことを出すのか。地方6団体なんていっていますけれども、全部の国民というか地方が、地方だけじゃないわな、国民が困るようなそういうあれでしょう、国の仕方じゃないですか。これに対してどう思っておられるか。

それと、第7条に委任がありますが、この条例で足りないで、委任しなければならないと想定されていることはどんなことでしょうか。

○議長 町長、山口博續君。

○町長 14番のご質問でありますけれども、この介護保険法に関する問題ばかりではなく、とにかく厚生労働省の今までやってきたことについては、まったく納得をしております。我々の場合、介護保険、いわゆるトータルケアのまちづくりをやっていて、やっぱり目標となる数値を出してみんなで頑張ろうと、協働の作業をやろうということでやってきておるわけでありましてけれども、それがだんだんだんだん数値をわかりにくくして行って、我々の要望にもまったく応えないような状況であります。この問題についても納得はしておりません。ご理解いただきたいと思っております。

○議長 暫時休議します。(11時01分)

○議長 再開します。(11時06分)

健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 第7条の委任の件でございまして、現在のところこれと行って想定したものは考えておりませんが、何かあった場合についてここに定めるといふことにしたものでありますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号、西会津町介護保険臨時特例基金条例を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、西会津町介護保険臨時特例基金条例は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましても、町長が提案理由でご説明申し上げたところではありますが、今次の改正は、国の人事院勧告及び県の人事委員会報告に基づく改正であり、国においては、昨年12月26日に「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、国家公務員の所定勤務時間が、本年4月1日から1日当たり15分短縮され、1日の勤務時間が8時間から7時間45分に、1週間の勤務時間が40時間から38時間45分に、それぞれ短縮されることとなりました。

ご承知のように、地方公務員の勤務条件につきましては、地方公務員法・第24条の規定により国家公務員の勤務条件などを考慮して定めることとされていることから、町職員の勤務時間につきましても、国家公務員と同様に1日当たり15分短縮するため、条例の一部を改正するものであります。

それでは、条文についてご説明を申し上げますが、併せて、条例改正案新旧対照表の1ページをご覧いただきたいと思っております。

第2条第1項は、職員の1週間当たりの勤務時間を「40時間」から「38時間45分」にするものであります。第2項は、再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を、「16時間から32時間まで」を「15時間30分から31時間まで」とするものであります。

第3条第2項は、職員の1日当たりの勤務時間を「8時間」から「7時間45分」とするものであります。

第5条は週休日の振替等にかかる規定ではありますが、従来「4時間」を単位として振替を行なっておりましたが、その表現を「半日勤務時間」とするものであります。具体的には、1日当たりの勤務時間、7時間45分の2分の1に相当する時間を半日勤務時間とするものであります。

第12条第1項第3号は、法律名の変更に伴う改正でありまして、「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「地方公営企業労働関係法適用職員等」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等」に、それぞれ改めるものであります。

次に、附則ではありますが、施行期日でありまして、平成21年4月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行ないます。

11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　今、総務課長の説明がありましたけれども、法律で定められたんだと、人事院勧告でそういうあれがあったんだとこういう説明があったんですけども、それは法律に従って行政は動いているんだといえればそれまでですよ、がしかし、その第3条の第2項中、8時間を7時間45分に改めると、これ何を根拠にこうされたのか、その辺の説明をお願いします。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　時間の根拠でございますけれども、これは人事院が民間企業の所定労働時間を調査いたしまして、その調査期間は平成16年から平成20年までの5年間の平均を出したものでございます。その調査の結果、民間の労働時間が7時間44分ということでございまして、これをもとに人事院勧告がなされたということでございます。

○議長　11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　先ほども申し上げましたけれども、人事院勧告でそうせざるを得なかったと、これはわかっていますよ。がしかし、法律には私たち国民、町民、逆らうわけにはいかない、これはわかっています。がしかし、それはそもそも法律であろうと条例であろうと、これは人間がつくるんですから、その中身をみますと、あのあなたは民間との格差があつてといったんだけれども、今、民間といったって何を基準にしているか私はわからないんですよ。例えば大企業は、土曜日曜休んでいる企業もあろうかと思えますけれども、一般の日給月給で働いている企業とか、そして職人なんていうのは、1日いくら、そういうところから考えますと、民間企業から比較して、その労働時間を短縮するなんて、そんな私は納得いきません。いかがでしょう。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　公務員の給与の改定と申しますか、給与を決めるにあたりましては、これは公務員というのは、いわゆる労働基本権と申しますか、そういうものがございませぬので、民間の給与の状況を調べて、それをもとに公務員の給与を決定するというふうな仕組みになっております。

したがいまして、我々の給料にいたしましても民間の皆さんの給与実態を十分に調査した上で、それと同じ状況での給与体系を取るということでございますのでご理解をいただきたいと思えます。

○議長　11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　だから先ほども申し上げましたけれども、法律でそうなったんだと、そういうその網を被せてしまったら、私どもいくらじたばたしてもしょうがない、これはわかっていますよ。がしかし、今の世相からみても、働く場もない、こういうあれなときになぜその公務員だけ優遇されるか、私はこれは納得いきません。それを申し上げます。それはどうなっていますかといったってこれは無駄ですから。ただ今の世相から比較して公務

員だけなぜこんなに優遇しなければならないのか、今、仕事もなく自殺もしているという
こういう時代に、それ答弁しろっていったってしようもない。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 今、議員のほうから、なぜ公務員だけ優遇するのかというようなご質問
でございますけれども、これは民間がすでにそういう 15 分短縮された状況になっていると、
それに公務員を合わせるということでございますので、公務員だけを優遇しているという
ことではございませんので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長 10 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 町の仕事は正式な職員だけではなくて、臨時職員だとか、委託だとか嘱託
というかたがたも働いておられるわけでありますが、そのかたがたにも時間の短縮を適用
するのか、その扱いについてお伺いします。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 臨時、あるいは嘱託の職員につきましても、この勤務時間を適用してま
いります。

○議長 10 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 当然そのようにしなければならぬと思いますが、それらの影響といいま
すか、例えばへき地保育所の保母さんは町の保育行政を担っているわけですが、この人た
ちの勤務時間、どういうふうにお考えになるのか、そういう例えば、あるいは中学校の図
書館で臨時職員ですか、おられますが、町の職員も時間は短くする、臨時職員も短くする
とすると、いわゆる臨時職員等を増やさなくてもやっていけるのか、どの程度そこら辺は
影響あるとお考えかということをお尋ねたいわけです。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 今回、1 日の勤務時間が 15 分短縮されるわけでございますけれども、こ
れによりまして、大きな支障といえますか、そういうものは無いというふうに考えており
ます。

先ほど、保育所の関係のご質問もございましたけれども、こちらについては指定管理者
制度のもとで福祉会のほうに委託をしておりますので、そちらの就業規則に基づいて勤務を
していただいているということでもありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 12 番、伊藤勝君。

○伊藤勝 今の趨勢からいって、民間はほとんど今課長がいったように 8 時間働いている
ところほとんどないんでありますので、私はこういうのは時代の趨勢でやむを得ないとい
こう思っているんです。ただ、この自治体職員という場合は、やっぱり住民サービスとい
うことにつながってくるわけでありまして、そういった場合に、往々にしてこの時間差と
いう勤務の変則的なものというものもこれは要求されると思えます。ですから、今回の場
合、この 15 分短くなったということが、住民的なサービスという面からすれば、この時間
差をうまく組み合わせるとか、あるいはこの時間差、この 15 分短くなったという部分は、
いったいどういう、1 日の労働時間のどの部分にもってくるのか、このところについて明
確にいったいおいたほうがいいんじゃないか、こう思うんです。早めにもってくるのか、あ
とでその分を削ってしまうとか、こういうところについてはどうなのか。

それともう一つ、先ほど長谷沼議員がいましたように、保育所だけの問題ではないと思うんですね。医療関係に携わる人、これは町が他に委託しているいろんな施設がありますけれども、職員がこういう時間帯になってくれば、おのずとそうしたところの職員も連動していくのではないかとこう思うんですけれども、そうした場合に、この特殊な医療との関係も含めて、こういうところについても住民サービスの的に問題はないのかどうなのか、この点については今後どのように対応しておりますか聞いておきたいと思います。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 ご質問にお答えをいたします。

行政住民サービスの低下につながるかということをございますけれども、議員おただしのように、この今回の勤務時間の短縮にあたりましては、人事院のほうでもそのサービスの維持には十分に努めてくださいということが附帯要件的にされてございます。町といたしましても、その住民サービスの低下につながらないように十分対応していきたいというふうに考えております。

それで、具体的にその勤務時間の変更の部分でございますけれども、現在お昼の休み時間については12時から12時45分まで、いわゆる45分間の休憩時間を取っております。この12時45分から1時までの15分間の部分を、勤務時間を短縮するというございますので、始業開始が8時30分から、終わりが17時15分というございますので、今回の勤務時間の変更にあたりましては、この条例上ではその部分は出てまいりませんけれども、職員の服務規程の中でその時間帯については規定していくということになります。したがって、従来の始まりから終わりまでの勤務時間というのは変更はないということございます。

それから、お昼休みについても、窓口には必ず職員が配置しておりますので、町民の皆さんがおいでになったときには、即対応できるような体制をとっております。また火曜と木曜日については、夜間窓口の開放ということで、7時まで窓口の延長勤務を実施しておりますので、これまでの住民サービスと比較しまして低下するということはございませないので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 これは要望しておきたいと思ひますが、15分という差は、さほど1日の中で勤務時間には影響がないといいつつも、休むべきところは休む、結局その部分がサービス残業みたいな形で、その行なつては意味がないと思ひんです。ですから、そういうところはきちっと、やはり対応していったほうがいい、十分実施にあたっては、サービス残業みたいな形でやつては何の意味もないということでありますので、その辺は十分対応していただきたい。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採

決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議案第5号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、ただ今ご議決をいただきました議案第4号と同じように、職員の勤務時間を1日当たり15分短縮することによる、条例の一部を改正するものであります。

それでは、条文についてご説明を申し上げますが、併せて、条例改正案新旧対照表の4ページをご覧くださいと思います。

第14条第2項は、再任用短時間勤務職員の時間外勤務手当に関する規定であります。正規の勤務時間を超えて勤務した場合、正規の時間と超過して勤務した時間の合計のうち、支給割合100分の100を適用する時間を、「8時間」から「7時間45分」とするものであります。

第17条は、勤務1時間当たりの給与額の算出方法であります。職員の1日当たりの勤務時間を「8時間」から「7時間45分」とすることによる計算式の表示方法を変更するものであります。

次に、附則であります。施行期日でありまして、平成21年4月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行ないます。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第5号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議案第6号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、条文の規定根拠となります上位法令の変更に伴う改正でございます。

それでは、条文についてご説明を申し上げますが、併せて、条例改正案新旧対照表の6ページをご覧いただきたいと思っております。

第3条第3号は、職員の特殊勤務手当の種類のうち、「感染症の防疫作業」に関する規定ですが、対象業務の名称を「伝染病予防法に基づく法定伝染病」から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症」に改めるものであります。

第5条は、「防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当」にかかる業務内容を規定するものでありますが、根拠法令の変更に伴い、文言の整理を行なうものであります。

第6条第3号は、「防疫作業に従事した際の特殊勤務手当の額」を規定するものでありますが、こちらも根拠法令の変更に伴い、「伝染病」を「感染症」に改めるものであります。

次に、附則ではありますが、施行期日でありまして、公布の日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行ないます。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第6号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

成 21 年度から開始することとしておりましたが、町の電算システムの更新が平成 21 年度に予定されていることから、税の賦課業務という重要性を考慮し、安全で適正、かつ確実な事務処理を図るため、特別徴収の開始時期の延長について国と協議を進めてきたところ、システム更新という特殊事情が認められたことから、特別徴収にかかる条文の施行期日を、新システム導入が完全に終了する平成 23 年 4 月 1 日に延期するものであります。

それでは、条文についてご説明を申し上げますが、併せて、条例改正案新旧対照表の 9 ページをご覧くださいと思います。

附則第 1 条第 2 号は、町県民税の年金からの特別徴収にかかる五つの条文を加える規定の施行期日であります、「平成 21 年 4 月 1 日」を「平成 23 年 4 月 1 日」とするものであります。

附則第 2 条第 4 項は、「個人町民税に関する経過措置」であります、特別徴収にかかる五つの条文の適用を、「平成 21 年度以降」から「平成 23 年度以降」の分について適用するよう改めるものであります。

次に、今次の一部改正条例にかかる附則であります、施行期日でありまして、公布の日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行ないます。

14 番、清野興一君。

○清野興一　この税条例の一部改正というのは昨年のいつっておっしゃいましたか。そうすると、6 月に議決したことは、議決した改正条例というのは公布にはなっていないんですか、施行にはなっていないんですか。私どもこのわからないのはタイトルなんですよね。税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、だから 6 月に遡って、その条例がまだ引き続いてあって、それを今また改正するんだというような提案のように受け取れるんですよ。だからそんなことってあるのかなという。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　この税条例の一部を改正する条例、いわゆる今次の改正する前の条例でございますが、これについては先ほど申し上げましたように、昨年の 6 月にご議決をいただいたところでありまして。この昨年 6 月に改正をしていただきました条例の公布はなっておりますけれども、その施行期日は本年の 4 月 1 日ということになります。したがって、まだ施行がされておられませんので、その前の一部を改正する条例のさらに一部を改正する条例というような形になりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 8 号、西会津町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、西会津町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

暫時休議します。(11時42分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第9、議案第9号、西会津町へき地保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 議案第9号、西会津町へき地保育所条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては町長が提案理由の中でご説明申し上げましたが、現在、へき地保育所に同一世帯から2人以上の児童が同時に入所している場合、2人目の保育料は2分の1に、3人目以降の保育料は10分の1に軽減しているところでありますが、これを更なる子育て支援拡充のため、3人目以降の保育料を無料とするものであります。

それでは議案書をご覧いただきたいと思います。併せて条例改正新旧対照表11ページをご覧いただきたいと思います。

西会津町へき地保育所条例の一部を次のように改正する。別表中「②3人目の徴収金基準額＝当該児童の徴収金基準額×0.1」を「②3人目以降の徴収金基準額は無料とする。」に改める。

附則でありますがこの条例は、平成21年4月1日から施行するものであります。なお、現在のところ、平成21年度のへき地保育所入所状況を見ますと、3人目が無料となるケースはございません。また野沢保育所においては、3人が該当する予定であります。野沢保育所については、ゼロ、1歳児も受け入れしていることから、このような例が出る人が多いと考えられます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただき原案のとおり、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行ないます。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第9号、西会津町へき地保育所条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、西会津町へき地保育所条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第10号、西会津町さゆり公園条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議案第10号、西会津町さゆり公園条例等の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、まちづくり基本条例の施行に伴い、既存条例・規則等の見直し作業を進めておりましたところ、指定管理者制度を導入している公の施設に係る条例12本につきまして、使用されている用語の一部に統一性を欠く部分がありましたので、その用語について統一性を図るため、条例の一部を改正するものであります。

それでは、条文についてご説明を申し上げますが、併せて、新旧対照表の12ページをご覧いただきたいと思っております。

第1条は、「西会津町さゆり公園条例の一部改正」でありまして、見出し、条文、別表で規定されております「使用」を「利用」に、「許可」を「承認」に、「使用料」を「金額」にそれぞれ改めるものであります。

第2条は「西会津町ふれあい交流施設条例の一部改正」でありますが見出し、条文、別表で規定されております「使用」を「利用」に、「許可」を「承認」に、「使用料の額」を「金額」にそれぞれ改めるものであります。

第3条は「西会津町老人憩の家設置条例の一部改正」でありますが見出し、条文で規定されております「許可」を「承認」に、別表で規定されております「使用料」を「金額」にそれぞれ改めるものであります。

第4条は「西会津町介護センター条例の一部改正」でありまして、見出し及び条文で規定されております「使用」を「利用」にそれぞれ改めるものであります。

第5条は「西会津町温泉リハビリプール条例の一部改正」でありますが見出し及び条文で規定されております「使用」を「利用」にそれぞれ改めるものであります。

第6条は「西会津町温泉健康保養センター条例の一部改正」でありますが見出し及び別表で規定されております「使用」を「利用」に、「許可」を「承認」に、「一に」を「いずれかに」、「回数使用料」を「回数券」にそれぞれ改めるものであります。

第7条は「西会津町介護老人保健施設条例の一部改正」でありまして、第3条の見出し中「入所者」を「施設」に改め、同条中の「入所者等」を削り、第7条の「許可」を「承認」に改めるものであります。

第8条は「西会津町高齢者グループホーム条例の一部改正」でありますが見出し中「入所者の」を「利用」に改めるものであります。

第9条は「西会津町地域ふれあいセンター条例の一部改正」でありますが見出し中「使用」を「利用」に、別表第2の「1人当たり利用料」を「1人当たりの金額」に

改めるものであります。

第10条は「西会津町林業研修センター条例の一部改正」でありますが見出し及び条文に規定されております「使用」を「利用」に、「許可」を「承認」に、「一に」を「いずれかに」にそれぞれ改めるものであります。

第11条は「西会津町森林活用交流促進施設条例の一部改正」でありますが見出し及び条文で規定されております「使用」を「利用」に、「許可」を「承認」に、「使用料」を「金額」に、また別表第1の(1)で規定されております「施設等の使用に係る基本料金」を「施設等の利用料」に、「使用の単位」を「利用の単位」に、「使用料」を「金額」に改め、同表の(2)で規定されております「宿泊を伴う施設等の使用に係る料金」を「宿泊を伴う施設等の利用料」に、「使用の単位」を「利用の単位」に、「使用料」を「金額」に、「一時使用」を「一時利用」に、同表の備考中「基本料金」を「利用料」にそれぞれ改めるものであります。

第12条は「西会津町地域資源活用総合交流物産館条例の一部改正」でありますが見出し及び別表で規定されております「許可」を「承認」に、「使用料の額」を「金額」にそれぞれ改めるものであります。

次に、附則であります。施行期日でございますが、平成21年4月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　ただいまの説明の中で、使用を利用にするとか、利用を使用にするとか、大変重要視しているんですけども、どんなに違うんですか、この中身は。これ辞書なんかを見るとあれですよ、使用は使うとか用いるでしょう、利用だって同じですよ、役に立つように使う、どこが違うんですか。こんななんでこだわるんですか。ちょっと私意味がわからないので説明をお願いします。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　今回の主な改正の部分といたしまして、今、議員がおただしの使用を利用、あるいは許可を承認というような文言の改正が多かったわけですがございますけれども、使用の意味としましては、今、議員がおただしのように、使用は単に使うこと用いることというような意味で使われております。利用とは、すでにあるものを使って役立てることというふうになっております。公の施設は本来この施設の利用にあたっては、町民の皆さんに使っていただくのが公の施設ということでございますので、この使う場合にあって使用という言葉は今まで使っていた部分がございます。この公の施設にありましては、使用というよりは、その施設を活用してさらなる有効活用を図っていくという意味では、利用という言葉が条例上、条例といますか、本来使うにあたっては利用という言葉のほうがよりよいという、法律の専門家のほうのかたからも指導をいただいておりますので、今回、使用を利用ということで改正をさせていただくということでございます。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 といいますのは、今まで利用と使用の使い方が正直いってわからなかったと、今まで使用としていたのを利用に変えるというんだから、あなたがたの勉強不足だね、これ。それでいいんですか。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 この使用、あるいは利用という言葉の使い分けでございますけれども、使用については、使用という言葉自体が間違っているということではございません。今回、使用から利用ということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、この公の施設については、町民の皆さんに使っていただくというのがこの公の施設の設置の大きな目的でございますので、その施設をさらに有効に使っていただくという意味では利用という言葉がふさわしいということで、今次、改正をお願いするものであります。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第10号、西会津町さゆり公園条例等の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、西会津町さゆり公園条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第11号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 議案第11号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案につきましては町長が提案理由のなかでご説明申し上げましたが、議案第2号でご議決いただきました「西会津町子育て医療費サポート事業」により、本年4月1日から、これまで小学校就学前の乳幼児を対象に行なってきた医療費の一部負担金の助成を15歳まで拡大したことから、これに伴い国保の被保険者のうち同じく15歳までについても一部負担金の支払いを要しないとするものであります。

なお、これまで第5条の2の第1項で規定しておりました、被保険者の一部負担金の割合等については、上位法である国の国民健康保険法で定められておりました、町もそれにより一部負担金の割合等を定めておりましたが、町の国民健康保険条例の第1条に、「町が行なう国民健康保険は、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる」と規定していますことから、このたび改正します一部負担金を定めた条項の内容については国の法律で定められた以外の、町独自の事業として実施する分だけを定めるように改正

するものであります。そのため、現在、第3項で規定しています、町独自の事業、妊産婦の医療費の自己負担分について、支払いを要しないことも一緒に規定したところがございます。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。併せて、条例改正案新旧対照表の38ページをご覧いただきたいと思います。

西会津町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。第5条の2を次のように改める。

一部負担金。第5条の2、療養の給付を受ける被保険者のうち、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は、当該療養の給付に関し、一部負担金を支払うことを要しない。第2項、療養の給付を受ける妊産婦（妊娠5ヶ月となった日の属する月から分娩の日の属する月までの者をいう）である被保険者は、当該療養の給付に関し一部負担金を支払うことを要しない。

附則であります、第1条は施行期日でありまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するものであります。

第2条は経過措置ですが、この条例の施行の前に行なわれた療養の給付にかかる一部負担金については、なお従前の例によるものとしております。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議いただき原案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行ないます。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第11号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第12号、西会津町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 議案第12号、西会津町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の中で申し上げましたが、介護保険料につきましては3年を1期とした介護保険事業計画のなかで3年間の保険料を定めることとなっております、このたびの改正は平成21年度から平成23年度までの第4期介護保険事業計画中の保

保険料を定めるための条例の一部改正を行なうものであります。

保険料の算定にあたりましては、先の全員協議会でもご説明申し上げましたが、これまでの実績などにより、今後の人口数や認定者数、及びサービス利用者などを推計し、3年間の保険給付費を積算いたしました。

その結果、保険料の基準額を年額4万6,080円、月額3,840円としたところであります。現在の保険料と比較し月額で148円、率で4%の増となりました。

この要因につきましても先にご説明申し上げておりますが、増額の要因と、減額の要因があります。増額の要因の主なものの一つは今後、後期高齢者が増えることにより認定者数の増が見込まれることと、会津管内にできます新しい老人施設への入所者が見込まれることなどによる保険給付費の増によること。2点目は、先ほどありました介護報酬の改定により2.8%介護報酬が引き上げられることによるものなどであります。

一方、減額の要因であります。一つは第2期事業の際、保険給付費が不足したため、県の基金から1,910万円を借り入れた分を現在の第3期期間中の保険料に上乘せして返済したものが第4期ではなくなること。2点目は逆に今回は、町の介護給付費準備基金から2,000万円を取り崩し保険料の算定に含め、軽減したことによる減などあります。

この増額になる分と減額になる分を差し引いた金額が年額で1,776円、月額で148円の増となるものであります。なお介護報酬が引上げられたことに伴う介護保険料の上昇分につきましては、議案第3号でご説明申し上げましたように、国の財源により、軽減措置を行なうため、平成21年度及び22年度の保険料につきましては、附則で定めております。

それでは議案書をご覧いただきたいと思います。一緒に条例改正案新旧対照表の40ページをご覧いただきたいと思います。

西会津町介護保険条例の一部を次のように改正する。

保険料について定めた第3条の改正であります。本条文の内容は事業期間と国の介護保険法施行令に基づく1号から6号までの所得に応じた保険料率による保険料を定めているものです。

第3条中「平成18年度」を「平成21年度」に、「平成20年度」を「平成23年度」に、介護保険事業計画期間を変更するものです。

次に同条第1号中「2万2,152円」を「2万3,040円」に、同条第2号中「2万2,152円」を「2万3,040円」に、同条第3号中「3万3,228円」を「3万4,560円」に、同条第4号中「4万4,304円」を「4万6,080円」に、同条第5号中「5万5,380円」を「5万7,600円」に、同条第6号中「6万6,456円」を「6万9,120円」に改めるものであります。なお基準額は4号の年額4万6,080円、月額に直しますと3,840円となります。

附則であります。第1条は施行期日でありまして、この条例は、平成21年4月1日から施行するものであります。

第2条は経過措置でありまして、改正後の西会津町介護保険条例第3条の規定は、平成21年度分の保険料から適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものであります。

第3条は平成21年度及び平成22年度における保険料の特例でありまして議案第3号の介護保険臨時特例基金条例の際、ご説明申し上げましたように介護報酬引上げ分を軽減す

るものでありまして、第1項は平成21年度における保険料は、第3条の規定にかかわらず、引上げ分の全額を軽減し、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とするものです。

1号、令第38条第1項第1号に掲げる者2万2,416円。軽減額ですが年額で624円、月額で52円の軽減であります。2号、同条同項第2号に掲げる者2万2,416円。計減額は同じであります。3号、同条同項第3号に掲げる者3万3,624円。年額で936円、月額で78円の軽減であります。4号、同条第1項第4号に掲げる者4万4,832円。年額で1,248円、月額で104円の軽減であります。5号、同条第1項第5号に掲げる者5万6,040円。年額で1,560円、月額で130円の軽減です。6号、同条第1項第6号に掲げる者6万7,248円。年額で1,872円、月額で156円の軽減であります。

次に第2項ですが、平成22年度における保険料は、同じく第3条の規定にかかわらず、引上げ分の50%を軽減し、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とするものです。

1号、令第38条第1項第1号に掲げる者2万2,728円。軽減額ですが年額で312円、月額で26円の軽減です。2号、同条第1項第2号に掲げる者2万2,728円。軽減額は同額です。3号、同条第1項第3号に掲げる者3万4,092円。年額で468円、月額で39円の軽減です。4号、同条第1項第4号に掲げる者4万5,456円。年額で624円、月額で52円の軽減です。5号、同条第1項第5号に掲げる者5万6,820円。年額で780円、月額で65円の軽減です。6号、同条第1項第6号に掲げる者6万8,184円。年額で936円、月額で78円の軽減でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただき、原案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12番、伊藤勝君。

○伊藤勝　先回、この介護保険料の改正の主な内容について説明をいただいたわけですが、その当時は初めて資料をいただいたので、今回この機会ですから、若干改めて町のこれからの介護の状況について聞いておきたいと思います。

これからの介護の認定者の推移、これについてですが、18年の4月から介護保険法が改正をされまして、要支援で今まではくくっていたものが、今度、要支援の1、2とこう区別をされて、それから介護が5段階になってきたわけですね。そうした場合に、これまでの状況と介護認定者は要支援1、2というふうにくくった場合と比べて、先回と比べてこの認定者というのは多くなってきたのかどうなのか、実際の介護1から5までの間の中での認定者というのは、今までと比べて多くなってきたのか、あるいは介護給付費は、そういった場合に減少傾向に期待していたのか、あるいはどうであったのか。この法の改正前と改正後について、介護保険法の特会にどのような形で影響が出てきたのか、まずこの点について聞いておきたいと思います。

それから、介護認定者の今後の予測も表であらわしておりましたので、これをみると、例えば推計で20年度をピークにした場合に、この年々これから減少傾向にあらわれているわけですね、人口はですよ。これと同時にこの高齢者も少しずつ減少傾向になっている

わけですが、逆にこの介護認定者というのは24年度まで上昇していくんですよね。こういうことになると、西会津町の場合は健康をキーワードにしている町であるわけですから、高齢者が若干多くなっても、認定介護者については逆に低くなっていくような、減少傾向にあらわれてくるような状態にあるのではないかと思われるんですけども、しかし認定者も増加の傾向になってくると、これは意外な数字なんですけれども、これはどういうふうに解釈をすればいいのか。

このことから後期高齢者に到達した場合に、いわゆる後期高齢者における介護認定と認定されているかた、これはどの程度、後期高齢者における介護認定者というのはどの程度になっておりますか。そういう傾向については、これから高齢者が多くなっていくということは、結果的に介護認定者も増加しているんだと、単純にこういうふうに割り切っているのか、それとも、いやそうではなくて、高齢者の数字に関わらず、やはり全体的にどんな町村でも介護認定者というのはこれから増加の傾向にあると、こういうふうに見るべきなのか、その点についてはどうですか。

それから、具体的に介護保険料との関係で若干質問をいたしますが、一つは21年度から23年度まで、保険料の総額というのがこの数字にあらわれております。これをみるとこの3年間で26億8,714万9千円なんです。このうち地域支援事業が、ここでいうと7,590万円、これがいわゆる地域支援事業だと、いろいろこのサポートする事業があるんでしょうけれども、そうした場合に地域支援事業というのが実際は3%を国はみてくれるけれども、町の場合に地域支援事業というのは、この保険料総額の実際はどの程度かかっておりますか。総額でみるとこのうちの3%はこの中に含んでもいいよとこういうふうになっておるわけですが、実際のところ西会津町の地域支援事業というのは、具体的にはどのような事業内容で事業の経費がかかっておるか、この点について聞いておきたいと思えます。

それから、準備基金の積立金、これが2,700万円ほどあって、今回1号被保険者の軽減策として、この中から2,000万円を取り崩すということですね。率にすれば5%なんです。この準備金というのは、そもそも、たまたま積立金があって2,700万円があったのか、それとも国保の基金と同じように一定額を積み重ねなければならないという形の中で、この2,700万円というのがあらわれてきているのか、だから結果的に取り崩すことができたのか、この点について基金の取り扱い、受け止め方はどう受け止めればいいのか、この点について聞いておきたいと思えます。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 たくさんの質問がございましたので、中には答弁漏れもあるかもしれませんが、よろしくお願いします。

最初に平成18年の介護保険法の改正によりまして、要支援1、2、それから要介護1から5までの認定の度合いが7段階になったわけです。その要支援1、2を設けたのは、いわゆる国では、ただ黙っていれば介護認定者になって、その分、国でも町でも被保険者も、みんな金がかかるだろうということで、介護予防に重点を置いたわけです。そのために、要支援1、2は介護予防ということで、先ほど議員おっしゃられましたように、地域支援事業等で介護認定者にならないよう施策をしようということで、そういう要支援1、2

を設けたわけです。

本町でもそれに従って包括支援センターを中心に事業を実施しておりまして、その結果、介護認定率の話がございましたけれども、後期高齢者がこのあと増えていくという予想を立てておりまして、後期高齢者が増えれば自然的には、やはり介護の認定者が増えるというふうに予測をしております、今後の介護認定者数も増やしているわけでございます。

その中で、本町では平成15年から健康寿命延伸事業によりまして、保険事業と同時にこの介護予防事業も推進してまいりました。その結果、高齢者における介護認定の割合であります、本町は福島県15.5、それから会津管内16.3に比べまして14.3%と非常に少ない、低い介護認定率になっているわけでありまして。それは、やはり介護予防の事業の効果が出たのかなというふうに考えております。なお、そのうち3%が前期高齢者、後期高齢者が23%近くというふうになっております。

それからもう一つ、介護給付費が増える予想をされるというのは、前回の全員協議会でもお話ししましたように、平成22年、23年にかけてまして、会津の町村の中で老人保健施設100床の増床が計画されております。それから、特別養護老人ホーム70床の増床が予定されております。そこに本町の介護認定者も合わせて8人くらいは入所するのではないかと、いうふうな推計を立てまして、その分のサービス給付費の増も見込んでおるところであります。

それから、地域支援事業であります、一つは介護予防事業、そして包括的支援事業の二つがございます。これには介護給付費の3%程度を総事業として使って介護予防事業をしてくださいという国からの方針でありますので、本町でも3年間で7,590万円を予定しております。

一つのこの中で、介護予防事業、これについては、先ほど申し上げましたように、介護予防のための機能訓練、あるいはリハビリプール等々に費用を向けておりますし、これに対する町の負担率は12.5であります。

それからもう一つ、包括的支援事業、これは包括支援センターの運営のための事業費でありまして、これには町は20.25%の率で支出しているところであります。

それから基金であります、この基金については、第3期の介護保険事業、平成18、19、20年の3年間で今回の4期と同じように、これくらい保険給付費がかかるであろうという推計をしまして、その1号被保険者の保険の料率19%、本町では国からの支援が多いですから、15%くらいですけれども、それがこの保険給付費に対して、そのパーセンテージで掛けるわけですね。そうしますと、いくらいくら、いくらいくらと出ます、保険料の総額が。

それに対して、さっき説明しました所得に応じて6段階によって保険料を決めるわけですね。その中で、3年間でびたっとこの事業が決まれば、国からくる金、それから県からくる金が決まるんですけれども、その中で、その国県町については、決まった利率で事業費に対してきますので、それは動きません。ただ動くのは、保険料は残った分ですから、それが事業期間中と同じ費用で行なわれればゼロなわけですが、それが安く済めば残ります。多くなれば足りませんので、前回のように県の基金から借りるというふうになります。ですから、今回の2,700万円残る予定であります、これは18、19、20年度の事業期間の推

計を立てた結果、推計の介護給付費よりも少なくすんだと、その結果2,700万円程度が残ると、これを基金にするということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 あとのほうから聞きますが、基金があればそれはいいと思いますよ、しかし実際に、3年間の事業を行なった結果、基金がそれだけ積み増しできた、あるいはあったということになると、逆を返せば、それだけ基金を積むのにあつて、じゃあ足りなくなるような計算はこれはよろしくないと思いますけれども、じゃあ最初に戻って3年間の一番最初の、いわゆる保険給付費の算定する総額、これがじゃあ高くみていたのかということにもなるわけですよ。

今回、介護保険料の算定にかかる費用の見込みということで、21年度から23年度までの推計をみて、総額をみて最終的に、この26億8,714万3,028円という総額が出たわけですよ。これがベースになっているわけですよ。今回の改定するベースになっている。そこから国の持ち分や、そしてあと保険料、実際、1号被保険者、2号被保険者の割合が算定をされて、最終的にいくらいくらかこういうふうに出てくるわけですから、そうすると一番ベースになっている3年間の最初のこの総合的な26億8,700万円、これについて、じゃあこれはあくまでも本当に、多分こういうふうにかかるだろうという推計のもとに出してきた数字なんですよ。これが我々にとっては、本当に正しい数字なのか、あるいは少し余計に見積りをしているのではないかと、こういう判断をじゃあどこですればいいのかということなんです。ただこれは平均的に出してきた数字なのか、あるいは現実的にこれは3年間の推計でもって出されてきた、納得いく数字なんだという根拠性について再度聞いておきたいと思います。

それから、要支援1、2というのは、18年の介護制度の中から出てきたわけですがけれども、いってみれば、介護の予備軍みたいなものだな、予備軍。ここから始まっていくわけです介護認定というのは。そうすると、こういう予備軍にならないように町ではいろいろ対応していると思いますけれども、実際に現在、確かに元気なお年寄りたくさんおりますよ、ゲートボール、輪投げ、いろいろ対応しておりますからね、ただこれからのことを考えたときには、我々もそうですけれども、団塊の世代というのが相当これ出てくるわけです。実際老人クラブとか、そういうことだけに焦点を当ててではなくて、これからそういう対応をすべきような人に対する健康管理とか、あるいは健康のためのそういうセンターとか、そういうこともこれから必要になってくるんじゃないのかと、こういうことも含めてこれは包括的な支援センターや、あるいはそういう対応の仕方というものを当然考えていかなければならないと思うんですが、そうした対応の仕方というのは、こういうところに、そういう適齢になっていないわけですがけれども、町としては具体的にこういう中での対応というのはされているのかどうなのか聞いておきたいと思います。

そして、今回の費用算定にあたっては、当然これは、確かに高いとか低いとかというのは他の町村と比べなければならぬと思うんです。で、今回の最終的にはじき出した数字が、県内の市町村も含めて、県内の市町村を含めると大きな対応になってしまいますから、町の段階で、西会津町が今回算定された町の段階では、具体的にどういう位置付けにありますか聞いておきたいと思います。

それから、なぜそういうことをいうかといいますと、19年度で介護保険で初めて不納欠損が出ているんですね、年金から天引きでしょう。やはり7人、当時7人だったかな、19年度で116件ぐらいの不納欠損額が出ていると、それは19年度の決算ですから、20年度になってくると、また同じような状況に、今まだ決算になっておりませんが、そういう状況にあるのかなと、あるいは不納欠損はなくても保険料の未納、滞納、こういう状況にも値上げしていけば続いてくるのかなと思いますが、その見通しについてはどういう内容で判断しておりますか聞いておきます。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

まず保険給付費の算出の仕方ではありますが、これは議員も持っていらっしゃるけれども、これまでの人口、あるいは認定者、今後の人口、それから推計、あらゆるものを実質的、今後の推計をもって認定者数等も、ある意味で町、我々が事務的に判断しながら検討、協議をしてきたわけでありまして。それから、ある程度国で示したワークシートによってもこの数字は出てまいります。ですから、まったくこのとおりになると、ならないというのは、現時点では高くなるか低くなるかは予測できません。ですから、第2期のときは保険料が1,910万円不足して、県の基金から借入れをしたと、逆に今は2,700万円程度余剰金があると、これはすべて保険料でございまして、もし余剰金が出ても、それは次期計画の中で保険料の中に返すということをとっておりますので、ご了承いただきたいというふうに思います。ですから、低い高いについては、これは結果ですけれども、なるべく近い数字にしたというふうに考えていただきたいと思います。

それから、もう一つ調整交付金ですね、ありますけれども、国の基本は25%が国の負担率なんですね、ところが本町のように高齢者が多いところは、調整交付金平均5%のところ、ですから、25%と5%で30%、本町のようなところはプラス5%、これが9.いくつでみているんですが、例えばそれが次年度10.1になった2になったというふうに、0.何%の国の支援金によっても随分変わるわけです。国の支援が多くなれば、その分保険料は必要なくなるわけです。そういうこともご理解いただきたいと思います。

それから、健康のためのセンターということでございまして、現在、高齢者につきましては、旧群岡中学校の1階を改造した運動のスペースで、定期的に高齢者の運動教室をやっておりますし、それから町でお願いしております健康運動推進員というかたが30数名おられます。そのかたと協力して各自地区をまわって運動教室を開いたりして、介護予防を実施しております。ただ、議員おっしゃられるように、これから団塊の世代といわれるかたが60歳になってこられるわけございまして、そのかたたちに対しては具体的に保険事業として、一緒に自治区にいったときに混ざってもらえばいいんですけれども、それは自治区を対象にしてやっていますので、それは本人が混ざってもらえば一番いいんですけれども、そういうことでありまして、あとは今ノルディックウォーキングという新たな介護予防事業も始まりまして、あそこには本当に会社を辞めたかた、それから団塊の世代のかたが多く入りまして一緒にやっていますので、ああいうスポーツにぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。なお、これから、その辺の運動教室等については十分考えていかなければならないというふうに考えております。

それから、今回の基準額、月額 3,840 円ではありますが、これはまだほかの町村からは全然情報がきておりません。昨年の 12 月時点で国と県が、だいたいこのようなくらいじゃないかという数字が出ておりますので、それを申し上げますと、本町は 3,840 円です。福島県の平均では 3,906 円と、11.7%の増加と、全国では 4,270 円と、180 円の増加、4.4%ということで、まだこの数字しか出ておりませんので、詳しい数字についてはまだ発表されておられませんのでご了承いただきたいと思います。

それから、介護保険も年金天引きが原則でありまして、65 から年金天引きになるわけですが、実は 65 になるとすぐに年金天引きになりません。誕生日がきますと、社会保険庁と年金の件に関していろいろ事務的にやり取りをします、その結果、この人は本当にこれだけの年金を支出すると、社会保険庁で決めるのが、だいたい半年くらいですね、それが決まらないうちは我々も普通徴収で対応するわけです。そうしますと、だいたい月 70 人くらい、失礼しました、月 14、5 人です。年間にしますと 150 人くらい、このかたたちが普通徴収になるわけです。そういうかたたちが切符を出したときに、いや忘れたとか、悪意のあるかたはあまりいないんですけれども、そういうかたがおりまして、たまたま滞納になってしまうというケースと。

それからもう一つは、年金から、事情はわかりませんが、社会保険庁で引けないというかたが何人かおられるんですね。年金を支出できないというかたがおられるんですね。そういうかたたちに対しては、我々普通徴収をするんですけれども、それにつきましても、本人と十分相談しながら、この徴収にあたっておりますので、ご理解いただきたいと思いますけれども、そういう中で、やっぱり滞納がたまたま出てきてしまうという実態もあるのも理由であります。

○議長 12 番、伊藤勝君。

○伊藤勝 これからの施設との関係、さっきちょっといわれましたが、会津管内に増設される施設があるので、そちらのほうにかえて入っていくかたもあるだろうとこういわれますが、今年、第 4 期ではありませんけれども、今度第 5 期くらいになると医療施設のほうにまったくこれなくなってしまうということなんですね。そうすると、そういった今、入っているかたがたが、振り分けて保健施設のほうに入るのか、あるいは福祉施設のほうに入ってくるのかと、こういうことになるわけですが、それはどういう対応をこれから取ろうとしているのか、この 3 期の中で振り分けをしなければならぬということになるんでしょう。その点についてはどのように考えておりますか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 平成 24 年から現在病院で介護サービスを行っております療養型がなくなるわけです。平成 21 年は 11 人のかたが入っておられて、これが病院と相談しながらじょじょに減っていく見込みを取ってはいるんですが、じゃあそのかたたちはどうするかということでございますが、国の指導は、この病院にできている療養型併設施設については、老人保健施設に転換しなさいというふうになっておりますけれども、転換した病院もあります。しかし転換しないでそのままあとはほかの施設に入っていくとか、もう一回病院に入るとか、そういうことがございますので、これに関しては、うちのほうであっちに行きなさい、こっちに行きなさい、いえませんので、これは基本的には病院側と、

それから今使っているかたがたと、それからうちのケアマネージャーとかが相談しながら対応していくということであります。ただ国の方針は介護老人保健施設に転換していただきよというふうな方針になっているようであります。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 12 号、西会津町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号、西会津町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 13 号、西会津町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長　議案第 13 号、西会津町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

議案書と併せて条例改正新旧対照表、42 ページをご覧くださいと思います。

本案につきましても町長が提案理由説明でも申し上げましたように、農業集落排水事業「野尻地区排水処理施設」を本年 4 月より稼働させ、処理を開始することとなったため、条例の一部改正を行うものであります。

農業集落排水事業「野尻地区」は、平成 16 年度より汚水処理施設整備交付金を活用し、これまで 5 年間にわたり整備を進めてきたところであります。完成予定年度は平成 21 年度でありまして、まだ全事業の完成にはいたってはいないわけでありまして、処理施設が本年 3 月をもって完成となりますことから、4 月上旬より処理施設を稼働させて処理を開始することといたしました。

4 月より使用できるのは、下野尻地区にあつては全域、上野尻地区にあつては、汚水の自然流下が可能な範囲でありまして、合計戸数約 120 戸であります。その後、工事が完成した所から、随時供用の開始区域の拡大を図ってまいりる考えでございまして、平成 21 年度ではすべて接続が可能となる考えでございまして、

本条例改正案は「西会津町農業集落排水処理施設設置条例」の別表第 1 に「野尻地区排水処理施設」に関する事項を追加する改正であります。別表第 1 は、本条例第 2 条に基づき、施設の名称及び処理区域を定めております。笹川地区農業集落排水処理施設の下段に、施設の名称「野尻地区農業集落排水処理施設」、終末処理施設の位置は、「西会津町群岡字南田 47 番地」となります。処理区域は「上野尻(一部区域を除く)、下野尻(一部区域を除く)」とする一行を追加するものでございます。なお、上野尻地区につきましては新村地内

この結果、今次の補正総額は8,821万4千円の減額となりますが、本年度予定いたしました事業につきましては、国の平成20年度補正予算関連事業を除いて、概ね予定通り執行することができたところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成20年度西会津町の一般会計補正予算（第6次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,821万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億6,728万4千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げたいと思います。10ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入であります。1款町税、1項1目個人町民税290万円の増であります。退職分離分の確定による所得割の増であります。2目法人町民税128万8千円の減は、景気の後退による税割の減などです。2項2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金2万9千円の減は、確定によるものであります。4項1目たばこ税211万7千円の減は、売上げ本数の減少によるものであります。

2款地方譲与税、2項1目地方道路譲与税300万円の減。

4款配当割交付金、1項1目配当割交付金140万円の減。

さらに6款地方消費税交付金、1項1目地方消費税交付金350万円の減は、いずれも景気の後退による見込みの減であります。

11款分担金及び負担金、1項1目農林水産業費分担金71万5千円の減は、中山間地域総合整備事業の確定による減であります。2目災害復旧費分担金19万1千円の減は、農地農業用施設災害の発生がなかったことによる減であります。2項2目民生費負担金53万9千円の増は、野沢保育所にかかる運営費負担金の増などです。

12款使用料及び手数料、1項1目総務使用料115万6千円の増は、雪室貯蔵施設使用料及び生活バス使用料の増などです。2目民生使用料40万1千円の減は、へき地保育所使用料の減です。4目土木使用料3万3千円の減は、道路占用料の減です。5目教育使用料43万3千円の減は、スクールバス使用料の減です。2項1目総務手数料39万円の増は、戸籍等の証明手数料とケーブルテレビ手数料の増です。2目民生手数料7万8千円の減は、老人福祉手数料の減でございます。

13款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金579万9千円の減は、児童手当にかかる各種負担金と国民健康保険の保険基盤安定負担金、障がい者福祉にかかる各種負担金の減でございます。2目衛生費国庫負担金69万円の減は、老人保健事業の減です。3目災害復旧費国庫負担金707万円の減は、道路河川災害の発生がなかったことによる減であり

ます。2項1目民生費国庫補助金203万2千円の増であります。2目農林水産業費国庫補助金200万円の減は、農山漁村活性化支援交付金確定による減であります。3目土木費国庫補助金666万8千円の減は、除雪機械整備事業確定による減などです。3項1目総務費委託金3万4千円の減は、外国人登録事務費の減であります。2目民生費委託金5千円の増であります。社会福祉事業の事務費にかかる交付金の増であります。

14款県支出金、1項1目民生費県負担金482万9千円の減は、児童手当にかかる各種負担金と国民健康保険の基盤安定負担金、障がい者福祉にかかる各種負担金などの減によるものであります。2目衛生費県負担金162万7千円の増は、老人保健事業の増であります。2項1目総務費県補助金74万6千円の減は、地域づくり総合支援事業の減などです。2目民生費県補助金264万4千円の減は、重度心身障がい者医療費助成事業や地域の子育て応援交付金の減などです。3目衛生費県補助金2万4千円の増は、妊婦健康診査促進事業の増です。4目農林水産業費県補助金374万7千円の減は、農産振興事業や森林病虫害等防除事業などの減です。5目教育費県補助金7万円の減は、放課後子どもプラン推進事業の減です。6目災害復旧費県補助金221万4千円の減は、農地農業用施設及び林道の災害がなかったことによる減です。3項1目総務費委託金1万2千円の減は、各種統計調査交付金の減です。3目土木費委託金700万円の減は、国県道除雪委託金の減です。

17款繰入金、1項1目住宅団地造成事業特別会計繰入金1,500万円の減は、住宅団地の分譲がなされなかったことによる減です。2目老人保健特別会計繰入金8万2千円及び4目後期高齢者医療特別会計繰入金23万2千円の増は、それぞれ精算によるものです。2項3目小中学校交流基金繰入金37万1千円の減も、精算によるものです。

19款諸収入、3項2目土地改良事業貸付金元利収入250万円及び3目事業運営資金貸付金元利収入500万円の減は、それぞれ元金収入の減です。4項1目農業者年金業務受託収入1万円及び2目駅乗車券等発売業務受託収入16万6千円の減は、それぞれ決定による減です。5項4目雑入125万4千円の増ですが、国土交通省負担分の物産館光熱水費や地域公共交通活性化・再生総合事業費の増などです。

20款町債、1項1目辺地対策事業債10万円の減ですが、消防施設整備事業の減です。2目過疎対策事業債1,380万円の減は、町道改良舗装事業、除雪機械整備事業、農道整備事業の減などです。4目災害復旧事業債480万円の減は、災害の発生がなかったことによる減です。

次に、19ページをご覧くださいと思います。

歳出ですが、1款議会費、1項1目議会費27万8千円の追加ですが、委員会室用の消耗品などです。

2款総務費、1項1目一般管理費5万7千円の追加は、自動車借上料です。5目財産管理費585万5千円の追加は、電算室及び委員会室にかかる庁舎修繕料の追加と、今次補正の財源調整をした結果、剰余分を財政調整基金に積立追加するものです。なお、補正後の財政調整基金残高は、2億3,666万円となる見込みです。次に、6目企画費27万4千円の減ですが、総合計画策定にかかる旅費の減などです。11

目ふるさと振興費 276 万 3 千円の減は、国土交通省負担分の交流物産館にかかる光熱水費と、温泉施設及びさゆり公園施設にかかる燃料費高騰による委託料などを追加する一方で、振興公社への貸付金を減とするものであります。12 目ケーブルテレビ運営事業費 7 万円の減は、機械器具借上料の減などでありまして。13 目生活バス運行事業費 26 万 4 千円の減であります。生活バス運行業務委託料の減などでありまして。14 目インターネット運営事業費 93 万 6 千円の減であります。地域情報化アドバイザー謝礼、地域づくり総合支援事業講師謝礼などの減によるものであります。2 項 1 目税務総務費 492 万 5 千円の減であります。住民税の特別徴収にかかるシステム改修費の不要減などでありまして。2 目賦課徴収費 19 万 5 千円の追加であります。納税貯蓄組合報償金の追加であります。3 項 1 目戸籍住民登録費 3 万 6 千円の追加は、住民基本台帳カード発行委託料などの追加であります。5 項 2 目各種統計調査費 1 万 1 千円の減であります。統計調査にかかる調査員報酬や事務費の調整であります。

次に、3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費 639 万 7 千円の減であります。国民健康保険特別会計繰出金の減などでありまして。3 目老人福祉費 1,610 万 1 千円の減であります。後期高齢者医療費療養給付費負担金、それから老人保護措置支弁費などの減であります。4 目介護支援費 25 万 9 千円の減は、在宅高齢者等福祉サービス事業の減であります。5 目障がい者福祉費 580 万 3 千円の減であります。重度心身障がい者医療費給付事業や障がい者就労移行支援費などの減であります。2 項 1 目児童福祉総務費 103 万 5 千円の減であります。乳幼児医療費助成事業の見込みによる減などでありまして。2 目児童措置費 419 万 7 千円の減であります。児童手当の減などでありまして。

次に、4 款衛生費、1 項 1 目保健衛生総務費 4 万 3 千円の追加は、水道事業会計への繰出金であります。2 目予防費 65 万 1 千円の追加であります。予防接種委託料の追加などでありまして。4 目健康推進費 276 万 8 千円の減は、各種検診委託料の精査による減などでありまして。5 目母子保健費 51 万 3 千円の減は、妊婦健康診査委託料の減などでありまして。2 項 2 目塵芥処理費 6 万 4 千円の追加であります。ごみ収納庫設置費補助金の追加などでありまして。

次に、5 款労働費、1 項 1 目労働諸費 3 万 7 千円の減は、負担金の減であります。

次に、6 款農林水産業費、1 項 1 目農業委員会費 19 万 9 千円の減は、事務経費の減であります。3 目農業振興費 744 万 5 千円の減であります。農山村活性化計画策定委託料、園芸ハウス整備工事、県営中山間地域総合整備事業負担金の決定による減などでありまして。5 目農地費 292 万 7 千円の減は、地籍調査経費、土地改良事業貸付金の減などでありまして。2 項 1 目林業総務費 77 万 5 千円の減は、森林病虫害等防除事業委託料の減などでありまして。2 目林業振興費 25 万 9 千円の減であります。林道開設事業等の事業費精査による減であります。

次に、8 款土木費、1 項 2 目道路維持費 857 万 4 千円の減であります。除雪機械購入費の確定による減などでありまして。3 目道路新設改良 1,127 万 9 千円の減であります。町道改良舗装工事の確定による減であります。4 項 1 目住宅管理費 6 万 6 千円の追加及び 2 目定住促進住宅管理費 2 万 2 千円の追加は、住宅使用料にかかる口座振替手数料などでありまして。

9 款消防費、1 項 2 目非常備消防費 98 万 6 千円の減は、消防団員報酬など精査による減であります。3 目消防施設費は財源の組み替えでございます。4 目防災費 39 万 2 千円の追加は、施設修繕料などであります。

10 款教育費、1 項 2 目事務局費 115 万 4 千円の減は、学校体育施設開放管理賃金、教職員等健康診断手数料、小中学校交流事業補助金の減などであります。3 目学校給食費 35 万 8 千円の追加であります。4 目町史編さん費 7 万 5 千円の減であります。5 目スクールバス運行費 59 万円の追加であります。2 項 1 目小学校費の学校管理費 22 万 9 千円の減は、コピー機使用料の減などあります。2 目教育振興費 68 万円の追加は、教材費の追加などあります。3 目施設整備費 211 万 1 千円の追加は、野沢小学校校舎等耐震補強工事にかかる付帯工事費の追加などあります。3 項 2 目中学校費の教育振興費 39 万 3 千円の減は、教育用コンピューターリース料の減であります。4 項 1 目社会教育総務費 21 万 9 千円の減であります。各種講座等にかかる講師謝礼の減などあります。

次に、11 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費及び 2 項公共土木施設災害復旧費につきましては、本年度災害の発生がなかったことによる減であります。

次に、12 款公債費、1 項 2 目利子 300 万円の減は、見込みによる減であります。

次に、6 ページに戻っていただきたいと思えます。

第 2 表、繰越明許費補正であります。いずれも国の平成 20 年度補正予算（第 1 次）の緊急安心実現総合対策事業に採択されたものでありまして、年度内に事業の完了が見込まれないことから、翌年度に事業を繰り越して実施するため、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

事業内容であります。まず 8 款土木費で「防災パトロール車両整備事業」、限度額を 358 万 6 千円とするものであります。

次に、9 款消防費で「消防団総合整備事業」、限度額を 800 万円とするものであります。

次に、10 款教育費で「小学校耐震診断事業」、限度額を 470 万 3 千円に、また「野沢小学校校舎等耐震補強事業」で、限度額を 2 億 3,830 万 6 千円とするものであります。

次に、第 3 表地方債補正であります。変更であります。まず、「辺地対策事業費」でございます。消防施設整備事業の確定による減額でありまして、限度額 1,650 万円を 10 万円減額いたしまして、1,640 万円に変更するものであります。

次に、「過疎対策事業費」であります。町道改良舗装事業、除雪機械整備事業、農道整備事業などの確定による減額でありまして、限度額 3 億 3,130 万円を 1,380 万円減額いたしまして、3 億 1,750 万円に変更するものであります。

次に、「災害復旧費」であります。災害の発生がなかったことによりまして、限度額 480 万円を全額減額とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行ないます。

14 番、清野興一君。

○清野興一 歳入で2点ほどお尋ねしますが、1款1項1目町税でございますが、個人分で290万円の増額を見込んでおられますけれども、これはどのような理由によるものですか。

それと、13ページになりますか、13款2項2目農林水産業費国庫補助金で、既決予算が281万4千円であるのに、200万円の減額なんですね。これは81万4千円の補助金でどのような事業をされましたか。そしてまた、この200万円の減額されたということについては、どのような理由によるものですか。

歳出で2款1項11目ふるさと振興費、ページ数でいうと19ページになります。11節の需用費で光熱水費の追加115万9千円、これは説明によれば道の駅の電気代も入っていると、こういうような説明ですが、財源内訳をみると、国県支出金はまったくないんですね。道の駅といえば設置は国土交通省じゃないのか、そんだけこの115万9千円の追加のうちに、道の駅分がどのくらい占めているかはわかりませんが、これは当然国が持つべきものではないかと、このように思うんですがどうなんですか。

あと、21ページの2款3項1目戸籍住民登録費で、わずかですが3万6千円の増額、これは主な追加の要因というのは、住民基本台帳カード発行委託料の追加だということですが、そのいわゆる住民基本台帳カード、これは西会津で今すでに発行済みというのはどのくらいあるんですか。それで、3万1千円追加するというんですが、これで何枚ぐらいのカードの発行委託料に該当するんですか。

最後に、繰越明許でお尋ねしますが、土木費で防災パトロール車両の整備事業、結局この防災パトロール車を買って替えるんでしょう、違うんですか。おそらく防災パトロール車両の整備事業というんだから、この中身を聞かないとわかりませんが、これはあれか、もう一回説明を、どんなことなのか、私が思うにはたぶんこのパトロール車を買って換えるんじゃないかと、つまりは今あるやつが古くなって使用に耐えなくなったから買って換えるものだと思うんですが、それをなぜ繰越明許にしなければならないのか、年度内にできないのか、以上です。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 まず第1点目の個人町民税の290万円の増額の部分でございますが、これは先ほども申し上げましたように、退職分離分の確定ということで、いわゆる退職金に対する一時課税ということでありまして、これは確定によつての増額ということでございます。

それから、繰越明許の関係で私のほうからお答え申し上げたいと思いますが、この防災パトロール車両の整備事業、国の第1次補正予算の事業として補正予算を計上させていただいたものでございますけれども、この内容といたしましては、かつては道路の維持管理にパトロール車を配置していたわけでありまして、その後、一時期このパトロール車が老朽化して廃止になりまして、しばらく一般車両でやっていたわけでございますけれども、今次の生活安全安心の国の事業に採択をいただいて、ここに防災というふうになっておりますけれども、メニューは防災という一応国の補助の関係もございまして、使用する内容としては、道路の維持管理に活用する車でございます。それで、今回新規で購入

するような形になりますけれども、今回、繰り越しをお願い申し上げたいのは、この購入にあたりましていろいろこの防災パトロール用の車ということで、いろんな艤装をしなければなりませんので、パトロール車のライトとかですね。そういう艤装の関係でいろいろ業者、そういうつくっている業者とのいろいろ交渉する時間が結構かかってしまったということでありまして、これについては近い日程の中で入札をさせていただいて、繰り越しをさせていただきたいということで、繰越明許費をお願いするところであります。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 おただしの中で、農山漁村活性化と、それから道の駅の関係、2点についてお答えいたします。

まず最初に予算書の13ページですか、農山漁村活性化支援交付金減200万円とあるわけですが、13ページと合わせまして、予算書の27ページ、農業振興費ですか、委託料の欄をみていただきたいんですが、ここで200万円を歳出でも減額しております。この内容を申し上げますと、当初予算では歳入で補助金200万円、そして歳出、委託料で400万円をとっていたわけですが、なぜこういうことになったかと申しますと、今、活性化計画、内容については米の加工とか、堆肥センターの農水省の補助を対応すべく活性化計画を策定しているわけですが、これは当初、計画そのものについても補助金が該当するのではということで予算措置していたわけですが、結果的に計画策定については補助金が該当しないということが、事業着手前にわかりましたものですから、残りの残200万円、単独で計画策定の委託をしている次第であります。

そうしますと、13ページに残りますが、残る81万4千円は、いわゆるこれは担い手支援事業ということで、これはソフト事業、農業振興費のソフト事業にあてておまして、一部認定農業者の支援対策費とか、あと専門員の設置費とかというふうに各項目に予算が分かりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それからもう一つの、歳入の17ページですか、雑入で物産光熱水費120万円、それと2款ですから19ページになりますか、ふるさと振興費115万9千円、この内容についてであります。実はこれは道の駅よりっせにかかわる光熱水費のからみであります。実は道の駅は国のほうといたしましても、防災拠点施設ということで位置付けをしておまして、これはあそこに国交省、直接に非常電源装置を付けたわけですが、それでよりっせをカバーして、あと国の施設であります情報センターですか、国道沿いに、あそこにあるわけですが、そのいざという場合の非常電源装置を付けたことによって、契約が1本でないのだめだということになったものですから、一応、今道の駅のほうでその分も払って、だいたい月8万円から11万円、だいたい年間、ほとんど実績に近いものが出ましたんですが、だいたい120万円かかる、情報ステーションですか、あそこに子メーターを付けてまして、国の分は国で負担していただくと、ただ、契約が1本でありますので、一旦道の駅のほうで払っておいて、かかった分を雑入で、17ページですか、国交省から120万円いただいて、そして19ページのふるさと振興費の光熱水費のほうで、これ115万9千円ということで4万1千円ほど計算が違ってくるわけですが、これはほかの事業との相殺で1159になるわけですが、この分はそっくり120万円、また国からもらった分を道の駅に返すということになりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長 町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長 住民基本台帳カードについてお答えいたします。

今現在の発行数ですけれども、1月末現在で71枚であります。今回は1枚当たり1,532円かかりまして、20枚ということで補正したところでございます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 繰越明許費についてお尋ねしますが、国の20年度第1次補正だということですが、これはあれですか、第2次補正がついこの前あれだから、第1次というそれ以前に決まっているわけですが、この車両を購入するという申請は出していたんでしょう。そして決まったから予算化したんだと思うけれども、もっと早くにこの国のほうでは決まっていたんじゃないんですか、国と町との関係では。このよくよく年度末になって、20年度でも間に合わない、繰越明許にしなければならぬなんていうのは、どうも、その遅れた中身というのかな、それらはどうなんですか。

それと、地域振興課長に再度お尋ねするんですが、道の駅というものは、そもそもは国のものなんでしょう、国交省の。だから管理運営も国交省がやるという、それは委託を受けているかどうかは別にして、きっちり電気代、水道代、あるいは清掃代とか、そういうのは100%国ですべて持っているんだと、ここの財源内訳にあがってこないのは、歳入の補助金だけか、雑入でみているからこちらにはあがってこないけれども、だけど、その他財源でも383万7千円減額補正しているでしょう。一般財源を増やしていると、こうなってくるからどうもわからないんですよ。要は、道の駅、あるいは情報なんかという発信だかなんだかトイレの脇にある、ああいうものの管理は100%国が負担していると、そういうふうな理解でいいんですね。了解しました。

道の駅関係はわかったと、そのほかはわからない。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 繰越明許費の防災パトロール車両の整備事業のご質問にお答えをしたいと思います。先ほども申し上げましたように、この事業、国の第1次補正事業ということで、予算としては12月の補正予算でご議決をいただいた分でございます。その後、このパトロール車両の装備、車両の装備の仕様について、その専門業者のほうと打ち合わせをしてきたわけでございますけれども、細かい点がなかなか詰めるのに時間がかかってしまったということと。それから、もう一つは、特殊な車両みたいな形になりますので、発注してからまたそのいろんな艤装する部分について時間がかかるということでありまして、年度内の納車までには間に合わないということもございますので、今回、繰越明許をお願いしたということでございます。

○議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 今回は整理予算でありますから、最終の予算なんですね。地方交付税も決定はされたわけですが、今後見込める財源というのは、わずかの期間ではありますけれどもあるのかどうなのか。例えば特交の場合ね、こういうことで特別交付税交付金ですか、こういう内容ではどのようになっておりますか。

それと、今後、支出しなければならない、町長の提案理由の中でいいましたけれども、今後、定額給付金に対する町のプレミアム代の町の持分ね、これはこれからの補正で追加

補正で出してくると、こういう話でありましたけれども、今後、支出を予定している金というのは、じゃあだいたいどのくらいなのか、その件について伺っておきたいと思います。

それから、歳出のほうでお聞きしますが、総務費で、これは振興公社に対する貸付金 500 万円、これ減額になっておりますけれども、まったく使わないということではなくて、一旦返して、貸したけれども返していただいたと、こういう受け止め方でよろしいのかどうなのか、この点確認しておきたいと思います。

それから、衛生費で高齢者のインフルエンザ、これが追加になっているんですが、59 万円ほど追加になっているんですが、それだけ多くのかたがたがインフルエンザに対して対応したということになっているわけですが、この実績についてお尋ねをしたいと思います。

農林水産費について 1 点お尋ねしますが、地域省エネルギービジョン、地域新エネルギー省エネルギービジョン策定事業調査委託料というのがありましたけれども、これは N E D O との関係で、これは単年度で事業を終了して、これ当初予算出てきた、そのときにどういう事業を行なうんですかと、こういうことだったときに、町のほうでは、1 年間かけて西会津町に関するいろんな省エネルギーの関係で N E D O、これが中心になって、そこからかかる経費は 100% 出ると、しかしその内容については、2 月の末ころほぼまとまるであろうと、したがって、その報告書は議会に示すということの答弁だったんですよ。記憶しているんだから、これそうなんだ。議事録みてもわかると思うんだ。ですから、町が負担はないけれども、どういうエネルギーの策定作業、あるいはどういう内容であったのか、このことは、やっぱり 1 年もかけてやってきたわけですから、それぞれの専門家が、その報告というものはちゃんとしなければならぬと思う。ですから、ただこの場で課長のほうから簡単に報告できるものなのかどうなのか、あるいは資料等があれば、どういう内容でこういう結果になりましたと、その成果品があれば配っていただくとかなんかして、それは示していただきたいこう思います。

土木費で、今年は暖冬だと、降雪も少なかったということですから、土木費も中でも相当この昨年とは違った経費であったんだろうと思いますが、最終的にもうこれから雪もほぼおさまってきたわけなので、今年の土木費の中で除雪経費がどの程度であったのか、昨年と比べるとどうであったのか、この点について聞いておきたいと思います。

繰越明許の関係で確認しておきたいと思いますが、小学校の授業が、耐震工事で、これの具体的な工事の期間というのはいつからこの工事が入って、いつごろまでこの工事が完了するのか確認をする意味で聞いておきたいと思います。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 それでは、ご質問にお答えをいたします。

まず、今後入ってくる見込みの財源ということでございますけれども、議員おただしのように特別地方交付税が今後決定によって入ってくる見込みでございます。その金額でございまして、現在の予算計上額は 2 億 1,500 万円でございます。例年過去 5 年の平均を計算いたしますと、2 億 7,000 万円くらいで最終決定をいただいております。それを参考にいたしますと、概ね 5,000 万円程度はくるのかなと、逆にきていただきたいなという希望的な観測を持っているところであります。

それから、今後新たな予算計上の予定はということでございますけれども、これも議員

おただしのように、今一般質問の答弁でもお答えしたとおりでございますけれども、今後、定額給付金に平行してプレミアム商品券の発行というものが出てまいります。町のほうでも応分の負担をしたいということでございますけれども、その額につきましては、現在調整中でございますので、決定いたしましたならば、今次の定例会におきまして追加の補正をお願いしてご議決をいただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 おただしのうち、はじめに公社の貸付金の件であります、これは今回500万円減にしているわけですが、これは当初予算で1,000万円の貸付予算額をしておいたわけですが、実績として500万円だけの利用であったことから、500万円を今回補正で減額したということですので、ご理解をいただきたいと思ひます。なお、500万円については、この3月末までに返還予定ということになります。

それから、NEDOの件であります、これは6月の補正予算ですかね、あれで予算編成して議会の議決をいただいたところでありますが、そのときに、確かに14番議員からご質問があつて、3月の定例会で配れないのかというご質問を受けたわけですが、なんとか努力はいたしますけれども、必ずしも約束はできかねますと、いうご答弁をした記憶が間違いのない答弁だと思うんですが、それで現在、ほぼこれは委員長、会津大学の先生を委員長として、6回にわたつて検討を重ね、ほぼまとまつておるわけですが、これなにぶんにも全額が国庫負担でありますので、その報告書、今NEDOのほうでチェックを受けている最中ですので、その点、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 高齢者のインフルエンザ予防接種事業の委託料の追加ですが、当初予算では、2,600人を見込んでおりました。結果的に2,677人接種いたしまして、77人分が不足したことから、今回30万6千円の委託料の補正をお願いしたわけですが。昨年と比べますと22人の増でありまして、接種率はおよそ90%であります。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 地域整備課からは、除雪に関するご質問にお答えいたします。

除雪経費でございますが、昨年は1億1,500万円近く、まだ正式な数字はわかりませんが、1億1,500万円近くの支出を除雪費で行なっております。今年度は1億630万円の除雪費を計上いたしました。現在のところ委託料で400万円、需用費で200万円ほどの残額があるというようなことでございますが、これからどうなるかわかりませんので、今次の補正では減額は行なっていないということでございます。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育課長 野沢小学校校舎等の耐震補強事業の繰越明許費の関係にお答えをいたします。

野沢小学校校舎等の耐震補強につきましては、現在詳細設計を行なっている段階でございます。詳細設計ができましたから実際の工事工程は決定することになるかと思ひます。現段階で事務レベルで設計事務所と協議をしておりますのは、5月下旬から着工したとすれば、校舎については10月末、同じく体育館については5月末に着工したとすれば12月末ということで、設計事務所との事務レベルでは調整をしているところでございます。な

お、あくまでもこれは事務レベルでの計画でございまして、詳細設計ができてから、また工法等の内容によりまして変更がありうるものと考えております。また、実際には今後詳細設計が終わりまして、入札をいたしまして工事請負契約のご議決をいただいたのちに、実際決まった業者と工事工程について詳細に打ち合わせをしながら、なるべく早めに行えるような打ち合わせをしたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 今後支出される予定の中でのプレミアムのやつ、これから多分出てくるだろうけれども、基本的には双方20%とっていただきましたよね、プレミアムの率は。ですからこれは応分なのか、応分の負担なのか、商工会と町しかないわけだから、それぞれ応分に50%ずつ負担をするという取り決めでかかっているのかどうなのか、それを確認しておきたいと思っております。

調整というのは、まさにそれくらいしかないでしょう。あとはお互いパーセントを決めたならば、額はおのずと出てくるわけですから、決まった額がこれしかない、原資がそれしかないわけだから。それにプラス20%なんだから、ただパーセントの割合の調整しかない。それはいつまでもかかっているものではないわけなので、その点はどういうふうに話し合いをされておりますかと聞いておきます。

NEDOの報告は今やっているということなので、課長、やっぱりこれはたいしたことではないような中身なんだな、そうすると。だいたいそういう努力をしたいけれども、そんな約束もできないような努力でやっている程度であれば、それは相手があることだから、さほど今すぐ西会津にとってはたいした重要視されているようなものではないと、こう受け止めざるを得ないんですよ。やっぱり、努力をして、西会津で本当にこれから省エネを考えていく、あるいはこういう事業を取り入れて、なんかしらやっていかなければならないというんならば、真剣さがあるほしいんです。当初、やはりそういう議会で報告したいということであれば、やはりこういう機会でもありますので、そういう努力は町としてしなければならぬんじゃないのかなと、こう思いますので、別に相手があることなので課長に答弁を求めるとも毛頭ないんですけれども、きちっと姿勢があれば伺っておきたいというふうに思います。

あと最後に、耐震補強工事、これは大規模になるのかどうか分かりませんが、授業に影響はないのか、工事しながらね、どういう工事だか分かりませんが、耐震補強といえばやっぱり大変な工事になってくるだろうと、そういう場合に本当に授業的に行なう学習に影響はないのかどうか、その点についてはどういうふうにこれからやっていくのか。

○議長 副町長、薄友喜君。

○副町長 定額給付金に関連するプレミアム付きの商品券の関係で、私のほうからご答弁申し上げたいと思っておりますが、プレミアムについての町と商工会の負担、それだけではなく、それに関わるいろんな事務経費がかかります。この事務経費の負担も含めて今調整をしているということでございまして、その金額については、総額で2,000万円というような考え方でございまして、そう大きな負担にはならないということでございまして、今その調整をしているところでございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 新エネルギーのおただしであります。当初議会に、3月の議会には間に合わないのかということでありましたので、当然、私のほうもその議会に報告できるように事務レベルとしては懸命に努力をしたわけですが、結果的にちょっと間に合いません。ほぼできあがってはいるんですが。そしてこれは概要版を全戸に配付する予定であります。それで内容といたしましては、やはり今回は賦存量調査ということですので、西会津町の太陽光から木質バイオから、それらの賦存量調査をして、そのまとめとして今回報告すると。なおその中には、中学校で県の議定書、証書を受けておりますので、それらも入れて、この概要版に入れて、今最終チェック、ほんとうに99、100%できあがったといってもいいのですが、なにぶん今NEDOのチェックを受けないことには、ちょっと表に出せない状態でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

なお、新年度予算には、今度これを受けて重点調査ということを考えております。それで、西会津町の特徴といたしましては、やはりこれだけの森林資源がありますことから、やはり特徴として、木質バイオの活用ということも十分念頭に入れるべきだろうということでの会津大学の先生からもご指摘をいただいて、その方向でまとめあがる状態でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 教育長、長谷川隆夫君。

○教育長 野沢小学校の耐震補強工事について、授業に影響はないのかというおただしでありますけれども、今回の野沢小学校の工事の概要につきましては、町長が主要事項報告の中でご説明申し上げましたとおりでありますけれども、いわゆる筋かいという部分を26カ所、それから8カ所の耐震壁をつくるというのが校舎の主な工事、それから体育館につきましては、屋根を全面吹き替えると、それから鉄骨も入れ替えるというふうな大きな工事です。

したがって、工事の場合内容によっては、いわゆる金属音等の工事も発生してまいります。したがって、今回の工事日程を設置するにあたりましては、できるだけ夏休み期間をその中に入れて、子供たちがいない期間にそういう工事を重点的にやると。また、どうしても平日にそういう工事が出てくる場合もございますので、そういう場合は、今後、施工業者と工事の詳細打ち合わせをする場合に、例えばそういう工事については午後の3時以降に、子供たちが帰ってからやってもらうというようなことの手段をとりまして、できるだけそういう授業に支障のないようにしたいというふうに考えております。

また、体育館もずっと使えなくなりますので、その辺は中学校の体育館等の利用をスムーズに行くように授業の調整、また中学校の調整をしていきたいなと思っております。

○議長 10番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 除雪費でお尋ねしますが、国県道の委託で700万円が減額しました。今、12番のご答弁で計上したお金の600万円くらいは残っているということですが、そうすると、県の持ち出しは700万円減るけれども、町の持ち出しは減らないというふうないい方もできるわけですが、これはどうなっています。

それから、今年度の除雪は11月に除雪しなければならなかったりしましたが、結構降らなくて、1週間、10日と除雪しなくてもいいときがあったのではないかなと、そのときに

委託じゃなくて、町が直接雇用ですか、している人たちの仕事がどうであったか。例えば余力路線をその都度かいていたとか、あるいはなんらかの町関係の仕事を指示していただいたのか、ただ単に待機だけであったのかというあたりも、長い間除雪がなかった場合、その対応はどのようにしてこられましたかということでもあります。

もう一つは、防災パトロールの総務税政課長の説明で聞いておりました、防災から本来の維持補修、そのために艤装をしなければならないと、艤装というのは、私の頭にすぐきたのは偽りの装備というふうに取れてしまったので、漢字は難しいですから、その艤装というものの、ただ聞いている人はそういう人もいますから、正確にわかるように説明してください。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 除雪費に関するご質問にお答えします。

歳入では県の委託料 700 万円を減額というような形で計上させていただきました。先ほど申し上げましたように除雪費全体では 600 万円ほどしか、まだ精査したわけではありませんので、おおよそ委託料で 400 万円、需用費関係で 200 万円くらいは残っているかなというようなことでご答弁させていただきました。

当初予算編成時に、前年の実績等をにらみまして、県の委託料なんかも計上させていただきました。予算審査の段階でいろいろございまして、歳出のほうはあまり実績に合わせないで、もう少しちょっと調整できないかというようなことで、歳出のほうを少し削るような形で調整しまして、ちょっと県の委託料のほうを多く見積もってしまったと、それに連動しておろさなければならなかったのをそのまま計上してしまったというようなことで、過大見積りをしてしまったということでございます。それで結果として委託料、歳入のほうだけが大きく落ちるような形になりました。

歳出に関しましては、除雪待機料というような形で、前年度から支出するような形で受託業者と契約しております。したがって、そんなに大きな豪雪にならなくても、支出の部分はだいたい平準化してしまうというようなことでございまして、大きな差は生じてこないというのが実態でございます。

それから、直営作業員の雪の降らないときの作業内容というようなことでございました。直営の作業員でございますが、雪まつりの雪処理、雪を集めたり、そういった作業もやってもらっておりますし、雪室の雪詰めなんかも作業の中にやっております。そんなことで、除雪のない時間も我々の要望といいますか、指示によりまして、いろんな業務を行なっているというところでございます。今年なんかの場合ですと、道路がかなり穴が開いたというようなことで、穴のレミファルトを持って行って穴くえはやっていただいたり、側溝に詰まった木の葉をあげていただいたり、さらには今年から除雪車が 1 台加わったというようなことで、除雪の格納用の柵を自前でつくっていただいたり、そんな作業もやっただきながら、業務についていただいていたということでもあります。

先ほど余力路線の除雪というようなことで、そういったことに関しましても、極力直営のほうで対応できるところはやっていただくと、それから、これから春先の除雪というような作業もあるわけではありますが、そういった業務も委託のほうに頼まないで、直営のほうで対処するような形で極力除雪を行なっているということでございます。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 先ほどの防災パトロール車の説明の中で、艤装という言葉を用いたわけでございますけれども、決して偽りの装備ということではございませんので、そこはひとつご理解いただきたいと思いますが、ちょっとわかりにくい言葉を使用いたしまして、これは大変失礼申し上げたところです。それで、艤装という言葉でございますけれども、よく消防自動車なんかで使うような言葉でありまして、簡単に申し上げますと、特殊な装備をする際にこういう表現をよくするということであります。

今回、この道路維持に使用いたしますこのパトロール車両でございますけれども、いわゆる警察のパトカーと同じように、この車両の上にパトロールライト、くるくるまわるようなライトでございますけれども、そういうものとか、あるいはサーチライト、無線機、拡声器、こういったいろんな特殊装備をいたしますので、そういった関係で今回、繰越明許のほうでお願いするというところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 時間にもなっていますので簡単にお尋ねしますけれども、除雪関係で今11番からも質問がありましたが、委託業者と町直営という関係、委託というのは町でもってその委託業者に、どういう、どういう契約といたらちょっとおかしいんですけれども、その中身ですよね。ただいわんとするのは、委託業者のオペレーターの話など、それは全部ではありませんよ、これみえていますから、2、3のかたからちょっと聞いたんですけれども、除雪しなければならぬと、その委託業者からオペレーターを頼まれたんですけども、雪が今年のように降らないでしょう、去年もだと思ふんですけれども。生活がとても立っていかないとそういう苦情もあるんですけども、先ほどの担当課長からは、委託費を払っているんだからと、委託費とそのオペレーターの間で任せているものか、そういった委託業者と直営との同じ除雪作業員としましては、そんなふうには違ってくるわけですよ。片や直営の場合だと、降っても降らなくても、照ってもふぶいても、1日いくらというのがあるんでしょう。ちなみに1万円と聞いているんですけれども。片方は降らないときは全然ならないわけですよ。せめて3分の1とか、なんとかとあればいいんですけれども、一冬でもって2回か3回だか、多くて5回ではまならないという声も聞いているんですけれども、その辺はどのように町としては把握されているのか。委託業者との間に町は入ることはできないというんですから、そういう受け止め方をしているんですか。その辺どうなっているんでしょう。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 除雪費についてのおただしにお答えします。

先ほども申し上げましたように、昨年も大変雪が少なかったわけでありまして。今年も本当に暖冬で雪が少なかったということで、委託業者もなかなか大変だという実態を町のほうにお話にまいります。昨年からは、業者も当然除雪をするためには、ドーザーの、重機の車検を受けたり、さらには作業員の確保、それから当然ドーザーの減価償却もございまして。そういった必要最低限の経費については、なんとか町のほうで面倒を見ていただかなければ、今後継続して除雪はできないというような話にもなっているわけでありまして、その辺は待機料という形で、最低限補うような形にしております。

それには、当然、除雪作業員のかたの確保といいますか、最低限このくらいの賃金は出さなければならないというような形で要望がされておりますので、その待機料を町で支出しているということで、最低限、そのオペレーターのかたを確保する経費等については、委託業者のほうで支払っているものだというふうに我々は思っているところでございます。ただ、それぞれに、そのオペレーターと業者さんとはお互いに契約を交わしながらやっているものですから、いくら出せとか、そういった話までは町で立ち入ってはいないというのが実態でございます。

直営の作業員、町は20人雇用しております。月額30万円でございます。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 だから、質問も中途半端では困るので、もうちょっと突っ込んで聞いてみたいと思うんですけども、直営と、そして業者委託はまったく違った、委託ですから、委託と直営ではまったく違いますよ。がしかし、行政というのは、やはり雪が降れば除雪車でもって除雪するでしょう。片方は先ほど雪まつりの準備をしたり、そして穴ぼこ埋めたりやっていると、そういいますよ。それ20人といったでしょう。1人1万円ずつ払っているわけよ。委託業者の場合は、最低の車検を受ける、車の修理をする、当然お金がかかりますよ。がしかし、この運転するオペレーターは、全部とはいいませんよ、私は何人か聞いていますよ、出ただけ3日とか5日とか、それしかないよ。これではとてもじゃないけれども、考えなければならないよ。町内あたりの人は出稼ぎに行った人がいるけれども、その辺を委託業者うんぬんと私はいいませんよ。同じ西会津の町にしながら、雪が降れば交通の支障のないようにやると、オペレーターだってそういう考えでいるんですよ。それ降らなければ出勤ができないんですから。そんなことで、町ではそこまで関与できないという意味も私は理解できますけれども、オペレーター側になれば、これははっきり言葉が悪いけれども、飯にならないんですよ。それを何人かの人に聞いて、どうなっているんだと聞かれて、いやそれは委託業者に最低の保障はいつているはずだと私はいつているんだけれども、実際そのオペレーターのかたはもらっていないというんです、はっきりいって。その辺どのように町当局としては、受け止めているというか、また見て見ぬふりをしているんだか、実体を把握しているんですか。

そして今後の課題として、また来年、再来年降るんですから、そういうためにも、やはりこの業者との話し合い、そしてオペレーターの最低の生活保障、これはもう必要なことでしょう。それはどんなふうに対応しますか、今後。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 それではお答えいたします。

除雪、町では委託業者に受託をしているわけですが、そのオペレーターのかたもいろいろ違いがあります、結局は従業員のかたがその会社で給料をもらいながら除雪をやっているかたもおりますし、臨時的にその節だけ雇用しているかたもおりますし、いろいろその個人と会社によってさまざまな契約の仕方があるということでございます。身分もいろいろ変わっているということでございます。したがって、全員がそういった状況ではないというふうに理解しているところであります。

町のほうとしましては、先ほどもいいましたように、最低限そのオペレーターを待機さ

せるだけの費用につきましても、待機料の中で計上して支払っているというようなことで認識しているわけでございます。今日お話あったようなことを踏まえまして、今後その中身までも少し入りこんで、今後の除雪契約にあたっては、話をしていきたいというふうに思います。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今、担当課長が話にありましたけれども、実際これはもう今年だけじゃないの。去年もその前も話は聞いているんですから、場合によっては3日とか、5日、降った日にしか出ることができないんですよ。それで、あなたがおっしゃったように、例えば何々工業とか、何々建設とか、そういった会社の中にいまして、雪が降ったら除雪をしないと、しないときにはその会社の仕事に従事すると、そういうふうにあなたはとらえているとそういうたんでしょ。そういう業者もあろうかと思えますよ、がしかし、除雪だけに雇用するんですから、オペレーター。雪が降らなければ出勤できないんですから、出勤しなければお金にならないんですから、そういうかたが実際にいるんですから、同じ西会津の地におきまして、それ不公平さがあるんですよ。だからこれはやはり町の責任として、やはり最低の生活保障はやるべきではないかと、私はそう思いますよ。だからといって、過ぎたことをもとにしろというわけにはいかないから、私は2、3人聞いているんだから、まんまにならないというんだから、そういうことをやはり、重要な問題ですよ。それで町直営の人が、それは雪まつりの手伝い、穴ぼこやっているでしょう。がしかし、毎日毎日それはあるわけないんだから、ちょっと話は露骨になりますけれども、仕事あったってなくたって1日1万円ですよ、町の直営の人20人は、そんなことは慎重に考えて、慎重に対応しなければだめだと私は思いますよ。

○議長 副町長、薄友喜君。

○副町長 私のほうからご答弁申し上げたいと思いますが、ただいまも地域整備課長からも答弁申し上げましたように、町としましては、いわゆる必要最低限の保障を支払っております。それで、そのあとの、いわゆる会社と個人との関係については、そこまでは町は介入できないと。それで、ただいまお話ありましたようなことは、町のほうには情報としてあがっておりません。したがって、町としては、先ほども申し上げましたように、最低限の保障、降っても降らなくても、そしてかかる経費を保障するだけの委託料をお支払いしているということでございますからご理解いただきたいと思えます。

○議長 13番、清野邦夫君。

○清野邦夫 ちょっと確認したいんですが、今の補正予算はだいたい整理予算的なのということで、だいたい事業もできたというようなことでございますが、ちょっと確認したいんですが、18ページの町債の中で、過疎対策事業債が、これ園芸ハウスの整備事業で100万円プラスになっていますね。歳出では27ページですね、農林水産費の第6款の15節工事請負費121万3千円、園芸ハウス整備工事減、これ要するに、起債で100万円増えているのに、歳出のほうで121万3千円減らしていると、なんかちょっと辻褄があわないような感じがするんですが、その点でちょっと説明していただきたい。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 園芸ハウスの事業費減と起債の増であります。当初、歳入では県補助

金を3分の1見込んでいたわけでありまして、今までもそうでありまして、それが定額補助に今回ちょっとして、補助金額が低く抑えられた兼ね合いがありまして、補助残については起債で対応するというので、その分が起債は増額になったということでもありますので、全体の事業費としては1,700万円ほど予算額通りまして、事業費そのものは1,500万円ほどでおさまったわけでありまして、いわゆる県補助金が当初予定よりも低く抑えられてしまったということから、補助残を起債増で対応したということでもありますのでご理解願います。

○議長 13番、清野邦夫君。

○清野邦夫 中身はわかりました。ちょっと確認しますが、要するに計画した事業は、そういう県の補助金と起債との入れ替えがあったけれども、収入面ではね。また工事費の中では、減額したけれども、計画通りできたということですか、それだけひとつ。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 お答えいたします。

20年度でパイプハウス10棟を予定しておりましたが、これは予定通り事業は完了いたしました。入札の結果、事業費も抑制、予算額よりは少なく済んだわけありますが、それに合わせて補助金もちょっと落ちてしまったということでもありますので、事業は問題なく100%完了いたしましたので、ご理解願います。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 農地災害のことについて1点だけお尋ねします。

農地災害というのは、とにかく災害が起きないとそれに認定してもらえないということで、ところがやっぱり春になるといろいろ農地が、田んぼが倒壊したりというようなことがあって、確か、地域整備課にはそういうので、文面であがっているかなと思うんですが、そういうことで、災害が起きないと、その農地の修復ができないというようなことは、これからの農業にとって大変問題があるのではないかなと思うんですが、その点、どのようにお考えですか。

○議長 ちょっと確認しますけれども、災害が起きない前から予測できるところをやれとっているんですか。

○荒海清隆 そうじゃないです。起きないとやってもらうことができない。つまり、融雪害とか大雨が降って、何十ミリ、何百ミリの雨が降らないと、それは災害として認められないということなんです。しかし、実際には農地が欠けたり、崩落したりということがあっても、それにはまらないから農地の修復、修繕ができないということ。その辺をもう少し何か考えていただけないか、手立てはないのかということなんです。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 農地災の関係のご質問にお答えします。

おただしのとおりですね、災害復旧事業は、時間雨量20ミリ、1日80ミリというような規定がございまして、それで一定程度の被害が発生したらやりますよと、災害復旧事業に該当させますよというようなこととございまして。20年度もまったくそういった気象条件に当てはまる雨はございませんでした。19年度もなかったということで、今まで過去その2年連続災害がなかったという年はなかったんですけれども、19年度、20年度、2カ年連

続災害に該当しなかったということでございます。

ただ、現実的には農地が崩壊しました、水路が崩壊しましたというような形で地域整備課のほうに、そういった気象条件に当てはまらなくても、決壊したという報告はあがってまいります。そういった箇所が昨年も15、6箇所ございました。ただ、個人の農地に関しましては、災害復旧以外に、お救いできるような手法と申しますか、手立て、予算が、町の予算の中には計上されておられません。個人の財産というようなことの観点になるわけありますが、そういったものを直してあげられるような手段がないということで、今年も災害は年、年という形でいきますので、12月の段階で今年は災害とれなかったということで、災害の報告をあげてきたみなさんに関しましては、町のほうで今年は気象条件が、災害に当てはまるような気象条件がなかったということで、ご通知を申し上げました。それで、災害復旧と申しますか、そういった助成をもらっての復旧はできませんというような形で回答を差し上げたところでございます。

ただし、不特定多数のかたがご利用になる水路とか、農道とか、そういったところが崩壊した場合には、今、みどり委員会で、農地、水の事業をやっております。その中で災害枠というような形である程度予算を確保しております。緊急に復旧しないと作付けに支障ある、そういったところにつきましては、特別枠というような形で予算を配分して、作付けに支障のないような対応をしているということでございます。個人の農地に関しましては、そういったことができないのが実態でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第14号、平成20年度西会津町一般会計補正予算（第6次）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、平成20年度西会津町一般会計補正予算（第6次）は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。（16時05分）

平成21年第2回西会津町議会定例会会議録

平成21年3月12日(木)

開 議 10時00分

出席議員

1番	目黒	一	6番	渡部	昌	11番	長谷川	徳喜
2番	多賀	剛	7番	五十嵐	忠比古	12番	伊藤	勝
3番	青木	照夫	8番	武藤	道廣	13番	清野	邦夫
4番	荒海	清隆	9番	大沼	洋平	14番	清野	興一
5番	清野	佐一	10番	長谷沼	清吉			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	山口博續	会計管理者兼出納室長	長谷川文男
副町長	薄友喜	教育委員長	佐藤晃
総務税政課長	伊藤要一郎	教 育 長	長谷川隆夫
まちづくり政策室長	成田信幸	教 育 課 長	高橋謙一
町民情報課長	大竹 享	代表監査委員	廣瀬 涉
健康福祉課長	藤田潤一	農業委員会長	斎藤太喜男
経済振興課長	斎藤 久	農業委員会事務局長	斎藤 久
地域整備課長	杉原徳夫		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤健一	議会事務局主査	齋藤正利
--------	------	---------	------

平成21年第2回西会津町議会定例会議事日程表（第7号）

平成21年3月12日（木）午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第15号 | 平成20年度西会津町工業団地造成事業特別会計補正予算
（第1次） |
| 日程第2 | 議案第16号 | 平成20年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算
（第1次） |
| 日程第3 | 議案第17号 | 平成20年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算
（第3次） |
| 日程第4 | 議案第18号 | 平成20年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算
（第3次） |
| 日程第5 | 議案第19号 | 平成20年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算
（第2次） |
| 日程第6 | 議案第20号 | 平成20年度西会津町老人保健特別会計補正予算（第2次） |
| 日程第7 | 議案第21号 | 平成20年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1次） |
| 日程第8 | 議案第22号 | 平成20年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算
（第4次） |
| 日程第9 | 議案第23号 | 平成20年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第4次） |
| 日程第10 | 議案第24号 | 平成20年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算
（第3次） |
| 日程第11 | 議案第25号 | 平成20年度西会津町水道事業会計補正予算（第3次） |

散 会

（各常任委員会）

○議長 平成 21 年第 2 回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち諸報告をいたします。12 番、伊藤勝君から遅れる旨の届出がありましたので、ご報告いたします。14 番、清野興一君から遅れる旨の届出がありましたので、ご報告いたします。農業委員長から欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

日程第 1、議案第 15 号、平成 20 年度西会津町工業団地造成事業特別会計補正予算(第 1 次)を議題といたします。

本案についての説明を求めます。

経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 議案第 15 号、平成 20 年度西会津町工業団地造成事業特別会計補正予算(第 1 次)の調製について説明申し上げます。

はじめに、工場誘致の概要について申し上げます。雇用の場の確保と本町の活性化を図るため、県と全会津の市町村で組織している「会津地域産業活性化協議会」が首都圏などで開催する企業立地セミナーなどで工場団地分譲の情報などを発信してまいりましたが、現下の厳しい経済状況などから、企業の誘致にはいたりませんでしたことから、財産収入の減額措置等を計上したものであります。

それでは、歳入歳出予算の補正について申し上げます。予算書の 1 ページをご覧くださいと思います。

平成 20 年度西会津町の工業団地造成事業特別会計補正予算(第 1 次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,865 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

6 ページをご覧くださいと思います。歳入歳出予算の事項別明細書で説明申し上げます。6 ページであります。歳入、1 款財産収入の目 1 不動産受払い収入 8,867 万 4 千円全額を減額するものであります。

2 款繰越金の 1 項の目 1 前年度の繰越金 1 万 9 千円の追加計上であります。

歳入合計で 8,865 万 5 千円を減額し、歳入予算額を 2 万円とするものであります。

次に、7 ページをご覧ください。

歳出。

1 款事務費の 1 項の目 1 事務費、旅費、需要費、合せて 23 万 4 千円の減額であります。

2 款予備費の 1 項の目 1 予備費、8,842 万 1 千円を全額減額するものであります。

歳出合計で 8,865 万 5 千円を減額し、歳出予算額を 2 万円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行ないます。

13 番、清野邦夫君。

○清野邦夫 この原案に対してどうのこうのではありません。ちょっと確認したいんですが、この工業団地はもうすでに償却は終わっているわけですね。そのことが一つと。

それから、償却が終わっていて、それから現在の経済状況で売れるということはなかなか難しいというのもわかっています。その中で、償却が終わったものをいつまでも、要するに造成事業特別会計という欄ということで設けていなければならないのか、法的にどうなっているのか、例えば、売れたときだけ、町の財産ということでしょう、早くいえば、とらえ方は。工業団地そのものは町の財産だということでいいんじゃないの。それとも、ずっといつまでも工業団地特別会計ということで、町の財産だけれども持っていかなければならないのか、だから町の財産であれば、売れたときだけ売却ということで出せないのか。

そういうことをいうのは、要するに売れないのを、なかなか厳しいというのとはわかっているわけなので、それを毎回毎回特別会計であげたり、引っ込めたり、そういうめんどくさいことをやらなくてもいいのかと、簡単にいうとそういうことなんです。だから、もうすでに償還もしちゃったと、町の財産だという感覚で売れたときだけ予算措置を提案するというのもできるんじゃないかと、そこら辺も合わせて説明をお願いします。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 まず、造成にかかる償還金ではありますが、ちょっと年度は記憶薄れておりますが、16年度、いやもっとそれ以前かな、償還はすでに終わっておりますので、それによって直接的に財政を圧迫するというものではありませんので、まずご理解いただきたいと思います。

それから、特別会計のあり方ではありますが、これはあくまでも工業団地造成事業ということで、特別会計の条例もあるわけでありまして、やはり目的に沿った財産管理をすること、やっぱり一般会計の中ですることにはなじまないわけでありまして、やはりこれは販売してしまえば、この特別会計はなくなるわけでありまして、やはり工業団地として持っている以上、この工業団地の造成特別会計の中で管理をしていくというのが適切なやり方でありまして、ご理解願います。

○議長 11 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今回の工業団地の償還が終わった終わらないのはあなたのおっしゃるとおりで、やはり工業団地として企画したんですから、現在、本当に大変な時代でありまして、やはり売れる可能性は非常に少ないと思います。がしかし、やはり工場、また会社等が少ない我が町においては、やはりこれを何年先かわからないけれども、そのまま工業団地として、やはり活用すべきが本来の姿だと私は思います。

したがって、あそこに何区画、残っているか、それをひとつ確認したいと思います。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 今回の残数ではありますが、当初の計画では2区画ということになっているわけではありますが、面積としてはだいたい2万6,870平米ほどではありますが、できればまとめて買っていただくような企業にきていただければ一番よろしいわけですが、現下の状況では大変厳しい状況であるわけでありまして。

それで、工業団地の規制も大分幅が広くなりまして、いわゆる農産物加工場なんかも今

度は大丈夫だというようなことで幅が広くなりましたので、今後それらも含めて積極的に取り組んでいきたいと、こう考えております。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 工業団地といっても、今課長がいったとおり、農産物の加工場あたりもいいんだと、そういう説明がありました。私もそれはいいと思いますよ。ただもう一つ付け加えれば、年々高齢化が進んで、農業者の後継者がいなくなるわけですよ。したがっていずれは、今後の西会津は基幹産業は農業だって、もう町長はじめあなたがいつているんだから、今、昨日も説明あったけれども、個々の農家が何千万円もの農業機械を買って、採算が合わないんだと、そういうことからしても、これからやっぱり後継者が農業をするというその保証はないんだから、収入がないんだから。したがって、あなたがいつ加工場もいいし、これからやはり一戸一戸の農家が、例えば100万円の収入をあげるのに1,000万円かけて機械を導入したって、これはもう採算が取れないんですから、したがって、私は、やはり大規模とはいいませんよ、大規模ライスセンターうんぬんかんぬんいわないけれども、あそこは農協の斎場も協で譲渡したんですから、農業の、小規模でいいから、そういうひとつのあれを町独自でちょっと無理だと思えば、農協あたりとタイアップしてもいいから、いずれ将来の農業を考えた場合には、そういうそのライスセンターの小規模なものとか、農業センターみたいなものをつくって、これから個々の農家が大きな負担をして農機具を買うよりも、むしろ町単位、農協を主体としてもよろしいですから、そういう考えも視野に入れて考えていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 ご承知のように、平成17年度に一部いいで農協さんのほうにお売りしたわけですが、そのときに、農協さんにお問い合わせしたのは、やはり耶麻西部の農協の農産物加工等の拠点施設というふうな活用も検討してくれないかと、というような事務レベルでのお話をこう進めておりますので、一応、角度を広く考えまして、工場誘致、それから今おただしにありましたようなことも含めて、一生懸命これから前向きに検討していきたいと、こう考えております。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 だから17年度、農協に耶麻西部の拠点として活用してくださいと、そういう申し入れをしたと、そういう説明でしょう。それを、まさに農協というのは全国的な組織で、でかいんですから、もっと働きかけて、先ほど私が申し上げたように、今後の将来を考えた場合には、やはりあそこにひとつの農業センターみたいなものをつくって、そして大型トラクターだの、大型コンバインでも導入してやれば、1軒1軒そんなに借金して機械を買わなくてもいいんですよ、これみえてるんですから。そしてこのままいけば、農業後継者がいなくなりますよ。今、農業、人の請け負ってやっている人、その人たちをみると、70も超えた人もいるし、70近くになった人もいるし、すでに限界だと思いますよ。だから早急に、そういう施策も町の重大施策として、ぜひ取り組むべきだとも思います。どうですか。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 一応、おただしの趣旨も含めて、幅広い角度から検討してまいりたいと

こう考えております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 15 号、平成 20 年度西会津町工業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号、平成 20 年度西会津町工業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 16 号、平成 20 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第 1 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長　議案第 16 号、平成 20 年度 西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第 1 次）の調製について説明申し上げます。

はじめに、今次補正の概要について申し上げます。分譲推進につきましては、新聞・雑誌などへの広告をはじめとして、「ふるさと暮らし情報センター」や首都圏での物産展などでチラシを配布するなど、販売の促進に努めてまいりましたが、本年度は販売までに結びつかず販売実績はゼロでありました。

したがって、歳入では、当初では 3 区画の分譲予定をしておりましたことから、財産売払い収入を減額するとともに、歳出では、一般会計への繰り出し金や関係する経費等を減額措置としたものであります。

それでは、歳入歳出予算の補正について説明申し上げます。予算書の 1 ページをご覧くださいと思います。

平成 20 年度、西会津町の住宅団地造成事業特別会計補正予算、第 1 次は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,923 万 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 64 万 9 千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、内容については事項別明細で申し上げますので、6 ページをお開きいただきたいと思います。それでは説明申し上げます。

歳入。

2 款財産収入の 2 項 1 目不動産受払い収入は、本年度は販売実績がなかったことから、

1,970万9千円を全額減額するものであります。

3款繰越金1項の目1は、前年度繰越金47万2千円を追加計上するものであります。

4款諸収入の1項の1目雑入、これはさゆりが丘団地街灯の電気料についての居住者負担分あり、1千円を増額計上するものであります。

次に、7ページをご覧いただきたいと思えます。

歳出。

1款事業費、1項の目1住宅団地分譲事業費は、8節で報償費152万1千円、11節で修繕料105万1千円、12節で役務費117万円5千円、28節で一般会計への繰出金1,500万円など合せて、1,923万6千円を減額するものであります。

以上、歳入、歳出それぞれ合計で、1,923万6千円を減額し、64万9千円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行ないます。

11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今、担当課長から説明がありましたその中身ですか、これ聞いてとりますと、今年は売れなかったと、そういう説明がありましたね。売れなかっただけではこれ困るんですよ。やはり売ろうとする努力はどのようにされたか、あるいは償還終わったとか、終わらないとかそういう問題ではないの。あれは借金して造成したんだから、当然あれは完売しなければだめでしょう。そういうことであたがたはどんな努力をなされたか。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 取り組むにつきましては、いわゆる一般質問の中で12番、伊藤勝議員のおただしにもお答えしたところでありますが、やはり抜本的な対策を立てないと、なかなか今の厳しい経済情勢でありますので、なかなか難しいという実態があるわけでありまして、そうした状況において、いわゆる専門家である大手ハウスメーカーの専門家のかたにアドバイスをいただきたいということで、連携を図るという当然兼ね合いもあるわけでありまして、それでいろんな抜本対策を打てないかということで、指導をあおいだわけでありまして、具体的には、やはりこの経済情勢、なかなかちょっとくらいの値下げをただけでは難しいだろうと、大幅な値下げをしないかぎり、なかなか販売には結びつかないだろうという話がありました。ただこの場合には、既存との、購入者との兼ね合いもありますので、地方自治体としては、実際そういう対策はまた難しいだろうなど。

あともう一つの方法としては、住宅を建てて、建売住宅で売るとい方法もあるわけでありまして、これも地方自治体としてはなかなか取り組むことは難しいという話でありました。

いずれにしても、今の経済情勢からして、民間でも大変苦勞している状況でありますので、なかなか難しいというのが本音であり、実態であるというお話であります。いずれ今後においても、大手ハウスメーカーと連携を図りながら、さらには抜本的な対策を講じながら、真剣に取り組んでいかなければならないとこう考えておりますので、ご理解願います。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　今課長がいったとおり、値下げは当然無理でと、私はそう思いますよ。と申しますのは、先に買った人は、あそこ多少のばらつきがあっても、700万円前後で買ったでしょう。今、それを300万円とか500万円にする、これできないですよ。前に買った人はどうなるんですか、そういうことから考えてもこれは私もできない。

それで、ハウスメーカーというけれども、他力本願ではだめなのよ。やはり町の施策でやったんだから、例えば、私が、私がというと町長あまりいい顔しないからね、やはりあれを完売する一つ的手段方法としましては、あそこに住んでらっしゃるかた、よそから来ているかたもかなり大勢いらっしゃるわけ、そういうことを考えたら、人間、生まれてきたら死ぬんですから、そういう共営墓地みたいなものは西会津はないんですよ。それらもつくってあれすれば、また入所者の考えも違ってくると思いますよ。

それで、あなたがた、さっきいったようにハウスメーカーうんぬんといったけれども、努力しなさいよ。2、3日前だと思うんですけども、ちょっとテレビ見ていたら、家賃12万円で貸している人が、いられないと出て行つたと、それで困つたなところ思っていたときに、いろいろ考えて、アイデアと申しますか、1戸に1世帯ではなくて、ある程度の面積があれば、マンションでも同じですけども、そこに2所帯とか3所帯入りまして、部屋別にしまして、そして炊事場と申しますか、台所とか、そういうトイレとか共有すると、そしたらすぐ希望があつて入所したと、しかも以前は12万円だったけれども、何世帯か、2世帯、3世帯入つたために、家賃も上乘せになって上がつていったと、こういうのがアイデア。あなたがたエリートでしょう。エリートで抜擢されて町の職員になつたんですから、そのくらいの考えの出る人はいないんですか、あなたがた、努力ですよ、アイデア。そうでしょう、そういうことを考えた場合には、ハウスメーカーとなつて言つたっけ、そんな他力本願ではだめ。エジソンだつていったでしょう、有名な言葉あるんですよ。あなたすぐよそいくつてあなたいわないけれども、才能は1だ、99が努力だつていつているんですよ。だいたいあなたがた努力が足りない。もっとみんなで英知を結集して、そしてその町政に取り組んでもらわないと困ると思う。以上。

○議長　3番、青木照夫君。

○青木照夫　今、工業団地と同様に売れないという原因ということ、今、抜本的に努力されているというお話も聞かせていただいたんですけども、私は二つ問題点があると思います。

一つは、買う側のニーズにどれだけ応えられているかということは、一つ目は方位方角ということを結構気にしていらっしゃる、売れていないのは北側のほうが売れていないわけですね。ですから、もし抜本的な解決を探るとしたら、区画は減るかもしれないけれども、例えばそれを斜め向きに建てるとか、北向きを避けるような方法とかもあるんじゃないかと思います。だいたい買われるかたは、北というのだいたい嫌うんですね。そういうお客様のニーズというのはとらえてらっしゃるのか。

またもう一つは、今現在住んでいらっしゃるかた、3分の1は地元のかたがいらっしゃるようですけども、そのほかのかたは他県のかたがいらっしゃるわけですけども、今まで住んでいるんだけど、じゃあ役場の職員のかたに、例えば冬、みなさんどうしていらっしゃいますか、不都合ありませんか、問題ありませんかという言葉があまりないと、

かけられないと、何をいいたいかといいますと、今は口コミが大切じゃないかと思います。私は西会津町に住んで大変よかったと、みなさん大変親切だと、だから友達、また親しい友達にもそういう中で住まれるかたもいらっしゃると思います。その2点についてのお考えを伺いたいと思います。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 おただしにお答えいたしますが、今までもその販売条件の見直し等、過去にも行なってきたわけでありまして、当初については、あくまでも宅地として1区画販売ということであったわけでありまして、それもやはり見直しをしまして、いわゆる別荘、社宅、当然共同住宅もその中には入るのかなと思いますが、すべてそういうものも大丈夫ですよと、そしてなおかつ庭が広く欲しいというかたがいらっしゃったものですから、それは1区画ということではなくて、2区画、複数区画でも当然購入できますよというふうに見直しをして、なお購入してから建てる年数は、ちょっと資料をおいてきてしまったんですが、当初は5年ほどだったんですが、それも年数を長くしまして、いろんな条件の見直しをしてきたわけでありまして。

やはり今までのお話の中で、価格的にはほとんど問題はないという見学者のお話であったわけでありまして、なにぶんやはり今の経済情勢、それからその他の要因もあるのかなとこう思います。とにかくそういうことで、いろんな見直しをしてきておるわけでありまして、今後とも、さらに、やはりなんだかんだいっても専門家のアドバイスを得るのが一番適切ではないかなというふうに考えておりますので、今後、やはり政策的に抜本的な対策を講じる必要があるだろうという認識には立っておるわけでありまして、それらを含めて、今後、販売に結びつくような対策を講じていきたいと。

それから、いわゆるコミュニケーションというお話がありましたけれども、さゆりが丘団地で今まで課題でありました集会所も、国庫補助事業を導入しまして、あそこに集会所もできましたし、当然、自治区組織も結成されておりますので、その辺のコミュニケーションは、その組織内で十分図られているだろうというふうに認識をしているところでありますので、ご理解願います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第16号、平成20年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、平成20年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第17号、平成20年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第3

次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

地域整備課長、杉原徳夫君。

- 地域整備課長 議案第17号、平成20年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第3次)の調製について説明申し上げます。

今次の補正につきましては、年度の終盤を迎え、所要額の調整を図るものであります。それでは予算書をご覧いただきたいと思えます。

平成20年度西会津町の下水道施設事業特別会計補正予算(第3次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,134万7千円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。詳細につきましては、事項別明細書にて説明をさせていただきます。

6ページをご覧いただきたいと思えます。

まず歳入でございます。

4款財産収入、1項1目利子及び配当金2万円の増額です。これは排水設備工事費貸付基金利子が確定したことに伴う増額でございます。

7ページをご覧いただきたいと思えます。

歳出です。

1款総務費、1項1目一般管理費57万9千円の増額です。光熱水費、具体的には電気料及び汚泥処理手数料に不足が生じたことから、それぞれ所要額を追加いたしました。修繕料及び浄化センター管理委託料は確定による減額でございます。

2款施設整備費、1項1目下水道施設費ですが、総額に補正はありませんが、委託料の残額13万4千円を工事請負費に振り向ける補正でございます。

3款公債費、1項2目の利子ですが、22万2千円の減額です。地方債償還利子が確定したことによる減額でございます。

8ページをご覧ください。

4款予備費、1項1目予備費33万7千円の減額です。新たに必要となった財源につきましては、予備費より充当させていただきました。

これもちまして、説明を終わりますが、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

- 議長 これから質疑を行ないます。

10番、長谷沼清吉君。

- 長谷沼清吉 この予算を編成するときと、今これで終わるわけでありましたが、加入戸数はどのような推移、変化がありますか。それは、この予算を立てたときの目標とした数との差といいますか、それはどのようになっておりますか。

- 議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 公共下水の加入状況のおただしにお答えいたします。

19年の12月の段階で、利用させていただいて、料金が発生している件数でございますが、445件でございます。20年12月の時点では481件でございます、36件ほど増えているということでございます。人口割の接続率というようなことで、整備済みの人口が2,039人、それに対しまして、加入人口が1,145人ということで、現在のこの時点での加入率は56.2%といった状況でございます。

36件という数値につきましては、だいたいここ数年、30件程度の増加というようなことでございまして、なるべく56%という加入率でございますので、もっともっと高めていかなければならないという状況ではあります、だいたい想定した加入が望めたということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第17号、平成20年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第3次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、平成20年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第3次)は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第18号、平成20年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第3次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 議案第18号、平成20年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第3次)の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、本年4月から野尻地区処理施設の供用を開始するにあたっての必要費用を計上したほか、年度の終盤を向かえ所要額の調整を図るものでございます。それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成20年度西会津町の農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第3次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,048万4千円とする。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条地方債の補正は、「第2表地方債補正」による。詳細につきましては、事項別明細書にて説明をさせていただきます。7ページをご覧くださいと思います。

まず歳入でございます。

8款町債、1項1目下水道事業債ですが10万円の減額です。これは、町単独事業費が減額となったことに伴うものでございます。

8ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費ですが、113万2千円の追加です。野尻地区処理施設を4月から稼働させることに備えて、管路点検・清掃を実施するための費用として、賃金44万8千円、機械器具借上料30万円を追加させていただきました。また、処理施設電気料、汚泥処理等の手数料につきましては、不足の見通しとなり所要額を追加計上いたしました。なお、管理委託料については不要額の削減であります。

2款施設整備費、1項1目農業集落排水処理事業費16万6千円の減額です。委託料、工事請負費、補償費等は工事費用が確定したことに伴う減額であり、需用費につきましては、補助対象委託料が減となったことに伴い増額したものでございます。

3款公債費、1項2目利子68万円の減額です。地方債償還利子が確定したことによる補正でございます。

4款予備費、1項1目予備費38万6千円の減額です。補正により不足する財源につきましては予備費から充当させていただきました。

4ページに戻ります。第2表地方債補正につきまして説明させていただきます。変更でございます。

下水道事業費の限度額9,100万円を9,090万円に10万円減額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じです。

以上で説明を終わりますが、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行ないます。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第18号、平成20年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第3次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、平成20年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第3次)は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 19 号、平成 20 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 2 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 議案第 19 号、平成 20 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 2 次）の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、本特別会計につきましても、年度末を迎え所要額の調整を図るものでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思えます。

平成 20 年度西会津町の個別排水処理事業特別会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 10 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,777 万 2 千円とする。第 2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第 2 条地方債の補正は「第 2 表地方債補正」による。詳細につきましては、事項別明細書にて説明をさせていただきます。7 ページをご覧いただきたいと思えます。

まず歳入でございます。

3 款県支出金、1 項 1 目個別排水処理事業費県補助金 5 千円の減額です。県補助金確定による減額でございます。

7 款町債、1 項 1 目下水道事業債 10 万円の減額です。個別排水処理施設工事費確定に伴う減額です。

8 ページをご覧ください。

歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 37 万 3 千円の増額です。光熱水費及び汚泥処理手数料に不足をきたしたところから追加するものでございます。

2 款施設整備費、1 項 1 目個別排水処理施設費 8 万 1 千円の減額です。事業費の確定により不要額を削減しました。

3 款公債費、1 項 2 目利子 7 万 5 千円の減額です。地方債利子額が確定したことに伴う減額です。

4 款予備費、1 項 1 目予備費 32 万 2 千円の減額です。予算の増額等に伴い不足する財源につきましては予備費より充当させていただきました。

4 ページに戻ります。第 2 表地方債補正でございます。変更でございます。

下水道事業費の限度額を 930 万円から 920 万円に 10 万円減額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございます。

これもちまして、説明を終わりますが、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行ないます。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 19 号、平成 20 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 2 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号、平成 20 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 2 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 20 号、平成 20 年度西会津町老人保健特別会計補正予算（第 2 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長　議案第 20 号、平成 20 年度西会津町老人保健特別会計補正予算（第 2 次）についてご説明いたします。

老人保健医療制度が平成 19 年で終了したことによりまして、今次の補正は平成 20 年 3 月、1 カ月分の医療給付費と過誤調整分を精査し調整したものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 20 年度西会津町の老人保健特別会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,485 万 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9,113 万 7 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、6 ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入であります。

1 款支払基金交付金、1 項 1 目医療費交付金 655 万 6 千円の減額であります。確定によるものであります。2 目審査支払手数料交付金 3 万 3 千円の減額であります。

2 款国庫支出金、1 項 1 目医療費負担金 559 万 9 千円の減額であります。これも確定によるものであります。

3 款県支出金、1 項 1 目県負担金 140 万 1 千円の減額であります。確定によるものであ

ります。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 140 万 1 千円。これも確定による繰入金の減であります。

6 款諸収入、2 項 1 目町預金利子 7 万 1 千円の増であります。6 款諸収入、3 項 2 目返納金 6 万 5 千円の増であります。これは医療機関からの返納金でございます。

続きまして 8 ページ、歳出であります。

1 款医療諸費、1 項 1 目医療給付費 1,402 万 2 千円の減額であります。見込みによる減額であります。2 目医療費支給費 88 万 1 千円の減額であります。これは補装具や高額療養費の見込みによる減額であります。3 目診査支払手数料 3 万 3 千円の減額であります。

2 款諸支出金、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金 8 万 2 千円、一般会計からの繰出金であります。預金利子の追加であります。

以上で説明を終わりますが、原案のとおりよろしくご議決くださいますようお願いいたします。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 20 号、平成 20 年度西会津町老人保健特別会計補正予算（第 2 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号、平成 20 年度西会津町老人保健特別会計補正予算（第 2 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 21 号、平成 20 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 議案第 21 号、平成 20 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）についてご説明申し上げます。

75 歳以上を対象とした後期高齢者医療制度は、今年度から施行されたため、当初予算編成の際は、保険者である県の広域連合が積算した医療費や保険料の提示により編成したところではありますが、今次の補正は最終であることから、これまでの実績と今後の必要額を精査し調整したところでもあります。

そのうち、保険料につきましては 6 月の本算定で減額となった分と、そして 8 月に行なわれました国の特別対策により、保険料の軽減の拡大が図られたため、当初見込んだ保険料

は大きく減額となる見込みであります。

この8月の特別対策の該当者であります。被保険者数2,003人のうち、7割軽減から8割5分軽減になったかたが707人、また所得割軽減に該当したかたは93人、合計800人のかたが対象となりました。なお、特別対策による減額分は国が保険者である広域連合へ補てんすることになっております。

それでは、予算書をご覧ください。

平成20年度、西会津町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,335万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億412万7千円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、6ページの事項別明細書をご覧くださいと思います。

まず歳入であります。1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料1,065万8千円の減額であります。2目普通徴収保険料913万9千円の減額であります。先ほど述べました特別対策等による大きな減額であります。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金25万7千円の追加であります。2目保険基盤安定繰入金426万1千円の増であります。これは2割、5割、7割の軽減の部分についての保険基盤安定繰入金であります。3目特定健康診査事業繰入金76万6千円の減額であります。なお、この特定健康診査、75歳以上の診査でございますが、町は個人負担分700円をすべて負担しており、被保険者からは負担金をとっておりません。つまり無料ということの内容でございます。

3款諸収入、2項1目町預金利子1千円の追加であります。3款諸収入、3項受託事業収入、1目特定健康診査受託事業収入142万7千円の減額であります。これは健康診査にかかる広域連合からの収入の減であります。3款諸収入、4項1目雑入43万4千円の増であります。特別対策事業補助金ということでございまして、健康増進事業等に使ってくださいということできた補助金であります。

4款国庫支出金、1項国庫補助金、1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金368万円の増であります。これは21年度の保険料を軽減することに対するいろいろなシステム改修がございまして、それに対する補助金でございます。

次に8ページ歳出をご覧くださいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費393万6千円の追加でございます。先ほど申し上げましたシステム改修の委託料の追加等でございます。2項徴収費、1目徴収費20万2千円の追加でございます。通信運搬費等の追加でございます。

2款保険事業費、1項保険事業費、1目保険事業費135万円の減額でございます。これは75歳以上の特定健康診査委託料の減額でございますけれども、本町の平成20年度の75歳以上のかたがたの受診率は37%でございました。なお、福島県平均の受診率は15.4%でございまして、2倍半強の受診率でございました。

3 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 1,637 万 7 千円の減額でございますが、この内容は保険料の減額、保険基盤安定分の増、健診検査の減額等を合わせまして 1,637 万 7 千円の減額となっております。

4 款諸支出金、1 項繰出金、1 目一般会計繰出金 23 万 2 千円。これは先ほど申し上げました補助金から 23 万 2 千円を一般会計に繰り出しまして、長寿健康増進事業のために敬老会やスポーツ大会、水泳教室等に支出したものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただき原案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　1,637 万 7 千円の減額ということでございますが、これは見込みとの差ということではありますが、もっとこの要因というものを詳しく説明してほしいなと思っているわけではありますが、この制度始まってからの、いわゆる 75 歳以上の医療費が、この後期医療制度の前の医療費とはどういう差が出てきているのかな、というあたりがこの制度のポイントだと思いますので、もっと減額の要因を説明していただきたいと思います。

○議長　健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長　今回の補正予算の減額の主な要因でございますが、先ほど申し上げましたように、当初見込んでいた法律によります保険料、これが当初 7,700 万程度見込んでいたわけです。それが、6 月の本算定、この所得によってここで減額、さらに先ほど申し上げました 8 月の国の特別対策、7 割軽減を 8 割 5 分にしたと。それから所得割を 2 分の 1 にしたと。このようなことから、保険料が 1,979 万 7 千円下がったと。これが一番大きな本予算の積算の大きな要因でございます。

そして、医療費であります。これはまだはっきり出ませんが、今、中間の経過でございますと、福島県の全体の医療費が老人保健のときに比べて下がっており。それから、西会津町も、途中でありますが、老人保健制度のときよりも医療費が下がっていると、こういう状況でございます。

○議長　10 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　県全体でこれ一つの保険ですから、例えば福島、郡山のような都市部の対象の人たちと、西会津のようなこういう中山間地の医療の環境の悪いところも同じ扱いでなされているわけではありますが、そういう点で、この制度のできる前とできた後の町内の、西会津に住んでいるかたがたの、対象となるかたがたの医療費等にはどのような差があるか、もう一回お尋ねします。

○議長　健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長　前と現在の町内の 75 歳以上のかたがたの医療費ですが、今ちょっと具体的な数字はもってきませんけれども、先日調査したところ、先ほど申し上げましたように、老人保健制度の平成 19 年度よりも、後期高齢者医療制度になったときのほうが医療費が下がったという傾向でございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 21 号、平成 20 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号、平成 20 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 次)は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 22 号、平成 20 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 議案第 22 号、平成 20 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 次)について、ご説明申し上げます。

今次補正予算は、年度の最終補正予算となることから、歳入歳出ともこれまでの実績と年度末の所要額を精査し、調整したところであります。はじめに、事業勘定でありますが、主な内容としては、歳入では国民健康保険税や一般会計繰入金などを見込みにより減額したところであります。歳出では、退職被保険者にかかる療養給付費と一般被保険者にかかる高額療養費の追加や共同事業拠出金額確定による減額などであります。なお、国・県・支払基金の歳入について交付額が確定したため、歳出の中で補正額はありませんが、財源の移動を行なった項目が何項目かありますのでご了承いただきたいと思います。

次に、診療施設勘定でありますが、主な内容は、歳入においては、これまでの実績から外来診療収入の減額を調整したところであります。歳出では人件費の減額と医薬品の追加などが主なものであります。

なお、人件費の減額につきましては 1 名の増員を見込んでおりました医師分でありますが、これまで、医師確保のため全国自治体病院協議会や全国国保施設診療協議会に出向き、相談やお願いをしてきたところであります。その結果昨年の 11 月、医師を紹介していただき、何度も話し合いをしてきました。また、実際に西会津までおいでいただきました。そして、診療所等の施設もご覧になっていられました。しかし、結果的には不調に終わりましたことから今次、医師の人件費について減額するものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 20 年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算(第 4 次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,461 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 9,077 万 6 千円とする。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出 1,860 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出そ

れぞれ4億2,841万4千円とする。第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の補正は「第2表地方債の補正」による。

それでは、9ページをご覧いただきたいと思います。事項別明細書で説明させていただきます。

まず歳入であります。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税795万4千円の減額であります。2目退職被保険者等国民健康保険税166万9千円の増であります。これは、国保から社保、社保から国保等の異動によるものであります。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金43万円の増であります。3目特定健康診査等負担金14万4千円の増であります。どちらも確定によるものであります。3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金114万2千円の減額であります。なお、この減額の理由であります。新郷、それから奥川のへき地診療所の運営分65万8千円については、国の財政調整交付金で入ってきますが、レセプト点検や、医療費通知等の部分については、今度国から県の財政調整基金のほうへ移動したということで、今回減額になるものでございます。2目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金25万円の増であります。システム改修の補助金でございまして、現在、70歳から74歳までのかたは高齢受給者ということでございますけれども、基本的には自己負担が2割でございます。しかし、20年度は特別対策によりまして、2割の自己負担金を1割にしているところでございます。これが、来年度21年度も引き続くということでございまして、これに対するシステム改修の補助金でございます。

次、10ページであります。

4款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金271万円の減額であります。確定によるものであります。

6款支出金、1項2目特定健康診査等負担金14万4千円の増であります。確定によるものであります。6款県支出金、1項1目県財政調整交付金373万7千円の増であります。これも確定によるものであります。これには、先ほど申し上げました医療費通知、レセプト点検等の特別調整交付金の分も今度は含まれるようになりました。

7款共同事業交付金、1項1目高額医療費共同事業交付金65万円の増であります。それから2目保険財政共同安定化事業交付金334万4千円の増であります。どちらも高額療養費に対する交付金でございまして、これは確定によるものでございます。

8款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金56万8千円の増であります。支払い準備基金の利子の増でございます。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1,374万1千円の減額でございます。主な内容につきましては、保険基盤安定繰入金保険税軽減分、いわゆる2割、5割、7割の軽減分が702万8千円の減額、それから保険者支援分499万2千円の減額でございます。

続きまして12ページの歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費29万7千円の追加でございます。システム改修の委託料追加等が主なものでございます。1款総務費、2項徴税費、1目賦課徴収費6万5千円の追加であります。帳票等一括作成業務委託料の追加でございます。3項運営協議会費、1目運営協議会費19万5千円の減額であります。運営協議会にかかる旅費、需用費等の減額でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、補正額はございません。財源の組み替えでございます。2目退職被保険者等療養給付費292万5千円の追加でございます。見込みによる追加であります。3目一般被保険者療養費8万1千円の追加でございます。4目退職被保険者等療養費、財源の組み替えでございます。2款2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費789万円の追加でございます。見込みによる追加でございます。2目退職被保険者等高額療養費409万4千円の減額でございます。これにつきましても見込みによる減額でございます。3項移送費、1目一般被保険者移送費、次の14ページの2目退職被保険者等移送費、これにつきましても補正額ございません。財源の組み替えでございます。

なお次の3款後期高齢者支援金等、それから5款の老人保健拠出金等、それから6款介護納付金までにつきましては、補正額はございませんが、財源の組み替えによる補正でございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたが、歳入歳出において、国、県、そして支払い基金からそれぞれ目的の財源が入ってきます。その額が今次確定したため、それによりまして目的別に財源を振り分けたということでございます。

次、7款共同事業拠出金、1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金342万7千円の減額でございます。これは確定でございます。2目保険財政共同安定化事業拠出金1,770万1千円、これについても減額でございますが、確定によるものでございます。なおこの二つにつきましては、今後それぞれ高額療養費にかかる拠出金でございます。

8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費123万7千円の減額でございます。主なものは委託料でございます。特定健康診査委託料の減113万円等でございます。なお、平成20年度の特定健診、はじめての事業であったわけでありましたが、40歳から74歳までの国保の被保険者の受診でございました。その受診率でございますが、本町の受診率は75.9%ということでございます。県はまだ発表しておりませんが、全国は今のところ受診率が28.8%と、非常に低い受診率になっておるようでございます。8款保健事業費、2項保健事業費、2目疾病予防費18万8千円の減額でございます。主なものは実習材料費の減9万円等でございます。

次に16ページの10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金31万5千円の追加であります。国庫支出金精算返還金等の追加でございます。2項繰出金、1目診療施設勘定繰出金65万8千円の追加であります。これは新郷、奥川の診療所分の運営費の国からのお金を繰り出すものであります。

次に19ページをご覧いただきたいと思っております。診療施設勘定でございます。

まず歳入でございますが、1款診療収入、1項外来収入、2目社会保険診療報酬収入87万4千円の減額。3目老人保健診療報酬収入58万8千円の追加。4目後期高齢者医療診療

収入 2,224 万 7 千円の減額。6 目その他診療報酬収入 88 万 4 千円の減額でございますが、これは当初予算から見込んでおりましたものが、これまでの推移から今後の予測をしまして、合計で 2,341 万 7 千円の減額ということでございまして、これにはドクター 1 人の確保を当初予算であげまして、その分の診療報酬まで見込んでいたわけです。その分の減額と、それから診療所につきましては、最近、西会津診療所、それから奥川診療所、新郷診療所については、昨年の診療収入から伸びをみせておりますが、群岡診療所については若干の減額となっているというような状況でございます。

1 款診療収入、2 項その他の診療収入、1 目諸検査等収入 173 万 2 千円の減額。この減額の理由は主にインフルエンザの接種であります。去年は町内の開業医のかたがインフルエンザの接種をしなかったということで、みんな診療所に集まったわけですが、今年が開業医のかたがインフルエンザの予防接種もやったということなどが主な理由であります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 679 万円の増であります。2 項事業勘定繰入金、1 目事業勘定繰入金 65 万 8 千円の増額であります。これは先ほど申し上げました新郷、奥川診療所分の繰入金であります。

次に 20 ページ、7 款 1 項町債、1 目過疎対策事業債 90 万円の減額でございます。これは西会津診療所に設置しました光源装置付き内視鏡の額が決定したことによるものでございます。

次に 21 ページ、歳出でございます。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費 1,994 万 6 千円の減額でございます。この減額の内容につきましては、先ほど申し上げましたが、見込んでいた医師 1 人の人件費等の減額でございます。2 目連合会負担金 3 万 2 千円の減額でございます。

続きまして 22 ページ、2 項研究研修費、1 目研究研修費 65 万 1 千円の減額でございます。これは先生がたの研究研修かかるものをあげておりましたが、不要減となったものであります。

2 款医業費、1 項医業費、1 目医療用機械器具費等 191 万 8 千円の減額であります。これは医療用機器の保守管理料の委託料、あるいは機器使用料の減 150 万等が大きなものでありまして、この 150 万の大きな原因は、在宅酸素濃縮機、これの不要減というものが一番大きな理由であります。次に 2 目医療用消耗機材費 1 万 7 千円の減。手数料等の減です。3 目医薬品衛生材料費 949 万 3 千円の追加、医薬品の追加でございます。

4 款公債費、1 項 2 目利子 30 万円の減額でございます。地方債償還利子の減額でございます。

5 款予備費、1 項 1 目予備費 523 万円の減額といたしました。

次に 6 ページに戻っていただきたいと思っております。

第 2 表、地方債の補正でございます。変更でございまして、過疎対策事業費でありまして、これも先ほどご説明申し上げました西会津診療所の電子内視鏡光源装置一式の購入額が確定したことから、これまで限度額を 890 万円にしていたものを、補正後に 800 万円に限度額を減額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

以上でご説明を終わりますが、よろしくご審議をいただき、原案のとおりご議決ください。

いますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長　これから質疑を行ないます。

12番、伊藤勝君。

○伊藤勝　1点だけ、事業の中で、今年からはじめて取り入れた、特定健康診査の事業について、これはメタボリックシンドローム、メタボ、これについて国では、それぞれの一つの基準を設けながら、腹のまわりがどれくらいだとか、そういう具体的な基準を設けて、一斉に健康診断しなさいとこうなったわけです。それは、町では75.9%と高い受診率であったということではありますが、ただ、問題はこの健康診査を行なったからいいということだけで終わってしまうのか、このあといろいろ一つの基準に該当されて、指導されると、こういうこともあったはずなんです、その後、具体的に町とはしては、この健診が終わったあとの措置はどのようにこの事業にいかされているのか。このことについては、どういうふうにこの事業の最終的な目標、到達するにはなにがこの事業に必要なのか、このことについて詳しく説明していただきたいと。

○議長　健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長　平成20年度から基本健診から特定健診という名称に変わりました、特にメタボリックシンドロームに焦点をあてて健診を開始をしたところであります。それで、腹回りが男性が85センチ、女性は90センチ以上のかたが予備軍ということになったわけでございます。

そこで、本町といたしましては、その結果、一つは糖尿病対策ためにヘルスアップ教室と申し上げておりますが、そのかたがたたちに通知を出しまして、希望者に3班に分けて、特に公民館等を中心に希望者がその教室に入ってまいりました。1教室で約15人から20人、月に2回ほど半年間、現在もやっております。それで、保健士、栄養士、運動指導士等が入りまして、栄養の指導、それから運動の指導、そしてその1カ月間の行動のカリキュラム、これをつくりまして、現在実施しているところでございます。その結果は、みなさん腹回りが減ってきた、体重が減った、血糖値が少しずつ減ってきたというような確かな実績が出ているところであります。

それからもう一つは、管理栄養士が笑味の会と称してやっていますけれども、食事に関する指導、これも月1回程度、対象者をきていただいて指導してと、こういう保健指導をしているのが今のところ主なものであります。

○議長　12番、伊藤勝君。

○伊藤勝　具体的な取り組み方は分かりましたが、数字でいえば75.9%というのは、対象者が何名であって75.9%だと、そのうちの指導とこういわれるかたが、この受診者のうちの何%くらいが、いわゆる今課長がいわれたような対応に当たっていただきたいと、こういうふうに通知を出したのか、その点については具体的にはどうでありましたか。

○議長　健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長　今回の特定健診の対象者は2,088人にたったわけでありまして。そのうち受診したかたが1,583人で75.9%ということになります。なおその具体的に要指導があったかた、例えば血糖値が高い、あるいは腹回りが大きい、その人数については、今ちょっと資料を持ってきませんでしたので、なおあとでご説明を申し上げたいというふうに思

います。よろしくお願ひします。

○伊藤勝 後でというのはいつのことを指すのか、後でというのは。

○議長 現在がないから。

○伊藤勝 後でというのは議会終わってしまったって後で。

○健康福祉課長 今日中にご説明申し上げます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 今度は最終補正だと思いますが、事業勘定、あるいは施設勘定合わせて15億からのぼる、超えるお金でございますが、国保会計というのはこれで20年度終わりを迎えるにあたってどうなんでしょう。永続できそうな状況にあるのでしょうか。ということは、国県の補助金負担金、それから差し引いて診療報酬等で、目的税としてやっているお金で、国保税もかなり重要な財源になっておりますが、今次補正をみると628万5千円の減額ですが、この減額の理由、そして税の徴収率はどの程度になっているか、そういうことで、西会津町の被保険者の負担している税というのは、福島県内でどの程度になっているのか、高いのか安いのか、それはサービスにもよりますから一概に高い安いとはいえないとは思いますが、今度、21年度は中学生、中学生というと語弊があるから、15歳まで無料にすると国保もね、そういうことに議決したわけですから、そのことによって300万円から400万円さらに増えるわけですね。そういうことによって、国保事業そのものがだいたいみれるんじゃないかと思うんですが、そういう点では見通しはどうかということ。

それともう一つは、事業勘定のほうで、共同事業拠出金、これ2,100万円からの減額ですが、これはどういう理由によって減額になったのかと、そのことだけをお尋ねしておきたいと思ひます。以上です。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 今度の補正で国民健康保険税の減額の要因でございますけれども、まず減ったのは一般被保険者の国民健康保険税、逆に退職者の退職被保険者については、逆に若干増えております。その減った大きな要因でございますけれども、一般被保険者数の減ということでありまして、具体的にはその死亡、あるいは転出、それから一般被保険者から退職被保険者への振替というようなことで、いわゆる資格異動に伴う国保税の減ということでございます。

それから、平成20年度の収納率でございますけれども、2月の28日現在で申し上げますと、85.72%でございます。3月1日が休みでしたので、3月2日に6期分が入ってきておりますので、現時点ではこれよりもっと収納率は上がっているということでございます。

それから、国保税の県内での位置ですか、それについては、そういうデータがちょっとございませんので、西会津町がどの位置にあるのかというのはお答えしかねますので、ご了承いただきたいと思ひます。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 まず最初に、来年度からはじまる15歳までの医療費の影響でございますが、この医療費を3百数十万円見込んでおりますけれども、国保の被保険者については、これについては、一般会計から繰り入れするというところでございまして、その財源はすべ

て一般会計の繰入金でございます。

それから、共同事業の関係でございますが、高額医療に関する財源でございますが、歳入と歳出がございまして、まず歳入では、7款に高額医療費共同事業交付金、それから保険財政共同安定事業化事業交付金ということでございまして、今次補正では増額となっております。1目の高額医療費共同事業交付金につきましては、高額療養費が30万円から79万9千円ですか、80万円未満のかたの件数、対象額、これによって算出します。それから2目の保険財政共同安定事業化事業につきましては、80万円以上の高額療養費にいくらかかったかというようなことを算定して、連合会のほうではじき出すわけです。

今次、歳入では増額で入ってくるということでございまして、歳出のほうは直近1年間の分の状況をみて、交付金として保険者に支出していただくと。逆に歳出のほうでございまして、これは7款であります、2,111万2,800円、これが減額になっているということでございまして、これは町の保険者から連合会のほうに出すわけですが、これは1年ではなくて、歳出のほうは2年前の額、これによって連合会で算出して額を示してくるということで、1年のずれがあるわけです。そういうことから、歳出歳入の額が違ってくると、こういう状況でございまして、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 国保税の収納率が、期間がきていない段階でいうのもなんですけれども、86%程度ということは、その3月2日、あるいは1日、これを迎えればもっとよくなるであろうということは想定できますが、私はそのことによって、今現在、本当に医療というセーフティネットがありながら、税を納めることができずに、その恩恵を受けられない人がどれだけいるか、端的に聞けば、資格証の発行者はどのくらいいるんだと、そういうことを聞きたいことと。

それから、共同事業拠出金であります、これはわかりますよ、その説明ね。これが少なくなればなるほど、高額療養者が少ないというふうにとれることもできるわけですね。だから、大いに当初見込みよりも2,100万円も少なくても済んだということは、西会津の国保の被保険者は当初の見込みよりも高額療養に該当する人がだんだん2年前から減ってきているというふうにとることができるのかどうか。これが少なければ少ないほどいいわけですから、そういう点でどうなのかと、それで全体的に国民健康保険制度というのは、存続可能なのかどうか、ということは、これの国保の運営というのは、国、県の拠出金なり補助金なり、負担金なり、そこに足りない部分を被保険者が出し合って、いわゆる3者が共同で運営している事業なわけですね。国の補助、援助が国県の負担が、即被保険者の保険税にも跳ね返ってくる。こういう仕組みになっているわけですよ。それには、健康でございなければならぬという、こういうこともあるだろうけれども、こういうことで、20年度の締めを迎えるにあたって、この西会津でみる限りは万々歳だというふうにみられるのか、その辺でのことを聞きたいわけです。以上です。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 はじめに保険証の資格証明書、短期被保険証の発行状況でございますが、資格証明書はありません。短期証で、12月現在ですが、35世帯、97名が1カ月、3カ月、6カ月の短期被保険者証を発行しているというところでございます。

続きまして、高額医療費であります。今回、先ほど申し上げましたが、歳出では連合会のほうへ2,112万8千円減額できていると、これは歳出のほうは2年前の高額療養費の状況によって計算されますので、2年前は低く抑えたと、逆に歳入では今次399万4千円が入ってくると、ということは、平成20年度は思ったより高額療養費のかたが多くなったなど、これはちょっぴり1年ですから、ですから今年も19年度よりも高額療養費を使った人が多かったというような状況でございます。

それから国保の今後のあり方でございますが、議員ご承知のように、この国保の被保険者というのは、高齢者の加入割合が高いと、それから年金だけのかたとか、そういう低所得者が多いということで、これは全国的にその運営が非常に厳しくなっているということでありまして、国のほうもそのようなことで国保には非常にてこ入れをしているわけでございます。それで、この国保の運営につきましては、今おっしゃられたように、国の支援金、県の支援金、支払い基金の支援金で残ったものを被保険者から保険料としていただいて運営しているわけでございます。やはりその保険料を下げる、運営費の総体が下がるといふのは、いわゆるやはり医療費なんですね。

ですから、医療費を下げるのが一番大事であります。そのために本町では平成5年から、予防医療に徹してトータルケア施策を推進してきているわけです。その結果、全国的に比べて医療費も抑えられるときもあるし、横ばいのときもあると、全国的に比べて非常に医療費は少ない状況にあるということございまして、今後もこの点については最重点施策として実施していきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長　これから質疑を行いません。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第22号、平成20年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、平成20年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）は、原案のとおり可決されました。

暫時休議にします。（11時58分）

○議長　再開します。（13時00分）

健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長　先ほど12番からご質問のありました特定健診の結果についてご説明申し上げます。

国民健康保険被保険者の健診者は1,583人であったわけです。そのうち腹回りの男性85センチ以上が288人、それから90センチ以上の女性が180人、合計468人おったわけです。率にして29.6%、かつ次の3点に該当すれば指導しなければなりませんけれども、一つは空腹時血糖値100以上のかた、それから中性脂肪150以上、またはHDLコレステロール40未満のかた、3番目といたしまして、高いほうの血圧が130以上、低いほうが85以上、これにさっき申し上げました腹回りで当てはまったかたが、今申し上げました3点に二つ以上当てはまれば、積極的指導を支援をしなければならぬということになっております。これが、55人、それから1項目だけ当てはまったかたは動機付け支援ということで、面接による個別指導なども行なわなければいけないことになっておりまして、このかたは128人おったということでございます。

なお、このかたがたに対して、現在保健センターでいろんな教室、あるいは個別面接、訪問などをして、保健指導を行なっているところであります。その結果を6カ月間評価いたしまして、最後に評価結果を出すというふうになっております。なお、この人数には、現在医療機関で治療中の人は入っておりません。以上でございます。

- 議長 日程第9、議案第23号、平成20年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第4次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、藤田潤一君。

- 健康福祉課長 議案第23号、平成20年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第4次）についてご説明をいたします。

今次の補正につきましては、主に保険給付費等を精査し、調製したものでありますが、議案第3号でご説明したように、平成21年度の介護報酬引き上げに伴う保険料の軽減を図るための基金積立金も計上しております。

それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

平成20年度西会津町の介護保険特別会計補正予算（第4次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,190万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,148万5千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。補正の内容につきましては、事項別明細書により説明をいたします。

6ページをご覧いただきたいと思っております。

まず歳入であります。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金242万7千円の減額であります。これは決定によるものであります。2項国庫補助金、2項1目調整交付金208万5千円の追加であります。それから4目介護保険事業費補助金60万3千円あります。これは、システム改修に伴う補助金であります。5目介護保険臨時特例基金交付金613万6千円、これが介護保険臨時特別基金交付金でありまして、基金に積み立てする国からのお金です。なお、この内容は保険軽減分として517万円、事務費として96万6千円を考えております。

3 款支払基金交付金、1 項1 目介護給付費交付金 243 万 5 千円。これは 2 号被保険者の現年分であります。

4 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金 89 万 5 千円の増であります。介護給付費にかかる県の負担分であります。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金 69 万 7 千円の増。町負担分であります。4 目その他一般会計繰入金 40 万 2 千円の減額であります。介護予防支援事業繰入金等の減額 22 万 7 千円等であります。6 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金 188 万 5 千円の増であります。これによりまして、介護給付費準備基金の残高は 2,724 万円になる見込みであります。

続きまして、8 ページであります。

歳出。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 72 万 8 千円の追加であります。システム改修による委託料の追加であります。3 項介護認定審査会費、2 目認定調査費等 30 万円の減額です。認定調査の臨時職員の賃金の減であります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費 530 万円の増であります。ショートステイ等の増を見込んでおります。4 目居宅介護福祉業務購入費 18 万円の増であります。ポータブルトイレ等の増を見込んでおります。6 目居宅介護サービス計画給付費 30 万円の減額であります。これはケアプランにかかる費用の減額であります。2 款、2 項介護予防サービス費、1 目介護予防サービス給付費 100 万円の増額であります。介護予防サービスにかかるデイサービス、訪問介護等にかかる増額であります。2 目地域密着型介護サービス給付費 130 万円の減額であります。利用の見込みがないことから減額いたしました。4 目介護予防住宅改修費 10 万円の減であります。住宅改修にかかる手すり、トイレ等の減額であります。5 目介護予防サービス計画給付費 7 万円の減額であります。介護予防にかかるケアプラン等の減額であります。2 款保険給付費、4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費 80 万円の増額であります。これについては、所得に応じて個人負担の軽減を図るために支出している費用であります。2 目高額介護予防サービス費 8 万円の減額であります。

次に 10 ページであります。4 款基金積立金、1 項基金積立金、2 目介護保険臨時特例基金積立金 613 万 6 千円の増額です。先ほど申しあげました基金積立金であります。

5 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、1 目介護予防特定高齢者施策事業費 204 万 8 千円の減額であります。生活機能アンケート調査業務委託料等の減額であります。2 目介護予防一般高齢者施策事業費 204 万 8 千円の追加であります。介護予防事業委託料追加 248 万 2 千円の追加などあります。

6 款介護予防支援事業費、1 項介護予防支援事業費、1 目介護予防支援事業費 22 万 7 千円の減額であります。これは町の一般財源で実施している事業でありまして、在宅リフレッシュサービス事業の減 32 万 5 千円等あります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をいただき、原案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

12 番、伊藤勝君。

○伊藤勝 1点だけ、昨日もいろいろ聞きましたので、1点だけ確認する意味で聞いておきたいと思います。介護保険の臨時特例基金の積立金、これは昨日も聞きましたが、2,700万円ほどあって、いわゆるここから2,000万円を取り崩して、そして今後の介護保険料の財源にするということでありましたので、この基金は、国保だと事業費の何%積まなければならないと、こういうふうな対応をされているわけですが、ここでいう介護保険のこの準備基金の場合は、これはそういう制度のものではないと、こう考えてよろしいか。あるいは今後3年間にわたって、やはりまた見直す時期には、この財源としてないよりあったほうがいいわけですから、当然ここに積み立てていることによって取り崩して、次の介護保険料を算定する場合の一つの財源になって、取り崩せばそれだけ安くなるわけなので、この取り扱いについては、具体的にどのような制度になっておりますか、聞いておきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 基金についての取り扱いであります。昨日もご説明申し上げました。まず介護保険給付費を支出する場合に、その財源が必要であります。本町は公費、いわゆる国、県、町、このまず負担があります。本町の場合は、国が約30%、それから県が12.5%、町が12.5%、そうしますと公費で55%、それから残りの45%は第2号被保険者、いわゆる40歳から64歳までのかたがたの保険料、これで30%をまかさないです。残りの15%を1号被保険者、いわゆる65歳以上のかたがた、うちの町ですと3,000人の強のかたがたの保険料によってまかなうわけですね。これによって、第4期は3年間でどのくらい保険給付費がかかるだろうということで推測しました結果、昨日、お話し申し上げましたように、26億8,714万3千円ほどかかると。それで、これによって事業を展開しているわけですね。

その結果、第3期、今年度までの第3期で、先ほど申し上げました2,740万円が残る予定だと、基金として残る予定になっております。これはいわゆる、必要なものは公費、あるいは2号被保険者の保険料でまかさないですから、保険料が残ったということになります。いわゆる一般財源、これについて来年度は2,740万円ですけれども、740万円はまた何が起こるかかわからないので、不足の場合に備えて740万円はとりあえず基金としてとっておこうと。それから2,000万円は、時期の来年度からの保険料軽減のために繰り入れて保険料を軽減しようということで、2,000万円を3カ年に一応分けて、繰り入れて保険料軽減に当てたいと考えております。

ですから、これは平成23年度に4期の計画が終わった段階で、また事業費がどうなるかわかりませんが、ちょうどよくなれば基金は、いわゆる保険料ですから残りません。それから、足りなくなれば、またどこからか借り入れて埋め合わせしなければならない。また事業費が少なく抑えられれば、また保険料が基金として残るということをございまして、この基金については、皆さんからいただいた保険料というふうに考えて、これから処理をしまいたいというふうに考えております。

○議長 これから質疑を行ないます。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 23 号、平成 20 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 4 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 23 号、平成 20 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 4 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 24 号、平成 20 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 3 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 議案第 24 号、平成 20 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 3 次）の調製についてご説明を申し上げます。

本特別会計につきましても、年度の終盤を迎え、所要額の調整を図るものでございます。それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

平成 20 年度西会津町の簡易水道等事業特別会計補正予算（第 3 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 112 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,758 万 2 千円とする。第 2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。詳細につきましては、事項別明細書にて説明をさせていただきます。

6 ページをご覧いただきたいと思っております。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目水道使用料 83 万 4 千円の減額です。使用者数の減少等により、当初見込み使用料の確保が困難となりましたことから減額とさせていただきます。

4 款雑収入、3 項 2 目雑入 29 万 1 千円の減額です。奥川吉田地内県河川工事に伴う水道管移設工事費が減額となりましたことにより減額とさせていただきます。

7 ページをご覧いただきたいと思っております。

歳出です。

1 款水道費、1 項 1 目一般管理費 22 万 9 千円の減額です。光熱水費ですが、電気料が不足の見通しとなりましたので 44 万円の追加計上をいたしました。委託料、工事請負費、公課費につきましては、確定によりそれぞれ減額いたしました。

2 款公債費、1 項 2 目利子ですが、8 万 7 千円の減額です。地方債利子確定による減額です。

3款予備費、1項1目予備費80万9千円の減額です。使用料収入等で歳入が減となりました。これらにより不足する財源につきましては予備費から充当させていただきました。

これをもちまして、説明を終わりますが、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行ないます。

14番、清野興一君。

○清野興一　1点だけお尋ねしますが、水道使用料に関係するんでしょうけれども、この簡易水道等特別会計で、西会津町のうちで何世帯くらいがこの会計に該当するのか、それは、当初予算と比べて、この補正では増減はどうか、1世帯当たりの水道料の平均的なものは、見込みとこの補正とでは、差異はあるのかどうか。もし、そういう細かい資料までお持ちであれば示してほしいんですけども、なければいいです。なければ当初で説明してもらえればそれでいいですが。

それともう1点は、水道の有収率、というんでしたっけ、つくった水がどのくらいの、いわゆる漏水があるかどうかということですね。そういうのは使用料の関係で資料があれば、お示しをいただきたいと思います。以上です。

○議長　地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長　使用料に関するご質問にお答えします。

簡易水道であります。19年12月の時点で使用していただいている件数が774件でございます。今年20年12月の時点で766件でございます。8件ほどこの時点で減っているというようなことでございます。そして月額の使用料で申しますと、だいたい1月でマイナス7万2千円、2月で7万6千円、3月で8万円くらい、だいたいそういった数字がマイナスになっておりまして、今回減額補正というような形にさせていただいたところでございます。

簡易水道、この会計で世帯数はだいたい、先ほど申しました760件でございます。人口的には1,915人のかたにご利用いただいているというようなことでございます。それで月額の平均でございますが、昨年の数字で計算してみますと、1件当たり3,148円、月額が平均でございます。

そして、有収水量、有収率でございますが、19年度の数値でございますが、89.21%というようなことで、だいたい毎年90%前後で推移しているというような状況でございます。

○議長　これから質疑を行ないます。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第24号、平成20年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第3次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号、平成 20 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 3 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 25 号、平成 20 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 3 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 議案第 25 号、平成 20 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 3 次）の調整についてご説明申し上げます。

本特別会計につきましても、年度の終盤を迎え、所要額の調整を図るものでございます。それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

第 1 条、平成 20 年度西会津町の水道事業会計補正予算（第 3 次）は、次に定めるところによる。

第 2 条、平成 20 年度西会津町の水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

まず収入です。

第 1 款水道事業収益、既決予定額 1 億 5,844 万 5 千円から 16 万 6 千円減額し、1 億 5,827 万 9 千円とします。その内訳であります、第 1 項営業収益につきましても、20 万 9 千円の減額により 1 億 331 万 6 千円とし、第 2 項営業外収益は 4 万 3 千円増額し、5,496 万 3 千円とします。

次に支出でございます。

第 1 款水道事業費ですが、既決予算額 1 億 5,844 万 5 千円から 16 万 6 千円減額しまして 1 億 5,827 万 9 千円とします。その内訳であります、第 1 項営業費用ですが、44 万円を減額し、1 億 912 万 3 千円とし、第 2 項営業外費用につきましても、47 万 4 千円増額し 4,910 万 4 千円とします。第 4 項予備費につきましても、20 万円を減額し 5 万 1 千円とします。

第 3 条、予算第 4 条本文中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,373 万 8 千円は減債積立金 5,987 万 3 千円、建設改良積立金 2,240 万 2 千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額 146 万 3 千円で補填するものとする」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,830 万 3 千円は減債積立金 5,987 万 3 千円、建設改良積立金 1,755 万 2 千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額 87 万 8 千円で補填するものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

まず収入でございます。

第 1 款資本的収入につきましても、既決予定額 686 万円から 33 万円減額しまして、合計額を 682 万 7 千円とします。内訳としましては、第 1 項補助金の補正でございます。

次に支出です。

第 1 款資本的支出であります、既決予定額 9,059 万 8 千円から 546 万 8 千円を減額しまして、合計額を 8,513 万円とします。内訳としましては、第 1 項建設改良費から 5,468 万円減額しまして 2,525 万 7 千円とします。

2 ページをご覧ください。

第4条予算第6条、6条は他会計からの補助金を定めております。中6,166万円を6,170万3千円に改める。

3 ページをご覧ください。補正予算実施計画により補足説明をいたします。

まず収益的収入及び支出の中の収入でございます。

1 款水道事業収益、1 項1 目給水収益20 万9 千円の減額です。水道使用料につきまして、これまでの収入状況からみて、当初収入見込額の確保が困難でありますことから減額とさせていただきます。2 項2 目他会計補助金4 万3 千円の追加です。町では、水道の新規加入者に対し、「西会津町水道新規加入に伴う水道管布設基準」に基づきまして、個人負担が20 万円を超えた場合には20 万円を限度として補助をする制度を実施しています。この度この基準に該当するかたがおりまして4 万3 千円の補助を行いました。これらにかかる費用につきましては、一般会計から支出していただいているところでありまして、今度もこれまでどおり増額とさせていただきます。

次に支出でございます。

1 款水道事業費、1 項1 目原水及び浄水費ですが、動力費、電力料金ですが、不足の見通しとなりましたことから、103 万7 千円を追加いたしました。委託料・賃貸料はそれぞれ不要額を削減いたしました。次に2 目の配水及び給水費ですが、73 万5 千円の減額です。修繕費不要額を削減いたしました。次に4 目総係費ですが13 万7 千円の減額です。研修会等の費用を削減いたしました。次に2 項2 目の支払利息及び企業債取扱諸費ですが、7 万6 千円の減です。企業債償還利子確定による減額でございます。

4 ページをご覧ください。

2 目の消費税及び地方消費税ですが、20 万円の追加です。使用料収入の減、工事・委託費等の減により、消費税額は増額となる見込みでございます。次に3 目です。雑支出です。35 万円を新たに計上しました。これは、資本的収入に計上しています配水管移設工事682 万7 千円にかかる消費税であります。特定収入が500 万円を超えた場合には、雑支出として費用化することとされておりますことから計上させていただきました。

次に、資本的収入及び支出の中の収入です。

1 款資本的収入、1 項1 目他会計負担金3 万3 千円の減額です。これは、配水管移設整備他会計繰入金金の減額であります。農業集落排水事業にかかる水道移設補償費の確定に合わせての減額でございます。

次に支出です。

1 款資本的支出、1 項2 目上水道施設整備費です。315 万5 千円の減額です。水道施設全体計画調査費の不要額を削減いたしました。次に3 項施設改良費ですが、66 万2 千円の減額です。本年度小島浄水場取水ポンプ入替え工事を実施いたしましたが、不要額を削減するものでございます。次に4 項配水管布設費ですが、165 万1 千円の減額です。農業集落排水事業(野尻地区)の移設補償工事を実施しましたが、事業費が減額となりましたので減額としました。

5 ページの資本計画ですが、これまでの説明と重複しますので、説明を省略させていただきます。

平成21年第2回西会津町議会定例会会議録

平成21年3月13日(金)

開 議 13時30分

出席議員

1番	目黒 一	6番	渡部 昌	11番	長谷川 徳喜
2番	多賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	12番	伊藤 勝
3番	青木 照夫	8番	武藤 道廣	13番	清野 邦夫
4番	荒海 清隆	9番	大沼 洋平	14番	清野 興一
5番	清野 佐一	10番	長谷沼 清吉		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	山口 博 續	会計管理者兼出納室長	長谷川 文 男
副 町 長	薄 友 喜	教育委員長	佐 藤 晃
総務税政課長	伊 藤 要一郎	教 育 長	長谷川 隆 夫
まちづくり政策室長	成 田 信 幸	教 育 課 長	高 橋 謙 一
町民情報課長	大 竹 享	代表監査委員	廣 瀬 涉
健康福祉課長	藤 田 潤 一	農業委員会長	齋 藤 太喜男
経済振興課長	齋 藤 久	農業委員会事務局長	齋 藤 久
地域整備課長	杉 原 徳 夫		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	齋 藤 正 利
--------	---------	---------	---------

平成21年第2回西会津町議会定例会議事日程表（第8号）

平成21年3月13日（金） 午後1時30分開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|----------------------------|
| 日程第1 | 議案第26号 | 平成21年度西会津町一般会計予算 |
| 日程第2 | 議案第27号 | 平成21年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第28号 | 平成21年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第29号 | 平成21年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第30号 | 平成21年度西会津町下水道施設事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第31号 | 平成21年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第32号 | 平成21年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第33号 | 平成21年度西会津町老人保健特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第34号 | 平成21年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第35号 | 平成21年度西会津町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第36号 | 平成21年度西会津町介護保険特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第37号 | 平成21年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第38号 | 平成21年度西会津町水道事業会計予算 |

延 会

○議長 平成 21 年第 2 回西会津町議会定例会を再開します。(13 時 30 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

13 番、清野邦夫君から遅れる旨の届出がありましたのでご報告いたします。

日程第 1、議案第 26 号、平成 21 年度西会津町一般会計予算から、日程第 13、議案第 38 号、平成 21 年度西会津町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

なお審議の方法は議案の説明終了後 1 議題ごとに質疑・採決の順序で行いますので、ご協力をお願いいたします。

職員に議題を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長 (議案朗読)

○議長 議案第 26 号の説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎。

○総務税政課長 議案第 26 号、平成 21 年度西会津町一般会計予算の調製についてご説明を申し上げます。

平成 21 年度の当初予算編成にあたりましては、施行 2 年目を迎えます町の憲法である「まちづくり基本条例」に基づき、町民・議会・行政の三者が、それぞれの役割を果たしながら、協力してまちづくりを進めていく「協働のまちづくり」を推進するとともに、基本条例第 6 章に規定されておりますまちづくりの目標である、「こころ豊かな人を育むまちづくり」「豊かで魅力あるまちづくり」「人と自然にやさしいまちづくり」を実現していくため、効率的で効果的な事務事業の執行に努めるとともに、しっかりとした行政運営と財政運営を進めていくための、予算づくりが求められたところであります。

このような中、地方自治体の予算編成の指針となります平成 21 年度の地方財政計画であります。国では当初、「骨太の方針」等に示された基本方針にのっとり、社会保障や地方財政など各分野における歳出改革の徹底と、人件費の抑制、補助・負担金の整理合理化などにより、大幅な歳出の削減を進めることとしておりましたが、アメリカのサブプライムローン問題に端を発した金融資本市場の危機により、世界的な景気後退が見られる中で、日本においても「百年に一度の経済危機」といわれるように、国内需要が大きく停滞し、雇用情勢も急速に悪化している状況にあります。

このため、国ではこれまでの方向を転換し、国民生活と日本経済を守るため、内需拡大と成長力強化に向け、機動的かつ弾力的に取り組むこととしたところであり、その方策の一つとして、「生活防衛のための緊急対策」を実施するため、地方交付税を規定の積算とは別枠で 1 兆円増額する措置を講じることとしたところであり、この結果、平成 21 年度の地方交付税の総額は 15 兆 8,000 億円、前年度に比較して 4,000 億円の増額となり、また臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税の総額は 21 兆円となり、前年度に比較して 2 兆 7,000 億円の増額となったところであります。

このような状況を踏まえ、本町の平成 21 年度普通地方交付税の額は、昨年 8 月に行われました仮試算では前年度比マイナス 3.9%、約 1 億円の減額影響となる見込みでありまし

たが、国の「生活防衛のための緊急対策」によりまして交付額の増額が見込まれることから、前年度比4,000万円増の24億4,000万円を計上したところであり、また普通地方交付税の振替措置であります「臨時財政対策債」においては、前年度比6,000万円増の2億1,600万円を見込んだところでもあります。

この結果、平成21年度の一般会計の総額は49億7,500万円で、前年度比5,100万円、率にいたしまして1.0%の増となったところでもあります。

本予算の概要であります、事前に配付しております「平成21年度一般会計予算の概要」に記載のとおりであります、歳入の主なものを申し上げますと、町税、地方譲与税、配当割交付金、自動車取得税交付金などについては、全国的な消費の低迷や企業の業績不振に伴い、いずれも減額となる見込みであり、これらで約6,300万円の減額を見込んだところでもあります。また、繰入金につきましても、今後の財政状況を考慮し、財政調整基金につきましては、昨年度より3,000万円少ない、7,000万円としたところでもあります。一方、増額要因といたしましては、先ほど申し上げましたように、普通地方交付税と臨時財政対策債について、合わせて1億円増で見込んだところでもあります。

次に、歳出の主なものであります、町の最重点施策として取り組んでまいりました保健・医療・福祉の連携を強化したトータルケアのまちづくりと、そこから派生したICTのまちづくり、健康な土づくりによるミネラル栽培につきましては、引続き重点施策として実施するとともに、特に、ケーブルテレビの高度化事業や西会津町縦貫道路をはじめとした町道の改良舗装事業、農地・水・環境保全向上対策事業など、町民生活に密着した事業につきましても、引続き重点事業として推進するほか、新たな雇用対策・経済対策として、緊急雇用創出事業とふるさと雇用再生特別交付金事業を実施するとともに、中小企業振興資金融資制度貸付金を増額し、融資枠の拡大を図ることといたしました。さらに、子育て支援策の拡充を図るため、これまで小学校入学前までを対象としていた乳幼児医療費助成事業を、新年度からは中学校卒業まで拡大し、子供を安心して産み育てられる環境の整備を図ることとしたところでもあります。

また、今後の財政運営についてであります、本町の財政状況を申し上げますと、国の財政健全化法に基づく各種財政指数といたしまして五つの基準がありますが、直近の指数となります平成19年度決算におきましては、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」の3項目につきましては、一般会計、特別会計とも黒字決算でありましたので、該当はございませんでした。また、全会計及び広域負担金等に含まれる公債費を対象とした「実質公債費比率」は、18.2と前年度と比較して0.7ポイント改善したところであり、平成21年度以降は地方債の許可基準となる18.0を下回り、届出制で起債を借入れできるようになる見込みであります。さらに、将来の財政圧迫度を示す「将来負担比率」も適正值の範囲内で推移見込みであります。いずれにいたしましても、健全財政の維持はまちづくりの基本であります。今後も、国の動向、地方交付税の動向等に留意しながら、基本条例の理念に基づき、本格的に行財政改革を進めながら、引続き健全財政の維持に努めていくこととしております。

なお、年度間の財源調整や急を要する事業、災害発生時への迅速な対応に対処するため設置されております財政調整基金につきましては、今後の特別地方交付税や各種譲与税・

交付金等の動向にもよりますが、平成 20 年度末におきましては 2 億 8,000 万円程度は確保できる見込みでありまして、平成 21 年度に 7,000 万円を取り崩しいたしましても、緊急時への対応は十分に可能ということでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思ひます。

平成 21 年度西会津町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 49 億 7,500 万円と定める。第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

地方債。

第 2 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

一時借入金。

第 3 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15 億円と定める。

歳出予算の流用。

第 4 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) といたしまして、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、歳入歳出予算の概要についてご説明を申し上げたいと思ひますが、内容につきましては、事前に予算書と一緒にお配りしております参考資料「平成 21 年度一般会計予算の概要」で説明をさせていただきますので、ご了承をいただきたいと思ひます。

それでは、資料の 2 ページをお開きいただきたいと思ひます。

まず歳入であります。1 款町税 5 億 9,459 万 9 千円の計上であります。個人、法人町民税の景気の後退による減、固定資産税の評価替えによります減などで、前年度比 3,301 万 8 千円の減となります。

2 款地方譲与税、1 億 300 万円の計上であります。地方揮発油譲与税の新設、自動車重量譲与税、地方道路譲与税などあります。

3 款利子割交付金 170 万円。

4 款配当割交付金 20 万円。

5 款株式等譲渡所得割交付金 30 万円。

6 款地方消費税交付金 6,500 万円。

7 款自動車取得税交付金 2,330 万 1 千円につきましては、前年度の交付見込み額及び国県の予算編成指針を考慮いたしまして、さらに景気後退への影響を勘案して減額で見込んだところあります。

8 款地方特例交付金 590 万円。減収補填特例交付金などあります。

9 款地方交付税 26 億 5,000 万円の計上あります。普通地方交付税で 24 億 4,000 万円。特別地方交付税で 2 億 1,000 万円の計上あります。

10 款交通安全対策特別交付金 110 万円の計上であります。

11 款分担金負担金 2,104 万 5 千円の計上であります。主な内容として、中山間地域総合整備事業分担金、保育所運営費負担金などがあります。

12 款使用料及び手数料 1 億 3,327 万 6 千円の計上であります。主な内容でございますが、ケーブルテレビ使用料、インターネット使用料、へき地保育所使用料、町営住宅使用料などがあります。

13 款国庫支出金 2 億 718 万 8 千円の計上であります。児童手当交付金、それから障がい者のかたがたに対する各種補助金として 3,300 万円ほどを計上してございます。それから、地域バイオマス利活用交付金、地域活力基盤創造交付金などの計上でございます。

14 款県支出金 3 億 2,244 万 7 千円の計上であります。主な内容として、国民健康保険の保険基盤安定負担金及び後期高齢者医療の保険基盤安定負担金、それから電源立地地域対策交付金、緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生特別交付金事業、中山間地域等直接支払い事業などがございます。

15 款財産収入 643 万 7 千円の計上であります。土地建物貸付収入及び土地売却収入などがございます。

16 款寄付金 20 万 1 千円の計上であります。ふるさと応援寄附金などがございます。

17 款繰入金 8,473 万 8 千円の計上であります。住宅団地造成事業特別会計からの繰入金、財政調整基金からの繰入金などがございます。

18 款繰越金 6,000 万円。前年度の繰越金でございます。

19 款諸収入 6,806 万 8 千円の計上であります。主な事業として、中小企業融資資金元金収入、それから、地域新エネルギー省エネルギービジョン策定等事業費の補助金、地域公共交通活性化再生総合事業費補助金などがあります。

20 款町債 6 億 2,650 万円の計上でございます。辺地対策事業債、過疎対策事業債、そして臨時財政対策債、補助災害復旧事業債でございます。

次に歳出でございますが、1 款議会費 8,115 万 7 千円の計上であります。議会運営費にかかる経費でございます。

2 款総務費 11 億 8,818 万円の計上であります。主な内容でございますが、財政調整基金への積立金、それからバイオマスタウン構想策定事業、地域新エネルギー省エネルギービジョン策定等事業、温泉施設さゆり公園等の管理業務委託料、ケーブルテレビ運営事業、そしてケーブルテレビ高度化事業の整備工事、生活バス運行事業費などが主なものでございます。

(2) の町税費でございますが、6,498 万 1 千円の計上であります。町税過誤納還付金、納税貯蓄組合報奨金などがございます。

(3) の戸籍住民登録費 4,400 万 3 千円でございます。戸籍総合システム使用料などが主なものでございます。

(4) の選挙費でございますが、1,932 万 3 千円の計上であります。町長選挙費及び衆議院議員選挙費でございます。

(5) の統計調査費でございますが、348 万円の計上でございますが、農林業センサス

ほかの統計調査費でございます。

3 款民生費 8 億 4,523 万 7 千円の計上であります。(1) 社会福祉費で 5 億 9,949 万 1 千円の計上であります。主な事業といたしまして、国民健康保険特別会計の事業勘定への繰出金、同じく診療施設勘定への繰出金、特別敬老祝金、それから介護保険特別会計への繰出金、後期高齢者医療費療養給付費負担金、そして障がい者のかたがたへの補助金等の事業といたしまして 8,800 万円ほど計上したところでございます。

(2) の児童福祉費でございますが、2 億 4,538 万 4 千円の計上であります。子育て医療費サポート事業といたしまして、中学校卒業まで医療費の完全無料化を図ってまいります。それから保育所業務の委託料などでございます。

4 款衛生費 4 億 440 万 3 千円の計上でございますが、まず(1) の保健衛生費で 2 億 8,817 万 1 千円の計上でございます。主な事業といたしまして、水道事業会計並びに簡易水道等事業特別会計への公債費繰り出し分、それから高齢者インフルエンザ予防接種事業、そして基本健診、胃がん検診等の各種検診委託料などでございます。

(2) の清掃費 1 億 1,625 万 2 千円の計上であります。喜多方広域市町村圏組合ごみ処理負担金並びにごみ収集委託料などでございます。

5 款労働費 2,207 万 9 千円の計上であります。緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生特別交付金事業などでございます。

6 款農林水産業費 4 億 772 万 2 千円の計上であります。まず(1) の農業費でございますが、2 億 9,067 万 4 千円の計上であります。主な事業といたしまして、中山間地域等直接支払い事業、園芸ハウス整備事業、県営中山間地域総合整備事業負担金、農業集落排水処理事業特別会計への繰出金、農地水環境保全向上対策地域協議会への負担金などでございます。

(2) の林業費でございますが、1 億 1,704 万 8 千円の計上であります。森林病虫害等防除事業、森林整備推進事業委託料、林道開設舗装改良事業及び林業集落内防火安全施設整備工事などでございます。

7 款商工費 5,345 万 5 千円の計上であります。中小企業振興資金融資制度資金利並びに観光費などでございます。

8 款土木費 5 億 4,135 万 1 千円の計上であります。まず道路橋梁費で 3 億 9,300 万円の計上でございますが、除雪費、道路新設改良費などでございます。

(2) の河川費 75 万 9 千円は河川の維持管理費でございます。

(3) の土地計画費 1 億 3,505 万 9 千円の計上でございますが、下水道施設事業特別会計繰出金などでございます。

(4) 住宅費 1,253 万 3 千円の計上でございますが、公営住宅にかかる管理費などでございます。

9 款消防費 1 億 9,356 万 8 千円の計上であります。喜多方広域市町村圏組合の消防費負担金、それから消防団員への報酬、消防施設整備費などが主なものでございます。

10 款教育費 3 億 7,626 万 9 千円の計上であります。(1) の教育総務費といたしまして 1 億 8,604 万 5 千円の計上でございますが、外国語指導助手の招致事業、スクールバス運行費などが主なものであります。

(2) の小学校費 5,760 万 4 千円の計上ではありますが、緊急地震速報システム購入費、それから複式学級緩和対策事業などでございます。

(3) の中学校費ではありますが、3,943 万 1 千円の計上であります。教育用コンピューターの使用料、それらか教育相談員謝礼などが主なものであります。

(4) の社会教育総務費 8,629 万 2 千円の計上でございますが、放課後子どもプラン推進事業、学社連携融合事業などが主なものでございます。

(5) の保健体育費 689 万 7 千円の計上ではありますが、町体育協会への補助金、奥川健康マラソン大会実行委員会への補助金などが主なものであります。

11 款の災害復旧費 2,949 万 1 千円の計上であります。農林水産業施設災害復旧費、それから道路橋りょう等の公共土木施設災害復旧費などでございます。

12 款公債費でございますが、8 億 2,706 万 8 千円の計上であります。地方債の償還元金及び利子が主なものでありまして、前年度より 1,169 万 5 千円ほど減額となっております。

以上が歳入歳出予算の主なものでございまして、歳入歳出の総額をそれぞれ 49 億 7,500 万円とするものであります。

それでは、予算書の 7 ページにお戻りをいただきたいと思っております。

予算書の 7 ページでございますが、「第 2 表地方債」であります。

平成 21 年度における各種事業実施の財源の一部といたしまして充当するものであります。地方自治法第 230 条第 1 項の規定に基づいて、地方債を起こすものであります。

まず、「辺地対策事業費」であります。限度額 1,790 万円とするものでありまして、林道開設事業と消防施設設備整備事業に充当するものであります。次に、「過疎対策事業費」であります。限度額を 3 億 8,780 万円とするものでありまして、町道改良舗装工事、林道開設事業、消防施設設備整備事業、バス交通体系整備、園芸ハウス整備、それから地域情報基盤高度化事業及び農道整備事業に充当するものであります。次に、「災害復旧事業費」であります。限度額 480 万円とするものでありまして、農林業施設及び道路河川災害の復旧費に充当するものであります。次に、「臨時財政対策債」であります。限度額 2 億 1,600 万円とするものでありまして、全額一般財源として充当するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

以上で、議案第 26 号、平成 21 年度西会津町一般会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長 議案第 27 号から議案第 29 号までの説明を求めます。

経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 議案第 27 号、平成 21 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算について説明申し上げます。

本予算ではありますが、工業団地の未分譲地を分譲する計画に基づき、本予算を調整したものであります。21 年度におきましても、県と全会津の市町村で組織している「会津地域産業活性化協議会」と連携を図りながら企業誘致に努力してまいりたい所存であります。

それでは、予算書の 8 ページをご覧ください。

平成 21 年度西会津町の工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,867万6千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。予算内容については、事項別明細書に記載されておりますので、事項別明細書の110ページをご覧くださいと思います。

歳入。

1款財産収入は不動産受払収入であり、これは、分譲地の売り払いにかかる収入であります。

2款は繰越金であります。

3款諸収入は町預金利子であります。

続いて、111ページをご覧くださいと思います。

歳出。

1款事務費、これは普通旅費、需用費等であります。

2款は予備費であります。

以上で、歳入、歳出それぞれ合計で8,867万6千円とするものであります。

以上で工業団地会計の説明を終わります。

続きまして、議案第28号、平成21年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算について説明申し上げます。はじめに、概要について申し上げます。

アーケード沿いの区画については、道の駅「よりっせ」との相乗効果や、商業団地として早期に有効に活用ができるよう、21年度においても検討してまいりたいと考えております。

したがって、21年度の主な内容は、調査委託料や施設整備のために予備費としていたる内容が主なものであります。

それでは、予算書の11ページをご覧ください。

平成21年度西会津町の商業団地造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,680万5千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。予算の内容につきましては、事項別明細書で説明申し上げますので、114ページをお開きいただきたいと思います。

歳入。

1款使用料及び手数料、これは商業団地の使用料であり、電柱、土地代などの使用料であります。

2款は繰越金であります。

3款諸収入は町の預金利子であります。

続いて、115ページをご覧くださいと思います。

歳出。

1款事務費、これは調査委託料や旅費、需用費であります。

2款予備費であります。

以上、歳入歳出それぞれ合計で1,680万5千円であります。

以上で、商業団地の説明を終わります。

次に、議案第 29 号、平成 21 年度西会津町住宅団地造成事業について説明申し上げます。はじめに、概要について申し上げますが、分譲区画は 68 区画中、20 区画が未分譲であります。

21 年度の方譲につつましても、新聞・雑誌などによる広告や住宅会社との連携を図るほか、専門家の指導を得ながら積極的に販売促進を図ってまいる考えであります。

それでは、予算書の 14 ページをご覧くださいと思います。

平成 21 年度西会津町の住宅団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,441 万 1 千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。予算の内容につつましては、事項別明細書に記載してありますので、118 ページをご覧くださいと思います。

歳入。

1 款住宅団地の使用料であります、これは電柱とか土地などの使用料であります。

2 款財産収入、これは分譲予定地にある電話柱等の土地貸付収入であります。それと 2 区画の販売収入による代金であります。

3 款繰越金、これは前年度からの繰越金の存目であります。

4 款諸収入、これは、街路灯電気代については受益者の負担分であります。

続いて、119 ページに入りますが、同じく 4 款になりますが、これは預金利子等であります。

続いて 120 ページをご覧くださいと思います。

歳出。

1 款事業費であります、住宅団地分譲事業費。内容といたしましては、分譲謝礼金や修繕料、さらには広告料、また 28 節での一般会計への繰出金などが主なものであります。

以上、歳入歳出それぞれ合計 1,441 万 1 千円とするものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長 議案第 30 号から議案第 32 号までの説明を求めます。

地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 議案第 30 号、平成 21 年度西会津町下水道施設事業特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書の説明に入る前に、事業の概要を説明させていただきます。まず、現在実施中の「野沢処理区事業」の状況についてご説明を申し上げます。

本事業につつましては、平成 5 年より事業を開始し 17 年目の事業年度となっております。21 年度事業につつましては、約 5,600 万円を投じ、塚田地内の管渠拡大工事、芝草新田から堀越地内にかかる管渠実施設計業務、舗装本復旧工事などを進める計画であります。これら事業の実施によりまして、21 年度末までの事業費総額は 38 億 3,600 万円となり、認可区域の全体事業費 47 億 8,900 万円に対しての進捗率は事業費ベースで 80.1%となる見込みでございます。

次に、公共下水道事業の加入状況についてであります、20 年 12 月の料金調定件数につつましては、1 年前に比較し 36 件増加したところでありまして、現在の使用件数は 481

件となりました。下水道整備人口 2,039 人に対し、下水道接続済み人口は 1,145 人でありまして、12 月時点での全体接続率は 56.2%であります。うち野沢地区に関しましては、野沢地区に関しての接続率は 53.2%となっております。まだ満足の行く数値に達しておりません。21 年度も引き続き加入の促進を図ってまいります。

なお、公共下水道・農業集落排水事業・個別排水処理事業に個人設置の合併浄化槽を含めた、汚水処理普及率(全人口のうち何らかの汚水処理施設が完了し使用可能となった人口の率合であります)、19 年度末時点では 53.5%でありまして県内 60 市町村中 46 位となっております。本年度において野尻地区事業の一部が供用開始となることなどから、60%程度にまで上昇するものと見込んでおります。

それでは、予算書の説明に入らせていただきます。17 ページをご覧くださいと思います。

平成 21 年度西会津町の下水道施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 1,585 万 2 千円と定める。第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

地方債。

第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。内容につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。123 ページをご覧くださいと思います。

まず歳入でございます。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目下水道使用料 2,716 万 2 千円の計上です。使用戸数の増加により前年度に比較し 7.6%の増で計上いたしました。2 項 1 目、下水道登録手数料 9 万 5 千円の計上です。

2 款国庫支出金、1 項 1 目汚水処理施設整備交付金 2,500 万円の計上です。補助対象事業費 5,000 万円の 50%が国から交付されます。

3 款県支出金、1 項 1 目下水道事業費県補助金 125 万円の計上です。事業費 5,000 万円の 2.5%が県から補助されます。

124 ページをご覧ください。

4 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金 3 万円の計上です。1 項 2 目財産貸付収入 2 千円の計上です。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 1 億 3,491 万 1 千円の計上です。歳出から歳入を差し引いた不足財源につきましては、一般会計から繰り入っていただいで運営をしております。

6 款繰越金、1 項 1 目繰越金 50 万円の計上です。

7 款諸収入、1 項 1 目町預金利子、同じく 2 項 1 目弁償金、どちら存目 1 千円の計上でございます。

125 ページをご覧ください。

8 款町債、1 項 1 目下水道事業債 2,690 万円の計上です。これは 21 年度工事に係る下水道事業債です。

126 ページをご覧いただきたいと思います。

歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 3,219 万 8 千円の計上です。これは、野沢処理区・大久保処理区の各処理施設の維持管理や本事業の事務処理にかかる経費でありまして、修繕費の減額等により、前年に比較し 40 万 6 千円の減額計上となりました。職員 1 名の人件費のほか、光熱水費、修繕料、汚泥処理手数料、浄化センター管理委託料が主なものでございます。

127 ページをご覧いただきたいと思います。

2 款施設整備費、1 項 1 目下水道施設費 6,260 万 9 千円の計上です。これは、野沢処理区の施設整備にかかる経費でございます。単独事業費の増等に伴い、前年に比較し 220 万 7 千円の増額計上となりました。本款におきましても職員 1 名にかかる人件費を計上したほか、管渠拡大工事に向けての測量設計委託料、管渠等の工事のための工事請負費が主なものでございます。

3 款公債費、1 項 1 目元金 9,147 万 2 千円の計上です。これは、過年度事業の地方債償還にかかる元金であります。前年に比較し、488 万 5 千円の増額計上のとなりました。1 項 2 目利子 2,947 万 3 千円の計上です。同じく地方債償還にかかる利子であります。

4 款予備費、1 項 1 目予備費 10 万円の計上です。これは、不測の事態に対処できるよう計上するものでございます。

予算書 20 ページに戻らせていただきます。

第 2 表債務負担行為であります。事項は、排水設備資金に対する損失補償です。期間は平成 21 年度から 26 年度までの 6 年間となります。限度額は金融機関が融資した排水設備資金等について弁済を受けなかった元金及び遅延利息相当額となります。これは排水設備等整備資金団体融資あっせんに関する要綱に基づき融資を受けた団体が対象となります。

第 3 表地方債です。起債の目的は下水道事業費です。限度額は、2,690 万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

以上で下水道施設事業特別会計についての説明を終わります。

続きまして、議案第 31 号、平成 21 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算について説明を申し上げます。予算書の説明の前に、事業の概要を説明させていただきます。まず、現在実施中の「野尻地区事業」の状況について説明させていただきます。

本地区につきましては、事業開始 6 年目、計画最終年度となりました。21 年度は、2 億 5,390 万円の事業費を投入し、残り約 1,435 メートルの管路設置工事、2,900 メートルの舗装復旧工事、3 カ所の汚泥送水ポンプの整備工事を行い、本年末を目標に全工事を完成させて行きたいと考えております。

次に、農業集落排水施設の管理運営状況につきまして、主な点を説明させていただきます。

す。農業集落排水事業の処理施設につきましては、現在、小島・森野・宝川・白坂・笹川の5処理施設を管理運営しているところではありますが、本年4月からは野尻地区の処理施設を稼働させて処理を開始する計画であります。4月時点で利用できるのは、下野尻地区の全域と上野尻地区の一部地区の120戸ではありますが、工事が完了したところから順次供用開始区域の拡大を図りたいと考えております。

現在の使用者件数は、12月時点で486件であり、昨年度の同時期に比較し20件の増となりましたが、笹川地区にあっては加入率68.3%と伸びが鈍化しております。野尻地区も含めて、積極的な加入促進活動を展開してまいりたいと考えております。

それでは予算書の説明に入ります。21ページをご覧くださいと思います。

平成21年度西会津町の農業集落排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億7,278万9千円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。内容につきましては、事項別明細書にて説明をさせていただきます。140ページをご覧くださいと思います。

まず歳入でございます。

1款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料2,808万8千円の計上です。野尻地区等の供用開始等をにらんで前年度に比較し453万2千円増で計上いたしました。2項1目下水道登録手数料15万円の計上です。これは、設計審査手数料です。

2款国庫支出金、1項1目汚水処理施設整備交付金1億2,221万円の計上です。事業費の50%が国から交付されます。

3款県支出金、1項1目農業集落排水処理事業県補助金2,904万円の計上です。事業費の12%が県から補助されます。

141ページをご覧くださいと思います。

4款財産収入、1項1目財産貸付収入1千円の計上です。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金8,608万2千円の計上です。歳出額から歳入額を差し引いた不足財源につきましては、一般会計から繰り入れいただいております。

6款繰越金、1項1目繰越金30万円の計上です。前年度繰越金を30万円と見込みました。

7款諸収入、1項1目町預金利子、存目1千円の計上です。2項1目弁償金、これも存目1千円の計上です。2項2目消費税還付金191万6千円の計上です。20年度にかかる消

費税でありまして、本事業は整備事業費が大型でありますことから、税の還付を受けることとなります。

142 ページをご覧くださいと思います。

8 款町債、1 項 1 目下水道事業債 1 億 500 万円の計上です。これは 21 年度工事に係る下水道事業債です。

143 ページをご覧ください。

歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 3,237 万 6 千円の計上です。これは、6 処理施設の管理運営にかかる経費であります。野尻地区処理施設の稼働を開始するため、前年度に比較し 333 万 5 千円の増額で計上いたしました。職員 1 名の人件費のほか、光熱水費、修繕料、汚泥処理手数料、処理施設管理委託料、宅地配管工事利子補給補助金が主なものでございます。

2 款施設整備費、1 項 1 目農業集落排水処理事業費 2 億 7,531 万 9 千円の計上です。これは、野尻地区の施設整備にかかる費用でありまして、前年度に比較し 1,773 万 7 千円の増額計上となりました。

145 ページをご覧くださいと思います。

本款につきましても職員 1 名にかかる人件費を計上したほか、実施設計委託料、管路、舗装復旧工事のための工事請負費、水道管移設補償費が主なものでございます。

3 款公債費、1 項 1 目元金 3,542 万 9 千円の計上です。1 項 2 目利子 2,956 万 5 千円の計上です。過年度事業の地方債償還にかかる費用でございます。

4 款予備費、1 項 1 目予備費 10 万円の計上です。

予算書 24 ページに戻らせていただきます。

第 2 表債務負担行為であります。事項は、排水設備資金に対する損失補償です。期間は平成 21 年度から 26 年度までの 6 年間となります。限度額は金融機関が融資した排水設備資金等について弁済を受けなかった元金及び遅延利息相当額となります。これも排水設備等整備資金団体融資あっせんに関する要綱に基づき融資を受けた団体が対象となります。

第 3 表地方債です。起債の目的は下水道事業費です。限度額は 1 億 500 万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

以上で農業集落排水処理事業特別会計についての説明を終わります。

続きまして、議案第 32 号、平成 21 年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算についてご説明申し上げます。はじめに事業概要を説明させていただきます。

個別排水処理事業につきましては、事業開始から 6 年目となります。21 年度は西平地区、奥川中央地区等を対象に 20 基の処理施設を設置する計画であります。21 年度事業後に稼働となる個別排水処理施設は合計で 174 基となります。全体計画 800 基で計画しておりますので、事業進捗率は 21.8%となります。

それでは予算書の説明に入ります。25 ページをご覧くださいと思います。

平成 21 年度西会津町の個別排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,407 万 9 千円と定める。第 2 項、

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、
期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、
限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。内容につきましては、
事項別明細書で説明させていただきます。157ページをご覧いただきたいと思
います。

まず歳入でございます。

1款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料701万円の計上です。使用戸数の増加に
より前年度に比較し138万8千円増で計上いたしました。2項1目下水道登録手数料3万
円の計上です。

2款国庫支出金、1項1目汚水処理施設整備交付金695万6千円の計上です。施設整備
費の3分の1が国から交付されます。

3款県支出金、1項1目個別排水処理事業県補助金165万6千円の計上です。整備事業
費の7.5%が県から補助されます。

158ページをご覧いただきたいと思います。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金554万2千円の計上です。不足財源を一般会計か
ら繰り入れいただいております。

5款繰越金、1項1目繰越金50万円の計上です。

6款諸収入、1項1目町預金利子、存目1千円の計上です。2項1目弁償金、これも1
千円の計上です。2項2目消費税還付金48万3千円の計上です。20年度にかかる消費税
でございます。本事業にありましても、使用料収入が少ないことから税の還付を受けるこ
とになります。

7款町債、1項1目下水道事業債1,190万円の計上です。これは21年度工事に係る下水
道事業債です。

159ページをご覧ください。

歳出です。

1款総務費、1項1目一般管理費880万円の計上です。これは、処理施設156基の管理
運営にかかる経費であります。管理する処理施設数が年々増加しており、管理費につきま
しても前年比較で70万円の増額となりました。電気料、浄化槽法定検査手数料、保守点検・
清掃手数料、汚泥処理手数料、宅地配管工事費利子補給補助金が主なものでございます。

160ページをご覧いただきたいと思います。

2款施設整備費、1項1目個別排水処理施設費2,348万2千円です。これは、処理施設
設置事業にかかる経費です。処理施設を20年度より5基増の20基を計上したことから、
前年比586万3千円の増額となりました。補助事業実施に係る必要事務費と工事請負費が
主なものでございます。

3款公債費、1項1目元金8万5千円、利子161万2千円の計上です。これは、過年度

事業の地方債償還にかかる費用でございます。

4 款予備費、1 項 1 目予備費 10 万円を計上させていただきました。

予算書 28 ページに戻ります。

第 2 表債務負担行為であります。内容は公共下水、さらには農業集落排水の予算と同じでありますので、省略させていただきます。

第 3 表地方債です。起債の目的は下水道事業費です。限度額は、1,190 万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

以上で個別排水処理事業特別会計予算についての説明を終わります。

○議長 議案第 33 号から議案第 36 号までの説明を求めます。

健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 議案第 33 号、平成 21 年度西会津町老人保健特別会計予算についてご説明いたします。

予算書の 29 ページをご覧くださいと思います。

平成 20 年 4 月から老人保健制度に替わる新たな医療制度として「後期高齢者医療制度」が開始され、移行したことによりまして、本年度の予算は、過年度分の医療給付費精算のための歳出を調整し、歳入は、ルール分により積算し、予算を調製したところであります。

総予算額は歳入歳出それぞれ 149 万 8 千円となったところであります。なお、本特別会計は、制度が移行しても平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 カ年間は、過年度分の医療給付費精算のため継続して設置することになります。

それでは、予算書の 29 ページであります。

平成 21 年度西会津町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 149 万 8 千円と定める。第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思っております。事項別明細書 165 ページをご覧くださいと思います。

歳入であります。

1 款支払基金交付金、1 項 1 目医療費交付金 73 万 8 千円。2 項審査支払い手数料交付金 1 万 7 千円。

2 款国庫支出金、1 項 1 目医療費負担金 49 万 1 千円。国からの負担金であります。

3 款県支出金、1 項 1 目県負担金 12 万 4 千円。県の負担金であります。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 12 万 4 千円。町の負担金でございます。

次に 166 ページであります。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金 1 千円の存目です。

6 款諸収入、1 項 1 目町預金利子、これも 1 千円の存目であります。2 項雑入、1 目返納金 1 千円。2 目雑入 1 千円、これも存目であります。

次に 167 ページであります。

歳出であります

1 款医療諸費、1 目医療給付費 84 万 2 千円。過年度分の過誤調整分を計上したところで

あります。2目医療費支給費 63万1千円、高額医療費、そして補装具等の費用であります。3目支払審査手数料1万6千円です。

2款諸支出金、1項1目償還金6千円。2項繰出金、1目一般会計繰出金3千円です。以上で説明を終わらせていただきます。

次に、議案第34号、平成21年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

予算書の32ページであります。

平成20年4月から、先ほど申し上げましたように新たな「後期高齢者医療制度」が開始され、2年目を迎えます。後期高齢者医療の運営は県内全ての市町村が加入する「福島県後期高齢者医療広域連合」が行ないます。広域連合は保険料の決定、医療給付、保険証の交付などの事務を行ない、町は保険料の徴収、申請書等の受付、保険証の引渡しなどの窓口業務と健康診査を行ないます。

平成20年度の制度開始時からこの制度に関するさまざまな見直しが行なわれ、平成21年度におきましても、低所得者に対する保険料の軽減、納付方法の選択制の導入などが行なわれます。

保険料につきましては、所得割と均等割により計算されますが、そのうち均等割が7割軽減される方に対しましては、年金収入が80万円以下の場合には9割軽減が適用され、4千円となります。また、所得割を負担するかたのうち、所得が58万円以下のかたについて所得割保険料額が2分の1となります。

納付方法の選択制導入については、年金からの天引き、特別徴収されるかたについては、申出により口座振替による納付が可能となりました。いわゆる普通徴収です。現在まで、申出件数は36件となっております。

平成21年度の予算編成にあたりましては、保険者であります広域連合が、構成市町村からの各種データをもとに積算した医療費や保険料等の提示がありましたことから、それをもとに予算を編成したところであり、予算総額は歳入歳出それぞれ1億1,211万4千円となったところであります。なお、被保険者数は広域連合の試算であります、2,178人と見込んでおります。

それでは、予算書の32ページをご覧くださいと思います。

平成21年度西会津町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,211万4千円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。主な予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。事項別明細書の170ページをご覧くださいと思います。

歳入であります。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料4,984万3千円です。これは、広域連合から示された本町の被保険者にかかる保険料のうち年金からの特別徴収分であります。2目普通徴収保険料1,453万2千円であります。これは、先ほど申し上げましたように納入通知書や口座振替による保険料収入であります。

2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金 234 万 5 千円。電算システムの保守管理等経費などにかかる一般会計からの繰入金であります。2 目保険基盤安定繰入金 3,814 万 8 千円。保険料の軽減措置分、7 割・5 割・2 割軽減にかかる繰り入れであります。3 目健康診査事業繰入金 216 万 5 千円、各保険者が健康基本健診を行なうこととなりますが、町では無料で基本健診を実施することにしておりますので、その基本健診にかかる個人負担分と事務費の繰入金であります。

3 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目延滞金 1 千円の存目であります。2 目過料、同じく 1 千円の存目であります。2 項町預金利子、1 目町預金利子 1 千円の存目あります。3 項受託事業収入、1 目健康診査受託事業収入 507 万 6 千円。これは、基本健診を広域連合から委託を受け町が実施するため、広域連合からの収入であります。4 項雑入、1 目雑入 1 千円の存目であります。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金 1 千円の存目であります。

次に、172 ページ。

歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 189 万 7 千円。電算処理システムの保守管理委託料などあります。2 項徴収費、1 目徴収費 44 万 8 千円。

2 款 1 項 1 目保健事業費 485 万 7 千円。被保険者の健康診査にかかる委託料であります。173 ページです。

3 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 441 万 2 千円。徴収した保険料、それから保険基盤安定負担金、そして健康診査の事務費負担金などあります。

4 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金 50 万円。過年度収納分にかかる還付金です。

以上で説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 35 号、平成 21 年度西会津町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の 35 ページであります。国民健康保険の概要について申し上げます。

平成 21 年度の国保事業の運営につきましては、今日の急速な高齢化の伸展や景気低迷が依然として続くなど、社会経済情勢や医療費の動向、さらには医療制度改革に伴う状況を踏まえて、適正な事業運営と中期的な展望により、健全な財政運営に努めていくこととしております。

そのためには、国保制度運営の根幹であります国保税の収納率の向上対策及び医療費の適正化対策の継続実施など、収支両面にわたる対策と町民の健康保持増進を図るための保健事業を実施してまいります。

平成 21 年度の予算編成にあたりましては、国での大きな制度改正がない見込みであることから、国の編成方針を基本としながらも、過去の実績や医療費の動向など、十分に勘案し調製したところであります。

次に、予算の概要について申し上げます。

はじめに、事業勘定についてであります。歳入歳出予算の総額を 10 億 729 万 2 千円と

したところでありまして、20年度の当初予算と比較して3,413万5千円、率にして3.3%の減となりました。

なお被保険者数は、一般と退職者合計で2,706人、1,453世帯となり、平成20年度と比較し、被保数で137人、世帯数で56世帯の減となります。

療養給付費、いわゆる医療費につきましては、平成20年4月診療分から10月診療分までの動向を勘案し積算をいたしました。

この療養給付費等をもとに、歳入では、国・県・支払基金交付金をそれぞれの負担割合に応じて計上したほか、さらに第3期国保財政5カ年計画に基づき、引き続き減税措置を実施するよう保険給付費支払準備基金から2,000万円を繰り入れて調製したところであり、なお、当初予算調整後の保険給付費支払準備基金残高は1億9,252万6千円となる見込みであります。

次に、診療施設勘定についてであります。町民に対する医療の安定供給と疾病予防の一体的な運営に重点を置き、中核としての機能を発揮するため、その所要額を計上したところであり、

歳入では、診療収入が主要な財源であることから、健全な財政運営に努めるため、各診療所の過去の動向と現状を踏まえ、計上したところであり、

また、歳出につきましても新たに医師1名分の人件費を計上したほか、経常経費の節減合理化に努めるとともに、医薬品については適正な在庫管理を行い、医療サービスの向上を目的とした予算編成をしたところであり、

平成21年度は医療用機器として西会津診療所のCT装置の更新にかかる購入費用を計上いたしました。現在使用しているCTの機器は、平成11年度に購入し、撮影回数が10万回を超えたことから、平成16年に管球を1,000万円で購入したところですが、さらに10万回を超えていることから管球の交換が必要であり、また機器も老朽化してことなどから、今後の診療業務に支障をきたさないよう更新するものであります。なお、これらの財源といたしましては補助金及び過疎対策事業債を充当いたします。

それでは、予算書の35ページであります。

平成21年度西会津町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億729万2千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,081万2千円と定める。第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内

でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、主な予算の内容等につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。事項別明細書 176 ページをご覧くださいと思います。

まず事業勘定の歳入であります。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税 2 億 3,935 万 4 千円で、昨年 4 月から 10 月までの医療費をもとに算出したところであります。なお、21 年度の国保税額につきましては、平成 20 年度の決算状況や医療費の動向などを見ながら平成 21 年度の本算定により決定することになります。2 目退職被保険者等国民健康保険税 1,181 万 7 千円であります。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目総務手数料 1 千円であります。2 目督促手数料 1 千円の存目であります。

177 ページであります。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金 1 億 8,334 万 8 千円あります。これは療養給付費等に係る国の負担 34%の定率負担金を計上いたしました。2 目高額医療費共同事業負担金 587 万 5 千円。3 目特定健康診査等負担金 148 万 3 千円あります。特定健康診査にかかる国負担分であります。2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金 7,830 万 3 千円あります。

4 款療養給付費等交付金、1 項 1 目療養給付費等交付金 792 万 1 千円ありますが、前年度との比較いたしまして大きな減額となっております。これにつきましては平成 20 年度から退職医療制度の対象年齢が 74 歳から 64 歳に引き下げられたことにより対象者が減少したことによる減額であります。

5 款前期高齢者交付金、1 項 1 目前期高齢者交付金 2 億 2,797 万 9 千円あります。これは、各医療保険者の前期高齢者、いる 65 歳から 74 歳までの加入割合に応じて交付されるものであります。本町は 20 年度の場合、国の 3 倍くらい率が多かったものでありますから、普通の場合よりも多く交付されてきております。

178 ページであります。

6 款県支出金、1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金 587 万 5 千円です。2 目特定健康診査等負担金 148 万 3 千円ありますが、これも特定健診の県の負担金分であります。2 項県補助金、1 目県財政調整交付金 3,235 万 5 千円あります。

7 款共同事業交付金、1 項 1 目高額医療費共同事業交付金 2,210 万 4 千円あります。2 目保険財政共同安定化事業交付金 1 億 593 万 8 千円です。

8 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金 25 万 6 千円です。

次に 179 ページであります。

9 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 6,319 万円あります。人件費等のほか国保が行なう特定健診等に係る費用のうち、被保険者の自己負担分があります。本町では自己負担分を無料にしておりますので、自己負担分 733 万円、また本定例会においてご議決いただきました「西会津町子育て医療費サポート事業条例」に基づく国保加入者の医療費 313 万 1 千円も一般会計から繰入れすることとして本予算に計上しております。2 項基金繰入金、1 目国民健康保険給付費支払準備基金繰入金 2,000 万円、これは先ほど

も申し上げましたが、国保税の減税財源として充当するため、基金より繰り入れするものであります。

10 款繰越金、1 項 1 目療養給費等交付金繰越金及び 2 目その他繰越金は 1 千円の存目であります。

11 款諸収入、1 項 1 目一般被保険者延滞金及び 2 目の退職被保険者等延滞金についても 1 千円の存目であります。

180 ページでございます。

2 項 1 目町預金利子 1 千円の存目であります。3 項雑入、1 目一般被保険者第三者納付金から 4 目の退職被保険者等返納金までも 1 千円の存目であります。

次に、181 ページをご覧いただきたいと思えます。

歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 2,761 万円。職員の人件費及び事務費等であります。

182 ページです。

2 目連合会負担金 136 万 3 千円。2 項徴税費、1 目賦課徴収費 348 万 6 千円。2 目滞納処分費 2 千円であります。

183 ページをご覧いただきたいと思えます。

3 項 1 目運営協議会費 50 万 7 千円であります。4 項 1 目趣旨普及費 14 万 7 千円。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費 5 億 7,000 万円ですが、これも先ほどご説明申し上げましたが平成 20 年 4 月診療分から 10 月診療分までの医療費動向を勘案し月額 4,750 万円と見込み、所要額を計上したところであります。なお、昨年の状況をみますと、1 カ月、一番高い月で 6,000 万円、低い月で 3,900 万円、非常にばらつきがございました。平均しますとだいたい 4 千 7、800 万円というところでございます。2 目退職被保険者等療養給付費 1,380 万円。これも同じく昨年の動向を勘案し、計上したものであります。3 目一般被保険者療養費 144 万円であります。

184 ページであります。

4 目退職被保険者等療養費 12 万円。5 目審査支払手数料 205 万 4 千円。2 項 1 目一般被保険者高額療養費 6,000 万円。これも平成 20 年度の動向を勘案し見込んだところであります。2 目退職被保険者等高額療養費 60 万円。3 目一般被保険者高額介護合算療養費 20 万円。4 目退職被保険者高額介護合算療養費 10 万円であります。この 3 目と 4 目の高額介護合算療養費につきましては医療制度改革の一環として平成 21 年度から支給が始まる新しい保険給付費であります。介護給付費と保険給付費が合算して一定程度の額を超えますと還付を受けるというような制度であります。

185 ページでございます。

3 項移送費、1 目一般被保険者移送費 30 万円。2 目退職被保険者等移送費 20 万円。4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金 190 万円であります。今年度は国保の被保険者としては 5 件を見込んでおります。5 項葬祭費、1 目葬祭費 100 万円。葬祭費につきましては、1 件 5 万円であります。

3 款後期高齢者支援金等、1 項 1 目後期高齢者支援金 1 億 1,357 万円あります。

186 ページであります。

2 目後期高齢者関係事務費拠出金 3 万 8 千円。

4 款前期高齢者納付金等、1 項 1 目前期高齢者納付金 14 万 1 千円。2 目前期高齢者関係事務費拠出金 1 万 7 千円。

5 款老人保健拠出金、1 項 1 目老人保健医療費拠出金 500 万円であります。平成 20 年 4 月から老人保健制度がなくなりましたが、前々年度の精算が見込まれることから 500 万円を計上したところであります。2 目老人保健事務費拠出金 10 万円。

187 ページであります。

6 款介護納付金、1 項 1 目介護納付金 5,120 万 2 千円。

7 款共同事業拠出金、1 項 1 目高額医療費共同事業医療費拠出金 2,350 万 2 千円であります。これは昨日もご説明申し上げましたが、80 万円以上の高額医療費に係る共同事業の拠出金であります。2 目保険財政共同安定化事業拠出金 1 億 788 万 1 千円。これにつきましても医療費 1 件 30 万円から 80 万円未満の高額医療費に係る共同事業への拠出金であります。

8 款保健事業費、1 項 1 目特定健康診査等事業費 1,029 万 6 千円であります。町国保が行なうべき特定健康診査等にかかる費用であります。

188 ページであります。

8 款保健事業費、2 項 1 目保健衛生普及費 2 万 7 千円であります。2 目疾病予防費 266 万 3 千円。

189 ページであります。

9 款基金積立金、1 項 1 目国保基金積立金 25 万 5 千円であります。

10 款諸支出金、1 項 1 目一般被保険者保険税還付金 117 万円であります。2 目退職被保険者等保険税還付金 10 万円。3 目償還金 1 千円。2 項繰出金、1 目診療施設勘定繰出金 620 万円です。奥川・新郷へき地診療所に係る運営費と医療用器械器具の購入に対する国の調整交付金を診療施設勘定へ繰り出しするものであります。

190 ページであります。

11 款予備費、1 項 1 目予備費 30 万円であります。

次に、199 ページ。

施設勘定の歳入であります。

1 款診療収入、1 項外来収入、1 目国民健康保険診療報酬収入から、6 目その他の診療報酬収入まで、合計 3 億 9,446 万円を見込みました。2 項その他の診療収入、1 目諸検査等収入 2,338 万 7 千円あります。各種検診、インフルエンザ等の接種等の収入であります。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目文書料 147 万 6 千円。診断書料等の収入であります。

200 ページであります。

3 款財産収入、1 項 1 目物品売払収入 1 千円の存目であります。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 759 万 2 千円あります。2 項 1 目事業勘定繰入金 620 万円あります。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金 1 千円の存目であります。

6 款諸収入、1 項受託事業収入、1 目特別養護老人ホーム診療業務受託収入 484 万 7 千円であります。

201 ページであります。

2 項 1 目雑入 34 万 8 千円ではありますが、医師住宅の電気料や電話料であります。

7 款町債、1 項 1 目過疎対策事業債 3,250 万円、西会津診療所の C T 装置整備に充当するもので過疎対策事業債であります。

次に、202 ページ。歳出であります。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費 2 億 727 万 7 千円ではありますが、職員の人件費、医師の委託料、事務費などであります。

次に、203 ページであります。

2 目連合会負担金 31 万 4 千円。

次に、204 ページをご覧くださいと思います。

1 款総務費、2 項研究研修費、1 目研究研修費 130 万 9 千円。

2 款医業費、1 項医業費、1 目医療用機械器具費 5,460 万円ではありますが、医療用機械器具購入費は、C T 装置の整備費であります。2 目医療用消耗機材費 1,890 万 4 千円。

次に、205 ページであります。

3 目医薬品衛生材料費 1 億 7,624 万 7 千円、医薬品費であります。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目老人保健診療報酬返還金 20 万円あります。

4 款公債費、1 項 1 目元金 1,003 万 6 千円、地方債償還金の元金であります。2 目利子 192 万 3 千円あります。

5 款予備費、1 項 1 目予備費 2 千円あります。

次に、予算書の 42 ページに戻っていただきたいと思います。

第 2 表地方債。西会津診療所の C T 装置整備に伴う地方債であります。起債の目的、過疎対策事業費、限度額 3,250 万円、起債の方法及び利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 36 号、平成 21 年度西会津町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の 43 ページであります。

平成 12 年度より施行されました介護保険制度も平成 21 年は 10 年目を迎えることとなり、介護サービスの利用や介護保険給付費は年々増加してきております。国では、増え続ける介護サービスの利用や介護保険給付費と、益々進む高齢化に備え、平成 18 年度に介護保険制度全般にわたる見直しを行ない、介護保険制度の中に地域支援事業を創設し、国県の交付金等で「介護予防」事業を実施することとなりました。また、介護予防の拠点として地域包括支援センターを設置するなど、「介護予防」の強化が図られたところであります。

本町では、それ以前の平成 15 年度から健康寿命延伸事業により介護予防に取り組んできておりまして、また、設置から 4 年目を迎える地域包括支援センターの機能の充実により、「介護予防」が徐々に定着してきており、要介護認定率が、先日も説明申し上げましたが、平成 19 年度実績で県及び会津平均を下回るなど一定の効果が見られることは、介護予防事

業の成果であると考えております。

しかし、高齢化率の上昇と特に発生率の高い75歳以上の後期高齢者が増加していることにより、要介護認定者の増加と既認定者にあつては介護度の重度化が進む傾向が見られ、それに伴い保険給付費も増加しております。

平成21年度は、これまでの実績と今後のサービス利用者数などを推計し策定した平成21年度から23年度までの第4期介護保険事業計画の初年度であります。

平成21年度の予算の編成にあたりましては、この第4期事業計画において定める保険給付費等により調整し計上いたしました。

歳入につきましては、国県及び町負担金などは、介護給付費に対しまして定められた負担率、いわゆるルール分によって見込み、また、介護給付費準備基金及び介護保険臨時特例基金から繰り入れし、第1号被保険者保険料につきましては軽減を図ったところです。

その結果、歳入歳出予算の総額は9億96万3千円となり、平成20年度当初予算と比較いたしまして7,645万9千円、率にして9.3%の増額になったところであります。

それでは、予算書をご覧いただきたいと思ひます。43ページであります。

平成21年度西会津町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億96万3千円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。215ページをご覧いただきたいと思ひます。

歳入であります。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料1億2,701万1千円。65歳以上の第1号被保険者の保険料であります。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金1億4,387万6千円。介護給付費にかかる国の負担分、25%であります。2項国庫補助金、1目調整交付金8,213万2千円、介護給付費財政調整交付金であります。本町では国の基本は5%ですが、本町は10%近くみておるところであります。2目地域支援事業交付金（介護予防事業）328万5千円、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）450万4千円。

3款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金2億5,349万4千円、およそ30%の負担率合をみております。これは支払い基金からくる分であります。2目地域支援事業支援交付金394万2千円、介護予防事業にかかる分であります。

216ページであります。

4款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金1億3,074万2千円、これは保険給付費の県負担分であります。12.5%。2項県補助金、1目地域支援事業交付金、介護予防事業分として164万2千円、2目包括的支援事業・任意事業として225万2千円であり

ます。

5 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金 3 万 9 千円。

217 ページであります。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金 1 億 562 万 2 千円、これも介護給付費の町の負担分、12.5%をみております。2 目地域支援事業繰入金（介護予防事業）164 万 2 千円、3 目包括的支援事業・任意事業で 225 万 2 千円であります、これも町の負担分であります。4 目その他一般会計繰入金 3,121 万円、これは、職員の給与及び事務費等にかかる繰入金であります。2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金 381 万 6 千円、これは第 3 期事業で積み立てた分 2,000 万円を取り崩すということにしておりますが、そのうち初年度分の額であります。2 目介護保険臨時特例基金繰入金 350 万円、これは第 4 期における介護保険料上昇分に対する国の助成からの初年度分であります。

7 款繰越金、1 項 1 目繰越金 1 千円。

218 ページであります。

8 款諸収入、1 項 1 目町預金利子 1 千円。

次に、219 ページの歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 1,731 万 5 千円、職員の人件費等であります。

220 ページであります、2 項徴収費、1 目賦課徴収費 37 万 3 千円。3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費 391 万円、介護認定審査会に係る広域への負担金であります。

2 目認定調査等費 580 万円。4 項 1 目趣旨普及費 1 万 3 千円であります。

221 ページであります。

計画策定委員会費は第 4 期計画の策定が終了いたしましたので、廃項といたしました。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費 2 億 2,328 万円、2 目地域密着型介護サービス給付費 3,870 万 5 千円、3 目施設介護サービス給付費 4 億 6,438 万 9 千円、4 目居宅介護福祉用具購入費 51 万 4 千円、5 目居宅介護住宅改修費 82 万 3 千円、6 目居宅介護サービス計画給付費 2,735 万円であります。これらは、要介護 1 から 5 までの介護認定者等にかかる介護サービス給付費等であります。

222 ページであります。

2 項介護予防サービス費、1 目介護予防サービス給付費 2,867 万 8 千円、2 目地域密着型介護予防サービス給付費 130 万円、3 目介護予防福祉用具購入費 26 万 8 千円、4 目介護予防住宅改修費 82 万 3 千円、5 目介護予防サービス計画給付費 334 万 9 千円であります。これらは、要支援 1、2 の介護認定者にかかる要介護サービス給付費等であります。3 項その他諸費、1 目審査支払手数料 84 万円。

223 ページであります。

4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費 1,646 万 3 千円、2 目高額介護予防サービス費 5 万円あります。これは所得に応じて自己負担分を軽減する分の費用でございます。5 項高額医療合算介護サービス等費、1 目高額医療合算介護サービス費 10 万円、2 目高額医療合算介護予防サービス費 5 万円、これは先ほど申し上げましたように、21 年度から新たな制度としてできたものであります。6 項特定入所者介護サービス等費、1 目

特定入所者介護サービス費 3,790 万円。

224 ページであります。2 目特定入所者介護予防サービス費 10 万円。これは、低所得利用者の食事・居住費等の保険給付分であります。

3 款基金積立金、1 項 1 目介護給付費準備基金積立金 3 万 8 千円、2 目介護保険臨時特例基金積立金 1 千円、基金利子であります。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業、1 目介護予防高齢者施策事業費 860 万 9 千円、特定高齢者の生活機能評価や機能回復訓練等の介護予防事業の委託料であります。

225 ページであります。2 目介護予防一般高齢者施策事業 453 万 1 千円、一般高齢者に対する介護予防の普及啓発等にかかるものであります。2 項包括的支援事業・任意事業、1 目総合相談事業費 504 万円、2 目権利擁護事業費 42 万円。

226 ページであります。3 目包括的・継続的ケアマネージメント支援事業費 480 万円、4 目任意事業費 100 万円であります。これは、地域包括支援センターへの委託業務であります。

5 款介護予防支援事業費、1 項 1 目介護予防支援事業費 380 万円。なお、21 年度から在宅介護者リフレッシュサービス等については、町の独自の施策であるということから、一般会計のほうに計上したところであります。

それでは、227 ページであります。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目第 1 号被保険者保険料還付金 33 万円。

7 款予備費、1 項 1 目予備費 1 千円であります。

なお、県の財政安定化基金拠出金については、福島県の介護保険財政安定化基金の基金残高が今年度末で 50 億円となる見込みでありまして、積み立てが休止されるということから、廃款となります。

以上で、議案第 33 号から議案第 36 号までのご説明を終わらせていただきます。

○議長 暫時休議します。(15 時 24 分)

○議長 再開します。(15 時 35 分)

議案第 37 号及び議案第 38 号の説明を求めます。

地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 議案第 37 号、平成 21 年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の説明の前に、本事業の概要を説明させていただきます。本特別会計は、簡易水道施設 7 施設、飲料水供給施設 3 施設、計 10 施設の管理運営を行っております。平成 20 年 12 月の給水件数は 766 件でありまして、約 1,900 人、町民の 24%のかたに飲料水の供給を行っています。

この給水件数、給水人口は過疎化等の影響から年々減少傾向にありますことから、使用料等の自主財源収入につきましても年々減少してきています。一方施設の老朽化は年々進んでおりまして、一般会計に依存する率が高くなってきております。

それでは、予算書の説明をさせていただきます。47 ページをご覧くださいと思います。

平成 21 年度西会津町の簡易水道等事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,616万4千円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。236ページをご覧くださいと思います。

まず歳入でございます。

1款使用料及び手数料、1項1目水道使用料2,935万5千円の計上です。前段で申し上げましたように、給水人口の減少により、前年度に比較し36万7千円、率にして1.2%減で計上させていただきました。1款2項1目手数料4千円の計上です。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金6,530万3千円の計上です。不足する財源を一般会計から繰り入れいただいております。

3款繰越金、1項1目繰越金50万円の計上です。

4款諸収入、1項1目町預金利子、存目1千円の計上です。

237ページをご覧ください。

2項1目給水装置受託工事収入100万円の計上です。これは、給水工事の受託工事が生じた場合に対処するための費用でございます。3項1目弁償金ですが、存目1千円の計上です。

238ページをご覧ください。

歳出です。

1款水道費、1項1目一般管理費2,882万3千円の計上です。これは、給水施設の管理運営にかかる経費であります。施設修繕料の増加等により、前年度に比較し129万7千円の増額計上となりました。職員1名分の人件費計上のほか、光熱水費、修繕料、電話専用回線使用料、給水装置新設工事費等が大きな金額の計上となっております。

240ページをご覧ください。

2款公債費、1項1目元金4,680万2千円、同じく1項2目利子2,043万9千円の計上です。これは、過年度事業の地方債償還にかかる元金と利子であります。前年度に比較しまして109万2千円の減額計上です。新たな施設整備を実施しておりませんので、公債費につきましては年々減少となっております。

3款予備費、1項1目予備費10万円の計上です。これは、不測の事態に対処できるよう計上するものでございます。

以上で簡易水道等事業特別会計予算について説明を終わります。

続きまして、議案第38号、平成21年度西会津町水道会計予算について説明を申し上げます。

説明の前に、水道事業の概要説明をさせていただきます。ご承知のとおり、本事業では、町中心部、野沢中心部と尾野本、さらには上野尻・下野尻地区を中心に37自治区に飲料水の供給を行っております。現在の給水件数は1,655件でありまして、人口にしますと、4,130人、町民約53%のかたの飲料水をまかなっていることとなります。給水の動向であります。下水道の普及等に合わせ、新たに給水を申し込むかたもございまして、給水件数はわずかずつではあります。増加のしているところですが、過疎化の進行によりまして給水

人口や給水量等については横ばいとなっているところでございます。

一方、大久保浄水場や、配水管の老朽化が進行していることに加えて、小島地区浄水場が設置から11年が経過し、機械器具の更新や、ろ過砂の入れ替え時期が到来したことなどが重なり、維持管理費用は年々増加している状況にあります。

それでは予算書の説明に入らせていただきます。予算書50ページをご覧いただきたいと思っております。

総則。第1条、平成21年度西会津町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。業務の予定量。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数は1,670件であります。

(2) 年間総給水量は47万立方メートルです。

(3) 一日平均給水量は1,288立方メートルとなります。

(4) 要な建設改良事業としては、施設改良事業費1,110万1千円、配水管布設事業費1,900万円を予定しました。

収益的収入及び支出。第3条収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

まず収入です。

第1款水道事業収益1億5,844万5千円の計上です。その内訳であります。第1項営業収益1億352万5千円、第2項営業外収益5,492万円の計上です。

次に支出でございます。

第1款水道事業費1億5,844万5千円の計上です。その内訳であります。第1項営業費用1億1,138万6千円、第2項営業外費用4,670万5千円、第3項特別損失1千円、第4項予備費35万3千円の計上です。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する9,380万9千円は、減債積立金2,912万7千円、建設改良積立金2,893万4千円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額144万7千円及び当年度分損益勘定留保資金3,430万1千円で補てんするものとする。

まず、収入でございます。

第1款資本的収入500万円の計上です。その内訳であります。第1項補助金500万円です。

51ページをご覧ください。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出9,880万9千円の計上です。その内訳ですが、第1項建設改良費3,538万1千円、第2項企業債償還金6,342万8千円の計上です。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第5条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費でございます。3,227万円です。

他会計からの補助金。第6条、営業助成及び施設建設のため一般会計及び他の特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は5,980万円とする。

たな卸資産の購入限度額。第7条、たな卸資産の購入限度額は20万円と定める。

詳細につきましては、水道事業会計予算実施計画にて説明させていただきます。

248 ページをご覧くださいと思います。

まず、収益的収入及び支出の中の収入です。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益 1 億 142 万 5 千円の計上です。前年度と同額の計上です。2 目受託工事収益 200 万円の計上です。3 目その他の営業収益 10 万円の計上です。2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金 5 万 4 千円の計上です。2 目他会計補助金 5,480 万円の計上です。これは、一般会計からの補助金です。3 目雑収益 6 万 6 千円の計上です。

249 ページをご覧ください。

次は支出でございます。

1 款水道事業費、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費、これは浄水場にて飲料水をつくるために要する経費でありまして 3,157 万 2 千円の計上です。職員 1 名の人件費を計上したほか、作業賃金、浄水施設修繕費、電力料金、薬品費等が主なものでございます。2 目配水及び給水費、これは浄水場でつくった水の送水に要する経費でございまして、1,709 万 4 千円の計上です。こちらにも職員 1 名の人件費を計上したほか、水質検査手数料、配水施設修繕費等が大きな金額を占めています。3 目受託工事費 200 万円の計上です。4 目総係費、これは水道事業の事務処理に要する費用でありまして 1,314 万 3 千円の計上です。こちらにも職員 1 名の人件費を計上したほか、メーター検針委託料等が大きな金額を占めています。

253 ページをご覧ください。

5 目減価償却費であります、4,745 万 7 千円の計上です。6 目資産減耗費ですが、2 万円の計上です。7 目その他の営業費用につきましては、10 万円の計上です。2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費ですが、4,415 万 5 千円の計上です。2 目消費税及び地方消費税ですが、試算により 230 万円を計上させていただきました。3 目雑支出ですが、25 万円の計上です。3 項特別損失、存目 1 千円の計上です。4 項予備費、不測の事態に備え 35 万 3 千円を計上しました。

254 ページをご覧ください。

資本的収入及び支出です。まず収入です。

1 款資本的収入、1 項補助金、1 目 240 万円の計上です。これは、農業集落排水事業の野尻地区事業の水道管移設に伴う繰入金です。

次に支出です。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目固定資産購入費 28 万円の計上です。量水器の購入を見込んでおります。2 目上水道施設整備費 500 万円の計上です。老朽化している大久保浄水場配水池の移設工事に向け実施設計業務を実施する計画です。3 目施設改良費 1,110 万 1 千円の計上です。小島浄水場取水ポンプ更新工事、ろ過砂入替工事等を予定しております。4 目配水管布設費 1,900 万円の計上です。これは野尻地区の農集排管路工事に合わせまして、配水管更新を実施するための工事請負費でございまして、2 項企業債償還金、1 目企業債償還金 6,342 万 8 千円の計上です。これは企業債元金の償還額でございます。

以上で水道事業会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいまして、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 本日の日程は、ただいまの説明までとなっております。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。(15時50分)

平成21年第2回西会津町議会定例会会議録

平成21年3月17日(火)

開 会 10時00分

出席議員

1番	目黒	一	6番	渡部	昌	11番	長谷川	徳喜
2番	多賀	剛	7番	五十嵐	忠比古	12番	伊藤	勝
3番	青木	照夫	8番	武藤	道廣	13番	清野	邦夫
4番	荒海	清隆	9番	大沼	洋平	14番	清野	興一
5番	清野	佐一	10番	長谷沼	清吉			

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	山口博續	会計管理者兼出納室長	長谷川文男
副町長	薄友喜	教育委員長	佐藤晃
総務税政課長	伊藤要一郎	教 育 長	長谷川隆夫
まちづくり政策室長	成田信幸	教 育 課 長	高橋謙一
町民情報課長	大竹 享	代表監査委員	廣瀬 涉
健康福祉課長	藤田潤一	農業委員会長	斎藤太喜男
経済振興課長	斎藤 久	農業委員会事務局長	斎藤 久
地域整備課長	杉原徳夫		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤健一	議会事務局主査	齋藤正利
--------	------	---------	------

平成21年第2回議会定例会議事日程（第12号）

平成21年3月17日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|------|--------|----------------------------|
| 日程第1 | 議案第26号 | 平成21年度西会津町一般会計予算 |
| 日程第2 | 議案第27号 | 平成21年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第28号 | 平成21年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第29号 | 平成21年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第30号 | 平成21年度西会津町下水道施設事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第31号 | 平成21年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第32号 | 平成21年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算 |

延 会

○議長 平成 21 年第 2 回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

申し上げます。議案第 26 号から議案第 38 号までの説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

審議の方法として、一般会計については総括的な質疑を行ない、その後に款ごとに質疑を行ないます。特別会計については一議題ごとに行ないますのでご協力をお願いします。なお、議案の審議を行ないますが、会議規則第 52 条で定めておりますように、議案内容の不明な点や疑問点を問いただすものでありますので、あらかじめ申し上げます。

日程第 1、議案第 26 号、平成 21 年度西会津町一般会計予算の総括質疑を行ないます。

12 番、伊藤勝君。

○伊藤勝 それでは、若干総括でお尋ねをいたしますが、一つは 12 月の議会でもただしたわけですが、県の行革大綱、これによって、いわゆる市町村に対する補助金、これの 1 割カットとか、あるいは事業の見直し、これらが出てまいりました。このことは、町のほうでも説明してございましたけれども、県は 21 年度に約 720 億円の財源不足を見込んだというようなことから、こういう影響が出てくるわけでありましたが、12 月の段階では、まだその内容については明確ではないという答弁でありましたけれども、今、議会が行なわれて、そのおおよその内容が明らかになったと思いますが、この県の財源のカット、あるいは事業費の見直し、これによって町が受ける影響というのは具体的にはどういう事業で、どれくらいの額にあるのか、まずこのことについて聞いておきたいと思えます。

それから、総合計画の策定にあたって、今議会の冒頭に町のほうから今後の総合計画の進め方、あるいはこれまで行なってきた総合計画の評価と検証、これについての報告書が配付をされておりました。簡単に申しますが、私はこれをみて、単なる町の自己評価にすぎないのではないかとこう感じたのであります。そのことは、これまでいろいろな角度から庁舎内でそれぞれ行なってきたのをみずから評価をしたのだらうと思えますけれども、私はスローガンのものと、あるいは文言でこの評価をするということではなくて、数字で表していくべきではないのかとこう思うのであります。

そのことは、これまで町が進めてきたインフラ整備、例えば下水道、水道、町道、改良舗装、あるいは消防の充足率、こういったインフラ整備の状況はどうであったのか、あるいは文化と教育、これらの取り組みとその効果はどうであったのかと、その施設の状況などについて、あるいは企業の雇用との関係、企業数、こういったことを総合的に評価ということであれば、町民が誰でもがわかるように、それを数字で表して、全国レベルでは我が町はどの程度にあるのか、あるいは県においてはどの程度のレベルにあるのか、何が今、この町では不足をしているのか、あるいは改良しなければならない、改善しなければならないのか、こういうことを数字で表して行って、はじめてこれまでの取り組みというのが、いつでもどこでもだれがみても明らかになってくるわけでありましたが、今回、配付された中には、いろいろと文言はかかっておいても、こういう数字的なものが含まれていない、このことについて、現実には本来は策定はしてあるけれども配付にはいたらなかったのか、あるいはそういうところまで進んでいないのか、町がこれまで進めてきた評価と検証につ

いて、どのように考えておられますか、数字で表す、あるいはそれを公表することはないのか、このことについて伺っておきたいと思います。

それから、財政についてであります。今回の一般会計は49億7,500万円、昨年から見ると5,100万円の1%の増額予算だということでもあります。特に町税について、これは個人、企業法人、固定資産税などなどございますが、3,300万円ほど減少となっているわけです。しかしながら、現在のいろんな経済問題が、これは国全体を含めて取り組まれておまして、つまりは、交付税で1兆円の特別枠が設けられたおかげで、いわゆるこの交付税が若干予想以上に配分されてきたと、結果的に昨年よりも3,500万円、これらの影響によって増額となってきたと、こうみることができるとありますが、もしこの1兆円の特別枠の配分がなかったとしたならば、いわゆる交付税で約1億円程度の減収とみていたのではないかと、そうすると、町としては、その分財源的に非常に厳しかったのか、あるいは財源不足という結果にはならなかったのか、財調をみても2億数千万円しかないわけですから、いくら取り崩して、こういうところに対応できる状況ではなかったのかどうか、このことについてどうみるべきだったか、このことについて伺っておきたいと思います。

使用料手数料で1億3,327万6千円ございまして、720万円ほど増額とこうなっております。なかでも、ケーブルテレビとか、インターネット、テレワークの使用料で320万円からの増額となっているわけです。しかしながら、これまで19年度の決算状況などをみますと、ケーブルテレビとか、インターネット事業において、収入未済が発生しているわけです。いわゆる滞納されているかたが相当数おるわけです。今回、この増額使用料手数料で、こういうことをわかりながら、320万円からの増額とこういうふうになっているのか、あるいはこの増額というのはどういう状況によってインターネットや、あるいはケーブルテレビの使用料が多くなってくるのか、この点について説明をしていただきたいと思っております。

財産収入で伺いますが、徳沢駅の区画が整地をされました。全部で両端含めて17区画と、担当に伺ったところ、現在真ん中方部で3区画売られて、現在12区画残っているということでもあります。このことは徳沢駅前の限られた土地の範囲の中でありまますから、他のかたがきて、その求めようとするというような場所ではないなとこうみているわけです。実際、私もその区画の整理というのは監査の立場上みましたが、ほとんどその地域のかたがたに、はっきりいえば利用していただくような場所であるなど、こう感じたわけではありますが、この区画とその後のいろいろな説明が地元でされたと思っておりますけれども、今後の残る区画の内容については、今後どのようにお考えでありますか、あるいは申込者がこれから出てくると、こういうことでもありますか。

このことについては、ただ整地をすればいいというのではなくて、有効活用していただくというのが、整地をするための条件、あるいは目的だと思うんですが、これについての見通しについて伺っておきたいと思っております。

このことは、いわゆる財産収入というのは、非常に売れば相当額町の財政に寄与するわけありますので、ぜひこういった残っている部分というのがそのままの形であっていいはずがないのでありまして、この対応について伺っておきたいと思っております。

あと地方債と公債費について若干伺っておきたいと思いますが、15年度の借金残高というのが示され、15年度以降の町の地方債とその今後の公債費のあり方について示されておりますので、15年度の借金残高が131億7,900万円をピークにして、年々減少傾向にあるということは理解をいたしました。これは24年度まで、このまま減少になっていくわけがありますが、24年度には102億9,000万円なんですね。傾向としては、私は非常にいい傾向にあると思います。しかし、これは大型の公共投資というものはまったく想定していない、あるいはこれから町が行なうべきいろんな公共事業というものについて、これは幾分かありますけれども、大規模なものというのは想定しない範囲の中で、この内容が組まれていると思うんですね。

しかし、今後いろんな今議会でも問題になっておりますけれども、これから小学校の建て替え工事、あるいは廃校された学校がそのまま残っていいはずはないんですね。これはどなたのところから事業費を考えてみても、補助事業がないというのが町の考え方なんです。しかしこれだって、いつかは自然にくずれて待つというようなことではないはずなんですね。いつか町としてこれを整地しなければならないというときがくるであろうと。そういうことも含め、あるいは今私たちが、ここに建っている本庁舎、これだって耐震構造をしてみれば、危険庁舎であるということは、私は間違いないと思うんです。こういうことを想定した場合については、今後、町としての公共事業というものを計画の中にどう入れていくかとなると、この、いわゆる町の起債と償還計画というのはまた変わってくるんじゃないのかと、こういうことも含めて、将来計画がこれからされていくのかどうなのか。こういうことを想定しての、ある意味ではこの公債費の割合、あるいは地方債の割合、こういうことも考えていくべきではないのかどうか。これらについての町の考え方を尋ねたいと思います。

少し長くなって申し訳ありませんが、事業について2、3お尋ねをして終わりたいと思います。

一つは、今後の今年の事業の中で、食改の交流とか、あるいは沖縄における保養基地交流事業がございます。毎年行なわれておりますが、沖縄の宮古島との食改さんの交流とか、高齢者長期滞在型保養基地予備交流事業、これも今年は継続していくのかどうなのかを伺っておきたいと思うんですね。なぜかという、ご承知のように、宮古島市長の伊志嶺さんが、昨年12月に職員の一連の不祥事の責任を取って辞任をされたわけですね。そして1月の25日に市長選挙がございました、6人立候補したんです。それで、今度新しい市長さんに下地敏彦さんという方が当選をされましたけれども、残念ながら前市長の伊志嶺さんの継承という候補者ではなかったと私は思っているわけですが、これまで私は、伊志嶺さんという市長さんというのは、非常に好感も持っておりましたし、取り組みも評価しておりました。ぜひこの継続していただきたいものだと思っておりましたけれども、今後新しく変わられた市長さんとの関係で、こういう事業が継続していくのかどうなのかということでもありますけれども、そのことはどう考えておられますか、むしろこれは町長にお尋ねしたほうがいいのかどうかこう思います、どうでありますか。

交流事業で、やっぱり今回強力に進めていただきたいというのは、私は一般質問でも申しましたように、単なる子供の交流も、それは悪いとはいいませんけれども、これからは

地域活性、協働型の交流として、いわゆる農家のかたがたとの交流とか、他の人たちの交流ということについては、これはぜひ経済の活性化に向けて取り組んでいただきたい。こういうことについて再三いっているわけでありませけれども、今度のこの議会の、あるいはこの今年度の中で、これについての町の意気込みや考え方というものを明確にぜひしていただきたいと思うんですが、課長どうですか。聞いておきたいと思います。

雇用と対策については、一般質問でも述べましたので簡単に申しますが、今回、緊急雇用創出事業とふるさと雇用対策特別交付金で2,200万円、町は雇用対策に使おうとこういっておられます。私は非常にこのことによって、少しでも雇用の拡大を図り、そして経済の活性化につながればいいなど、自治体が本来こういうことについて、本当に苦肉の策としてやっているなどということの評価をするわけでありませけれども、具体的に通年雇用ということになると、非常に難しい面もありますが、この2,200万円の具体的な雇用人数、20人程度とこう、当時、一般質問でも課長いわれましたが、この内容については、通年のでありますか、本当に臨時的であるんですか、これはこの事業がいかされていくということは、生活にもかかわることなんでありまして、具体的にはどういう考え方でありますか、再度聞いておきたいと思います。

最近、全国的に雇用形態の中で、農業に携わる人、あるいは林業に携わる人もこの雇用形態の中で多くいるということでもあります。町としてもぜひこの林業や農業に雇用がここで拡大されるように、あるいは参入されるような対応も必要ではないかと思いますが、この2,200万円という中においては、そういうことは想定していないのか、あるいはこれから町として、こういうことについても具体的に取り組んでいこうとしているのか聞いておきたいと思います。

最後に芸術村についてお尋ねをいたしますが、ブルースさん、このかたは9月から今月の7月の末まででありました、パウルさん、このかたは7月から3月末までであります。本当に1年間もない中で、来ては去り、来ては去りというのが西会津町の芸術家のみなさんの姿です。来るかたはそれなりのきちとした芸術であろうと私は思いますけれども、町の本当の当初の考え方は、芸術家村に、ここに根ざして、地域のかたと一緒になって活性化をするというのが一つの狙いだったんです。それがいつの間にか、半年もない、あるいはそういう契約、契約がそうであるからそうなんでありましようけれども、渡り鳥のような対応で、はたして当初の目的が達成するのかなど、もっと選択や、あるいはこの取り組みの関係で見直していく必要があるんじゃないか、今、町のほうで担当者にお聞きしましたならば、現在、いろいろ交渉をしているそうでございます。いろんな大使館とか、そういうところへ。私は、必ずしも芸術家というのは、なぜ外国にこだわるんだということを申し上げたいと思いますけれども、この芸術家が本当の意味で地域活性化につながるようにするならば、やっぱりもう少し町のほうでも積極的にこういった芸術家招致の問題について、根本的に変える必要があるんじゃないのかと、このことを再度お聞きを、基本的なことですからね、約850何万円使っているわけですからね。ぜひ、この対応を求めたいと思います。

○議長　　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　　それでは、ご質問にお答えをいたします。

まず第1点目の県の財源不足によります市町村に対する補助金の影響というご質問でございますけれども、12月の議会でもご答弁申し上げましたように、県の財源が非常に厳しいということであったわけであります。この補助金の見直しの内容につきましては、県のほうからなかなか情報がまわりませんで、最終的にその情報がまわりましたのは知事査定が終わった後ということでございます。具体的には、その見直しの対象となりましたのは浄化槽、あるいは下水道の整備、それからもう1点が文化財の保存関係、これらが補助金見直しの対象になったというふうに連絡がございました。

本町への影響でございますけれども、本町におきましては、浄化槽と下水道がその対象となるわけでありますが、今回の補助金の見直しについては、新たに採択される事業ということでありまして、本町につきましては、下水、それから浄化槽ともに継続事業ということでありますので、今回の見直しにつきましては、直接的な影響はなかったということでございます。

それから、交付税、今回1兆円が別枠で交付されるということで、なければどうだったかということでございますけれども、議員おただしのありました町税を含めまして、譲与税、交付金等、これらの景気の後退による大幅な減額見込みが、今回、減額で予算を計上させていただいたところであります。この1兆円がなければ、非常にその財政を、予算を編成するにあたっては厳しい状況にございました。今回、この1兆円の交付税別枠によりまして、普通交付税が2.7%の伸び、それから普通交付税の振替措置であります臨時財政対策債が市町村分にあっては55.3%の伸びということで、これによりまして本町の交付税、臨時財政対策債の合計の増としまして、約1兆円を計上したわけでございます。

昨年の8月の仮試算では3.8%のマイナスということで、前年から、20年度の決定額からいたしますと1億円ほど減るだろうというふうにいわれていたわけでございますけれども、今回、この交付税が伸びたことによって、その1億円分が総体で復活したということでございます。その結果、財政調整基金からの繰入金を前年度よりも3,000万円ほど抑えることができたということでございます。

それから、徳沢駅前の財産売払い収入の関係でございますが、全部で17区画ございまして、このうち5区画が仮契約の段階というふうになっております。残り12区画があるわけでございますけれども、これにつきましては、議員もおただしありましたように、地元のみなさんに、徳沢地区のみなさんにこの土地を有効に活用していただきたいということで、町として整備を進めてきた経過がございますので、今後も地元のみなさんに有効に活用していただけるようお願いをしてみたいというふうに考えております。

それから、公債費の今後の見込みということですが、先日本示いたしました資料でもありますように、年々公債費、地方債の借入残高は計画的に減少しております。24年度の末現在では、102億ほどになる見込みでございますけれども、ここには現在、進めております情報化の高度化基盤整備、いわゆるデジタル整備については、すべて事業費をここに見込んで試算をしたところでございます。ただし、今後想定されます中で一番大きなのは、小学校の適正配置の事業が一番大きく想定されるのかなというふうに考えますけれども、これらについては、まだ今後の小学校適正配置の進め方の状況がまだ定かではございませんので、その内容がある程度はつきりしてきた段階で、この試算の中に組み入れ

ていきたいというふうに考えております。なお、大規模事業を進めるにあたりましては、町の長期総合計画の実施計画の調整、あるいは財政の健全化計画、こういった中で十分に検討をしてみたいというふうに思います。

また、借入額の計画的な減少につきましては、借り入れする額が償還額の内輪で推移するよう、今後も計画的に償還を進めていくとともに、これまでもやってまいりましたけれども、交付税に算入される有利な起債を計画的に使いながら事業を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 副町長、薄友喜君。

○副町長 食生活改善推進員の交流と、それから長期滞在型の交流事業についてお答えをしたいと思います。

先ほどご指摘にありましたように、これまでの宮古島市長、伊志嶺市長さんから下地市長さんに変更されました。これによりまして、今後の事業の継続はどうかというようなおただしでございますけれども、食生活改善推進員の交流事業につきましては、平成9年からこの事業を実施しております。この事業につきましては、下地市長さんになられても、今後も継続して実施をするということで、その方針が打ち出されて、本年21年度の予算にも計上されたということでございます。

それから、長期滞在型の予備交流でございますが、これは平成16年から事業を開始いたしました。今年5回目でございます。去る2月の23日から3月の5日まで実施いたしました。伊志嶺市長さんから下地市長さんに変更されましたので、私もまいりまして市長さんに表敬訪問をいたしました。その中では、いわゆる今後も、来年も来てくださいよというようなお話をいただいておりますので、今後も継続されるのではないかとというふうに認識をしております。それで、その中でいろいろお話がありましたのは、今後のその具体的な方向をこれから打ち合わせをする必要があるというようなお話をいただいておりますので、先ほども申し上げましたように、この長期滞在型の交流事業についても継続されるというような認識でおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 ご質問のうち、総合計画に関するご質問にお答えをいたします。

新しい総合計画につきましては、議員もご存知のように今年度と来年度の2カ年をかけまして、平成22年度を初年度とします新しい計画を現在策定しているところであります。それにつきまして、現行計画、現在の総合計画であります。これにつきましては、評価検証ということで行なったところでございます。これにつきましては、資料として配付し、また公開ということでホームページ等を使いまして公開をしたところでございます。

先ほど質問の中で、その評価検証の中での数字関係での評価ということでございますが、この評価検証の報告書の中でも総論の中で実は記載してございますが、現行の計画につきましては、文言の中でこういうものやっています、ああいうものやっていますという形で施策等について、どのようなものやっていくかというのが明記された計画でございます。

それで、評価検証といたしましては、その施策についてどの程度実施ができたかということで、実施をしてきた観点から評価検証という形で達成度を評価したところでござい

す。その中で現行計画の問題点と申しますか、課題といたしまして、現行計画ではその目標というものがあるわけですが、それが数値で表せてこなかったという一つの問題点がございまして、なかなか数値という形での評価が難しいという観点から、新しい計画をつくるときに、今度は目標といたしまして、できればその数値的目標を、やはりやっていかないと評価検証という点での正確性、また客観的な視点という観点からは、やはり必要であろうということございまして、現行計画のこの評価検証での反省を踏まえまして、次期計画におきましては、できるだけ数値的な目標等を設置をするような形で評価検証並びに進捗管理がしやすい形にしていきたいという考えております。

○議長 町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長 使用料、手数料のうち、ケーブルテレビ、インターネットの使用料の増額の理由についてというおただしでありますけれども、この増額の理由については、いずれも加入者が増えているというようなことが大きな要因でございます。特にケーブルテレビにつきましては、この2月末現在で、対前年と比較しまして、38件ほどの加入者が増えているという状況であります。

また、ケーブルテレビでは、デジタルパックということで、いわゆるSTBを付けましてBS、CSが見られる、多チャンネルサービス、これを開始したわけですが、これにつきましても、2月末現在で対前年と比較しまして134件の増加ということでございます。そういったことで、加入者増ということで使用料の増額になったというようなことでございます。

それからまた、インターネットにつきましても対前年と比較しまして24件の加入者増ということでございます。また内容的にも、メニューの中でも、いわゆる容量の大きいほう、最大10メガ使えるわけですが、最近のインターネットを利用しているかたが、そちらの容量の大きいほうに変更するというような、そういったメニューの変更などありまして、そういったことで使用料が増加しているという状況でございます。

未収分がそういうのをみているのかというようなお話でありますけれども、ケーブルテレビのほうにつきましては、未収分がだいたい250万円から300万円近くあるというようなことでもありますけれども、現年度分につきましては、1%くらい未納ということでみております。それを今回の使用料の中に積算しているということでもあります。またインターネットにつきましては、すべて徴収するというような考えで、100%徴収するような考えで収入を見込んだところでございます。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 雇用問題と交流事業のおただしについてお答えしたいと思います。

まず雇用問題であります。これは一般質問の中でもお答えしましたように、今回、国の制度でありまして、緊急雇用制度とふるさと再生雇用制度と、この二つの制度があるわけでありまして、いわゆる緊急雇用制度のほうは、雇用期限を6カ月と規定しているところであり、継続の再雇用は禁止というのが緊急雇用制度でありまして、今、半年、いわゆる6カ月分の事業を今、要望をあげているところであります。

それに対しまして、ふるさと再生雇用のほうは、1年雇用でありまして、将来的にはその雇った会社で、できれば正規社員までもっていただきたいというのが、ふるさと

再生雇用であります。ですが、議員もご承知のとおり、福島県では、今5,400人くらいですか、2月20日ころですか、新聞で報道されたわけでありましたが、そのうちの約77%は浜通りが占めているわけでありまして。そんなことから、いわゆる内々の情報によりまして、ふるさと再生雇用事業については、どうもそちらのほうに余計配分されるようでありまして、西会津のほうは、いわゆる緊急雇用ですか、そちらのほうに事業配分多くくるという内容でありまして、その見込みとして今、内々の情報としては、だいたい20人くらいは見込めるのかなという想定をしておりますが、そのほとんどは、いわゆる緊急雇用制度のほうの事業該当と、ふるさと雇用も2、3該当しそうなんですが、そちらのほうはせいぜい2、3人程度の見込みかなというふうにとらえているところであります。

それともう一つ、農業での雇用は考えられないのかということですが、当然、国の制度として農業の雇用制度ということで、補助制度ありまして、当然、町としてもその対策を推進してきたわけでありまして、つい先日、県でいわゆる農業面での雇用と、説明会というのがありまして、認定農業者のかたにその説明会の案内を申し上げ、数名その説明会に出席されたわけでありまして、その結果、1人の雇用が、今まだ結果は出ないわけでありまして、なんとか1人、この農業の雇用でやっていきたいと、当然、農業の雇用は将来的にその人が農業でやっていくと、生計を立てていくという意欲のある人というふうに必要な条件があるわけでありまして、なんとか今、その方向に向かって認定農業者のかたが、なんとか本人の研修も含めて、自分の規模拡大も含めて、その事業に取り組みたいということで、今取り組みを進めているところであります。

また、交流事業につきましても、一般質問の中でお答えしましたように、今、国は今度全国的に展開いたします子ども農山漁村交流プロジェクトですか、これがあるわけでありまして、やはり基本的にこれはなかなか大規模なことは西会津の場合、施設的に受け入れ態勢の問題もありますので、なかなか大規模なことは難しいだろうなど、やはり西会津の規模にあったものが取り組めれば、非常に地域活性化、交流の推進になりますので、やはりその体制づくりは検討していかなくてはならないとこう考えておりますし、また片方において、いわゆる団塊の世代ということが盛んにいわれておるわけでありまして、今までもいろんな推進して、20人程度のかた、西会津、空き家とかなんかに入られて、西会津においでになっているかたおるわけでありまして、その団塊の世代、農業、受け入れにするにいたしましても住まいの問題、農地の確保の問題、そして農業技術支援体制等々ありますので、やはりそれらも含めて、真剣に考えていかなければならないということで、当然、先ほどもいいましたように、1人の雇用を進めたいということで、いろんな角度から推進しているところでありますので、ご理解願います。以上であります。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育課長 芸術村についてのご質問にお答えをいたします。

西会津国際芸術村につきましては、文化のかおり高い芸術の里づくりを進めるため、木造校舎である旧新郷中学校を国内外の芸術家に創作の場として提供し、芸術を通じた国際交流を推進するとともに、都市と地方を結ぶ拠点として活用し、新郷地域はもとより町全体の活性化を図ろうとするものでございます。

今年、第4期の招へい芸術家でございますが、ブルースヒューバナーさん、尺八の音楽

家でございますが、本年7月に入村してございます。また、カトリンパウルさん、写真家でございますが、本年9月に入村しております。いずれのかたも3月末で離村をされるわけでございますが、お二方につきましては、在日の期間が長く、日本語も堪能でございます。日本文化にも理解がありまして、ジャンルを問わず音楽家や芸術家など、幅広いネットワークを持っているということから、西会津国際芸術村の事業を芸術家本人からわかりやすく国内や海外にPRすることで、芸術村の理解と評価をより確かなものとするものでございます。またお二方につきましては、芸術村を離れましても、西会津町及び芸術村の良き理解者として国内外において、西会津国際芸術村のPR活動を今後も継続していただけるかたであります。

また、なぜ海外の芸術家なのかというご質問でございますが、NPO法人西会津国際芸術村におきましては、町とかかわりの深い大学をはじめ、美術系大学とも協議を行いまして、芸術家の推薦について対応しているところでございます。なお、今事業につきましては、国際的にも意義のある事業でありますので、今後とも町民のみなさんやNPO法人西会津国際芸術村と連携を図りながら、着実に成果があがるように継続してまいる考えでありますので、ご了承いただきたいと思っております。

○議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 簡単に質問いたします。

最初は総合計画の評価とこの検証について、具体的には本来ならば数字で表すべきであったと、そういうのができなかったと、こういうことでありますから、それはいいとしても。ただこれまで、総合計画を作ってずっとこの進めてきたわけなんです。今、町民の皆さんがこの町をどういうふうにして検証すべきかというときに、それを評価するものを与えないで、この町に何が必要ですかとこう聞かれても、これから長期総合計画を策定するにおいては、少し町のほうではあまり親身さが足りないのではないのかなと、こう思うんです。

というのは、今までそれぞれ個別にみれば、全国的に進んでいるようなところはたくさんありますよ、しかし、それがどういうレベルであるのかということは、やる気があれば、できなかったではなくて、今後一つ一つそういったことを、実際にこれは国の段階で出している資料もあるわけです。あるいは県での対応だってあるわけです。そういうものをちゃんと調べながら、西会津のインフラ整備の状況に照らし合わせれば、数字はおのずと出てくる、やる気があればこういうのはできるんです。そういうことが、ただ単にやらないでいて、そして文言において、いわゆる自分達のやってきたことを自分達が評価をする、外部評価だったらまだ違いますよ、外部評価の中でこの文言が出てくるのであれば、こういうことだから自己評価に過ぎないのではないかと、こういうことは、これから町民の皆さんが総合計画をつくる段階において、具体的な数字を持って表していただいて、そして意見を求めるということでなければ、これは町民の皆さんも何をこの町で、どういう形で参加していくかということについては戸惑いがあると思うんですが、やればできる、こういうことでありますから、ぜひこれは町民の皆さんに西会津町の現状を知らせていただきたい。ぜひ取り組んでいただきたいものだとこう思います。やる気がなければいいですよ。

使用料手数料で、インターネット、それからケーブルテレビ、これはケーブルテレビの

ほうでは、38件が増えてきたというのは、はじめてケーブルテレビに入るかたというと、仮にこれまで想定したことでいえば、私はほとんどケーブルテレビは西会津町の全域に入ってきたのかなとこう思っていたんですね。38件が出てきたというのは、これは雇用促進住宅が新しく町が買って、新しい住宅にされましたので、その関係で多くなったのかなと、こうみるべきなのかなとこう思いますが、その点はどうですか。

それからインターネット、これは何も強制的に入っていたくような内容ではないんです。しかし実際のところ、本当にみずからが入って、みずからの責任で持って使用料を払わなければならないというときに、これが滞納でずっときていたんです。こういう具体的な指導もきちっとしない中で、入った入ったと行って手を打って喜んでいられない。一方ではこういうことが現実であるわけですから、このこともきちっと精査した中で、新しく入るかた、あるいはきちっと対応すべきかた、このことはぜひ今年でもって清算をしていただきたい、今年度で。このことを強く私は申し入れておきたいと思います。

財産収入の徳沢駅の関係は、これはほとんど他の地域からこの土地を求めてくるかたはいないと思うんですね。ですから、いってみれば徳沢のかたがたに利用していただく土地だと思えます。ぜひこれについては、このまま空きがあるということではなくて、もっと価格やその他についてもだいたい考えながら、平均値140万円くらいですから、こういうことも含めて、もっと話し合いをしていただきたいものだなとこう思います。

あと交流事業については、わかりました。ですから、今後いろいろな関係もありましようけれども、交流内容というものについては大事にしていかなければならない。ただ、宮古島の私もちょっと興味があったものですから、宮古島のホームページを見まして、宮古島では施政方針とかすべてにわたってこの情報を開示しているんですよ。ですから、施政方針とか、こういうものも全部インターネットで取れることになっている、何十ページもありますけれども。これをずっとつぶさに見ました、全部の事業が書いてあるんです。そしたら、一項目なりとも町が力を入れているような、長期滞在型保養基地予備事業なんていうのは一つも出てこない、ですから私は、何なのかなとこう思ったわけなんですね。ですからこのことは、今までどういう取り扱いでこの西会津町の長期滞在型保養基地事業については取り扱われていたのかわかりませんが、いやしくもこの21年度の施政方針の中にはまったくそういう文言が出てこない、保養基地ですから、こういう場所に将来は基地ができるであろうということを行ったかたがたみんな説明を受けて帰ってくるわけですよ。ああ立派なところに、こういうところに建物が建つんだと。そういうことが長期総合計画にまったく出てこないのかどうなのかなということなんですね。これは相手のある基地ですから。ただ、これは町としてもそういうことを目標にしているならば、ぜひとも今後そういった面では明らかにしていただいて、この交流が本来の目的を果たす内容であるのかを再度町民のみなさんにうたえたいものだと思います。

最後に国際芸術村の関係では、私はね課長、課長にばかりいうつもりはありません。NPOのかたがたが外国の芸術家の皆さんを招致してくるということは、非常に私は難しいものだと思いますよ。しかし、本来この芸術家というのは、言葉は悪いんですけども、渡り鳥のように来て去っていった中で、町が今ほど申し述べられたようなものが期待できるかということ、まったく私は期待できないと思うんです、そういう意味では。外国人

であっても日本に10年もいるかたが、日本語が堪能なかたでなんて、当り前のことなんです。そして、本来日本人といってもいいかたぐらいなかたなんですよ、いろんなところで活躍しているんでしょう。これまで来たかたなどについての一部ですけれどもね。

ですから、私は熱塩加納の黒岩地区に住んでおられる青砥さんなんていうのは、このかたは芸大を卒業して、住み着いて、そしてその中で芸術活動を通しながら、その活動はむしろ都会のほうでそのことは活動のいろんな展示をされている。こういう地元と密着した、密着型芸術家ということも私はこれから想定していくべきではないのかということなんです。ですから新しい芸術家分野というものは、必ずいろんなジャンルはありましようけれども、そういうところにまず町としてこれまでと違った角度から目を向けていかなければ、これからますます1年もない土地にまた来て、また出て行って、ぐるぐるぐるまわってくるような、そんなことであっては本来の芸術家の意味がなされないのではないのと、ですから、しっかりと、これから1年か2年ぐらいいるくらいな、そういうかたを招致をしていく、これは私がいうのではなくて、町が最初そういうことをいっていたんですよ、町のほうで。再度私はぶり返していているだけにすぎないわけですから、ですから本来の目的のとおり取り組んで、今年こそはそういう意気込みで取り組むんであろうなところ期待をしておりますので、その意気込みのほどを聞かせていただきたい。

○議長 町長、山口博續君。

○町長 12番、伊藤議員の質問でありますけれども、長期滞在型の保養基地ですね、これは西会津町のほうとしては、長期滞在型の保養基地という名称でやっているわけでありませぬ。これはご承知のように、西会津町の場合、やはり骨粗しょう症が極めて多かったということでもあります。それも農業が厳しいから腰が曲がったというようなこと、今まで俗説でいわれてきたわけでありませぬけれども、本当はそうではなくて、食事が悪いと、それからやっぱり日常の生活のやり方が悪いということでありませぬ、そういうものを何でかという、西会津で冬季間積雪があるわけでありませぬ、その間お年寄りのみなさん外に出て運動するという事はなかなか難しいわけでありませぬ。

そんなことで、松崎先生は、暖かいところに行って、そして体を動かすという作業をしたほうがいいよということで、長期滞在型の保養基地を提唱されたわけでありませぬ。その対象として、最初は大宜味村を考えたわけでありませぬけれども、村長さんが変わって、なかなか可能性がないということになりませぬ、宮古島を紹介されたわけでありませぬ。そんなことで、今、狩俣地区というところが宮古島にありますけれども、八つの入り江を使ってプライベートビーチまで付けて、そういうものを西会津町のためだけということではなくて、そういう全国からそういう希望を持っている自治体を受け入れられるようなところをつくるということで、年間4億とか5億とかの予算をかけて整備をされているということでありませぬ。

そういうことで、我々としても市長が変わってそういう事業がなくなるということではありませぬので、安心はしていたわけでありませぬけれども、実際に副町長に実験事業という、これも西会津の名称でありますけれども、そのみなさんと一緒に行ってもらって実態を見てもらって来ました。そういうことで、まったく今までどおり心配ありませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長　まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長　総合計画に関する再質問にお答えをいたします。

総合計画につきましての評価検証につきましては、先ほどご答弁申し上げたとおりでございますが、新しい計画の目標という観点からは、平成20年4月に施行されましたまちづくり基本条例、この中の第6章にもまちづくりの目指すものということで、これからまちづくりをする上での目指すものが明記されております。これらをベースにしながら、総合計画の検討会議で、現在町民のみなさんにお集まりいただきながら、意見をいただいて進めているわけではありますが、その意見を聞きながら、そういうものについては、これから設定をしていきたいというふうに考えております。

また評価検証につきましても、この報告書自体は確かに役場内部で作成をしたものでございますが、その検討会議におきましても、見ていただきながら意見をいただきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、新しい計画をつくるということがもっとも大切なことでございますので、次期計画の中でそのような形で目標を設定し、できるだけ数字的なものも取り込んでいくような形でやっていきたいというふうに考えております。

○議長　町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長　再質問にお答えいたします。

まずインターネットの未納対策でありますけれども、議員おただしのとおり、インターネットにつきましては、日常生活に支障が出るような、そういったものではなくて、当然、経済活動とかそういった趣味とか、娯楽に使っているというような状況であります。こうした状況でありますので、町としましてもそういった未納者については、厳しく取り扱っているところであります。当然3カ月から半年近く未納という場合には、やめていただくなどそういった取り組みもしているところでございます。

それからあとケーブルテレビの加入者、38件でありますけれども、確かに雇用促進住宅からの加入のかたとか、またあと一般家庭のかたも多くいらっしゃいます。一般家庭のかたにつきましては、ケーブルテレビ開設当時、アンテナで見るから加入しないなどといって今まで加入しなかったかたでありますけれども、最近のデジタル放送の開始とともに、ケーブルテレビを利用してデジタルテレビを見ようかというようなことで加入しているかたが増えている状況でございます。ちなみに現在の加入率は95%ということになっておるところでございます。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　徳沢駅前の財産売払いの関係についてお答えをしたいと思います。

先ほども申し上げましたように、この土地につきましては、立地条件からいたしまして徳沢の地区のみなさんに快適な生活環境に寄与していただけるように整備をしたところでございますので、地元として有効に活用していただけるように、今後も地元のみなさんとよく話し合いをしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長　教育課長、高橋謙一君。

○教育課長　芸術村についての再質問にお答えをいたします。

長期間で、また地元と密着型の芸術村としてはどうかというご質問でございましたが、基本的には西会津国際芸術村も2年程度滞在し、芸術活動をとおして地域との交流、活性化を図ろうとするものでございます。第4期の本年でございますが、本年は特例でございましたので、今後また従来どおり基本的には2年程度滞在していただけるような形で進めてまいりたいと思います。なお、先ほども申し上げましたが、国際的にも意義のある事業でありますので、今後も進めてまいりたいと思います。

なお、参考までにでございますが、本年2月の26日でございますが、第1期の芸術家ありますリトアニア共和国のエグレさんが来町されました。エグレさんにつきましては、東京でリトアニア大使館が主催の個展を開くために来られました。エグレさん、第1期でございましたが、現在ではリトアニアで大変活躍をされているかたでございます、26日来町された際には、西会津での1年間、大変意義のある経験であったということもお話をされました。このように、西会津国際芸術村におられて、また帰国され、活躍されるということもございますので、今後も継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 町長に再度お聞きしますが、長期滞在型保養構想については、西会津町のいわゆる独特な呼び名みたいな話ですが、では、宮古島ではこの事業というのは名称はどのような事業名で取り組まれておるんですか。双方がばらばらな名称で、目的は同じでも、なんか名称が違うとかという程度のものなのか、あるいは双方がやっぱりお金を出す出さないではなくて、同じような目的でもって対応しているんならば、名称や、あるいは取り組み状況もそう変わらない方向付けが必要だところ私は思うのでありますが、そのことはどう理解していいのか、そのことだけは聞いておきたい。

○議長 町長、山口博續君。

○町長 12番、伊藤議員のご質問でありますけれども、これはやはり西会津町の立場と、むこうの立場というのはやはり違うと思うんですね。こっちはとにかく西会津の皆さんの健康のため、いわゆる冬季間コタツに入ってテレビを見ているという生活を3カ月以上続けますと、足の骨で測って17%以上カルシウムが抜けていくと、そういうのを予防しようということでありますので、我々としては長期滞在型の保養基地とこういつてきたわけありますけれども、むこうはやっぱり西会津町のためだけということではなくて、大義名分を立てるために、西会津も含めて多くの自治体が全国からやってきて、それぞれの保養基地をつくって、つくってってむこうでつくってくれるんだと思っておりますけれども、そういうものを利用するような事業を行なっているわけあります。そんなことで、これは本当はなんていっているのかな、ふれあい健康ランド構想といっているようであります。そんなことでご理解いただきたいと思っております。

○議長 10番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 いくつかお尋ねをしたいと思っております。

まず、まちづくり基本条例ができてから、はじめての予算でありますので、これは私だけではなくて多くの町民のかたがたも、その条例の趣旨といたしますか、狙いといたしますか、それがこの予算にどう表れているかということに対して関心を示していると思っております。

す。説明の中でしっかりと受け止めて、念頭において予算を編成したとおっしゃいましたが、二つの点で私はお尋ねをしたいと思います。

一つであります、いわゆる町民の声がどうより多く反映されたかということであり、町長は直接民主主義の手法も取り入れて、町民の声をできるだけ多く反映していきたいとおっしゃっておられます。そういうこともおっしゃっておられますので、今までよりもより多く反映したのではないかなという気がするわけであり、町民の要望や対話から生まれた新たな政策とか事業はおありですか。あればお教えいただきたいと思えます。

もう一つであります、議会一般質問等をとおして我々の考えを、町民からのいろいろなご意見をいただいて一般質問をしたり、議論をして考えを申し述べるわけであり、そういう議員が議会等で取り上げられた事項等がどう反映されたかと。町長は常に議会の最後のご挨拶で、誠意を持って反映すべく最善の努力をされるとおっしゃっていますが、それはおっしゃっても、できることとできないことはこれ当然あるわけであり、それも理解はいたしますが、その議会等で取り上げられてきた事項に対して、どうこの予算に反映していますかと。

そこで、12月の議会で私は予算編成の方法や仕組みについてお尋ねをいたしました。町の答弁であります、まちづくり政策室で基本方針、重点施策、基本計画等を定めると、そして総務税政課で予算の編成方針を定めて見積書をいただいて調整をしていくということの答弁があったわけですが、そこでお尋ねをするわけですが、そういうまちづくり政策室や総務税政課だけでそういう方針といいますか、をお決めになっているのか、全体といいますか、いわゆる課長会議等で町民の声とか、議会で意見が表明されたようなことを全体で議論をして、こういう事業は取り上げていくと、あるいはこういうことでこれは取り上げるわけにはいかないというような、その全体で室や課だけでなく、全体で、町全体としてそういう声をどう反映させるようにお努めをなされたかということであり、

次に、説明の中で21年度の経常収支比率が93.6%になる見込みだとおっしゃいました。単純にみますと6.4%の約3億2,000万円が、いわゆる政策にあてられる経費かなと、それにしても、町長がリーダーシップをとるには金額的に少ないのではないかなという気がしていますが、町長の町政で決まる予算の規模といいますか、ほどの程度なのか、この政策に、単純に私みたわけであり、6.4%の約3億2,000万円の金、もっともそれ以上に町長の町政能力を発揮して、リーダーシップを出されているのかいないのかということであり、

今ほども県の財政悪化の関係でお尋ねがありました、補助金の見直しはわかりましたが、ただ、私がお尋ねするのは、いわゆる町がやろうとしている事業だとか、施策、事業ですか、そういうものが県の財政悪化で影響を受けているか受けていないかと、継続しているあれはわかりましたが、これからやろうしたいというようなこと、県のその財政悪化の影響は受けないのかということであり、特に15分道路進めておられますが、その関係での県の財政悪化は15分道路に影響を及ぼすのか及ぼさないのかということをお尋ねをしたいと思えます。

○議長　町長、山口博續君。

○町長 10番、長谷沼議員のご質問でありますけれども、今、新しい長期総合計画を策定中ということですよ。それで、庁内でいわゆるプロジェクトチームをつかって、それから町民の公募の皆さんも含めて委員会をつかって、合間で今作業を進めているところがあります。そんなことで、今、新しい長期総合計画ができて、はじめて町民の意思も十二分に入れた計画ができあがっていくだろうと、私はそう思っておりますので、もう少し待っていただきたいなと思います。

○議長 まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 ご質問のうち、予算編成の流れの関係についてご説明を申し上げたいと思います。

先ほど議員も申されましたように、この予算編成のやり方といたしまして、来年度の町政の執行基本方針、まずこれを定めまして、それに基づきながら、総務税政のほうで各課からあがってきた予算について編成をしていただくという形で進んでおります。

その町政執行基本方針、これについてはどのような形でやっているのかというご質問でございますが、これにつきましては、毎年度、各課等からまず原案となるもの、これまで続けてきました町政全般をみていただきながら、来年度についてはどのようなものを継続していくか、また新規という形ではどのようなものが考えられるか、これらを勘案していただきながら、まずは各課等から十分に考えていただいて出していただき、それをまちづくり政策室が取りまとめといいますか、コーディネートをしながら、原案というものをまずつくりまして、それを全体の会議に何度かかけまして、最終的に定めているというものでございます。その過程の中で、いろいろ町民の皆さんからご意見をいただきながら、当然町政をやってきておりますので、それらを加味しながら各課等から出していただいて定めているというような形でございます。

それで、その執行基本方針、これができあがりますと、それに基づきまして実施計画という形で、来年度以降、今後の3年間を見越した形での実施計画を策定をいたします。この実施計画につきましては、政策的なもの、または投資的経費のものを重点といたしまして作成をし、それに基づいて予算につきましては各課等からあげていただくという流れでございます。

それで、それ以降につきましては、予算、かなり経常的なものいろいろございますので、それを含めて十分に精査をしてご提案申し上げるという形で予算編成は進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 経常収支比率の関係でご質問がございましたのでお答えをいたしたいと思っております。

先日、お示しいたしました資料でございますと、平成20年度の見込みとしては94.0、21年が93.6という、一応見込みの数字を出してございます。この数字につきましては、毎年3%のマイナスで交付税が、この指数を出すにあたりまして、一番大きな影響を与えるのが地方交付税でございます。地方交付税につきましては、この試算上、毎年3%の減を見込んで積算をしているところでありまして、実際には平成19年度から20年度にかけても交付税が伸びておりますし、また20年度から21年度につきましても交付税、それか

ら臨時財政対策債が伸びるという見込みでございますので、実際、決算になってみないと正確なところは出てまいりませんが、この数字はいくらか改善される見込みでございます。

おただしのありました、例えば100%と93.6の差額で6.4%が約3億円程度になるというおただしでございますけれども、この経常事業の中には、ほかではやっておりません、例えばケーブルテレビの事業だとか、インターネットの事業、それから生活バスの、町民バスの運行事業だとか、そういったものも毎年出る事業なので、経常的な事業だよということで算定されておりますので、そういうものも含めると、そういうものを本来除けば、経常収支比率は80%台、あるいは以前でありますと70%台まで落ちるということでございます。それがたまたま毎年出る事業だからということで、今、経常事業として、国のほうからの指導でありますけれども、経常事業でみなさいということでございます。それで、全国の平均が92%ということでありますので、これは交付税、先ほども申し上げましたように、交付税の伸びの状況によって大きく変わるということでありますので、その点はひとつご理解をいただきたいと思えます。

それから、今次の、平成21年度の当初予算にあたりまして、町長調整を最終的に行なった中で、新たな事業として計上したものが何点かございます。これは前から住民の皆さん、あるいは議員の皆さん等からもお話のあったような中で、新たな事業として取り組むものもでございます。具体的には一般質問の中でもたびたび出てまいりましたけれども、子育て医療費サポート事業ということで、従来6歳、小学校入学前までの医療費無料化であったものが、平成21年度から中学校卒業まで全員が無料になるという事業が一つ。それから、キノコ生産の振興事業ということで、これはキノコ生産者の皆さんの、さらなる生産拡大のための新たな事業ということでございます。そのほか、学校の地震対策の中で、耐震対策の中で、緊急地震通報システムを導入する、あるいは緊急雇用、ふるさと雇用の事業も平成21年度予算として計上するというところでございます。

こういった事業を含めると、政策的な部分として普通建設があるわけでございますけれども、10億程度の政策的な経費と申しますか、普通建設、そういったものにもかなり重点的に予算は計上させていただいたということでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 県の財政悪化が町の縦貫道路にどういった影響を与えるかというようなご質問にお答えいたします。

まず、縦貫道路につきましては、町の整備区間と県の整備区間がございます。町の進めております野沢柴崎線の事業につきましては、国からの交付金、そこに町の財源を加えて事業を行なっているということでありまして、県の財政といいますか、県の予算支出はございません。したがって、野沢柴崎線の事業実施には影響ないものというふうに考えております。

今、県の事業であります、縦貫道路の中では、今、樟山、上郷下野尻線の樟山バイパスの整備を県のほうに要望しております。本事業に関しましては、昨年度、測量、設計まで完了いたしまして、地域の皆さんにルート発表まで行なったというような段階まで進みました。今年度は用地測量を行なって、用地買収等にだんだん移っていきたいというよう

な県の説明でございました。

こういった事業につきましては、今、県のほうで補助、国庫補助事業として要望しているというようなことでありますが、その立ち上げまでの準備は県の単独事業というようなことの説明もございました。県の単独事業は、だいたい2割ほど事業費が縮減されているというような話も聞いてございます。そういった関係上、配分、その辺で多少は影響が出てくるのかどうなのかは、実際には町にはその影響というのはどれだけあるのかというのはちょっと実態としてはわかっておりません。

さらに、町の野沢柴崎線にありましては、橋屋橋の代行事業というようなことで採択を得て、県に整備をお願いするというような形で要望をあげております。これらにつきましても、県の財政状況というのもやっぱり影響するだろうというふうにはいらんでいるところではありますが、なるべく早く、採択していただくように、町のほうでは要望に努めていきたいということでございます。

○議長 10番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 町長から答弁いただきましたが、それはそれだと私は思っています。町長のおっしゃるとおりで、町民の声を聞いて、ご意見を尊重して町の基本構想を立てていくと、これはいいことでありますし、当然そういうことでやっていくべきだとそう思っていますよ。ただ、自立のまちを選択しました、基本計画であります。新たな基本構想を定めるまでにはローリングしていくということで、自立を選択してから町の基本条例ができてから、それから基本構想ができてからということになりますと、何年そうすると、だから私はそれをさておいて、1年、1年町政を執行していくために予算を編成するわけですから、町民の声をどうより多く反映したかと、議員がいつていることにどれだけ耳を傾けて予算を編成したかということが問いたいわけでありまして、それには総務税政課長から答弁がありましたように、子育て、15歳まで、こういうすばらしいことができてくるわけでありまして、今、総務税政課長からは出ませんでした。消防の支援隊であっても、これは大きな、町民にその生活の安定のために、安全のためにはすこぶるいい政策だと思えますよ。

そういうようなことを、もっとわかりやすくみんなに説明をしていただきたいと、予算の説明の中ではそこまで出てきませんでしたので、俺はそういうことをいつてもらいたいから聞いているわけでありまして、基本構想をできてからというのはまた後にということでもありますので、一つでも多く、やはり我々のいうことに耳を傾けること、町民のいうことに耳を傾けて町政を執行していくんだというようなことを、もっと私はいつていただきたいわけでありまして、その以外に、今いった以外にそういうような、直接町民の声を反映した事業、あるいは議員で議論してきた、取り上げたことがあれば、もっとあればいつていただきたいと思います。

それから、いわゆる15分道路であります。大変予算的には今、課長がおっしゃったみたいに厳しいというふうにおうかがいをしています。なにせ喜多方の建設事務所が一番多いときの事業費の今は5割前後とか、6割くらいだと聞いているわけですから、大変な事業だと思っています。

そこで、建設事務所に足しげく運んだ自治体が、やはりその県の道路予算が付くぞなど

という話も漏れ聞いたりもするわけでありまして、特に樟山のバイパスは、今、ようやくまとまってきました、ここまできているわけですから、これを逃さずに即事業を実施というふうにもっていかなければならないなと思っていますので、この県に関しては建設事務所だけではなくて、直接県にも行って、西会津の実態をいって、この15分道路、県の分の15分道路について、もっともっと強気に運動すべきだと思いますがいかがでありますか。

○議長 町長、山口博續君。

○町長 10番、長谷沼議員のご質問にお答えいたしますけれども、とにかく私としては、町民の目線でものを考える、発想して政策等も考えるということは、まさに基本であります。それから、町民の代表として議員の皆さんおいでになるわけでありまして、議会が終わったときのご挨拶では、常々それを申し上げているわけでありまして。そういう姿勢で政策一つ一つに臨んでおりますので、まずご理解をいただきたいと思っております。

それから、今、奥川からの縦貫道路でありますけれども、これも喜多方の建設事務所と西会津町との関係は、もう何十年にもなりますけれども、しっかりお互い意見を交換し合いながら、まったく間違いのない方向で進んでおりますので、いろいろとご心配あるかと思っておりますけれども、私としては心配していただくなくても大丈夫だと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 先ほど予算の内容について、わかりやすく町民の皆さんにも知らせるべきではないかというような趣旨のご質問がございました。先ほど申し上げた新規事業のほか、議員おただしの消防支援隊につきましても、本年4月から発足したいということで、これも大変、町の重要施策として新年度取り組むものでございます。

これら新規事業を含めまして、従来から継続する事業にあたりましても、予算に計上されたすべての事業に対して、昨年度からはじめておりますけれども、町民の皆さんのほうに、この予算の説明資料という冊子をお配りしてございますので、平成21年度につきましても、早い機会にこの予算の説明資料を作成いたしまして、町民の皆さんの各家庭に、早くお配りして事業の内容をみていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 10番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 余計な心配をするなということですから、心配はいたしません、しかし、道路問題、新郷なんか測量しても、3回も測量したって実際の工事には入らないというような道路もあるわけですから、しっかりと頑張りたいと思っております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 総括でお尋ねしますが、お二方の質問でかなりわかりましたので、簡単に質問します。町の財政状況については、資料まで配られて、ちゃんと説明されたのでわかりますが、しかしこれを見ると、町税収入というのは町民の暮らし向きを反映しているものじゃないかと、こういう見方もできるんじゃないかと思うんですが、それが、一般会計予算総額の1割程度しかまかなうことができないと、税では、これもずっと今後の収入見込み、24年までお出しされたけれども、それでもやっぱり10%程度だと。これを高いとみるのか低いとみるのか、当然税率は、我が町は固定資産税なんか標準でやっているんでしょ

う。だから、これでちゃんとあれなのかなと。

特に力を入れて説明されたのは、地方債についてであります。かいつまんでいうと、借金は確かにいっぱいあるかもわからないけれども、それぞれの借金ごとに国が元利償還金をみってくれるんだから、心配はいりませんよと、こういうように私は受け止めたわけですが、しかしその国といえども、今、国債が大変増えて、参考資料によれば2009年度末の予想が、国全体の残高は581兆円というようなことがあります。しかしその額も問題ですけれども、対国民総生産、その割合が111.5%というような数字も出ているんですよ。それが1995年であれば、50%割って45.5%くらいだったと。国のほうも悪化の一途をたどっていると。だから、これを本当に国がみて、借金は種類によって80%みるよとか、実際にこれを守ってもらわないと、町の財政立ち行かなくなると思うんですよ。こういうことでの特別な手立てを考えなくていいのかどうか、本当に大船に乗って、ちゃんと。また一方においては、国のいうことを信用しなければ予算編成もできないというようなことも一方にはありますけれども。そういうことで、特別な手立てを考えているならばお示し願いたいと思うんです。

大変苦しい町の財政状況の中で予算編成だったということはわかります。しかしそれ以上に苦しいのが町民の生活なんですよ。だから、町は公共料金等は据え置いて、むしろ保育料なんかは第3子を無料にする措置までとられたと。しかしあんまり該当、恩恵を受ける人はあんまりいないけれどもね。

そこで、予算に出てくる範囲でいいですから、町税からはじまって、使用料、あるいは介護保険料、国保税、こういうものの町民1人当たりどのくらいになると推計されておりますか、もし資料があればお示しを願いたいと思います。私もちょっと計算してみたら、一般会計、特別会計、合わせて、町民8,000人と仮定して総額を割りましたら、一人頭15万円程度は年間負担しなければならないんじゃないのかと。これはおぎゃつと生まれた人からも、明日をもわからない人までの負担ですから、1戸当りになれば、やっぱり40万円以上になると思うんですよ。こういう状況をちゃんと踏まえて、つかんで予算編成されたのかどうか。

だとすれば、今まで議会でそれぞれの議員が問題にしておりました町長や議長の交際費、これは例年とまったく同額の計上であります。国際芸術村も今12番の質問だったかに、自画自賛して大変意義のある事業だということで、21年度も継続してやるんだということをおっしゃいましたけれども、この芸術村事業では、853万8千円の予算計上ですが、そのうちで一般財源でどれほど使っていますか。これは水力発電も使えるし、補助金もくるしなんて、まったく一般財源が必要ないような説明もしておられましたが、その財源内訳を教えてくださいと、私は受け皿もないような、地元においてですよ、本当に受け皿もないようなこんな事業、一回もう見直して、そしてこの地域密着型というんでしょうか、定住型、こういう事業を取り入れるんだったらまた別に取り入れたらいいんじゃないかと、そのように思うのであります。

と同時に、町、文化と産業祭、それから雪国まつり、これらについても、もっと事業費を圧縮してやる方法だってあるんじゃないのかと、これについても昨年同様の予算計上ですよ。そして今、不況の中、大変こう夜空の花火なんていうのはきれいでしたけれども、

事業所が役場からこられたら断れないとあって、大変な思いで協力金を出しているという事実もつかんでいてほしいと思うのであります。これらについてはどのように見直しされたのか。

また、振興公社の将来と云ったらあれですけれども、振興公社のあり方、これも建物そのものもかなりの建ててから年数がきた、それから日常的な管理業務、指定管理者にしたからあれですけれども、しかしそれにしても、ざっと1億からの、ちょっと1億はかからないのか、1億近いお金を毎年毎年、通常で出していかなければならない。これの、近い将来どうやっていったらお風呂に入りたいという町民の要望をかなえ、町の財政をそうひっ迫することがないような、そういう検討を大胆にするべきだと思うんですが、そういう検討はされましたか。

それと委託料、これ各款に出てくるんですよね。13節ですか委託料、中でも多いのが総合行政情報システム機器等保守業務委託料というのが、本当に多額を占めているんですが、委託料も人件費的なもの、あるいは工事請負的なもの、それぞれ中身は違いますけれども、この委託料についてはどのような精査をされて、予算計上されましたか。委託料の総額を教えてください。

それと、これは予算編成の技術的なことなんでしょうけれども、財調を取り崩し7,000万円ですか、21年度予算。7,000万円取り崩して4,024万円積み立てすると、我々素人が考えれば、その差額約3,000万円を取り崩す予算計上でいいんじゃないかと思うんですが、取り崩して、そしてまた積み立てをするということは、どういう意味があるんですか。

最後に交流事業ですね。12番議員はおおいにやれというようなことですが、私はこの交流事業でも、もうそろそろ大胆に見直しする時期になってきているのではないかと、というのは、今それぞれの場所に行かなくても、事業をやっていることをインターネットで知ることができるんですよね。そういうこの文明の利器を使って、極力現地に行かなくても、その事業の成果を勉強するという手法だって考えてもいいのではないかと。この交流事業には21年度、どのくらいの予算計上がされていますか。以上です。

○議長 暫時休議します。(11時48分)

○議長 再開します。(13時00分)

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 それではご質問にお答えいたします。

まず第1点目の財政状況の中で、町税収入に対してのご質問がございましたけれども、平成21年度全体予算の中で11.9%を占めるものでございます。今後の推移につきましても、現下の景気状況からいたしますと、大きく伸びる要素もございませんので、今後も11%前後で推移するのではないかとというふうに考えております。なお、税につきましては、町の重要な自主財源でございますので、今後もその公平な税収の確保、それから適正な自主財源の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから2点目の地方債の残高等についてのご質問でございますけれども、議員おただしのよう24年度まで、先日の資料でお示したわけでございますけれども、24年度の見込みで102億円ほどの起債残高、これ全会計でございますけれども、起債残高が残る見込みでございます。資料に基づきますけれども、このうちの、いわゆる国でみてくれる分

がこの102億のうち54.9%、地方交付税でみるという制度でございますので、町の実質的な一般財源は、全体の45%ということで、46億程度の残高というふうになります。したがって、100億ちょっとでございますけれども、実際は46億ほどで町の財源を使って実質返すのは46億ほどだということでもあります。

それから、いわゆる国が景気が大変低迷している中で、国の財政状況も極めて厳しくなっております。そのような中であって、今まで交付税の算入があったものが、なくなるおそれはないのかというようなご質問だと思いますけれども、これは町がこれまで借りるときの条件が、いわゆる過疎債であれば70%の交付税算入、辺地であれば80%、災害であれば95%ということで、借りるときにそういう条件のもとに借り入れをしているということですので、今後、国の財政状況いかにによってその内容が変わるということはないというふうに考えております。ないというよりも、この借り入れした条件を国は堅持していただければ、全国の地方自治体の財政運営に大きな狂いが生じてしまうということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、1人当りの金額ということで、税、それから使用料手数料の部分についてお答えをしたいと思います。まず町税につきましては、1人当り、これは3月1日現在の人口でみておりますけれども、税については7万3,434円ということでございます。それから使用料手数料でございますが、1万6,460円ということでございます。

それから、財政調整基金のご質問がございましたけれども、今次の当初予算におきまして、歳入で7,000万円の繰り入れをみております。一方歳出のほうでは4,024万円ほどみているわけでございますけれども、まず歳出のほうの内訳を若干申し上げますと、これは4,000万円のうちの3,000万円につきましては、繰越金の2分の1は財政調整基金に積み立てしなさいということで、地方財政法の第7条にそういう規定がございますので、今回の平成21年度6,000万円みておりますので、その2分の1の3,000万円を財政調整基金にまず積み込むということでもあります。それから、残りのうちの1,000万円でございますが、平成19年度に雇用促進住宅を購入したわけでございますが、この購入財源の一部として、財政調整基金から5,000万円取り崩しておりますので、そのうちの1,000万円分を積み戻したいということで計上しております。あと端数の24万円につきましては、利子相当分ということでもあります。財政調整基金につきましては、降ろすものは一旦降ろすと、それから積むものはきちんと積むというような会計処理をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 保険料について、町民1人当りいくらになるかということでございますが、当初予算の計上額でお示ししますけれども、後期高齢者医療の保険料につきましては、これも8,097人で割りますと、1人当り7,950円。それから国民健康保険、1人当り3万1,020円。介護保険、1人当り1万5,686円。合計で5万4,656円ということになります。

次に、宮古島への食生活改善推進員の研修及び長期滞在にかかる旅費でございますけれども、今年度の当初予算では、まず食改さんの研修では15人分みっております。なお、食改の研修は個人負担がございまして、はじめて行くかたは3割分をいただくと、それから2回目以降については、個人負担は5割いただくということでございまして、15人分で112

万6千円。平均しますと1人当たり7万5千円程度であります。それから長期滞在につきましても、6人分をみておりました、これも2万円の個人負担がございます。予算上は6人分で33万8千円、1人当りに直しますと5万6,300円ということになります。以上でございます。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育課長 芸術村事業の財源についてのご質問にお答えいたします。

芸術村事業につきましては、平成16年からこの事業がはじまったわけでございますが、当初、町独自の特色ある事業として電源地域振興水力発電施設等立地地域振興支援事業助成金ということで、380万円から400万円程度を助成金をいただいております。この事業につきましては、継続事業については5年間という制度上のルールがございますので、平成16年から平成20年までで、芸術村事業に対する財源としては終了したわけでございます。ただ、西会津町独自の特色ある事業ということで、既存の別事業に、これまでどおりあてることができるということでございまして、教育委員会といたしましては、これまで芸術村事業にあてられていたものが、別事業の別な既存事業にあてられたということで、財源の振り替えということで考えております。

なお、平成21年度につきましては、そのような関係から一般財源で現在のところ対応はしているところでございますが、現在、県の地域づくり総合支援事業というのがございまして、以前は地域づくりサポート事業という事業でございましたが、これについて、会津地方振興局と協議を進めておまして、来月末に申請がございますので、この中の一般枠、過疎枠、コミュニティ枠ということで、いろいろな枠があるわけですが、対象事業費の5分の4、ソフト事業には与えるということでございますので、芸術村事業がこの事業に該当していただけるように鋭意努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 文化と産業祭などのイベント、それから公社のあり方についてのおただしにお答えいたします。

まず文化と産業祭、雪国まつりのイベントであります。ご承知のようにこれらイベントは、町内の44団体を組織している実行委員会で開催しているものであり、文化と産業祭は23回、雪国まつりは19回を数えたわけでありまして、それで、はじまりの当初は、いわゆるふるさとまつりは3日間、雪国まつりは2日間にわたって行なってきたわけでありまして、やはりもっと効率のいいやり方ということで、内容の充実を図りながら、その後ふるさとまつりについては2日、雪国まつりは1日ということでやってきたわけでありまして、ご承知のようにイベントの狙いとしては、地域の活性化、そして西会津町の情報発信、さらにはふるさとの再発見という大きな意味合いもあるかなと思っておりますが、そのような形で、まさに町民が一体となった地域を元気付けるイベントとして実施しておるわけでありまして、当然その事業をやっていく中には、いわゆる国や県、いろんな関係団体の指導をさせていただいたかたをお招きして、さらに意見交換をいただきながら、アドバイスをいただきながら、町の進展に資するという大きな狙いがあるわけでありまして、特に昨年度、ご承知のように、日本酪農業協会から400万円の協賛金をいただいて、なおかつ20人から

のかたがおいでいただいて、一緒に、いわゆる乗馬とか、あと乳製品を使った健康をテーマにした料理の普及とか、さらには子牛を連れてきまして、親の乳牛と一緒にですが、子供とのふれあいをとおしたということで、非常に住民のかたがたには喜んでいただいております。

さらには、雪国まつりにつきましては、これもご承知のように、昨年19年度、ふるさと資源のウインタースポーツ、大変特徴あるイベントだと、しかも住民と一体となって取り組んでいるということで、例えば雪合戦とか、雪上トライアスロンとか、東北経済産業省で東北のそういうものの10傑を選出したわけでありましたが、西会津の雪国まつりがトリノ五輪で活躍したチーム青森ですか、あそこと一緒に東北の10傑に選ばれて表彰されたと、大変ユニークな地域に根ざした活動であるというような、そのような表彰も受けておるわけでありまして。

さらには、先ほど交流の推進という言葉がありましたが、このイベントをイベントとしてだけではなく、いわき、雪国まつりについては、大宜味村、それから、ふるさとまつりについては宮古島の食改のかたがた、このイベントを通して、この日に合わせてお互いの交流を図るというようなことで、地域活性化に貢献しているわけでありまして、やはり、このような時期であるからこそ、さらにこのイベントを通して情報を発信、ふるさと再発見をやっていく必要があるだろうとこう考えております。

それから花火協賛につきましても、おただしにありましたように、雪国まつりの花火協賛については、町内、町外の企業のかた100社以上のかたから、大変この経済の厳しい状況にもかかわらず協賛金をいただいて、花火、雪国まつりと同時に花火協賛をしていただいているわけでありまして、大変そういう意味では非常に協賛いただいた企業の商店のかたに感謝を申し上げながら、充実ある、意味のある雪国まつりを実施しているところであります。

さらに公社のあり方ということでありまして、ご承知のように温泉施設と、主な施設としてはさゆり公園の管理を指定管理者制度に伴って、またそれ以前から委託しているわけでありまして、ご承知のように温泉は町民のかたがたの健康増進施設として、そしてさらには、交流の拠点施設として定義付けておるわけでありまして、特に温泉については年間7万人のかたに楽しくそこを利用していただいているわけでありまして、その温泉にかかる分は当然低料金でサービスをしておるわけでありまして、その分、維持管理費、当然必要な分については町が金を出すということで、この温泉施設については年間3,300万円ほどの委託料を出しておるわけでありまして、またさゆり体育館については、当然、社会体育施設ということで、地元のかたがたの健康増進、さらにはいろんな大学、その他のスポーツ団体の交流の場として地域活性化に大きな貢献をしているところであり、その維持管理費としては4,200万円ほど委託管理をしているわけでありまして。

ご承知のように、一般質問の中で、荒海議員の質問の中で町長が答弁しましたように、振興公社は農家や民間事業社が立ち上げるにはリスクが伴うような、そういうものを先導的な担い手として公社が担っていくという大きな任務があるわけでありまして、まだその任務に沿った、まだまだ到達をしていない部分がまだあるわけでありまして、その方向に沿って一生懸命公社を指導してまいる考え方でありまして。

また、誤解のないように一つだけさらに追加させていただきますが、温泉健康保養センターはホテル部門があるわけでありますが、このホテル部門については独立採算制でやっておりますので、その分については町としては委託料、交付金は一切交付していないということでもありますので、その点併せてご理解をお願いしたいと考えております。以上であります。

○議長 町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長 総合行政情報システムについてのおただしにお答えいたします。

このシステムにつきましては、役場内の電算処理システムということで、パソコンやコンピュータなどを使って事務処理の効率化、迅速化を図っているところであります。現在、財務会計とか、人事給与、さらに住民基本台帳とか、税情報とか、そういったシステムに利用しているわけですが、現在 24 のシステムを入れておまして、各課にわたって利用しております。そのため各課に予算を計上しているというような状況でございます。来年度の予算としては、全体で 3,800 万円ほど計上させていただいております。

この委託料の中身でありますけれども、いわゆるパソコンやコンピューター、そういった機器にかかる壊れたときの部品調達や修繕にかかる委託料、さらに軽微な制度改正、さらに業務が問題なく稼動するように、毎日のシステム稼動、そういったものが問題なく稼動するような、そういった業務に対する運用支援にかかる経費とか、さらに現行のシステムについては、来年度まで使うことにしておまして、平成 22 年度からは新しいシステムに移行しようということで、今、次期システムを検討しているわけですが、その移行にあたってのデータの抽出料への委託料。さらに税金などの切符、そういったものの帳票の印刷、そういったものの印刷料というようなことが含まれております。

当然こういった委託料の算出にあたりましては、パソコンやサーバーなどの機械の数量や、さらに支援していただくかたがたの、サポートしていただく技術者、そういったかたがたの人数やかかる日数、そういったものを見積書というようなことでいただいて、予算に計上させていただいているというような状況でございます。

(「委託料の総額は」の声あり)

○町民情報課長 総合行政システムとしての総額は 3,800 万円、来年度。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 今次の当初予算に計上いたしました委託料の総額でございますが、7 億 3,608 万 4 千円でございます。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 お答えとしてはわかりましたが、しかし 1 点、この交流事業、例えば食改さんの交流事業、これは業務上必要だから研修ということで行くわけでしょう。それなのに、はじめての人は 2 割負担してもらおうと、2 回以降は 5 割を負担してもらおうだと、だから何か自分の金で行ってんだからという気分にならないのかな、本当に研修に必要なならば、100% あれすべきではないんですか。こういう予算の組み方というのは、ずっとこういう組み方をされておられたんですか。

それと、芸術村事業なんですけど、私はちょうど 5 年の区切りがいいということもあって見直すべきじゃなかったのかなと、なんか今の答弁だと 380 万円から 400 万円くらいの電

源開発周辺整備事業というんですか、それであててきたけど、そのお金がほかの事業に流れたから一般財源で今のところ計画しているけれども、県の地域づくり支援事業というんですか、前の名前でいえば、その事業にあてはまらないかどうか今検討しているんだと、とりあえずは一般財源で、財源としては一般財源だと、こういうふうな答弁だったと理解していいんでしょうか。

それと、委託料関係のことですけれども、私は大変多額な委託料だと思うんですよ、総額で7億3,600万円からの、これをどう精査して検討して予算化したのかと、この中には、もうそろそろ取りやめてもいいような事業はなかったのかどうか、そこまで踏み込んで検討されたのかどうか、多分されたんでしょうけれども、予算化するには。

最後に、町民1人当りの負担額、細かくはわかりましたけれども、かなりの額を負担しているわけですよ、町民は。町税で7万3千円だというんだし、それから国保とか介護保険料等のやつでは一人頭5万4,600何がしと、だから、こういうふうに今町民が大変なんだから、町民からみれば、本当に後回しにできる事業は後にまわしてくれと、こういう願いで予算編成を見守っていると思うんです。それに答えるような予算編成にしなければならぬと強く思ったのでこんな質問をしたんですが、それぞれ予算編成にあたっては、ここに書かれているように、重点的かつ効率的な、そして特色あるまちづくりに積極的に進めることで予算を組んだんだと書いてありますから、それを信用するしかないんですが、町民や我々からみれば、本当に立ち入って、一つ一つ事業を分解というか、検証して予算を組んだのかなと、条例ができてはじめての予算編成の割には、従来の予算編成の仕方と同じようにみえてならないので、再度お尋ねをいたします。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 食生活改善推進員の研修旅費についてお答えいたしすけれども、議員ご承知のとおり、平成5年に町は健康のまちを宣言いたしまして、今まで短命だった町を長寿にしようということではじまったわけでございます。先ほど町長がお話されましたけれども、いわゆる長寿県である沖縄の食文化について勉強しようということで宮古島に行っているんですが、その前に平成5年に、その食生活改善推進員というかたが、それまで5、6人しかいなかったと、それを100名体制にしようということで、毎年女子栄養大の先生のご指導により研修をやってきたわけです。それでこれまで300名ほどの食生活改善推進員さんが誕生したわけです。

その中で、平成9年にはじめて、先ほど申し上げましたように沖縄の食文化の勉強をしようということで、初めて宮古島を研修に行ったんですけれども、そのとき個人負担は2割ということで始めたわけです。その後、いろいろ財政状況もございましょうし、平成16年から今度は3割ということにいたしました。さらに平成20年度からもう一度研修に行きたいという話が出てきまして、それは少し負担が高くていいですということで、そういうことがありましたので、2回目のかたは5割を負担していただくということで、平成20年度は12名研修に行きました。こういういろいろ経緯がございまして、今、3割、5割という個人負担をいただいているということでございます。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育課長 芸術村事業についての再質問にお答えをいたします。

芸術村事業につきましては、5年を経過いたしました町内外からのご理解、ご支援をいただき定着してきたと考えております。芸術文化、そして音楽などは人の心に癒しや潤いを与え、豊かな心を育んでくれるものと考えております。このような経済的な状況ではございますが、そのような芸術文化、音楽などの効果を考え、また本町から芸術文化のかおり高いまちづくりの情報を発信し、都市や他の市町村からの誘客を図り、新郷地区、ひいては西会津町の活性化と経済的な有利さを生み出すために、今後とも継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 ご質問にお答えいたしますが、先ほど1人当りの負担もかなり大きくなっているというようなことでありまして、1人当りの行政サービス、受けるために事業の精査はどうかということでございますけれども、まず町民の皆さんの負担の部分についてちょっと申し上げますと、まず税については町の自主財源、国民の皆さんが等しく納めていただくということで、これは町民皆さんが負担していただくものでございますけれども、そのほかの例えば国民健康保険、介護保険、あるいは使用料手数料、そういったものについては、それぞれの目的に沿って、それぞれの行政サービスを受けるための適正な負担ということですので、それはひとつご理解をいただきたいなというふうに思います。

その上で、各この平成21年度の予算編成にあたって、一つ一つ事業を精査したのかということでございますけれども、予算の審査にあたりましては、各課から出された見積書の内容について、一つ一つ確認しながら、例えば議員おただしのありました委託料の中の、例えば指定管理をしているような施設については、例えば人の配置だとか、あるいは燃料費の状況だとか、施設の維持補修の状況はどうなんだとか、そういったところまで踏み込んで、その委託料の積算について確認作業をしてきたということでございますので、そういった作業をしながら、また新しい町民の、まちづくり基本条例が施行されて2年目を迎えるということですので、その中でもまちづくりの主役は町民ということですので、町民の目線に立って、新しい事業も加えながら、21年度の予算編成を進めてきたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 2点ほど質問させていただきたいと思っております。

林業に関する質問で、総括であります。これは大先輩の同僚議員がいらっしゃいますが、私なりに感じた点で質問いたしたいと思っております。ご承知のとおり山林が枯れ続け、その対策に森林組合員はじめ、町当局も真剣な取り組みをなされているようであります。そこで近年、森林を活用した環境問題が大きくクローズアップされております。その中で、本年度の予算は農林水産業の予算として6,100万円、そしてマイナス889万円減となっております。今その中で、むしろ私はいろんな国の施策、農林業に対する取り組みが、農水省の、皆さんご存知のように4,000億の予算の中で、皆さん農林業に対してしっかりやってくださいというような内容が含まれております。なぜその中で町当局は減の予算になったのかという1点と。

併せて企業の合理化によって職業を失ったかたがたに対して、国や県では林業に係る

る就労者に対して、1人9万円の助成をしていच्छると、森林組合が窓口になっておりますが、その就労の確保について町はどのように指導しておられるのかお伺いしたいと思います。この点についても12番の同僚議員が質問され、答弁をされておりますが、もう一度その取り組みを伺っておきたいと思ひます。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 ちょっと金額の点がいまいち質問の内容がわからないわけでありすが、林業全般の予算のことでご説明申し上げますが、予算の概要の11ページをご覧くださいと思ひます。別冊で配りましたやつですね。

11ページに林業費全般の予算の概要ということで説明資料があるわけでありすが、21年度が1億1,704万8千円、これ前年度比で941万4千円が減になっております。この減の内訳を簡単に説明申し上げますと、まずこの下の上から3段目で、有害鳥獣防除事業、△の131万円となっておりますが、まずこの減の理由は、いわゆる有害鳥獣対策事業については、20年度から農林省の国庫補助事業が取り組めるようになりました。これは町の予算で組み入れるということではなくて、有害鳥獣対策協議会、そちらのほうで国庫補助の予算を受けて事業を実施するということから、今までは町で単独で取り組んできました事業を町予算からはずしまして、有害鳥獣対策協議会の事業でだいたい200万円、全額国庫補助で取り組めることになったわけでありすが。

それで、どうしても取り組めないのが、国庫補助事業に該当にならないのがサル、クマの捕獲した場合の報奨金とか、あと電柵ですね、サル被害防止のために電柵をやっておるわけでありすが、電気柵ですね。これも恒久的なものじゃないと該当しないということで、それを町単独で取り組んでおまして、それ以外のものについては、ほとんど国庫補助事業で対応しているということから131万円減額になっております。

それから、下から6、森林整備推進事業委託料、前年度比で656万5千円とこうなっておりますが、これはいわゆる県の環境税の事業でありすが。これ今年なんでこれだけ21年度△になったのかということ、事業量が減ったわけではありせんので、20年度に平準ベースのだいたい、正直いっていっぱいやりたいということで1,500万円以上、県に要望したんです。ところが前年度ベースの1,000万円しか結果的には該当にならなかったということでありすが。それで21年度もまた要望して、943万3千円予算計上しておりますので、前年度が正直いって欲張って、積極的にやりたいということで、もう平年の1.5倍の要求をしてやったものですから、予算的には落ちましたけれども、事業量としてはぜんぜん減っていないということでありすが。

あとそれから大きいのが、林道開設舗装、これは地域整備課のほうでありすが、これもやっぱり国庫補助で事業量の割り当てとかがありすが、その絡みで900万円が落ちてきたということでありまして、予算が減ったので仕事の量が減ったということではありせんので、やはり年度年度予算の組み方、事業の内容によって予算額が、上下の変動がありすが、ご理解いただきたいと思ひます。

就労対策でありすが。これは特に組合の連合会を通して森林組合のほうに直接指導がいておまして、町としても、みどりの雇用とかいろいろあるわけでありすが、それは側面的にその辺は指導していきたいと考えております。あと町としては、いろんな事業を

取り込むことによって、ほとんどその事業というのは森林組合作業班のほうにいくわけ
ありますので、私のほうとしては、事業を確保しながら林業の就労の場の確保を図って
きたいと、こう考えております。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 私のちょっと読み違いなところもありましたが、中身的には私のいっている
のは、環境問題ということで、どういう町の取り組みをしていらっしゃるのかというこ
とが、短い言葉でいうとそういうことなんでしょうありますが、その中の今また最後の答弁の中
にありますが、12番の答弁の中にもありましたけれども、町の枠組みは20人ぐらい程度
の人数ぐらいの何がしとってらっしゃいました。だけど、今2、3人程度と、浜通りが
77%がだいたい確保していると、そういうことを聞かせていただいたんですけども、私
は最初にお話したように、今、国が施策としてみんな頑張ってくださいよということで、
もちろん1年間の限られた中での就労問題としてのことなんでしょうありますが、なぜ西会津町
はもっと積極的に、20人ぐらいのそういう枠組みがあるならば、もっと経済活性化のため
にも、また雇用促進のためにも、もっと真剣に取り組めないのかなということ強く願う
のであります。

西会津町はだいたい300平方キロ、面積は。その中の林業が86%、もうほとんどが林業、
その中での対策としたならば、もっともっと真剣にそういう環境問題なり、この今、雇用
に対する、言葉がふるさと雇用とか、緊急雇用制度というのがあるということでもあります
ので、1人か2人ではなくて、もっと積極的な雇用対策というものは取り組めないのか、
もう一度伺います。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 質問にお答えいたしますが、まず誤解のないようお願いしたいので
すが、先ほど中通りで77%と申しましたのは、2月末現在で非正規雇用が福島県で5,363人
とこう発表されておるわけでありまして。そのうち中通りが4,123人だということで、だ
いたい非正規雇用の5,363人のうちの77%が中通りが占められるということでもあります
ので、その点、ご了解をいただきたいと思っております。

それから雇用対策であります。今21年度の予算組みましたのは、あくまでも緊急雇用
ということで、緊急的な対応の国の制度を活用した雇用対策であります。それ以外に町と
して独自ということではないんでしょうが、今回、給付金で2人臨時職員を雇用して
おりますが、やはり就労の場確保ということになると、やはり長期的な対策でやってい
かなければならないとこう考えております。今まで町で取り組みましたは、また違
った角度になるかもしれませんが、振興公社で40名ほど採用しておりますし、福
社会でも臨時職員含めまして90名くらいになりますか、これも町が独自に
取り組んできた雇用創出の場であると考えておりますし、さらには、ヘルパーの
登録制ですか、これも90名くらい登録ヘルパーがおるわけでありまして、
やはりこの人たちに支払われる賃金が、だいたい金額をちょっと
忘れましてけれども、年間2,000万円くらいが支払われている、ちょっと
間違っていたらお詫びしたいと思っております。これも広い意味では就労の場
であります。

そしてなおかつ、今、林業という、林野率86%、確かにそのとおりであります。それで、
今、環境税の事業で里山を整備しようということで、いろんな事業、あと人工林の間伐と

かもやっております、これも事業を確保することによって仕事が出てきますので、就労の場の確保対策になると、ただ問題は、今県の事業でやっておりますように、森林病虫害対策、カシナガとかマツクイムシ、正直いってこれ後追い療法ですので、なかなか森林の保全対策というところからは、ちょっと程遠い実態があるわけでありまして。うちの町長がよく口癖のようにいうわけでありまして、だいたい森林、広葉樹、特に20年、30年で周期的な伐採をしていけば、常に若返って環境対策にもなるし、就労の場の確保もできるといことになるわけでありまして、じゃその伐採した木の活用方法を同時に考えていかないと、これはまた非常に難しい問題でありまして、今人件費、今の作業体系であれば大幅な赤字になって、取り組むことによってかえって赤字になってしまうわけでありまして、やはりやるには、やっぱり今盛んにいわれていますのは、化石燃料に替わって木質バイオを活用したペレット化ということも考えられるわけでありまして、じゃペレット化をした場合に、今度は受け入れ態勢、消費するほうの体制も同時に整備していかなければならないと、そしてなおかつ、森林伐採のためには高性能機械の整備を図らなければならない、これも億単位の金がかかるわけでありまして、そう簡単にできるものではないわけでありまして、いずれにしても、雇用就労の場ということは、企業誘致ということも盛んにいわれておりますが、農業も含めて若い人たちが定住できるような、やはり農業の確立を図っていかなければならないということで、いろんな今パイプハウスの導入とかやっておりますわけでありまして、いろんな角度から、やはり長期的な視点に立って、地域資源を活用した産業振興を図って、就労の場を確保するということが非常に大切かなと、これ口でいうのは簡単であります、じっくり腰を落ち着けて、真剣に取り組んでいかなければならないことだろうと、こう考えております。ちょっと答弁になりますかどうかわかりませんが、基本的な考え方を申し上げました。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 そういう姿勢はわかりました。限られた予算の中での取り組みですから、多分そういう答弁になると思います。ただ、今、町を、本当に町長がいているように日本一の町をつくりたいというならば、我々自身もそうだけれども、やっぱり政策立案をして、国や県にそれをうったえると、例えば環境問題であると、今課長がいわれたように、その原因は、環境が荒れている原因はわかっていますね。カシノナガクイムシ、マツクイムシ、それは間違いありません。しかし、それを本当にもっと多く補助をもらうには、今、環境が破壊されています、この問題としては国はどうとらえますか、県はどうとらえてますか、ということ強く全面的にもうったえることができたなら、私は1億や2億じゃなくて、もっと大きな交付税が出ると確信します。カシノナガクイムシ、確かにそれは一番の原因だと思います。しかし、今の時代は、これは何が一番要求しているのか、私は何べんもいいます、環境が今破壊されているんです。西会津町が一番大きなところなんですというところで、もし提案できれば、私は今の決められた枠組みの予算ではなくて、もっと大きな交付税がくるのではないかなと思います。私はそれで答弁なしで終わります。

○議長 13番、清野邦夫君。

○清野邦夫 私も2、3質問します。

地域振興課長かな、今年3月で退職って、今、答弁聞いたらもったいないと思ってね。

もう少し延長になればというような気持ちでいます。課長にとって、誰が答弁になるかわかりませんが、それを含めて、総合計画についてお尋ねしたいと思います。総合計画については、前もって先ほど質問があったように、評価検証報告とか、計画、あるいは今後の予定等、あるいは作業の流れということで配付されております。当初予算で、その総合計画策定にかかわる予算はいかほどあるのか、何と何かがあってどのくらいあるのか、まずはじめに聞いておきたいと思います。まずそれから質問します。

○議長　　まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長　　総合計画にかかる当初予算での費用についてのご質問にお答えをいたします。

総合計画の策定につきましては、今年度、来年度、平成 21 年度で一応策定が終わりまして、最終的には冊子的な形で作成をするというふうに考えております。総合計画の策定費、直接にかかる経費につきましては 217 万 4 千円でございます。内訳といたしましては、毎月ように開催しております検討会議にかかる費用ということで、アドバイザーにかかる報酬費、また旅費。あと大きなものとしていたしましては、最終的に冊子の形にいたしますので、それにかかる印刷製本費、これが大きい 96 万円ほどでございますが、大きいものでございます。総額としましては、直接経費は 217 万 4 千円でございます。

○議長　　13 番、清野邦夫君。

○清野邦夫　　総合策定にかかる予算が 200 何万円というようなことはわかりました。これから私は質問しますのは、その予算を執行上のこれからのことについて、これは今後全体的な町の姿勢にもかかわるし、対議会に対してもかかわってきますので、そういう意味で質問いたしますので、まず一つは、これから農林とかいろいろな事業がありますよね。あるいは農林業もありますよね。そういう中で、例えば今の評価検証というのがあったね、これみると、さっき伊藤君もいっていたけれども、物足りない感じがするんだね、例えば農業とって、文字だけで農業の中核農家を育成するんだと、あるいは後継者対策をやるんだと、言葉上でやればそれで済むわけだ。今 3 番、青木君からあったように、林業、要するに現状把握ができていくかどうかというのが問題なんです。例えば林業とか、協業とか、農業とかというのは、業として成り立つかどうかということなんです。要するに現状把握ができていくかどうか。林業なんて業として成り立たない、現状からみると。林業という業はないんだ今。ないと同じなんだ、林業という言葉があったとしても、林業ということで生計を立てる人は今いません。以前は木を植えて、子供が結婚するとき、あるいは家立て直すとき、そういうときその産業を有効活用していたあるいは生活の一部に有効活用してきた。そしてその後、いや林業だけで一生懸命やろうという人もおりました。そういう人もいて、ある程度面積を持って、何町歩も持っている人もおられます。しかし業としては成さないというのが今の現在の実情と。

だから農業しかり、だから後継者不足、だから後継者育成ってやればそれで済む。あるいは大規模農家でやる、それで所得を上げるんだと、それで済むかもしれないけれども、しかし今皆さん、農業をやっている皆さんが自分が高齢化したということを理解しているんです。我々が今いなくなったらどうするんだということが問題なんです。それを一言で後継者育成というようなことで結びつけていけないと思うんですね。だから、現状を把握

するということがまず必要なわけで、それを検討会議の中で素直に出していかなければならない、それがなければ何ぼ案なんか、意見なんか出たって、根幹にかかわるようなものは出てこない、課題をやるには。

だから今、林業でしょう、業にならない林業というものを論議するとき、つまり林業だけじゃだめだ3番がいったように、林業で業を成さないんだから、今、環境という面で国も動いている。そういう面で地域の森林をどういうふうに守っていくか、どういう環境にするかということが重点になるんです。だから、今までの地域振興課の問題じゃない、町はそれに対して今までかさ上げとかしてやっている、今は課長が答弁したようにやっているわけです。だからそれを、方針としてそういう意味で結びつけていけば、今の青木君の答弁にもなるわけだね。

そういうことで、こういろんな進めていく上で意識を改革してければならない。北川先生いっているように、意識改革というのはそういうことなのね。要するに、今までのことを見直していくという、そういう意識をまず全体的に改革していくという姿勢が必要だと思うんです。これはいつも町がやっているように、それをまず実践してもらいたいということと、意識改革しながら、この全体改革やるわけだけれども、今度は会議検討するでしょう、そうするとこの流れからみると、町長にやって案もまとめて、審議会かけて議会にかけると、これじゃ議会に対しては案できたらそれで、案ができたからといって、はいどうですかという、すぐ出してしまうのですかと、そういうことをまず、どういう姿勢で議会、要するに、基本総合計画というのは町の根幹をなす計画になるわけだよ。議会というのは、何度もいいますように、町の最高議決機関なわけですよ。案が決まりましたからはいどうぞで済むかどうか、それで一ぺん同意でやってしまうのか、それともたたき台をつくったと、全員協議会にも何回もかけて、それを審議する時間を設ける用意があるのか。だから、議会間近になって、1回くらい全員協議会開いて説明するとかじゃなくて、本当に町の根幹となすような、今までの質問にもありましたように、町の重要施策、例えば学校をどうするかとか、小学校どうするかとか、あるいはそれに伴って耐震問題とかあるかもしれない。あるいは今、伊藤君がいったように、庁舎だって古くなってきました、そういう場合はどうするかとか、そういう話、本当のことを検討会に出さなければだめだし、そういうものを出したとき、意見がまとまったときに、案がまとまりましたから、はいと一回きりの議会で済ませるのですかという質問。だから、どういうふうな方向でそういう作業を進めながら、あるいは議会に対してどういうことで提案していただけるんですかという質問です。

○議長 13番、確認させていただきます。

この予算との関連については、位置付けは、ただいまの質問に対して。

○清野邦夫 総合計画でやって予算を取っていて、これ進めるわけだから。計画は12月まとめるんでしょう。予算とって。案つくって予算とったんですから。関係ある。

○議長 まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 ただいまの総合計画についてのご質問にお答えをいたします。

総合計画のこれまでの進め方、今後の進め方ということでご質問いただきましたので、改めてご説明を申し上げながらご理解をいただきたいなと思います。総合計画につきまし

ては、平成 20 年度、21 年度、この 2 年間を持ちまして作成をして、平成 22 年度からの計画ということで、現在進めているところでございます。この総合計画の策定につきましては、役場の庁内の組織ということで、プロジェクトチームを組みまして、そのプロジェクトチームによりまして討議をしながら、また各課等からいろいろなもの、資料等を集めながら作成をしております。また、それと同時に、町民の皆さんにお集まりいただきまして、この総合計画の策定についてご意見をいただくということで、検討会議というものを組織、設置しております。それで 30 名の皆さんにお集まりいただき、この総合計画に対して意見をいただくという形で進めているわけであります。

それで、この二つが協力をし合いながら策定の作業については進めておりますが、その中で、これまでは現在あります総合計画、これについての評価検証ということで、まずはそこに書いてありますものについて実際計画したもの、また政策についてどのような状況であったかということについて評価検証してきたというのがこの報告書でございます。

現状の把握の関係でございますが、これはそのつくられた時点での計画に対しての評価ということでございますので、当然それから社会情勢等いろいろ変わってございます。当然そういう現状の把握をしながら、それに基づいて、次の新しい計画のほうに盛り込みながら進んでいきたいというふうに考えております。その計画につきましても、先ほど議員からもありましたように、これまでであった視点に、また新たな視点を加えながら、意識改革のもとに段階的にやっていきたいというふうに考えております。

策定につきましては、プロジェクトチームと検討会議が一応協力し合いながら中心的に進んではいくわけでございますが、その際に、その過程の中で審議会、また議会の皆さんに、その中間地点、またある程度固まる前の時点など、段階的に、ここまで進みましたよというような形でご説明を申し上げながら、意見もいただきたいというふうに考えてございます。

というようなことで、新しい総合計画につきましては、これまでありました視点にプラスしまして、またそういう新たな視点を盛り込みながら策定をしていきたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいなと思っております。

○議長 13 番、清野邦夫君。

○清野邦夫 ちょっと確認しますが、これを進めるにあたっては、議会とも中間報告等、報告しながら進めていきたいということですか。それだけです。

○議長 まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 お答えいたします。

議会の皆さんとも、その進捗についてご説明申し上げながら、意見を聞きながら進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 11 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 大変大勢の皆さんから質問されたわけですが、私も総括としまして、私は高度な質問はできないし、またそういう質問ではなくて、当面、町民生活に関わることをお尋ねします。先輩議員が先ほどから質問、3 人ほどされているわけですが、その質問の答弁としましては、20 名ぐらい雇用する計画なんだと、そういうことをいっておられますが、実際いつから実施をするのかと、その期間はいくらであるとか、そしてその、例えば

日当収入になろうかと思いますが、いくらぐらいの日当が支払われるのかと、そういう具体的なことをまず最初に聞いておきます。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 緊急雇用対策であります、まだ国には、県のほうにはまだ正式な申請の手続きまではいたっておりません。今、県のほうで急いでやっているということでありまして、できるだけ4月に間に合わせたいということでありまして、まだ現時点、正式にはきていないわけでありまして、ただ、見込みからして20名くらいあろうと、内々の情報でこう得ておるわけでありまして。

それで開始はということでありまして、これ事業の内容によってちょっと違うわけでありまして、できれば4月上旬からスタートしたいとこう考えております。事業によっては5月からというのも若干あるようでありまして、緊急雇用について、賃金については、町で想定しておりますのは、町の臨時職員並みの賃金ということと考えておりますが、中にはパソコンの高度技術を要する人とか、また教員の免許を必要とするとかという人もおりますので、それはそちらの機関のほうの基準賃金ということになろうかと思っておりますので、今具体的にいくらということは、今詰めの段階ではあるんですが、そんな状況でありますのでご理解願います。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 まず最初に2点とかも考えておったんですが、一つ質問漏れをしましたので、改めて質問を認めていただきたいと思えます。再質問の部類に入っても結構ですから。

もう一つは、不況の中で、その予算書をもても、イベントとか祭りとかの予算があげられておるわけですが、先ほどの経済振興課長の話だと、不況だからこそ町民の参画を得て協力金をもらったり、そしていろんな形でやっておるんだとこう話されましたが、それは私は反対だと思えますよ、むしろこういう不況だからこそ、そのイベント、祭りを縮小して雇用対策問題とか、そして生活支援をすべきではないかというのが最初の質問だったんですけれども、質問が漏れたのかは私が悪いんですが、それは再質問で結構です。

それと、まず最初の今のところは考えていないと、これは、一言でいえば、ちょっと私は口が悪いのでごめんなさいよ、断っておきますから、発音も悪いし、ずうずう弁だし、だけど本当に、当面の町民生活にかかわる問題ですからいいますけれども、先ほどの12番、3番議員の答弁といたしましては、2,200万円といったな、予算化しているというか見込みは、それは、これは国からの、国の施策でしょう。それ以外に町独自の、よそでやっているんですから、よその市町村では。特別にね、県でもやっているし。新年度予算を組んで、それでその雇用対策をやっているんですから、だから町としましては、そういう新年度予算のどの部分に入っているのか入っていないのか、やる気があるのかないのか、今これちょっと分析しますと、あなたは20名くらいとっておられますけれども、こんなもんじゃないですよ今、派遣切りで首になったり、会社、事業縮小で解雇されたり、そういうかたが大勢いるんですよ、それをあなた20人くらいだとか、2,200万円で対応できますか。これもっとイベント事業とか、そういったその事業を縮小しても、やはり今一番困っているんですから。例えば今、もうすでに何カ月も前から仕事もなく、一銭も入ってい

ないかたがいらっしゃるんですから、たまたま救われるのは家がある、農家であって米と味噌がある、最小限の生活はできますけれども、ある人がいていましたよ、魚なんでメザシも食えないと。そういう人が大勢いらっしゃるんだから、あなたがた裕福で高額な給料をもらっているからいいとしてもですよ、2,200万円なんてばかにするわけじゃないけれども、町長様と副町長様の1年分の給料しかないんですよ、2,200万円なんで、それで大勢の人を救ったり雇用したりできるんですか。それどういうふうにお考えなんですか。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 お答えいたします。

当然今、町内の企業は大変厳しい状況におかれておるということは十分認識しているところでありまして、また町内企業におきましては、この厳しい状況でもありにもかかわらず、地元採用高校生が6人も採用するということは、また非常に敬意を表している次第ではありますが、ただこれは今回の緊急雇用対策、今年の9月1日現在から比較しますと、町内ではだいたい従業員、かなり落ち込んでいるところもありますが、20人ほどの減になっておりますし、これも申し上げましたように、また自宅待機とか、操業日数の短縮とかということで、会社がしのいでいる状態でありまして。じゃこの緊急雇用対策で、いわゆる職を失ったかたの全員を救うということはまず不可能でありまして、当然全員を救うという対策ではないわけでありまして。それで、あくまでも今の状況としては20人程度と、あくまでも緊急避難的な対策であるということでありまして、十分ご理解をいただきたいと思っております。

それと同時に、当然企業のほうにつきましても、利子補給とか、今回融資の枠を拡大いたしまして、企業の支援も同時に合わせて行なっているということでありまして、ご理解をお願いします。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今回の課長の答弁では、いろいろ答弁されたわけですが、私は一番困っているのはその問題だと思いますよ。職場がない、仕事がない、お金はない、ないないづくし、この前私もいいましたけれども、入ってこなくても、健康保険とか、保険は待たないで払わなければならないでしょう。払いたいといっても一銭もないんだから払えないでしょう。だから、緊急に雇用対策をして、あなたが今いったように、全員の救済はできないと、それはそれでいいと思いますよ、ただできるだけ、やはり大勢のそういった大変なかたを救うという、救済すると、そういうのがやはりあなたがたがよく知っている、町長がよく知っている、すべてにやさしいまちづくり、思いやりのあるまちづくり、そういうところにはまる言葉なんですよ、それは。自分たちが悠々と生活しているから、そんなどうでもいいとしか私は思えませんよ、それではだめだと思うんですよ。やはり、行政というのは、町民の生活をよりよくするための仕組みなんですから、あなたがたのために行政があるんじゃないんだから、そういう根本的な考え方からすれば、今困っている、お金もない、何もない、ないないづくしのこの町民をどうやって救うかと、これは第一の施策ですよ。それを緊急にやってはどうかと、どうかじゃなくてやらなければだめだと、そういうことで私は申し上げているんですから。

それとあなた、さっきもいいましたけれども、不況だからこそ商店や何かの協賛金をも

らったり、花火をあげたりと、ああいうことおっしゃいましたが、私は聞いたんですよ、その協賛者に、どういうことなんですかと、町のほうとしましては、まず最初にこういうことがあるから協力してほしいという連絡があるんだと、それで後でもって職員のかたがまわるんだと、そうすれば、商店のかたでも事業所のかたでも、町とのかかわりがある、商店だったら一つでも町から買ってもらいたい、事業所だったら、一回でもいいから仕事をさせてもらいたいと、そういう心があってやるんですよ。最初から進んでやるんじゃないんですよ、仕方がないからやっているんですよ。だから、そういうイベントを縮小して、今こういうどん底の景気状況ですから、当面、不況なときだけでもいいから、2年でも、1年でも3年でも、どんとあがった花火ではしょうがないでしょう。雪国をいかすんだったらカマクラでもつくって、甘酒でも配って、もちでもついて食べてもらおうと、そのくらいにとどめておかなきゃなんないと私は思うんですよ。そしてまた景気が回復したら、西会津から全国に情報を発信してもよし、なんでもいいけど、今現状では、とんでもないよ、あなたが雇用の場をつくっているなんて、さっきなんといったの、にしあいつ福祉会では何名雇用しているんだとか、そしてホームヘルパー何名で何千万円払っているんだとか、そういう問題じゃない、それ今日、昨日できたんじゃない、これは前からやっているんですよ、その事業は。じゃなくて、今困っている、当面、仕事がないんだから寝てるんだから、どうしても動けば金がかかるんだから、金ないんだから。そういう人を救ってもらいたいと、これは切実な、そういううたえですよ、町民の。私がいっているんじゃないんですよ、その人に代わって私はいっているんですから、もっと真剣に取り組む姿勢があるかどうか。取り組んでももらいたいと。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 お答えいたします。

緊急雇用対策につきましては、先ほども申し上げましたように、新年度予算に計上しておりますので、その中で対応してまいる考えであります。なおそのほかにも、今回定額給付金の絡みで2人のかた、臨時職員として採用しておりますし、また各課の事情によって予算措置あるかどうかそこまでは確認しておりませんが、緊急的に必要な場合には臨時職員も採用するということもあり得るのかなとこう考えております。

あと、それとは全体的な経済対策の中で、雇用、直接ではありませんが、2月の臨時議会で地域活性化交付金1億8,000万円ですか、その分の、大きな意味での経済対策ということで補正予算を組んだわけでありまして、また新聞報道等によりますと、旧年度の補正予算ですか、経済対策として、また緊急的に補正を組むというような情報もメディア等で得られておりますので、その辺の国の施策に期待しているところであります。

それでイベントの話が出ましたので、ちょっと参考までに説明させていただきますが、ふるさとまつりはだいたい予算的に770万円予算組んでおりますが、このうちのだいたい6割は地元商店から、また賃金として払われたり、その6割の金は地元における金でありまして、ふるさとまつり、また2日間では、約1,000万の地元商店等出店していただいて、商店だけではなくて、農産物部門もあるわけでありまして、1,000万円からの売上があるわけでありまして。また、雪国まつりも180万円ではあります、花火以外はその予算のほとんどは地元で金がおおりて、なおかつ当日も200万円以上の売上があるということで、い

ろんな意味で地域の活性化に寄与しているところでありまして、なおイベントを通して、地域を元気付けながらやっていくことも非常に重要であるというふうに認識しておりますのでご理解願います。

○議長 暫時休議します。(14時18分)

○議長 再開します。(14時50分)

以上で総括質疑を終わります。

続いて、款ごとの質疑を行ないます。まず歳入であります。

1 款町税。

12 番、伊藤勝君。

○伊藤勝 町税の中で伺っておきたいのは、一つは固定資産の関係であります。今回、固定資産では1,394万円ほど減収となっているわけですが、これの要因というのは、評価替えによってこれだけ大きく減収となるのか、あるいは別の要因であるのか、この点について1点聞いておきたいと思います。

それから、税全体の徴収率をどう高めるかということは、これは最大の課題なんです。私も一般質問でもいいましたけれども、時間がありませんのであまり詳しく追究しなかったんですが、19年度の決算の段階をみますと、一般会計、特別会計含めて8,638万円の税の収入未済があるわけなんです。やはりこれは、貴重な自主財源の町税の関係で、いわゆる町税だけをみると2,000万円から未収が出てきているわけなので、やっぱり内容を精査しますと、努力をすれば、あるいは理解をすれば払っていただけるということも多々見受けられる部分があるわけなんです。ですから、せっかく昨年、副町長を本部長とする税等の徴収等に関する対策本部を立ち上げたわけありますので、この機能化、これをどう機能していくかということが一番求められていると思うんです。ただ会議さえ立ち上げればいいというのではなくて、やっぱり具体的にどうアクションを起こして、それが実績に結びつくか、このことがやっぱり大事なことでありまして、ぜひこの取り組みについての内容について、本部長である副町長の考え方をぜひ聞いておきたいと思うんです。まず聞いておきたいと思います。

○議長 副町長、薄友喜君。

○副町長 税等対策本部会議についてのお答えをしたいと思います。昨年からの対策本部を設置しまして、これからの町税に対する取り組みをどうするかということで検討してまいりました。従来ですとなかなか、いわゆる収入未済対策、これまでもいろいろ未納者とのいろんな相談に乗りながら進めてきたわけでございますけれども、どうも今までのやり方では十分でない、したがって、いわゆる法に則った強制執行まで含めて考えるには、やはり市内統一した考え方と計画を持ってこれから対応していかなければならないだろうというようなことから対策本部を設置したわけでございます。

したがって、今その新年度から向けての、今いろんな準備作業をしておりますけれども、これまで以上に、いわゆる法的な部分も含めた対応をしてまいりたいということで、今、対策本部の下に、実務者会議、実務者会議もそこでいろいろ検討しておりますので、町の方針がそこで練られて、そして対策本部で方針が決定されれば、平成21年度からそういう部分で強力な対策を取ってまいりたいということでございますので、ひとつご理解を

いただきたいというふうに思います。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 固定資産税のご質問にお答えをいたします。

まず今回の評価替えに伴って減収する部分であります。土地でありまして、これで約160万円ほど減ということでございます。それから家屋等償却資産でございますけれども、これは一般家庭の家屋のほうはそう影響はございませんけれども、いわゆる町内の企業におきまして、経営不振によって倒産した企業もございまして、そういった部分で、見込み徴収率を97%から1%下げたということがございまして、それらで1,200万円ほど出ておりますので、合わせて1,300万円の減という見込みで積算したところでございます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 わずかなことですが、町税の固定資産税で国有財産所在市町村交付金及び納付金で、前年度よりもわずか2万9千円減額予算ですが、これは計算の方式等が変わったのか、それともどのような理由によって減額なんでしょうか。

それと20年度の実績に照らしては、この21年度予算というのはどうですか。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 国有資産等の関係についてお答えを申し上げます。

この前年度の予算に比較しまして、2万9千円ほど減ということでございますが、これはこの国有林野と県の西会津高校の校長の宿舎がございまして、その宿舎のほうの評価額の変更に伴って、若干ですが落ちたということでございます。

それで、平成20年度の実績でございますが、この本年度計上しました予算額233万8,500円ということでありまして、その実績をもとに今次の当初予算に計上させていただいたということでございます。

○議長 2款、地方譲与税。

14番、清野興一君。

○清野興一 今年はじめて地方揮発油譲与税が予算化されました。これは例の特定財源から一般財源化ということによって、この予算化されたと思うんですが、1,570万円増えるけれども、一方において2款で、3項で地方道路譲与税で1,970万円の減額、差引400万円の減額になるわけですね。このことによって、そうじゃなくて、揮発油税は使途が限られているんでしょうか、それとも各自治体の自由に使っていると、こういうことなんでしょうか。以上です。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 おただしの地方揮発油譲与税でございますが、平成21年度から新たに設けられた項目でございます。これは議員おただしのよう、道路特定財源の見直しの関係によりまして、地方道路譲与税が新たに地方揮発油譲与税という名称に変わるものでございます。これまでの法律に基づいた地方道路譲与税については、この予算の3項に計上されております部分となるわけでございます。この地方揮発油譲与税につきましては、いわゆる一般財源化ということで、町の通常の一般財源として自由に使っていると、こういうことでございます。

○議長 3款、利子割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 4款、配当割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 5款、株式等譲渡所得割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 6款、地方消費税交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 7款、自動車取得税交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 8款、地方特例交付金。

12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 この地方特例交付金については、いわゆる減収補てん特例交付金としてみているわけですが、そこには今回590万円、昨年から比べると200万円ほど増額になっておりまして、この理由については説明を受けましたので、聞く内容ではありませんけれども、いわゆる児童手当の差額分もここには含まれているということです。

それともう一つは、わずか90万円の計上でありますけれども、これは特別交付金ですか、これが90万円あがっているんです。このことが、この部分がいわゆる3年間でなくなるのか、あるいはこの地方特例交付金自体が19、20、21の3年間で消滅してしまうのか、この点についてはどういうふうにとらえればよろしいんですか。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 地方特例交付金の中の特別交付金の部分でございますけれども、これはいわゆる減税補てんの特例交付金に替わる措置として設けられたものでありまして、この交付の年度が平成19年度から21年度までの3カ年の、いわゆる時限の措置ということでございます。そのほかの、いわゆる地方特例交付金の児童手当、それから住宅借入金の部分の特別控除にかかります減収補てん特例交付金の部分については、そのまま継続されるというものでございます。

○議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 わずかの特別交付金で90万円ほどでありますけれども、そうするとこの分はそっくり今後、地方交付税に算入されるということになるんですか、あるいは廃止となるということなんですか。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 この特例交付金の分につきましては、今ほども申し上げましたように、減税補てん特例交付金に替わる措置として設けられたものでありまして、その3年間で終わります平成21年度をもって廃止となって、その分が交付税等に振り変わるということとはございません。

○議長 9款、地方交付税。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 10款、交通安全対策特別交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 11 款、分担金及び負担金。
（「質疑なし」の声あり）

○議長 12 款、使用料及び手数料。
（「質疑なし」の声あり）

○議長 13 款、国庫支出金。

12 番、伊藤勝君。

○伊藤勝 この交付金の国庫補助金の中で、歳出で聞いてもよかったんですが、ここで聞いておきたいと思いますけれども、地域バイオマス利活用交付金、この2分の1の部分の197万4千円でありますが、これは事業内容は説明を受けたのでわかりましたので、説明いりません。ただこれは単年度事業でしょうか、あるいは今後継続して行なっていくものなんですか、まずこれが一つと。

それから、これだけ大きくバイオマスの利用というと、なかなかつかみ所のないものだと思いますが、今後いろんな調査をし、その結果これをどう利活用していくのかということは、また別な事業で行なうのか、あるいはこれは継続して今後こういうのが国の施策として具体的な事業が出てくれば、それに今度は国が事業費にこの補助金を付けてくるのか、今後のこういう、いわゆる活用の仕方、あるいは町として事業の具体的な進め方、これについてはどのようになっていますか。

○議長 まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 ご質問にお答えをいたします。

ここにございます地域バイオマス利活用交付金ということで、議員がお話しましたように、国から2分の1という形でくる交付金でございます。バイオマスにつきましては、簡単にご説明申し上げますと、動物植物から生じます再生可能な資源ということで、その利活用を図りたいということで、ソフトの事業ということで構想をつくるものでございます。

これにつきましては、ソフトの利活用の交付金ということで単年度のものでございます。この構想自体は、現在町にありますバイオマス、それがどの程度あって、またどういう利活用ができるかといった可能性をまず調査をいたしまして、その上でどの程度あるかによって、次にどのような具体的なハードが考えられるのか、それについては、それ以降に検討していくという内容でございます。

したがって、来年度につきましては、まず構想としてどのようなものまで考えられるかという点について策定をするというふうに考えております。

○議長 12 番、伊藤勝君。

○伊藤勝 その場合に、じゃこれは構想を策定するソフト事業ですから、内容についてはまとめられた報告書などによって、西会津町のバイオマスの現状という形で出てくるんだと思いますが、その成果品というのは具体的にどういう形でいつごろ、これが出てくるのか、あるいはまとめきれぬのか、そうした場合に、これはあくまでも構想なんだということではありますが、そういう策定をするということは、決して悪いことではありませんけれども、問題は今度ソフトからハードに変わった場合に、だから私はそこを西会津町としての体制や、あるいは国がソフト事業をつくったあとに具体的にこれを取り入れるハード事

業に移った場合に、事業が、こういう事業があるんだよということまで示しているのかどうなのかということなんです。

○議長　まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長　バイオマス構想に対する再質問にお答えをしたいと思います。

まずこの構想でございますが、単年度事業ということで来年度いっぱい策定をしてまいります。その成果品ということで、構想の書をつくるわけですが、これにつきましては基本的に公表するというふうを考えておまして、これが具体的にどのような形で配付をするのかとか、公表するのかという点の時期までは、まだ現段階では明確ではございませんが、構想書ができれば、できるだけ早めに公表してやっていきたいというふうを考えております。

この構想につきましては、先ほども申し上げましたが、一応ソフトでございますが、ただそれ以降、考えられますバイオマスの利活用について、当然ハード事業というのも考えられるわけでありまして。その構想の中で、どのようなハードが考えられるのか、それらも盛り込みながら、またそういうハードをするに際しましては、当然さまざまな体制が必要かと思っております。そういう体制につきましても、できるだけこういう体制であればいいかなというものがどの程度まで調査できるかは、ちょっと現段階でははっきり申し上げられませんが、できるだけ実現に向けたような体制固めまでを構想の中でやっていきたいというふう考えております。

○議長　14番、清野興一君。

○清野興一　1項1目でお尋ねしますが、この対前年に比べて111万9千円の減額予算ですが、これは単純に対象児童が、あるいは対象者の減数によって予算が減額という編成なんでしょうか。以上です。

○議長　健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長　民生費の国庫負担金の減額でございますが、児童手当がこの中に入っておりますけれども、その対象児童の減によるものであります。

○議長　14款、県支出金。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　15款、財産収入。

14番、清野興一君。

○清野興一　財産収入で1項1目の財産貸付収入、これも63万円ほどの減額予算ですが、これはどういう理由によるものですか。

それと、2項の1目不動産売払い収入で280万円の予算計上ですが、どこを売却する、その場所とどのくらいの面積を売却しようとする計画なんですか。以上です。

○議長　町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長　財産貸付収入の減額の分ということでございますけれども、昨年までは、テレワークセンターにつきまして10月にセンター条例つくったわけですが、それ以前につきましては、財産貸付収入ということで昨年の当初予算には見込んでいたわけでございます。今年度からは、いわゆるテレワークセンター条例をつくりまして、テレワークセンター使用料ということで別なほうの予算に計上させていただいたということで、減額

になっているところでございます。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 土地売払い収入のご質問でございますが、これは徳沢駅前の土地でございます。区画数は2区画を見込んでございます。面積でございますが、1区画50坪で、金額にして約140万円で見込んでおりまして、その2区画分280万円計上をさせていただきました。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 そうすると、貸付収入の減額部分はテレワークセンター使用料ですか、そこにあがってくるということで、実質的な減額はないとこういうふうに理解してよろしいんでしょうか。

それと、この土地売払い収入で今2区画を予算計上したということですが、さっき質問によると、もっともっとうるような、全区画で何区画あるんですか、そのうち2区画売却予定ということですが、1区画50坪で140万円ということは、ほかにこう土地売却、町がやってきた経緯があるんですが、それとの比較、例えば住宅団地辺りの比較、あるいは商業団地の売却計画、これらと比べて同等なんでしょうか、それとも地理的な条件を加味しているとか、いろんなことがあるんでしょうか。以上です。

○議長 町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長 まず財産貸付収入でありますけれども、今年度63万8千円の減額になっているわけですが、8ページの使用料のところ、テレワークセンター使用料ということで、今回節を設けさせていただいております。こちらには82万7千円ということで、対前年より18万9千円ほど増額で計上させていただいております。これは2号館が整備しまして、現在、1社入居していることによって、来年度使用料の増額としたところでございます。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 土地売払い収入についてのご質問にお答えをいたします。

区画につきましては全部で17区画ございまして、そのうち5区画については20年度分で整理をしております。今回は2区画計上させていただきましたので、残りはあと10区画になるわけではありますが、これの売却にあたりましては、先ほど12番議員にもお答えしましたように、地元の徳沢地区の皆さんに、今後とも協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。その単価でございますけれども、これは土地にはそれぞれ地域のいろんな要件がございます。今回は鑑定を入れて実際に評価したわけでございますけれども、鑑定にあたりましては、その道路要因だとか、角地要因だとか、いろんな要因がございますので、不動産鑑定を入れまして評価をした結果で単価を設定させていただきました。

○議長 16款、寄附金。

12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 ふるさと応援寄附金、現在9人で110万4千円たまっているんですね、あるんです。これの具体的にどうお使いになるかということだけでいいんですのでお聞きをいたします。目的はわかりますからいいですよ。これは何回も聞きましたので、子育てとか環境とか、文化とか産業とかいろいろありますので、ただ具体的に、じゃ今年はこの100万

円余のお金を寄附をされたかたの好意に対して、具体的に取り崩して行なっていくのかどうなのかということについてはどうですか。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 ふるさと応援寄附金についてのご質問にお答えいたします。

これまで寄附をいただいた金額につきましては、今ほど議員おただしのおり 110 万円ほどでございます。それで、この中でその使用目的として指定されてまいりましたのは、子育て健康づくり、それから地域活性化ということで、子育てについては1件、それから健康づくりが3件、地域活性化が1件と、残りはあと指定しないというような状況でございましたけれども、これの具体的な使用目的、使用の使途でございますけれども、これは今年平成20年度に、これまで寄附をいただいたものでございまして、これを今年度事業に即使用、充当して使用するということが、物理的になかなか難しい部分がございますので、これを21年度事業に充当するということが考えております。

具体的には、平成21年度から新たに始まります子育て医療サポート事業、そういった事業に充当していきたいというふうに考えております。

○議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 そうすると、この使い方について整理をしますと、自分の考えはこう考えていたんですね。ある意味では、ある程度基金になりにお積みになって、そしてそのままとまったお金でもって、例えば子育てのなにになに、あるいは環境のどういうもの、こういうようなことに対して、形のあるもの、あるいはその行為が目に見えるもの、こういうふうに自分なりに感じておったんですが、今ほどの考え方とすれば、いわゆる町の一般事業にそれを充当させると、こういうことで取り崩してすると、こういうことに聞こえるんですが、その使い道の仕方についてはとやかくいうつもりはありませんけれども、結局これから、逐次そのふるさと応援の寄附付金が入ってきて、ある程度の金がさになった場合については、取り崩して充当させる方法に目的がありますから、それぞれ。その目的に沿って充当させるように使用してしまうのかどうかということを確認する意味で、もう一回聞いておきたいと思います。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 この使用の使途でございますけれども、単純に寄附をいただいたお金を一般の事業に充当してしまうということではございません。町が先ほど申しあげましたように、町が政策的に実施する事業に対しまして、この寄附をいただいたものをそちらに充当させていただいて、有効に活用させていただくということでございます。金額的に一つの事業をこれでまかなうということはなかなか難しいわけでありまして、そういった政策的な事業にこういった貴重な財源を充当をさせていただいて、有効に活用させていただくというふうに考えております。

○議長 17款、繰入金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 18款、繰越金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 19款、諸収入。

14 番、清野興一君。

○清野興一 19 款 5 項の 4 目なのですが、雑入として 3,000 万円以上の予算計上なんですよ。私は前々からこれ雑入で 3,000 万円も一括、説明書きは書いてありますけれども、もっと適当な予算計上の仕方をできないんでしょうか。それだけです。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 ただいまおただしのありました雑入の、いわゆるここで 3,000 万円ほど計上しているわけでございますけれども、これは議員もおただしのように、なかなかほかの課目では計上しきれないような内容でございますので、やむを得ずこの雑入という項目でもって計上させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 20 款、町債。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 続いて歳出に移ります。

1 款、議会費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 2 款、総務費。

14 番、清野興一君。

○清野興一 1 項の総務管理費の 1 目で、喜多方広域市町村圏組合総務費負担金として 899 万 9 千円と、それから 2 目の文書広報費で同じく負担金として 989 万 8 千円、これが計上されて、合計で 1,800 万円余の負担金なのですが、この中身は、説明書きでは総務費だのプラザだの、情報通信管理ということになってはいますが、これはどのような負担割合で、喜多方広域市町村圏を構成している町村からみんな負担するんだと思うんですが、どのような徴収基準ですか。これが対前年度に比べて、16 万円ほどの減額予算だと、いうことは、それだけ広域のほうも総額を縮めてきたと、こういうことでよろしいんでしょうか。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 広域負担金のご質問でございますけれども、まず 2-1-1 の一般管理費のほうであがっている分につきましては、いわゆる喜多方広域の運営にかかる一般管理費と、それからプラザの運営分でございます。それから、2 目の文書広報費でございますけれども、こちらは広域情報管理、いわゆる情報通信の基盤整備に要した経費に対する負担ということでございます。

その負担区分でございますけれども、一般管理費につきましては、まず均等割といいますが、西会津町の負担割合につきましては、35 分の 1 をまず均等割のような形で算出いたします。再度申し上げますと、西会津町が 35 分の 1、北塩原も 35 分の 1、喜多方市が合併して五つの町村になりましたので、これが 35 分の 5 ということでございます。それから、残った分については、人口割という形になります。

プラザの分につきましては、喜多方市が 60 分の 58、北塩原、西会津が 60 分の 1 ずつというふうな負担割合になっております。

広域の情報管理費のほうであります。一般の管理費につきましては、先ほどの一般管理費と同じような負担区分でありまして、喜多方が 35 分の 5、それから北塩原、西会津が

35分の1ずつを負担しまして、残りを人口割で負担するという形になります。

あとは公債費については事業費割ですね。それから情報センター保守管理、これについては機器の設置割という形となっております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 じゃこのプラザについてはどの程度負担しておりますか、わかれば教えていただきたいことと、そもそもは、なんでプラザの負担金、西会津が払わなければならないのかということがわからないんです。これプラザを建てる時の経緯としては、旧喜多方市1市だけでは、建物が大きすぎるから許可にならないだろうと、広域を組んでいるところの名前を貸してくれということで、金銭的な負担はかけないと、こういうことでできた事業なんです。だから、私もこれは何回かいつているんですが、むこうも市長も変わっただろうし、それから広域を担当している人も変わっただろうし、プラザを負担して、西会津としてはどんなメリットがありますか、我々があそこ、プラザを年間どのくらい使っていますか、町として。まったく使っていないでしょう。以上です。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 喜多方プラザの負担金の額でございますけれども、平成21年度分については106万7千円でございます。昨年度が106万9千円でございますので、2千円ほど減額という形になります。

それから、プラザに対してなぜ西会津町が負担しなければならないのかということでございますけれども、先ほど負担割合を申し上げましたように、これにつきましては、設置されております喜多方市が60分の58を負担しまして、残る60分の2を北塩原と西会津がそれぞれ60分の1ずつ負担するという形になっております。

本町につきましても、この喜多方プラザにつきましては、例えば中学校の芸術鑑賞などにここを活用しているという状況もございますので、まったく西会津町、これに対して関係ないということではございませんので、その大きな恩恵については、喜多方市ということでございますけれども、構成市町村として西会津町もある程度の恩恵的なものは受けているということで負担しているということでございます。

○議長 3款、民生費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 4款、衛生費。

12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 衛生費の清掃費の中で、喜多方市町村圏へのごみの処理負担金、これはすべて含めて6,200万円となっているんですが、昨年と比べると560万円減額になっているんですね。このことは、いわゆる町のごみ、資源ごみの分別などの効果が表れた結果なのかどうなのか、このことについて聞いておきたいと思います。

それと資源ごみの処理委託料で142万円、これも減額になっているんですが、これとの関係についても聞いておきたいと思います

○議長 町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長 喜多方広域のごみ処理に関する負担金についてでありますけれども、今回、対前年と比較して減額になっている大きなものは、粗大ごみの処理負担金、これで520

万円ほど減額になっております。これについては、公債費の、粗大ごみ処理場の建設に伴う公債費の償還が終わったということによる減である。

それから、埋立処分費負担金、これにつきましてだいたい150万円ほど、対前年と比較して減となっております。これら合わせてだいたい600万円ほどの減だということであり、埋立処分費につきまして、用地購入費の返済ということが終了したということで減になっているということでございます。

こういったことで、それぞれ管理費、さらに公債費、そういった負担金の、それぞれの各市町村が負担しているわけですが、それらが公債費の終了などによって西会津町に分配する分も減になったというところでございます。

それから、ごみ収集委託料につきましては、3,440万円ということで、プラス40万円であるわけですが、これにつきましては、年間、毎月のように収集しているわけですが、資源ごみ、いわゆるペットボトルとか、また缶とか、そういった資源ごみについては、12月から2月の冬季間、休止していたわけですが、これを1月、正月過ぎに1度回収しようということで、その諸経費ということで40万円、今回増額で計上させていただいたということでございます。

○議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 ざっくばらんにお聞きしますが、西会津町方式といってもいいくらいに、いろんなペットボトルとか、ビン、こういった部類については、他の町村よりも相当進んでいるとみているんです。結果的にこの収集方式が資源ごみとして活用され、結果的には、いわゆるごみ負担金、処理負担金に対しての影響額として現れているのかどうかということなんですが、そのことは具体的に数字で表せば、どういうふうになっておりますか。確かに資源ごみをやるには手間隙もかかるんでありましようけれども、かかるということは、環境との関係もありますけれども、これを具体的に資源ごみが回収をされた場合に、ただそれが広域のほうに持って行って、焼却をされるということの量がその分減るわけなんですね。そうした場合の操作においてはどのようになっておりますか、そのことについて聞いておきたいと思います。

○議長 町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長 今回、平成21年度のごみ処理の負担金ですが、対前年と比較しますと、負担金としては増えております。この要因としましては、喜多方広域の処理場、山都工場等あるわけですが、そこの施設の改築とか、そういったことで平成19年度に行なった事業が、今回償還が21年度から発生するというようなことで、その償還代が21年度分からはじまるということで、今回負担金としては増えております。

ただ、ごみ処理の実績としましては、昨年度の可燃ごみとしましては、対前年と比較しますと西会津町では2%ほどの減となっております。それから、燃えないごみでいいますと、これも2%ほどの減少ということで、いずれも町民の皆さんの努力によりまして、ごみの発生量は減っているというような状況でございます。

○議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 それが、数字的に表すと、具体的にどういう形で現れておりますかということなんです。ですから、今までかかった総額は、年々ごみの分別収集によって、これだけ広

域への負担分というのが減っていますよ、あるいは資源ごみの回収によってこういう利点があって、逆に資源ごみからの回収費がありますよと、こういうことが数字的に現れてくれば、町民の皆さんは、なるほど自分達が取り組んでいることについては、これは正しい方向なんだわいと、そのことは町の環境、あるいは今後のごみの処理の方法によっては、そういう形で今後継続していかなければならないと、こういう勇気付けられるような答弁をしないとだめなんです。

○議長 町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長 広域のごみの負担金につきましては、いわゆる可燃ごみ、燃えるごみ、それから燃えないごみ、粗大ごみ、そういったことで広域にごみを運んで、それを処理していただいていると、その分についての負担をしていただくというような形になっているわけですが、資源ごみ、いわゆる皆さんに分別していただいて、ペットボトルとか、缶とか、やっているわけですが、これらについては、広域を通さずに、別な廃棄物の処理場のほうに運びまして、そこからリサイクルする工場のほうに持っていったというような、そういった仕組みになっております。ですから、広域の負担金と、いわゆる資源ごみ、そちらの負担金というのは連携していないというような状況でありますので、具体的に数字は今出せないというようなことであります。

○議長 5款、労働費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 6款、農林水産業費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 7款、商工費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 8款、土木費。

12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 道路橋りょう費の中で、今回新たに橋梁長寿命化策定委託料と160万円ほどありますが、これは古くなった橋の修繕等々について、これらを調査しようということについてはわかりましたが、この具体的な作業方法、160万円でまずこれを行なったそのあとは、具体的にどういう作業をして、じゃあこの結果に基づく今後の対応の仕方というのは、今年度でやるのか、あるいは次年度以降にやるのか、あるいは国がちゃんと予算化計上しないとできないものなのか、このことについてはどういうふうに理解すればよろしいんですか。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 土木費の中の橋梁長寿命化修繕計画策定業務についてご説明申し上げます。160万円予算計上いたしました。これにつきましては、阿賀川をまたいでおります明神橋、それから橋屋橋の二つの橋梁と、それから我々がみても老朽化が進んでいるといわれるその幸平橋、堀越にかかっている橋でございます。それと牧橋、牧の集落の手前にかかっている橋でございます。その4橋梁の診断業務でございます。これにつきましては、今年度から国庫補助事業というようなことで制度ができて、2分の1を国で補助してくれるというようなことになっております。こういった橋梁につきましては、今ほどいい

ましたように、重要橋梁であったり、それから老朽化が進んでいるというようなことで、早急に診断をして、補強という方法があるのか、さらには架け替えが必要なのか等、長寿命化を図るためにどういった修繕をほどこせばいいのかというような形で、一時的な診断をしていただくというようなことでございます。

こういったことをやっておかないと、今後の整備にあたって補助事業を使えないというようなこともございまして、今年度この4橋梁につきまして調査をしたいということでもあります。今後の対応につきましては、その結果をみて判断をしていくということでございます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 1項1目の28節ですけれども、土地開発基金繰出金で282万4千円の計上ですが、これは毎年出していたんですけど、今年限りでしたっけ、この土地開発基金を管理しているのはどこですか。以上です。

○議長 総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 土地開発基金についてのご質問にお答えをいたします。

まず基金を管理しておりますのは、総務税政課でございます。今回、予算に計上させていただきました282万4千円でございますが、このうちの280万円につきましては、徳沢駅前の売却分を土地開発基金に繰戻すということで計上をさせていただきました。端数分については利子でございますので、利子は基金も戻すということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 9款、消防費。

12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 防災のハザードマップ、これについて聞いておきたいと思うんですが、去年は25万円ほど計上して、今年は49万4千円ほど計上しているんですね。そうすると、はっきりいえば何年もかけてハザードマップをつくるのかと、では具体的にこの西会津町全体のハザードマップ計画というのは、具体的にどういう形でできあがってくるのか、あるいはどのくらいの期間が必要なのか、やっぱり、最近地震だ、いろいろ自然災害だ、その他いろいろありますが、本当に必要なところについては、このハザードマップを早急に策定をして、そして町民の皆さんにもこの危険度というものは共有していただく、こういうために、この早めに策定しなければならないものだと思うんですが、この事業というのはいつまでかかるんですか。

○議長 町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長 ハザードマップについてのおただしでありますけれども、このハザードマップにつきましては、危険箇所を地図におとしまして、住民のかたにこういったところは危険だよというようなことと、それから防災に関する周知啓蒙というか、そういったものを図るために作成するというようなことで考えております。基本的には今年と来年で作成したいというふうに考えております。今年につきましては、いわゆるデータの取り込みといいますか、地図上でこういった危険箇所があるとか、土砂災害の場所があるとか、そういったものを、いわゆるパソコンのほうにデータを取り込むように、そういったものを今年につくろうというふうに思っております。

来年につきましては、それを紙ベースにおとしまして、各世帯に配れるように、ぜひそういう形で防災に関する啓蒙普及をしたいというふうに考えております。

○議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 そうすると、今年と来年の事業計画になるのかな、これ、昨年と比べると。だから、去年もこれつくっているわけなんだから、今年の新しい事業ではないんだこれな。だから、これは3年も4年もかけてつくるのかと。

○議長 町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長 防災ハザードマップについてでありますけれども、作成年次につきましては、21年度と22年度でつくりたいということでありまして、昨年の20年度で予定しましたのは、防災のガイドマップということで、皆さんがたに各家庭にお配りしましたけれども、いわゆる災害時においてはこういったものを携行してくださいよとか、あと避難場所についてはこういう場所ですよとか、そういったものを図解したような、そういったガイドブックを20年度につくって、今年度、夏に皆さんがたのほうに配っております。

それで、このハザードマップについては21年度、来年度と22年度、2年かけて作成したいというふうに考えております。

○議長 10番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 21年度で消防支援隊ができるということで期待をしております。それで、この前私の村で会議がございまして、小清水では1人だということの区長からのお話がありました。私は4組あるから4人、1組1人で4人いれば、昼間私の村では消防団員だれもいませんから、4人いれば活動できるんだと思いましたが、1人だということで、大字を聞けば4人か5人だということでした。

そこで提案をするわけでありますが、どうしても初期の消火は、やはりこの集落にいる人だ、特に私らのほうのよくよくはずれっこのほうでは、なかなか機動力にも時間がかかるわけですから、そこで必ず消防団では機械器具の点検をしますね、その場合に、その集落の人にも出ていただいて覚えてもらう、機械器具の操作をみる、あるいはやってみると、そうして技術を習得していけば、そこに住む人たちの安全安心が増していくと思っておりますので、ぜひそのような方向でやっていくべきだと思いますがいかがですか。

○議長 町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長 消防支援隊についてのおただしでありますけれども、この件につきましては、町長が提案理由でも申し上げましたように、現在、消防団員の8割のかたがサラリーマンであり、また町外に4割のかたが勤めているというようなことで、いわゆる初期消火に消防団員が参集するのに時間がかかるというようなことで、そういった初期消火にあたるかたというようなことで、いわゆる西会津消防団や消防署員のOBのかた、そういったかたにひとつボランティアとして支援していただくような組織をつくらうということで、この4月1日からお願いしようというふうになっております。

具体的にその初期消火の分でありますので、いわゆる火事が起きたとか、そういったものの連絡、さらに消火栓等からの消防ホースをつないで初期消火にあるとか、そういった消防団や消防署が駆けつけるまでの間の初期消火にあたっていただくというようなことを基本にしているわけでありまして、今、議員さんおただしのよう、そういった

消防ポンプや、そういう機械器具ですね、そういうものを使う場合にも、そういった支援隊のかたにもひとつ習得というようなこともあるわけですが、その辺も支援隊をつくる際に、消防団とOBのかたでいろいろと協議しまして、議論をしているわけですが、そういったことについては、ひとつ分団あたりでルールをつくって、ひとつこういったときにはOBのかたにもお願いするとか、そういったようなそれぞれの分団でルールづくりをして、ひとつどこまで支援隊のかたにやっていただくかとか、そういった活動的なことを決めていただくというようなことで、現在協議をしているところでございます。

○議長 10番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私のお尋ねしたのは支援隊ではなくて、支援隊の活動も限度がある。例えば私の村の小清水の場合ですと、消防団員はだれもいないと、支援隊は1人だと、1人で初期消火ができるか。ですから、機械器具の点検時にそういう集落に住民のかたがたも参加していただいて、技術を習得するなり、手順をわかるなりすれば、安全安心が深まるのではないかなと、そういうふうにしてやっていくべきだということで考えを聞いたわけがありますから、それこそ消防団のかたがたともご相談しなければならぬことでありましょうが、やはり、方向とすればそこに住む人たちに技術を習得していただいて、参加していただくというのが肝心要だと思いますので、そのようなお考えがあるかないかということをお願いいたします。

○議長 町民情報課長、大竹享君。

○町民情報課長 再質問にお答えいたします。

地域のかたがたへのそういった技術指導というお話であるわけですが、当然おただしにもありましたように、消防団とも十分協議しながら検討しなければならないということもありますし、また実際に、そういうときがあったときの火事場での補償関係とか、そういったこともありますので、そういった点も含めまして、今後検討させていただきたいなと思います。

○議長 時間を延長します。

10款、教育費。

14番、清野興一君。

○清野興一 1点だけお尋ねしますが、社会教育総務費で放課後子どもプラン推進事業で300万円余の計上ですが、これは小学校区は五つあるわけですが、全部の小学校区において事業を実施する計画なのか、あるいはこの実施にあたってはどうですか。

それともう一つは、今年の新しい事業として、すこやか子育て応援事業、わずか17万円ですが、これはどのような事業内容ですか。この二つです。以上。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育課長 ご質問にお答えいたします。

はじめに放課後子どもプラン推進事業でございますが、これにつきましては、野沢尾野本小学校を対象としたひだまり子どもクラブ、これは生活支援ハウスの中で行なっているものでございます。さらに放課後子ども教室ということで、群生っこクラブ、それから新郷っこクラブ、奥川クラブこめらっこ、それぞれ四つのクラブにかかります運営経費でございます。

すこやか子育て応援事業についてでございますが、これにつきましては、家庭教育講座等の講師の謝礼等ございまして、子育てを応援する内容でございます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 そうすると、この放課後子供プラン推進事業というのは、ひだまりでやられている野沢小学校、尾野本小学校については理解しているんですが、群生っことか、今三つの小学校の子供たちのあれをいわれましたけれども、これは今までもやっていたということで、それは実施している場所というのは、それぞれの小学校なんですか。

それと、すこやか子育て応援事業の今説明がありました、この対象というのは小学生に限らず、幼児もというふうな対象なんですか。以上です。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育課長 子育ての関係でございますが、子ども教室につきましては、これまでも実施してきたものでございます。なお、子ども教室につきましては、ひだまり子どもクラブと異なりまして、ひだまり子どもクラブにつきましては、毎日、そして長期休業中についても放課後、それから長期の休業中についてもお預かりするわけでございますが、群生っこクラブ、それから新郷っこクラブ、奥川クラブこめらっこにつきましては、群生っこ、それから奥川クラブにつきましては週2回、新郷っこクラブにつきましては週1回ということで、3時以降、2時間から3時間程度ということで、安全管理員のもとに活動をしているところでございます。

次に、すこやか子育て応援事業でございますが、これにつきましては、家庭教育講座の講師謝礼ということで、例えば小学校でPTA総会があったときに、子育てに関する講師の先生をお招きして講演をお願いするというような形で、学校と公民館とが連携した形で実施している事業でございます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 けどこれ、すこやか子育て応援事業というのは、今年初めての事業じゃないんですか。ずっとやっていた事業ですか。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育課長 このすこやか子育て応援事業でございますが、これは県の単独事業ございまして、10分の10の補助事業で、平成20年度から3カ年の予定で事業を実施しているところでございます。

○議長 10番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 一つだけお尋ねしますが、指導要領の改正によりまして、小学校中学校の事業の時数が変わると聞いておりますので、どのように変わるのかお知らせしていただきたいということ。それによって小学校中学校の経営、運営といいますか、どのような影響といいますか、及ぼすのかなということと、時数が増えることによって、例えば理科なんか増えれば、実験の備品とか、機械器具とかということも影響すると思いますので、予算的にはこの改正によって今次の予算にはどのような影響、計上してありますか。

○議長 教育長、長谷川隆夫君。

○教育長 学習指導要領の改訂ということでありますので、私のほうからお答えをいたします。

昨年の3月、国の指導要領が改正になりまして、文部省告示がありました。実際の施行は21年4月、今年の4月からということで通知がございました。その指導要領の改正のポイントでございますけれども、改正の基本的な考え方でございます。これは教育基本法が平成18年12月に改正になりましたので、その教育の理念を踏まえて指導要領も変えたということが1点。それから、国の学力調査でもはっきりしたわけですが、いわゆる今の子供たちは知識はあるんですが、活用の部分で、知識を活用する部分でなかなか伸びてこないというのがわかりました。したがって、その辺のバランスを重視しまして、授業時間、これを増やすというのが2点目であります。また、いわゆる算数、理科のそういう授業だけではなくて、やっぱり道徳、それから体育、そういう授業を充実することによって、豊かな心や健やかな体を育成するというのが、この三つが大きなその基本的な考え方です。

それで、1点目の授業時数でありますけれども、その前に、実際の施行であります、21年、今年の4月から施行になりますけれども、実際の正式に授業時数が増えますのが、小学校の場合、平成23年度、中学校の場合、平成24年度になります。ただ21年から小学校の場合、22年にかけて2年間は移行期間ということで、全体を増やすのではなくて、徐々に増やしていくという、こんな考え方で今進めています。また中学校は、21年から23年までの3年間で24年につないでいくということで、じょじょにこう増やしていくというようなことであります。

授業時数の増加の関係でありますけれども、小学校の場合、国語、社会、算数、理科、体育、これらの時間が、低学年、1年、2年生で1週間に2時間増えます。それから、3年から6年までの生徒で1週間に1時間時数が増えると。また中学校の場合は、国語、社会、算数、理科、あと外国語等もでございますけれども、週1時間増えるということになります。これが2年と3年に分けて移行していくというふうになります。

主な改善の事項でございますけれども、一つは理科、数学教育の充実ということで、この辺の時間を増やしていくということ。それから伝統や文化に関する教育を充実させるということがあります。あと先ほど申し上げましたように、道徳なり体育系の時間の充実というようにあります。特に小学校の場合は、新たに5年6年で外国語教育の充実ということで、週1時間ずつ、その時間が設けられるということでもあります。その移行期間については、各市町村教育委員会の判断によるということで指示がありますけれども、西会津町の教育委員会は、来年から、21年からその週1時間、それを実施したいということで、今教育課程の編成をしているところであります。

それから、この実施に伴う財政措置ということでありますけれども、いわゆる授業時間が増えますので、各学年で教える内容が前倒しになります。例えば小学校3年生で教えた教科の1部が2年生で教えるようになりますので、教科書が若干変わってきますので、その辺については副読本ということで、それは文部科学省が全部措置して配るというふうになっております。

また、理科と数学ですね、それについては、教材が前倒しになりますので変わってきますので、その辺については、国のほうで2分の1の補助をするということで、今、新年度予算に盛り込まれているようであります。その場合も、低額、いわゆる1万円以下の教材

は対象にならなかったんですけども、その1万円以下でも対象にしますよというようなことで今、内報がきております。そういうことで、そういう教材は揃えていきたいというふうに思っております。

また、小学校の英語の関係でありますけれども、これは文部科学省で英語ノートをつかって配付するというふうになっております。それと教材用として、いわゆるデジタル教材、DVDですね、これに入った教材を英語ノートとセットで各小学校に配るというふうになっております。そのデジタル教材が4月1日から使えるように、過日ご議決いただきました3月の補正予算で、教材費ということで約70万円ほどとっております、4月1日の小学校の英語教育に間に合わせたいということで、今処置しておりますので、了承いただきたいと思っております。

○議長 10番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 いろんな教科をおっしゃいましたが、それが週1時間ずつ増えるのか、そうじゃなくて、授業時数が、週の時間授業数が今までより1時間だけ増えるのか、その中でそれぞれの教科を1年間でという、そこら辺がはっきりしませんでしたので、まずそれを聞いておきたいと思っております。

○議長 教育長、長谷川隆夫君。

○教育長 失礼しました。授業の時間は、週1時間と申しましたのは、全体で1時間増えます。ただ、その数学とか算数とか理科で増える分どうするのかということではありますが、それは総合の時間をそこに充てるということで、総合の時間が減って、例えば小学校ですと算数、国語、理科とかのそういう時間が増えるということで、全体的には1週間に1時間増えるということでもあります。

○議長 10番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 そうすると、私が聞いた学校の経営とか、それには影響があるかないかと聞いたわけですが、週1時間となれば、学校の経営や運営にはさしたる影響はないというふうに理解していいわけですね。

○議長 教育長、長谷川隆夫君。

○教育長 週1時間程度でありますので、そんなに影響はないと思っておりますけれども、今、各学校でそれに合わせた、週1時間増えるのに合わせた教育課程を今編成しておりますので、その中で支障のないようにするようということで指導をしております。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 小中学校交流事業補助金で、257万3千円計上されておりますが、これ昨日の勉強会で18名だと説明を受けたんですが、18名という根拠、理由はどういうことなんですかと、もう一つは、委託料の町史原稿料で102万9千円計上されておりますが、この原稿料は本人からの申し入れがあつてのことか、またその基準はどういうことでもって102万9千円が計上されたのかと、そしてこれは町史原稿料ですから、その発刊はいつの時期と、その発刊の金額はどのくらいあるのか、わかれば説明願います。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育課長 はじめに小中学校交流事業補助金の内容についてご説明を申し上げます。今ほど議員申されました18名ということでございますが、本年度、沖縄県大宜味村児童生徒

との小学校6年、中学校2年の対象者を18名ということで予算計上をしたものでございます。そのほかにいわき市豊間小学校との西会津町の全小学校の5年生と、いわき市豊間小学校5年生との交流が含まれておりまして、それぞれ夏、冬の交流分でございます。

次に町史の原稿料についてのご質問でございますが、102万9千円の町史原稿料の内容はというおただしでございますが、これにつきましては、今後執筆をお願いしなければならないものとしまして、明治の後期、そして昭和の戦前戦中、そして最終章ということでございますが、これらすべて含めまして210ページ分にあたります。1ページ当り約920字でございますので、通常原稿用紙の2枚ちょっとでございますが、これにつきましては1ページ当り4,900円という単価で今までもお願いしておりましたので、見込みとして210ページ分を見込みまして、102万9千円と計上させていただいたところでございます。

次に発刊の時期というご質問でございますが、これにつきましては、4月に入りまして原稿執筆者と正式な原稿執筆契約をいたしまして、原稿の完了の目途が立ちましてから補正予算に発刊に関する経費を計上し、予定を立ててまいりたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今の18名については、その選び方という、私はそれを聞いているんですよ。だから、最初から18名という希望者であるのか、それとも大勢の中からこれを18名という人数を選ぶのか、その辺を聞いているんですよ。

それと、あとの質問なんですけれども、1ページ当りいくらだと、こういう基準でもって102万9千円が算定されたら、そういう基準は理解できますよ。がしかし、その4月うんぬんかんぬんで、原稿がまとまる、発刊する予定だとおっしゃったけれども、そういうふう聞いたんですけれども、今年度中の発刊はしないという意味にとらえていいですか。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育課長 再質問にお答えいたします。

はじめに沖縄県大宜味村児童生徒との交流事業の児童生徒の選び方はというような内容でございますが、これにつきましては、小学校については小学校6年生、中学校については中学校2年生、それぞれ希望を取りまして、調整をするようなことになっております。平成20年の場合ですと、小学校と中学校の人数、当初小学校14名、中学校4名という予定でございましたが、中学校が1名少なかったために、小学校を1名増やして希望通り18名という結果になりました。

また町史の発刊の見込みでございますが、これにつきましては、4月に入りまして原稿の執筆作業を進めていただいて、2カ月ないし3カ月で原稿執筆の目途が立ちましてから、その後、印刷製本費等の予算をいただいた上で、今年度中に発刊したいという考えでございますのでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今の18名は、それだけしか希望者がいなかったとこういうわけですか、18名しかいなかったと、あなたの説明はそうでしょう。中学生が多いとか少ないとかで18名になったと。私のいうのは、何十人か希望者がいるなかで18名と絞り込むのは、そこからはみ出た生徒が、どういう立場になるのかと、私も行きたいんだけども行けなかった

とか、そういう問題はないのかと聞いているんです。質問の要旨をちゃんと聞いてからしなさい。ただ、ちんぷんかんぷんみたいなこといっていないで。

それと、発刊は、4、5、6との目途が付けば発刊すると、こうあなたはいったけれども、当初予算に出ていない分は、今年度中に私はどのくらいかかるのかわからないけれども、102万9千円ってこれ原稿でしょう。発刊するにはおおよそどのくらいかかるんですかと聞いているんですから、今年度中にやるといったって予算どこにもあがっていないでしょう、どうなるのそれ。それを私は聞いているんですよ。質問の要旨をよく聞いて、それだけに答えなさい。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育課長 再々質問にお答えをいたします。

はじめに沖縄県大宜味村児童生徒の交流事業についてでございますが、はじめに希望を取るわけでございますが、希望を取るにあたりまして、夏、こちらから大宜味村に行つてホームステイをするわけでございますが、ホームステイをして冬こちらに来られるわけですが、冬はそのホームステイをした児童をこちらで受け入れるとが条件として受けていただくわけでございますが、その際に、なかなか家では冬季間受け入れることはできないというようなご家庭もあるようでございまして、実際的にはオーバーするということはございませんので、ご理解をいただきたいと思ひます。

町史の発刊についてのご質問でございますが、先ほどお話申し上げましたとおり、原稿が完了する目途が立ちましてから、補正予算に計上してご議決をお願いしたうえで発刊したいという考えでございます。なお、現段階での印刷製本費等で申し上げますと、印刷製本費で約635万円ほどかかりますし、今後、補正予算で対応をお願いしたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 私もこの交流事業についてちょっとお尋ねしたいんですが、これは奥川小学校の楽器焼失事件後に、3,000万円の基金をつくつて、それを原資にして、この小中交流事業を行なつてきたということなんですが、昨今の状況で、年々この基金の取り崩しを行なつてきて、今年も200万円からの基金の取り崩しをすると、残りが660、70万円という残高になるそうなんですが、このままでいけば200万円ずつ取り崩していけば、3年ちょっとで基金は底をついてしまうという状況になると思ひんですが、これは将来、継続可能な事業なんですか。それとも、だんだんこれ基金が底をつくから、20年も経つし、見直す時期がきたのかなというようなこともあるのかどうか、それちょっとお尋ねします。

○議長 教育課長、高橋謙一君。

○教育課長 交流事業についてのご質問でございますが、交流事業につきましては、議員おただしのとおり奥川小学校の楽器焼失によるいわき市からの寄附を原資に基金をつくりまして、それをもとに交流事業をはじめたわけでございます。交流事業の目的でございますが、やはり小学校の児童には気候風土、それから生活習慣、食文化、さまざまな日常生活の違いを肌で感じ体験していただくということで、豊かな人間に育っていただきたいという教育委員会としての教育目的もございまして、今後も継続して実施してまいりたいと思ひております。

○議長 基金が途絶えるんじゃないかということ、それについての質問。

教育課長、高橋謙一君。

○教育課長 大変失礼しました。答弁漏れがございました。基金の内容でございますが、本年度、平成 21 年度ですが、21 年度に基金繰入金として 200 万円を取り崩すわけでございますが、取り崩したあとの残額は、議員おただしのおり 679 万 8 千円が 21 年度末残高の見込み額でございます。この 200 万円ずつということで取り崩しをいたしますと、今後 3 年ほどで基金が使えなくなるわけでございますが、これにつきましても、今後どのような方策がいいか、教育委員会、また交流実行委員会という組織もございますので、その中で協議検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 11 款、災害復旧費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 12 款、公債費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 13 款、予備費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

14 番、清野興一君。

○清野興一 私は 21 年度予算には前進面は認めつつも、反対の立場であります。そのいくつかを申し述べたいと思っておりますが、まず、21 年度はまちづくり基本条例ができて初めての予算編成、町政執行上の基本として独自の特色あるまちづくりを積極的に進めるんだというこの意気込みなんです、それが具体的にどういうふうな予算として事業に取り組むのかと、事業は一つは予算で保証しなければなりませんし、そういうことが明らかになっていない、それが第 1 点。

二つ目は、今町民の大変苦しい状況、これにもかかわらず本当に事業に予算としてあげたものが必要な事業なのかどうか、それは見方、立場によって異なることは認めますよ。それでも、私がお尋ねした町長交際費にしろ、各種イベントにしろ、そして芸術村事業にしろ、一歩も引かないと、これは必要なやつなんだから実施すると、そういう立場でありますし、そしてまた、委託料、これ一つとってみても職員が手づくりで計画をつくったほうがいい事例までコンサルに委託する。こういうこのお金の使い方でありまして、農業を振興しなければならないということで、園芸ハウス 10 棟の整備計画が 1,700 万円余で計画されておりますが、これにしても利用する人が利用しやすいように、今、町の方針としては、ミネラル野菜じゃないとだめだと、こういうようなかたくなな態度であります。これでは、本当にやりたい人、ハウスを使って生産をあげようとする意欲までそぐのではないかと、こういうことが心配でありますし、それから、研修のことでも、先ほど食改さんの例をとっても、本当に必要な研修であれば 100%公費で、議員なんかそのために 100%公費でしょう。こういうことで、委嘱したそれぞれの立場の人たちが研修に必要だということを確認するのであれば、100%の予算計上すべきだし、そういう点がどうもどんぶり勘定のよ

うな感じでしかたがありません。

それと、先に戻りますが、イベント事業でも 21 年度は職員が 4 人減って、一般職では 105 人体制でやる計画であります。あのイベントに借り出される職員たちの労力、大変なものだと思うのであります。それを、本業のそれぞれの部署で力を発揮したならば、大変、町政の進展、あるいは町民たちとの要望の実現、これが大いに進展するものと思えます。いずれにしても、今次の一般会計予算には反対でありますので、皆さんのご賛同をお願いいたします。以上です。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13 番、清野邦夫君。

○清野邦夫 私は賛成の立場から討論を申し上げます。

ただいまの 14 番から反対討論がございましたけれども、予算というのは、それぞれの見方、評価もあります。私は今次の一般会計当初予算は妥当なものだと、厳しい財政状況の中で、昨年からみて増額予算したと、あるいはその中身も特色あるまちづくりに、今までやってきましたそういう線に沿ってやっているというふうに思います。また、新たに今年度は町民の負担軽減ということで、例えば検診の無料化なんかやっていたけれども、今度は中学生までは医療費を無料化するというような負担軽減を図られています。あるいは各市町村にはあまりないんですが、検診でも無料検診というようなこともお聞きしております。

要するに、町民の負担を軽減するという姿勢は変わっておりません。それぞれの予算もみてみますと、災害復旧費は別にしまして、教育費、あるいは土木費、それぞれあがっておりますし、衛生費なんかも、例えば水道とか下水道の負担軽減をするために、衛生費であげて、例えば水道事業、負担を安くするためには、水道事業会計に 5,400 万円、あるいは簡易水道に 6,500 万円を一般会計から繰り出して負担軽減を図っているというようなこと、あるいはもちろん、下水道なんかももちろんそういう流れでございます。

要するに、全体的に町民の負担が大変だという中で、それぞれ一般会計で町民の負担を減らそうという姿勢が、これまでどおりのつながりでありまして、21 年度予算についてもそのような趣旨で予算編成されております。新たな予算、それから、これまでのいろんな町の、まちづくりに対する予算を計上しながらやっています。

ただし、そういう姿勢でおりますけれども、私は今議会にもいろいろ議員の皆さんから指摘があったような部分を、例えば予算がいかに効率的に、目的どおりに達せるかということについては、今議員の皆さんか指摘があったとおりでございますが、それについても町はそれを最大限効果があるように照らしながらやっていってもらうというふうに期待しております。

そういう意味で当初予算 49 億 7,500 万円については、民生費はじめ衛生費、あるいは消防費、あるいは土木費、教育費、そういったすべての今緊急に必要な、町民が必要な部分の予算が網羅してありますので、これは我々賛成して、ぜひ町民の皆さんの負担軽減を図るという意味からも賛成するものでありますし、また皆さんがたにもご同意をお願いしまして、私の賛成討論を終わります。

○議長 これにて討論を終結いたします。

これから、議案第 26 号、平成 21 年度西会津町一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決するに賛成のかたは起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数です。

したがって、議案第 26 号、平成 21 年度西会津町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

暫時休議にします。(16時42分)

○議長 再開します。(17時00分)

日程第 2、議案第 27 号、平成 21 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算の質疑を行ないます。

14 番、清野興一君。

○清野興一 これは、平成 17 年でしたか、目的外として農協に売却して以降、ぜんぜん毎年予算には売るといふことであげてきましたが、こういう今の経済事情にもよるんでしょうけれども、売れないと、21 年度も歳入では売払い収入として 8,800 万円余計上しましたが、これを歳出でみると予備費に取っているわけですね。これは、おそらく売れないであろうと、そういうもとの予算計上ではないかと思うんです。それで、これは担当者に聞くというよりは、町の方針としてお聞きしたいんですが、ずっとこの特別会計は取り崩さずにこのままの形態で持って行って、しかも工業団地として売却を予定しているということと理解してよろしいんでしょうか。以上です。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 お答えいたします。

この工業団地、同じ趣旨の質問は補正予算の中で 13 番議員からも、同じ趣旨の質問があったわけでありまして、やはり目的が工業団地の分譲という本来の目的があるわけでありまして、おただしのように、今の経済情勢からいって、なかなか今その動きがないのが実態でありますので、販売収入としてはあげておりますが、支出では予備費ということであげております。それで、過去にももちろんそういうことじゃなくて、一般会計の中で処理したらどうだというお話もあったわけでありまして、やはり分譲という大きな目的があるわけでありまして、また特別会計の条例もあることでもありますし、また会計、透明性、そういう観点から、やはりこれはいろんな課題はありますが、特別会計の中で今後も対応していくという考え方でありますので、ご理解を願います。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 いや、それが町の統一見解と理解してよろしいんですね。念を押しておきたいと思います。それで、じゃ分譲するには、売却を完成するには、一担当課だけの取り組みではなくて、町全体として考えなければならないことじゃないかと思うんですが、歳出で事務費として 25 万 4 千円の計上で終わっているんですね。本当に売却するんだということであれば、もっと経費がかかるんじゃないんでしょうか。以上です。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 お答えいたします。

現在の情勢からいいまして、正直に申し上げてかなり厳しい状況にあるわけでありまして

が、おただしのように事務費は記載のとおり 25 万円ほどであります。その動きにつきましては、工業団地会計はもちろんのこと、一般会計予算の中でいろんな事業と兼ね合わせるの、でかける旅費等については十分対応できますので、そういう意味ではこの会計だけに限らず、真剣に取り組んでまいりたいとこう考えております。ただ、いずれにしましても、今こういう情勢でありますので、真剣には取り組みたいと当然考えておりますが、正直難しいというのが本音であります。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

14 番、清野興一君。

○清野興一　私はこの工業団地特別会計には反対であります。今、売れないというのが実証済みなのに、しかも 1 区画、一つにして 8,800 万円余のこの広大な土地を、本当に買う元気のある企業なんてなかなかないと思いますし、かといって、この会計がある限り形式的にはこういうことで進まざるを得ないと思うんでありますが、しかし、宝の持ち腐れ、これの目的を変えて工業団地として売却するなどということではなしに、あの土地を有効に活用すると、結局は売却ではあります。一般会計に入れるなどということではなしに、特別会計を引き継ぎながら、この財産を有効に売却する手立てを、今こそ本気になって考えるべきことだろうと思います。

いずれにしても、もったいないあの土地、しかも残土が 3 万立米もありまして、そういうこともネックになってはいないか。そういうことが懸念されますし、だからこそ目的を変えて有効活用を図る手立てを今年いっぱいかけてもいいから、考えるということのほうが、より現実的な解決だと思います。以上です。

○議長　次に原案に賛成者の発言を許します。

13 番、清野邦夫君。

○清野邦夫　ただいまの清野興一議員の反対討論がありましたけれども、聞いていると内容が賛成討論みたいな感じで私は受けました。私も清野興一議員がいったような感じを、もっと有効に活用すべきだという意見は同じです。ただ、仕組み上、この特別会計は、私もこれ質問しましたけれども、置かなければならないと。ただ、清野興一議員がいったように、有効活用するという点については、これは依存がありません。しかし、目的が工業団地でありますから、現状どおり特別会計であげておいて、今後、工業以外に使うようなものがあれば、またそれは議会にお任せするというのが筋だと思うので、当初の段階において、この予算を計上するというのは妥当なことだと思いますので、賛成するものであります。皆様のご賛同をお願いしまして、賛成討論を終わります。

○議長　11 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　今この工業団地問題ですけれども、この前の補正予算か何かで、ちょっと議論した経緯がございますが、今この不況でもってどこの工業団地も売れていないのも現実なんですよ、がしかし、あそこにそれ相当のお金を投じて、工業団地をつくったんであります。今、2 区画ぐらい残っているところこの前説明があったんですが、規制緩和とか、そういうことがありまして、必ずその工業ではなくてもいいと、例えば農業関係

でもいいんだと、そういうことをこの前聞いたんですけれども、そうなれば、あそこに農協の葬祭場ありますね、だからその横ですから、あれに西会津で今後の農業問題を考えた場合には、今、農業従事者も高齢化して働き手もないと、70も過ぎて今、鋤頭をやっているのがほとんどですよ。そうしますと、やはりこの西会津にも中規模でもいい、小規模でもいいから農業センター等を設立して、それでもって今高い農機具、めいめいで買っていますね、田植え機械、トラクター、乾燥機、ああいうのを整備して何千万円もかかるそうですよ。そうしますと、やはり零細農業とは申しませんが、小規模の農家のかたは大変なんです。この前も私はいいましたけれども、100万円の米代金を得るのに1,000万円も2,000万円もかけていると、こういう現状を打開する意味でも、やはり農業センター等は必要だと思います。これは町の予算、ないしそういったお金の出費どころがないとすれば、農協に働きかけて、全農連というのは全国的な組織ですから、ものすごく大きいし力もあるんですよ。そういうところに真剣に働きかけて、農業センターなどを設立して、そして農業の高齢化が継続していると、それで町側がいつている農業は、我が町の基幹産業だといっているんですから、今その基幹産業が危なくなっているんですよ、後継者がいなくて、それをこれから継続するためにも、ぜひそういうふうを活用すべきだと思って、この工業団地のこの町の考えには反対します。

○議長 これにて討論を終結いたします。

これから、議案第27号、平成21年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決するに賛成のかたは起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数です。

したがって、議案第27号、平成21年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第28号、平成21年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算の質疑を行ないます。

12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 このことも毎年同じような内容で質問するわけですが、毎年委託料、調査委託料として500万円計上しているんですね。実際はまったく支出行為がなくて、そのまま不要額として落としてしまう。一体何のために調査委託料を取っているのかということなんですね。これは、目的があって、そしてどういう調査をしようとするのかと、要はどこに調査を委託をするのではなくて、町として本当にこの商業団地の造成事業にどういう考え方に基づいて、これからどういう構想を考えながらこれを活用していくかということであれば、おのずとこれは調査をするなり、真剣に取り組むのが本来の仕事なんですけれども、しかしこれがまったくされていないということで、調査もされないまま、また不要額として落としてしまうということになってくると、本当にこれは真剣に取り組んでいるのかなと疑いざるを得ない。

したがって、今回は町として本当に何をしたいのか、そしてこの調査委託料というのは一体どういうかたに、どういう調査を依頼するのか、まずこのことについての方針を聞いて

ておきたいと思います。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 お答えいたします。

商業団地会計につきましては、ご承知のとおり、今アーケード沿いの、いわゆるA区画と呼んでいるわけでありましたが、あそこを当初は分譲予定であったわけでありましたが、現在は町が事業主体となって、あそこに建物を建てて、テナントという言葉は適切かどうかは別にいたしまして、異業種からも含めて、あそこに出店計画、希望がある人については、その中に入らせていただくという考え方でおるわけでありまして。

このような形で昨年度と同じ予算編成になるわけでありまして、委託料につきましては、いつでも実施できるようにということで計上させていただいておりますが、いわゆる財源の目途が立ち次第、早急にやりたいとこう考えておるわけでありまして。

そのようなことから、財源の目途が立ち次第、そのときは当然、建設する場合は補正予算ということで、また議会に提案しなければならないわけでありまして、そんなことで、いつでも動けるようにということで委託料を取っている次第でありまして、担当課といたしましては、できるだけ早い時期に、とにかく財源、補助事業等をにらみながら、積極的に取り組んでいきたいと、こう考えておりますので、ご理解願います。

○議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 この事業を進めていくにあたっては、順序があるし、またどうこれに取り組んでいくかという役場だけではなくて、担当課だけではなくて、本来携わるべき、いわゆる商業との関係、こういうかたとの整合性があるのはじめて私は成り立つ事業だなどこう思うんです。今の話を聞くと、いわゆる目途が立ち次第、調査委託料に出すと。目途が立つというのは、単に建物を建てるための、いわゆる事業費の目途が立つ、こういうことだけを意味するのか、あるいは私がいっているような、双方、いわゆる町もこれに参加をするかたがたも一体となって、そういう機運が生まれるということが、いわゆるこの目途が立つとこういうのか、どうもそのところがわからない。

したがって、建物を建てるというならば、それだけが目的であれば、これは何、町の単独でも、あるいはこのいろんな工夫をすればやれることなんです。どういう建物を建てるかということはまた別にしてもね。しかしそうではなくて、本当にこのA区画が商業団地としての本来の目的に沿うような形をどうするのかというならば、それはある意味ではきちっと青写真を示して、そしてこの議会にでも提示をしていただくというのが筋ではなからうかと思うんです。本来そういうような順序立てをしてはじめてこの事業というものが成り立つと思うんですよ。

ですから単にその場限りの問題を答弁をするんじゃなくて、本当の意味での、これが実現可能かどうかなのか、あるいはこれに携わるかたがたの意見というものができあがって、そしてそういう機運になっているのかどうか、こういうことが本来の目途なんです。ですから、このことについてもきちっと対応していただいて、今年こそはこういうスケジュールをもって対応したいと、こういうことがあるのかどうか、そのことについてはどうですか。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 当然今までも、商工業者の取りまとめているということ、立場になるかと思いますが、商工会とも打ち合わせをしてきた中で、町が建物を建てて貸し出すということであれば、地元の出店者も非常にあそこに出やすいという意見をいただいて、できるだけ早くそういう体制、整備して欲しいという声は現にあがっているわけであります。

そこで町といたしましても、あそこ今、道の駅よりっせ、今年も10%の入込み客があるわけでありますので、やはり地元のかたに、あそこに早くテナントを建てて出店していただくことが、地域経済の活性化、また誘客の対策のまた前進にもつながるところと考えておるわけでありまして、当然、財源の確保、これは今おただしにありましたような、いわゆるすぐ青写真を出せるように、担当課としても真剣に取り組んで、積極的に取り組んできているところでありますが、また一つ、願望の域を出ないのかもしれませんが、また旧年度で国が経済対策ということで、また新たな予算措置をするような情報を得ておりますので、その辺にもさらにまた期待をしているところでありまして、できるだけ早い時期にお示しできるように努めていきたいと考えております。

○議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 わかりました。今年も多分無理でしょう。だからあまり、そういう意味では多大なる期待というか、それ以上いいませんけれども、ただせつかく、あれだけの広さが、スペースがあるわけですから、じゃあそれまでの間、大型テントでも張って、いつでも、個々でもだれでも、青空市場、朝市、そしてそういう多目的に使えるようなスペースにしてあれば、町民の皆さんいろいろあそこで物を売ったり、あるいはいろんなイベントをしたり、いろんな活用方法があると思います。そういうことをまず手始めにしながら、そしてそういう機運が高まっていくというのも一つの手ではないかと、こう思うんですが、そういう考えは持ちませんか。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 お答えいたします。

大型テントというお話がありました。今までも春から秋にかけてあそこに大型テントを立てて、一番出ていますのが、野菜販売、ミネラル野菜販売が出ているわけでありまして、なおかつアーケード沿いもあそこ空いているわけでありますので、当然その点につきましても、商工会とも打ち合わせをしまして、とにかく地元の商店のかたに、土曜、日曜だけでもとにかく出店して、とにかくお客さんの流入対策というか、そういうことを積極的に取り組んでいただくように指導いただきたいということで、働きかけはしてきておるところでありまして、今までも何点か時期によっては出ているようではありますが、その辺はまったく私ども同じ考えでありますので、じゃそれまでできるまでの間だけでも、地元の商店のかたにテントを建てるなり、またあそこでこれからまた大型テントを立てることになるわけでありますが、その中を利用していただいて、出店をして、販売の向上に結び付けていただくようお願いをしてくれているところでありまして、今後もその方向で進めてまいる考えであります。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 いつのまにか分譲からテナント方式というようなことになり、また今も、貸与と、賃貸も考えるというような答弁をされているんですが、これあれですか、決めた

のは分譲で決めたわけでしょう。それをいつテナント方式にするというような議決をしましたか。勝手に商業団地調査委託料、これを予算計上して、使い方まで性格を変えていく、これでは我々納得できないんですよ。ものには順序があると、12番もいっていましたが、本当にその順序、議決権を尊重したやり方なのかどうか、その点で大いに問題があるんじゃないですか。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 お答えいたします。

おただしにありましたように、当初は分譲ということで計画を立て、予算編成もしておりました。それで正確には何月議会だったかちょっと、3年前の3月議会だと思いますが、いわゆるなかなか分譲ということになると、A、B、C、Dとあるわけでありまして、D区画は販売になったわけでありまして、C区画については、国交省に売却、国交省側からすると、国と町と連携した道の駅ということで、道路沿い側は国のほうで買い上げということで、C区画分は買い上げになったわけでありまして。

それで大型テントを立てておりますB区画、あそこはやはり国指定の道の駅ということになると、そこの間に民地を入れることは、国指定にはまずいので、それは民地としないよということ、それは販売を取りやめて、じゃ町の用地として使うということ、説明申し上げご理解をいただいたところでありまして。それと同時にA区画についても販売に出しましたけれども、なかなか販売、買い手が見つからなかったということから、むしろそうならば町でテナント方式で建てて、貸し出すという方向にしたほうが良いということで説明申し上げ、その時点から予算編成についても分譲収益という項目をなくして、いわゆる今年の予算と同じように、調査委託料ということで説明申し上げ、ご理解をいただいて議決をいただいて今年で3年目になったという経過があるわけでありまして、私ども経過と分譲しないでテナントにするということは説明申し上げて、そのとおりの予算も議決していただいて、分譲収益はご承知のとおり予算書にあがっていないわけでありまして、決して議会を無視したとか、そういうことではありませんので、議会のご議決をいただいて本日まできているということでありまして。

それから、貸し出しについても賃貸で貸すということではなくて、できるだけ私どもA区画について、早くテナントを建てたいということでおるわけでありまして、ただそれまでの間は、地元の農家のかた、商店のかたがせめて土曜日曜だけでもあそこに出店していただいて、誘客を図って、販売向上に結び付けていただきたいということで、賃貸借ということではありませんで、むしろ町の活性化を図る観点から積極的に無料でお貸ししますの、出ていただきたいということでのお話をしているところでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 じゃ100歩譲ってテナントにすることを了解得ているということは了解するしかないけれども、片方は建物の中に入っている人は、それなりに使用料を取って競合しない商品を扱うのであればいいけれども、競合する商品を扱って、それも目の前で同じ野菜を売って、目の前で無料の場所を使って売ると、それはマージンも何にもないですわな。そんなの今即答できるんですか、既存の利用者、今現によりっせに入っている人たち

の合意を得て、無料開放したいというふうな答弁ならわかるけれども、じゃそこまで断言したら、無料開放しないのはどういうわけだと、こういわれたらどうするんですか。

それと、これは思った以上に土地の売却は国土交通省が道の駅として高く買ってくれて、高くというかこっちが予想した以上の収入があったと、それでみんな売る計画を、その国土交通省が肩代わりしてくれたみたいなもんだということから計画が狂ってきたんですよ。だから本当にA区画を分譲するのであれば、駐車場になんか、舗装までしてあるでしょう。今、舗装して駐車場として使っているわけですね。本当に建物を建てる、そういう計画であればなんでそこまでやる必要があるのか。いずれにしろ、この計画は商業団地調査委託料の500万円の計上は見送って、もっといい利用方法を考えるべきではないですか。私が思うには、全部造成費が出たんだから、あとこの段階で、今これ提出しちゃったからしかたないけれども、商業団地特会は目的を達成したので解散すると、こういうような議決だってできるわけでしょう。そういう考えはありませんか。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 おただしにありますように、国交省にAからD区画まであるわけでありましたが、その価格以上の値段で国交省が買い上げましたので、そういう意味ではまさに財政的に助かったわけでありましたが、商業団地につきましては、やはり商業振興、町に対する誘客、交流人口を深めると、道の駅には農産物の付加価値を高めて、販売して、また林産物についても販売して、さらに農業振興、林業振興までも結びつけるんだという大きな狙いがあるって今の道の駅よりっせができたわけでありましたが、やはりあそこをもっともっと誘客を図ってやっていくためには、当初どおり、やはりA区画については、店を出していただいて、さらに相乗効果を高め、旧商店街まで誘客対策を結びつけるという大きな狙いがありますので、今後ともまだ実現にはいたってはおりませんが、当初目的に沿って、積極的に、できるだけ早期に、あそこの整備は図っていきたくてこう考えておりますので、ご理解願います。

○議長 13番、清野邦夫君。

○清野邦夫 今課長の話、だいたいわかりました。ただ、テナント方式というようなことをいわれたんですけども、例えばこういう不況のときでしょう、だから、さっき12番もいったけれども、希望者をはっきりさせるとか、なんかいうふうにしてやらないと、今後の進め方ね、町だけ建物を建ててしまったと、あと入る人がいなかったでは困るわけだから、やっぱりそこら辺を、建物を建てる財源だけみつければいいという問題だけではないかもしれないわけだから、テナント方式にするのかどういうふうにするかわからないけれども、町が出したなら入る人がいると、合わせて建物を建てられるというような現状になっていけば、さっき12番がいったとおりで、そういうことで、こういう景気状況ですから、やっぱりそこら辺も合わせて、入る人も合わせて、商工会なら商工会と一緒に協議しながら、財源確保を図っていく、そういうことを進めていただきたいと思います。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 道の駅よりっせは、おかげさまで本年度も10%以上のお客様が aumentando いるわけでありまして、今13番、清野議員のおただしにありましたことも十分含めて、早期に実現に向けて努力していただきたいと思います。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 28 号、平成 21 年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長　異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成のかたは起立願います。

(起立多数)

○議長　起立多数です。

したがって、議案第 28 号、平成 21 年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第 4、議案第 29 号、平成 21 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算の質疑を行ないます。

12 番、伊藤勝君。

○伊藤勝　これも現在の経済情勢からすれば、なかなか即完売をするというのは、今までの経過からして私は非常に難しいなところと思います。ですから、担当されているところも相当頭の痛い箇所だろうと思うんですね。現実的に、これは我々も実際見ておりました、売れないところの課題というのはある程度わかるわけですよ。ただそういったところに、抜本的な改革をするというのは、私はまず状況を整備された状況に対して、手を入れれば、もう少し、そういったニーズに沿って買う人も出てくるということだろうと思うんですね。例えば、空いているところの間に道路を 1 本入れるとか、そういうことにすればもう少しこの買い手とか、あるいは場所とか、向きとかという問題も、ある意味では解決する課題ではないかと、そういうことがハードの一つの中の一つがあると。

それから、ソフト的に考えれば、この前少し矢祭町でしたかね、西会津町もみつけるといっておかしいんですが、紹介されたかたに 50 万円、なかなかこれ 50 万円でも進まないんですよ。矢祭町だと思ったんですけども、そこは少し内容が違ったら失礼しますが、例えば建物を建てる側に立って補助しているわけ。例えば、建ったらその一部を補助するとか、そして家族が住んでいれば、子供さんに 1 人当たりいくらか補助するという内容だったと私は記憶しているんですね。私はそれが当然だと思うんです。これは整合性がありますよ、今まで町の価格で建てて、現在住まわれているかたがあると、これから入ってくるかたに対してそういう優遇制度というのは差があるんじゃないかと、こういうことのご指摘はあるでしょう。しかし、そういうことがネックになって、そのままずるずるといったならば、これはいつになっても私はあそこは売れないんじゃないかと思うんです。そこが私いう抜本的な改革の一つなんですね。

これまでやってきたということについては、それなりの評価は、あるいはそれだけの効果はあったんでしょ。しかし、やっぱり一つ決めたらこれでなければならぬというかたくななものではないと思うんです。私は指摘されたならば、そこをまず事業として取り組めるならばやってみると、そしてもう一つは今のような建てる、購入されたかたに対する対応のしかたというのもあると思うんですよ。それはやはた若い人がこの町に移り住んできて、そういう人たちのために一つの町の施策だと、こういうことであれば、ある意味では、これまで購入されてきたかたに対しても理解していただけるような施策を取っていくということも私は抜本的な改革の一つだと思うんです。

そういうことを具体的に取り組んでこそ、はじめてこの住宅団地の、今後、完売をする一つの方法なり目的だと思うんですが、そういうことについてはどういうふうにお考えでございましょうか。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 お答えいたします。

今までも販売促進に向けては、いろんな条件の見直しとか行なってきたわけですが、正直申し上げまして、今まで販売実績がゼロだったというのは20年度が初めてであります。それで、そのために大手の住宅会社にアドバイスを求めたりしたわけですが、やはりいろんな政策をもった抜本対策をこの経済情勢の中で講じていかないとだめだろうというのが、正直な実感であります。ただいずれにしても、今時点、この難しい、問い合わせが今の時点でない状況でありますので、やはりそういう意味で町有財産の有効活用、定住促進、地域活性化、そういう点から総合的に考えて、やはり専門家のアドバイスを得ながら、抜本的な政策を取り入れた対策を講じて、販売促進に結びつけていきたいところと考えておりますのでご理解願います。

○議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 我々のように素人的考えの、浅はかな考え方が即聞き入れていただけるようなことではないと思いますよ。しかし、我々はそういう単純的なものをみているということは、結局、いろんなかたがたの意見とか、考え方というのは、町民の皆さんからいろんなアドバイスを受けるわけですよ、そういうことをもとにしながら提案をしている部分が多いんです。町のほうでは非常に専門的なかたがたの意見を強く求めておられるわけですが、もう少しレベルを下げて、本当に町民のかたが、どういう考えを持っているんだろうとか、あるいはそういう考え方で、ぜひじゃひとつ取り組んでみようとか、そういうレベルの下げ方だってあると思うんです。我々はそういうレベルの低い話しかしていないわけですから、ぜひやっぱりそういうことも、町の中で提言の一つぐらいは取り入れてやっていこうじゃないかというくらいの姿勢が必要なの、姿勢がちゃんとなれば、こういうことは売れるんです。どうですか。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 ちょっと説明、言葉が足りなかったのかもしれませんが、すべて専門家ということではありませんので、やはり専門家の意見を聞くというのは大切なことでありますので、おただしの趣旨を含めて、専門家の意見を聞きながら抜本的な対策を講じていきたいと、こう考えておりますのでご理解願います。

○議長 13番、清野邦夫君。

○清野邦夫 だいたい今のやり取りで私もわかりました。私は勝君に関連するんですが、単純に考えて、例えば専門家もいいでしょうし、それから今まで努力したことは認めます。それで、売れなかった原因も不況だから大変なことは大変、これもよくわかります。ただ、値段を下げるということが、昨日だか、難しい。そういうふうになれば、例えば庁内の職員たちの若い人たちの意見を聞いてみたらいいの、どのくらいの値段で買えるのか、面積を100坪あれば80坪に分割できないかとか、その残った分を、例えば緑化地帯とか、あるいは道路とかにすればいいことであって、だからそういうこととか、若い人の、町民の意見もそうだし、まずはじめに職員の若い人たちの考えを聞いてみて、自分が買う立場になったらどのくらいの値段がいいかとか、そういうことで100坪は買えないけれども、80坪は買えるくらいだよとか、そういういろいろなことが出てくると思うんですよね。だから、それだったらそういうふうにならなくてもいいわけで、土地の面積、売れるためには100坪を80坪にして売るかとか、残った部分はどうすればいいか、町有地にして緑化していくかとか、あるいは道路地帯にするかとか、そういうことを考えていけばいいわけで、だからいかにしてそれを売るかということを、まず手始めに若い人たちの考えを聞いてまとめる。あるいは町民にも聞いてみる。そして販売しやすいような価格であればどうなのかとか、いろんなことを含めて、まず聞いてみたり、あるいは町民に聞いてみたり、そういう専門家にいろいろ聞いてみるのもいいでしょうけれども、その前にそういうことも検討してみたいかと思いますが、そういうやる気がありますかどうかな。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 お答えいたします。

私もさっきから専門家、専門家とこういっているんですが、別に私は広く専門家の意見も含めて、町民のかたがたも含めて、広く意見、考え方を聞いて抜本的な対策、売れる対策を講じていきたいとこう考えておりますので、その辺、別に専門家以外の意見を排除するという考え方は一切持っておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 いろんな意見も出ましたけれども、専門家と町のほうでは考えていますけれども、やはりあそこに入居されるかたは、ひとつの条件みたいなのあるんですよ。私が聞いている限りでは、まず一つは近くに病院があるのか、これは西会津の診療所ありますよね。それはそれに近いですけども、あとその次は、この前も私いいましたけれども、西会津に縁のあるかたは、そういうこと関係ないとしても、まったくよそから来られたかたは、その墓地問題が引っかかっているんですよ。これは大事な要件ですよ、人間まず死ぬときのことも考えなければならぬんだから、そういう条件整備、あと一つは、その買い物に行くのにも近くにスーパーらしい場所がないんですよ、あそこは。

したがって、車のある人は野沢に出て、リオンドールかマルトモ、また坂下、ありますよね。がしかし、主婦の中でそういう足と申しますか、車のない人は、やはり近くに物を買に行くという場所が欲しいのですよ。例えば、幸いあそこには、先ほど私がいったJAの購買部がありますから、ああいうところを活用しまして、やはり町だけではできない部分は、そういう協力をしてもらいまして、それで歩いていける、そういう買う場所。

そういうのも確保しなければならないと思うのですよ。

それで、あそこの住宅団地とまた合わせて、町が9,000万円かで購入した、もとの雇用促進住宅ね、あそこにもあるのですから、やはりこれはぜひ今後、一つの課題として、ぜひ実現していけば、やはり入所する希望者もあろうかと私は思いますよ。どうですか。

○議長 経済振興課長、斎藤久君。

○経済振興課長 今までも、今の11番議員をはじめとして、12番、13番議員からもご意見をいただいているところでありますが、いろんなご意見をいただいた内容を加味しながら、十分に慎重に検討して積極的に取り組んでいきたいと、こう考えております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第29号、平成21年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、平成21年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第30号、平成21年度西会津町下水道施設事業特別会計予算の質疑を行ないます。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第30号、平成21年度西会津町下水道施設事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、平成21年度西会津町下水道施設事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第31号、平成21年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算の質疑を行ないます。

12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 今年度から上野尻地区が供用開始になるわけですね。今後この農業集落排水事

業、事業そのものについて、奥川はこれから出てくる個別排水に全部切り替わってしまった。ですから、集落的にこれから取り組む場合においては、今後、農業集落排水事業というそのものの事業は、上野尻が終わったあと具体的にこの事業を取り入れてやっていこうとするその集落がありますか。あるいはそうではなくて、今後コスト的にもいろいろ考えれば、今後は町としては個別排水事業という形をとりながら、今後この下水道を含めていろいろこういう事業を進めていく、こういうことでよろしいのか。このことの今後の方針について伺っておきたいと思います。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 農業集落排水事業の今後の計画についてのおただしにお答えいたします。

農業集落排水事業につきましては、当初といたしますか、計画では今後奥川中央、それから松尾、それから徳沢とその3地区が計画に載っておりました。奥川中央地区につきましては、意向調査等やりまして、なかなか農業集落排水事業として採択を得るための90%の同意とか、そういったのが難しいというようなことで、個別事業で対応するというようなことでお話を申し上げました。その後、松尾地区、それから徳沢というようなその2地区があるわけでありますが、それらにつきましても、かなり合併浄化槽の整備が進んでいるというようなこと、それから集落の状況を聞いてみますと、なかなか8割、9割という同意を得るということはなかなか困難だろうというようなことのお話を聞いております。

町としましては、今後農業集落排水事業には取り組まず、すべての地区について個別排水処理事業で整備を進めるというような方向で検討しておりますので、ご了承願いたいと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第31号、平成21年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、平成21年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第32号、平成21年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算の質疑を行ないます。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 32 号、平成 21 年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 32 号、平成 21 年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。(18時00分)

平成21年第2回西会津町議会定例会会議録

平成21年3月18日(水)

開 会 10時00分

出席議員

1番	目黒 一	6番	渡部 昌	11番	長谷川 徳喜
2番	多賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	12番	伊藤 勝
3番	青木 照夫	8番	武藤 道廣	13番	清野 邦夫
4番	荒海 清隆	9番	大沼 洋平	14番	清野 興一
5番	清野 佐一	10番	長谷沼 清吉		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	山口 博 續	会計管理者兼出納室長	長谷川 文 男
副 町 長	薄 友 喜	教育委員長	佐 藤 晃
総務税政課長	伊 藤 要一郎	教 育 長	長谷川 隆 夫
まちづくり政策室長	成 田 信 幸	教 育 課 長	高 橋 謙 一
町民情報課長	大 竹 享	代表監査委員	廣 瀬 涉
健康福祉課長	藤 田 潤 一	農業委員会長	斎 藤 太喜男
経済振興課長	斎 藤 久	農業委員会事務局長	斎 藤 久
地域整備課長	杉 原 徳 夫		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	齋 藤 正 利
--------	---------	---------	---------

第2回議会定例会議事日程（第13号）

平成21年3月18日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第33号 平成21年度西会津町老人保健特別会計予算
- 日程第2 議案第34号 平成21年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第3 議案第35号 平成21年度西会津町国民健康保険特別会計予算
- 日程第4 議案第36号 平成21年度西会津町介護保険特別会計予算
- 日程第5 議案第37号 平成21年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算
- 日程第6 議案第38号 平成21年度西会津町水道事業会計予算
- 日程第7 議案第39号 西会津町ケーブルテレビ高度化事業第1期整備工事請負契約
の変更契約について
- 日程第8 議案第40号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第9 議案第41号 西会津町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第10 議案第42号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島
県市町村総合事務組合の規約の変更について
- 日程第11 提案理由の説明
- 日程第12 議案第43号 平成20年度西会津町一般会計補正予算（第7次）
- 日程第13 議会案第1号 西会津町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第14 請願第1号 雇用を守る緊急対策及び労働法制の改正を求める意見書提出
の請願について
- 日程第15 請願第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の
請願について

日程第16 陳情第1号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳情書

日程第17 意見書案第1号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書

日程第18 意見書案第2号 雇用を守る緊急対策及び労働法制の改正を求める意見書

日程第19 意見書案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

日程第20 議会運営委員会の継続審査申出について

日程第21 議会広報特別委員会の継続審査申出について

日程第22 議会改革特別委員会の継続審査申出について

閉 会

(議会広報特別委員会)

○議長 平成21年第2回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

13番、清野邦夫君から遅れる旨の届出がありましたのでご報告いたします。代表監査委員から遅れる旨の届出がありましたのでご報告いたします。

日程第1、議案第33号、平成21年度西会津町老人保健特別会計予算の質疑を行ないます。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これらで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第33号、平成21年度西会津町老人保健特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、平成21年度西会津町老人保健特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第34号、平成21年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行ないます。

12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 これは20年の4月からスタートした新たな制度でありますから、75歳以上を対象にしたものでありまして、保険料の徴収とか、あるいはいろんな共通のいろいろ自治体が支払うべき経費、こういうことで市町村の段階では、この程度の中で会計処理が行なわれております。実際は本来ならば広域連合がどういう事業運営を行なっているのかということが、本来ですとそういうものが提出をされて、そして新年度の予算を出す前にその実績、さらには決算の見込み、こういうことをまず出しながら、そしてその状況によって今回の予算はどのような内容になるのかということが、本来筋だろうと思うのですが、20年度の決算といっても、まだ先のあることでありますので、実際にはその運営の内容というのは、どういう状況なのかということについて、まったく知らされていないのですね。結局、この広域連合には市町村長の代表とか、あるいは議員の代表、それぞれ選挙によって選ばれたかたがたで、それぞれの運営をされていると思うのですけれども、町自体に20年度の事業報告とか、決算見込みとかということについては、そういう資料は届いているのかどうなのか、このことについてはどうでありますか。

それから、まだまだ現在、この後期高齢者の医療制度というのは、いろんな全国的からみれば、これまで高齢者を区別した最悪な医療制度だという声根強いんですね。根強く私はまだまだあると思うんです。そういう中において、今回特別徴収とか普通徴収合わ

せて、我が町の場合は6,437万5千円集めておるわけですが、初年度に比べて1,300万円ほど減額をされているということでありますが、改めてこの75歳以上の保険料の区分と実績、について伺っておきたいと思います。

市町村が持つべく共通の経費というのがありますよね、均等割10%、あるいは高齢者人口割45%とか、人口割で45%とか、ということがそれぞれ定まっているわけですが、そのほか保険料とかその他の納付金についても、市町村が納付すべき、いわゆる額というのも定まっているわけですが、歳出でみると、町の場合は広域連合にどのような区分で納めておりますか聞いておきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 はじめにこの後期高齢者医療制度についての組織でありますけれども、今議員からお話ありましたように、福島県すべての市町村による構成によってこの広域連合があるわけでありまして、そこで保険料の決定、それから支払い等々を実施しているわけであります。

その運営につきましては、各市町村長、あるいは議員から出ております会がございまして、そこで決定されるわけでありまして、それに先立ちまして、広域連合の協議会というものがございまして、そこには各市町村の課長がその任務にあっているわけです。それが年に3、4回会議がございまして、実は先日もございました。これにつきましては、今議員おっしゃられたように、来年度に向けての予算編成等についての協議でありました。

その経過につきましては、まだ決算が出ておりませんが、ある程度の動向等はお話されておりますけれども、正確なまだ決算ではありませんので、その内容については決算が出た段階で正確な情報をお示ししたいというふうに思っております。ただ、平成20年度の医療費をみますと、本町もそうでありますけれども、老人保険のときと比べまして、本町の場合も月々4月から12月までデータをとったわけでありまして、医療費の支出はずっと毎月老人保険の際の医療給付から比べますと、ほとんど毎月減額になっているわけです。ただ、12月だけが前年度の12月分よりも件数、それから費用も多くなっているということでありまして、例えば4月から12月まで老人医療費の場合ですと、この4月から12月までの9カ月間で9億1,000万円かかっておったものが、後期高齢者になりまして8億5,000万円と6,100万円ほど給付費がうちの町では減っているわけです。この原因については、まだ分析しておりませんが、これから広域と一緒に分析していきたいというふうに思っております。

それから、次に保険料でありますけれども、今年度の当初予算をみていただきますと、特別徴収、普通徴収の保険料、合わせまして6,437万5千円と20年度の当初予算に比較いたしまして、1,342万1千円減となっております。これにつきましては、被保険数はそうは減っていない、横ばいであるということでありまして、実は国が平成21年度、軽減のための特別対策を実施するわけでありまして、その大きなものは、一つは軽減の被保険者がおりまして、2割、5割、7割ということで軽減者が20年度はありました。全部で926人でありました。そのうち7割軽減が764人いたわけですが、しかし21年度はこの7割軽減のかたのうち、条件がございまして、9割軽減にするというかたが、この764人のうち240人が2割またプラスして軽減されるということでありまして、それからもう一つ、

所得割でも、この条件ございますけれども、これまでちゃんとした率によって所得割額を納めていたかたが 227 人いるんですけれども、そのうちやはりその所得割のうち半分軽減になるというかたが 102 人おります。つまり、342 人が新たな政策によって軽減されるということがございます。それから社会保険の被扶養者、このかたについても来年の 3 月までは 9 割軽減ということで、4 万円のところを 4 千円で済むということになっております。このかたが 532 人おります。

こういふことで、平成 20 年度の保険料に比べまして 1,342 万 1 千円減額になるというよふな状況でございます。なおこの軽減された分の財源の補てんにつきましては、すべて国が広域連合のほうに補てんするという形になっております。

それから、町は広域連合の運営のために事務費を支出しているわけでありまして、広域連合に出すものは保険料、町が納めていただいた保険料、それから軽減のための保険安定基盤の負担金、これは一般会計から全額特別会計に入りまして、その分を納めます。それから健診の負担分、これも広域連合のほうに納めることとなります。市町村が事務費として広域連合に納めるのは、一般会計のほうでみております。その額が、老人福祉費の中で後期高齢者医療広域連合負担金 553 万 2 千円というものが、これが事務費として広域連合のほうに納める額です。またそのほかに、療養給付費の 12 分の 1 も一般会計から納めるわけですが、その算定基礎となりますのは、後期高齢者の人口割合、総人口、それから均等割、人口割、いろいろこうありまして、県を 100 としてそれぞれ町村の人口等によって割合が示されるわけです。それに基づきまして 553 万 2 千円を納めているというよふになりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 12 番、伊藤勝君。

○伊藤勝 この広域連合が 20 年度の決算にあたって、その決算がされた時点では、その決算内容というものは、各それぞれの町村に多分配付されると思ひますけれども、そういう場合には、議会にも提出をして、その了解を得るとか、あるいはその意見を聞くとか、こういうシステムになっているのかどうなのか、ただ報告すればいいという程度のものなのかどうなのか、そのことが 1 点です。

それと、保険料についていいますが、福島県の広域連合で算定された後期高齢者の医療保険料は、全国と比べてはどういうくらいに位置付けられておりましたか、いわば全国平均から高いか安いかにあつてはありますが、その場合どうですか。そしてまだ課長は、決算がされていないので詳しいことがわからないというよふことではありますが、しかしこれまで、だいたい 20 年度も終わろうとするわけですから、そうした場合に、全体的に相当額の剰余金が出るのかどうなのか、あるいはそういう場合に、この保険料に対して、これは単年度で保険料は決めるものではないと思ひますけれども、そういう場合については、次年度、この次の保険料の改定時にそういうのが、一つの基金となつて、保険料の減額とかそういうことに寄与するのかどうなのか、その見通しについてはどうですか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 はじめに広域連合の決算等の資料でありますので、これにつきましては、各町村から議員の代表も出ておりますので、議会に、単独のその市町村議会に報告しなければならないという規定はございませんで、それはうちのほうで報告義務はないというこ

とでありますけれども、全体を知っていただけますように、ある程度、議会にはお示ししたいというふうに思っております。

それから、保険料、福島県は均等割は4万円であります。これにつきましては、資料がありませんけれども、多分全国の平均の均等割から比べますと若干低いというふうに記憶しております。

それから、2年で保険料を決めるわけでありましたが、2年の医療給付費によって決めるわけでありましたが、これにつきましては、介護保険と同じで、それが余剰が出ればそれはまた保険料の軽減に充てるというふうになると思われます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 被保険者についてお尋ねしますが、この被保険者の決定というのはいつ時点でされるわけですか、例えば、この会計の年度は4月1日から3月31日まででしょう。そうすると、今年の4月1日で75歳になるなんていう人は、その日から被保険者になるものなのか、その被保険者になったという通知は各加入している自治体からやるものなのか、あるいは広域連合が西会津さんは21年度は何名の被保険者ですよと、いつくるものなのか。保険料の決定というのも広域連合でやるんだという説明ですから、じゃ町がこの保険料なり、被保険者に軽減措置をとろうと思っても、その範囲というのは、現在町が20年度にやっているのはあれでしょう、健診の個人負担を町が代わって後期高齢者の被保険者からは徴収しないということくらいで、あといわれたとおり集めて広域連合に納めると、こういう仕組みになっていると理解していいんでしょうか。以上。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 後期高齢者医療制度の被保険者になるには、75歳の誕生日になれば被保険者になるわけですが、交付ですね、保険証は次の月の1日から交付になるということになります。

それから、この保険料、個人個人の21年度の保険料につきましては、前年度のいろいろ所得等の資料を広域のほうに町から提供いたします。その結果、広域連合がいろいろ試算しまして、被保数、それから今年度のそれぞれの個人の保険料をまず仮に決定いたします。そして、実際にちゃんとした21年度の一人一人の保険料の額につきましては、6月30日現在で本算定をいたします。それまでは前年度の所得等によって仮徴収というものをいたしまして、その後、6月30日に本算定いたしまして、8月から今年の本当の保険料を徴収するということですので、仮徴収で余計にもらっておればお返ししますし、足りなければまたその時点から新たにその割り振りを変えて納めていただくというふうになります。

資格取得は誕生日の日から資格の取得です。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 そうすると、説明では21年度の被保険者数は2,178人という説明でありましたが、これは4月1日現在の予測で、この2,178人になるだろうという予測で被保険者数をつかんだのでしょうか。今おっしゃったように、それまで4月1日だけでも、6月30日に本算定の保険料が決定するから、それまでは概算で徴収すると。その額が6,437万5千円だと、これが本算定になるとこの数字も動いてくると、そういうふうな理解でいいん

ですね。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 町のいろんなデータを広域連合のほうにお示ししまして、それによって被保険数、それから仮徴収の保険料を定めるわけです。6月30日の本算定によりまして、正確な21年度の保険料を定めるわけです。それによりまして、町はその保険料を徴収するという形になります。ですから平成20年度の、先日の補正予算も、最終的には高齢者の保険料につきましては減額になったというふうにいたしました。最終的にはそういうふう調整いたしますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 わずかですが、徴収する保険料の額と広域連合に払う額、約50万円程度の、49万7千円ですか、差額があるんですが、これはあれでしょうか、概算だから後で本算定のときにまた、それとも、少ないのは徴収手数料として残しておいていいよというような額なんでしょうか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 約50万円の保険料の広域に支出する分と差があるということでございますけれども、実は歳出の一番最後の4款に、保険料の還付金がございます、50万円を一応とっているわけです。これを差し引いて広域連合に納めるという考えでございますので、その差が出るということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第34号、平成21年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、平成21年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第35号、平成21年度西会津町国民健康保険特別会計予算の質疑を行ないます。

3番、青木照夫君。

○青木照夫 歳入の中で収入が3億9,446万円、本年度。前年度が3億8,408万9千円プラス965万1千円となっておりますが、その中で歳出で医業費の医薬品、衛生材料費が1億7,624万7千円、これは前年度より1億7,694万5千円マイナス698円となっておりますが、素人の考えですとこの歳出のほうも増えるのかなと思って判断したわけですが、このマイナスになった要因というのは、どういうことでマイナスになられたのか、これはもちろん黒字で、そういう1,000万円近くのあれになるからよろしいのですけれども、

原因は患者さんが増えたけれども、薬がそれだけ使用しなかったのか、また薬の中身が安価でそれだけ減ったのかということをちょっと伺いたいと思います。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 国民健康保険の施設勘定の中で医薬品が去年に比べて減額しているということでございますが、今診療で医薬品で支払う部分がだいたい47%くらい占めているわけです。これまで群岡診療所、それから西会津診療所、薬剤師が医薬品の管理を行なっておりました。最近医薬品の金額が増えているということで、もう少し適正に医薬品の管理をしていただけないかというような要請を薬剤師のほうにしております。そういうことで、この医薬品の管理をしっかりしていこうということがまず1点です。

それからもう1点は、平成21年からレセプトが紙からコンピューターで連合会とやり取りするというふうになります。そうしますと、この医薬品もコンピューターによってしっかりと状況が把握できますので、その辺も今までは目勘というんですか、伝票でやっていましたけれども、今度はしっかりとデータとして出てきますので、このようなことから医薬品の管理をしっかりして、医薬品を抑えて行こうというような考えから、今回抑えたところであります。

○議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 まず保険の事業運営の状態について若干お尋ねをしますが、昨年、国民健康保険の制度が大幅に改定をされたんですね。特に後期高齢者とか、前期高齢者とかというこの制度ができてしまって、なかなか理解するのに苦労しているんですが、いまだに理解しがたいところがあります。毎年町では準備基金から2,000万円を取り崩して税の負担にあたっているわけでありまして、そういうところの努力というのは評価をいたしますけれども、しかしながら保険料全体、被保険者全体の動向をみると、新たな制度によって健康保険から、去年でしたか1,500人ほど抜けていったということだったんです。それが結果的に国保財政にとってどういう影響があるのかということは、当時は相当、まだやってみなければわからないわけでありまして、しかし実際1年間運営をされてきた中で、当然ながら税に対する課税客体というのは減ってきたわけです。今度は後期高齢者も抜けていったと、そうすると、新たに前期高齢者というようなくくり方でありまして、全体のこの被保険者の動向というのは、今後どういう状況になってくるのかなと、これが一つです。

そして、被保険者の中身をみますと、約7割ぐらゐのかたが2割、5割、7割、なんかしらの軽減に入っているというふうに見受けられます。それだけ財政的にもいろいろ厳しい面もあろうかと思いますが、一方では、こういう軽減措置をとっていながらも、19年度の決算をみますと、国保税の収納率が年々年々こう落ちてきているんですね。19年度は83.5%なんです。今まで最悪なんですよ。未収では4,300万円ほどあって、毎年400万円から500万円の間の中で不納欠損が発生しているわけです。こういうことをみますと、非常に一方では軽減をとっているけれども、実際には国保税の負担というのが相当大きくなってきて、結果、収納率そのものが少なくなっている、こういうことが一面みえるわけですが、そのことは、今後の国保財政にとってどういうふうに我々はみるべきであろうかと、これは担当者の意見で、あるいは今後の国保財政をみる場合に、こういう状況も含めてお知らせをしていただきたいと思います。

それから歳出で2、3お尋ねをしますが、今ほど医療費の関係で医薬品が減少しているということではありますが、これは確かに努力の結果もみることにはできるんです。今まで医薬品というのは担当されている薬剤師のかたの手で書いているところだけがあったわけですが、それによってどういう問題が出てきたかという、これはちょっと詳しくて恐縮ですが、確かに監査の中でもそのことでいろいろ担当者とやり取りをいたしました。それで、いわゆる在庫をいかに少なくするか、そして適正な在庫管理というものをやれば、もっと医療費を下げるができる、それまさに職員の皆さんがやったんですよ。その結果が現れてきている、非常に私はそういうところでの努力というのはあろうかと思うんです。

それともう一つは、いったようにレセプトの点検業務の委託料が200万円計上しているわけですが、具体的にこれだけの委託料をかけて、じゃ実際にはどういう効果があるのかと、いわゆる費用対効果、これはどういうふうにみれば、どういう効果的なものがあるのか、財政的にいえばどのくらいの効果があったのかを聞いてみたいと思います。

それと、西会津町の人口統計にも関わってくるんですが、年間の西会津町の出生数、子供さん、育児一時金の手当てなども出ておりますから、この西会津町が全体に年間でお生まれになる子供さんはどのくらいになっておりますか、それと出生率、以前、町長は西会津町は県下でも高いと、2.何%で非常に胸を張っていられたんですが、現在はどうかでありますか。この西会津町の出生率について聞いておきたいと思います。

それから併せて、お亡くなりになるかたも相当数おられると思うんです。だいたい人口統計からすれば、単純にみれば、人口が減っている部分が亡くなっていると簡単にそうはいいい切れるものではないと思いますが、年間150人前後は減っているわけですから、実際にこの統計上からみると、どのくらいの割合で死亡数がございますか、その内容についても併せて聞いておきたいと思います。

それから、特定検診、これはメタボ対策であります。これも新しく義務付けられて、先回もいろいろと説明をされたので、詳しくはいいませんが、いわゆる基本検診の、検診率は西会津町は高いということでありました。しかし、階層別にみた場合に、すべて一般的に高いとはいいい切れないものがあるのかなとこう思うんです。例えば、65歳から74歳までのかたの受診率をみた場合に、じゃ階層別にみると、一般的にだいたい中高年のかたの受診率は低いんですよね。我が町の場合のその階層別にみた場合の受診率については、どのような状況になっておりますか、聞いておきたいと思います。

それから最後ですが、一般質問にもありました新たなインフルエンザの対策、私はこれは県や国のマニュアルはあると思うんです。しかし、高齢者のインフルエンザ対策でいろいろされておりますから、その部分はいいいとしても新型インフルエンザ対策というのは、非常に危機管理というのが大切になってくるわけです。これについて町のほうでは、いろいろ県や国のマニュアルに沿ってやりたいと、管理しているのではないかと思うんですが、じゃ具体的にそれがどういうふうにかたに理解をしていただくか、そういう危機管理体制については具体的にどういうふうになっているのか改めて聞いておきたいと思ひます。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 いろいろご質問がございましたので、順次お答えいたしたいと思ひます

けれども、まず国民健康保険の現状であります。これは国も深刻に考えておまして、つまり国民健康保険の加入者の内容は、高齢者の加入割合が多くなっております。また、年金等だけの所得の低い加入者も多いということから、その運営は非常に厳しくなっているというのが全国どこでもそのような状況でございます。本町においても、加入率におきましては高齢者多くなっているということでございます。

そこで、国は平成 20 年度、現役世代から支援していただくということで、前期高齢者支援金というものを創設いたしました。これにつきましては、その加入割合の中で高齢者が多い保険者については、この前期高齢者支援金を余計に補てんしてやろうという考えだそうであります。本町は国が平均 12% の高齢者の加入割合が本町は 36% になっておりますので、その分非常に多くきていて、これが保険料の軽減の一つの財源になっているということになります。

それから保険料の軽減であります。2 割、5 割、7 割、これは全被保数のおよそ半分のかたが、この軽減の対象になっております。その軽減された分につきましては、国のほうから軽減された財源については補てんしていただいているということでございます。

それからレセプト点検の関係であります。1 人専従に委託して、1 年間このレセプトを点検していただいております。その効果につきましては、一つは不正な医療費、これによって 300 万円、まず返していただいたと、年間。それからもう一つは、このレセプト点検によって調整交付金 200 万円入ってくると、合わせて 500 万円の効果があったということがあります。

それから出生率であります。合計特殊出生率であります。これは 15 歳から 45 歳までの女性が一生に産む子供の数ということでありまして、本町はこれまで 2.09 ということで、県内で 2 番ほど高かったわけですが、最近の発表が出ました。5 年平均でありまして、1.69 とこうちょっと下がってしまったわけでありまして、この原因についてはいろいろありましようけれども、現実的に 2.09 から 1.69 と。国のほうでは今 1.34 まであがったんではないかね、ちょっとあがってきたんですね。本町については若干下がってきたということになります。県内的にはだいたい 10 番目くらいの高さであります。

それから死亡、出生、昨年 2 月 1 日から本年 4 月 1 日までの暦年ですが、出生数が 36、死亡数が 134 人というようになっております。なお、国民健康保険のほうでの葬祭費も一応 1 人 5 万円を予算計上してありますが、国民健康保険の会計では 20 人分をみております。あとは高齢者医療制度等でこの葬祭費についてはみておるところであります。

それから健診率、平成 20 年度から特定検診になりまして、保険者が責任を持って健診をするということになりまして、町では国民健康保険の保険者でありますから、70 歳から 74 歳までのかたが対象であります。なお単独で 30 歳から町負担でやっておりますけれども、この 40 歳から 74 歳のこの国で定められた年齢のかたの受診率は 75.9% ということで、議員お話をしましたように非常に高いというふうに私どもも認識しております。国では、最近発表になりましたけれども、22.8% と大変低いような数字であります。なお、75 歳以上の後期高齢者につきましても、県平均が 15% 程度、我が町は 30 数% でありますので、これにつきましても非常に我が町は高いということになります。ただ、年代別に、ちょっと今統計をとっていませんでしたので、これについてはご報告申し上げることができませ

ん。ただ、間違いなくうちの町は 60 歳、65 歳になっても健診をされるかたは多いという状況でございます。

それらか新型インフルエンザでございます。先日、一般質問でありましたように、今新型インフルエンザ、実際にはまだ発生しておりませんが、一番最近では昭和 42 年だか 3 年の香港のインフルエンザが一番最近なわけでありまして、あれから 40 年経っておりますけれども、最近東南アジアで鳥から人間へという鳥インフルエンザが出ております。ただ人間から人間という新型インフルエンザはありません。ですから、国では新型につきましては、6 段階を想定しておりまして、今は第 3 段階、鳥から人間と。4 段階になりますと若干人間から人間にくるということになって、はじめて本格的な国でも対応をするわけでありまして、これにつきましては、今ワクチン、とりあえずその新型インフルエンザが発生するまでは、今のタミフル、あるいはイレンザ等々といったものを使いながら対処すると、インフルエンザが発症してからその成分を分析して国では開発するというような状況でございます。

このインフルエンザ等のワクチン、それから指定医療機関の設定、いろいろ国県がやるのがたくさんあります。町はその情報を的確に町民のほうにお伝えいたしまして、そのあと町でやることは何なのか、例えば本当に新型インフルエンザが発生しますと、家からは出れません。そういったときに食糧の供給体制、いろいろありますが、これについては、やはり的確に町民に、あらゆる手段を使って提供していきたいと。その行動マニュアルについても、現在つくっていかねばならないということでございまして、それができましたら町民のかたがたに提示していきたいというふうに考えております。

○議長 12 番、伊藤勝君。

○伊藤勝 内容、理解をいたしました。1 点、聞くのを忘れていたんですが、施設診療勘定の中で、これはお医者さんとの関係なんです。医師住宅も新しく建てて、この医師の増員ということについても念頭に置きながら、町もこれまでいろいろ努力をされてきたと思うんですが、見通しについてはどうでありますか。現在の診療所の先生がたの評判というのはすこぶるいい感じでありまして、他の市町村からもおいでになっていらるかたも相当いると聞いておりますけれども、今後の医師の確保についての町の取り組みと、その目途はどうであるのか聞いておきたいと思っております。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 本町の診療所の医師の確保につきましてであります。先日もお話し申し上げましたけれども、昨年 11 月、東京にございます自治体病院協議会、今の群岡診療所の小林先生もご紹介いただいたところでございます。あるいは国保施設診療協議会、これも東京にございます。こういうところに出向きまして、いろいろ確保についてお願いをしているところでございます。先日、今年になってからも一度行きまして、いろいろお話をしてきました。

そうしましたところ、自治体病院協議会のほうでは、本当に西会津町が町長をはじめ、一生懸命に医師の確保に頑張っているということで、全国からいろんな要請もございまして、本町の町がトップに、医師確保の順番としてはトップにさせていただいて探しているという情報もいただいております。ただ、日本全国ですけれども、い

わゆる中山間地の医療機関に来ていただけるドクターというものが、なかなか厳しい状況でございます。ですから、この自治体病院協議会、国保施設診療協議会も、当然これからもお願いしますが、そのほかにあらゆる情報をつかみながら、あらゆる手段を使って、ぜひ医師確保をしていきたいということでございまして、今回の予算にも1名増員分の人件費等も計上しているところであります。

なお、昨年実際に本町にドクターが来ていただきまして、いろいろご案内して、結構いいところまでいったんですけれども、最後は家庭の事情によりまして断念されたという経過がございますので、申し添えておきます。

○議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 最近の医療機関の中で、産婦人科とか、そういったお医者さんが引き上げてしまって、そしてなかなか要望に応えることができないというようなことが、いろんな医療機関から聞こえてきます。そういうことは、ただその地域に、例えば、坂下あたりの厚生病院から産婦人科がなくなるんだというようなこともある。その地域だけの問題だけではいと思はうんですね。ですから、今後医療体制というのは、町もそうでありましてけれども、一つはやっぱりそうした地域の連携関係というのも非常に大事にしていかなければならないと思はうんです。どこどこの大きな病院に行けばいいというんじゃなくて、地域のそうした医療との協力関係、ですからそういう医療体制というものを充実していく場合においては、町は町ではなくて、その地域医療という関係について、町の取り組みというのは、そういう認識を持って、他との連携も含めて協議会、そういったことも含めて考えて、あるいは取り組んでおられるかどうか聞いておきたいと思はいます。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 医師の連携であります。まず本町のドクターは、まず喜多方医師会に入っておられます。中には理事をされているかたもおりまして、非常に喜多方医師会との連携はうまくいっているというふうに感じております。また、我が町の診療所の先生お1人は、毎週1回、県立病院のほうに研修に行ってもらっています、技術の向上ということで。その辺につきましても県立病院との連携、それからまたちょっと診療所で対応できない場合は、若松の大きな病院のほうに紹介状を書きまして、すぐその処置をしていただけるというような連携も行なっております。

それから、今福祉会に、これまで理学療法士、PTEと申しますが、その関係につきましても若松の大きな病院から来ていただいているということもございます。さらに町の乳児検診につきましては、坂下の大きな病院にお願いしているというふうなことで、それぞれ会津管内の大きな病院とは、現在連携をしておりますし、今後も連携をしながら、実はこの町の診療所から若松までは高速で20分なわけです。こういう話も聞かれるんですけれども、うちの町はへき地診療といいながらも、ここでしっかりした診療所を持っていて、少し大きな病気になれば、すぐ若松の20分で行ける大きな医療機関があって、ある程度、医療環境としてはいいほうだというような評価も受けております。ですから、今後もそういう連携と町の診療所の体制をしっかり維持して、町民の医療の向上に努めていきたいというふう考えております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 国保税のことについてお尋ねしますが、大変、20年度と比べれば下がっております。総額で下がっているんですが、これは被保険者との関係もあろうと思うんですが、21年度はだいたい2,700人の被保険者数というような説明でしたが、20年度は何名くらいで見積もったのか。そして1人当たり、国保税というのは所得によったり、財産によったり、単純にいかないでしょうけれども、平均ではどのくらいになるのか。それは、20年度と比べて増減はどうか。

それと、歳入の面でみると、国庫支出金で690万円ほど増えておりますが、この理由というのは何か制度改正でもあったのか、それともどのような理由によるのか。さらに療養給付費等交付金では、逆に減額しておりますが、この減額の理由はなんですか。かなり大きな額が減額ですね。それが事業勘定での質問です。

それから施設勘定で2、3お尋ねしますが、大変良好な運営のように見受けられるんです。というのは、総額で4億7,000万円かかりますが、受診収入で4億1,780万円みてもおられますが、これは実績からして過大な見積りはないのかということ、医師3人体制でみた分もあると、1人増員するであろうと、これは早くに増員できて運営にあたれば、それにこしたことはないんですが、その見通しですね。つまりは、施設の運営総体で4億7,000万円かかって、診療収入だけで4億1,700万円、そうすると単純に計算すると不足額は5,296万円となりますね。そのうち、繰入金が1,300万円ですが。その主な歳出をみると、その中にX線のCTの購入費3,675万円あるんですよ。これを平年度は、21年度だけのことでしょうから、平年度みないとするならば、3,600万円、このCTの分を除けば、1,600万円の不足に過ぎないんですね。そのうち、一般会計からは759万2千円、これを入れていきますよね。もう少しというよりは、このX線をまったく国保会計からだけ買わせるのか、診療施設勘定から100%出すのか、これをこのX線のCTの代金を一般会計で持つというような予算措置はされているのかいないのか。またそういうことは、できるのかできないのか。財政法上まずいんだとか、いろんな理屈いうでしょうけれども、そんなことはないんでしょう、やろうと思えばできる。そうすると、本当に1,500、600万円の、単純に言えば赤字というのは、町民の安全安心からすれば、そしてまた、早期発見、早期治療の面からいけば、決して高くないようなお金ではないかなとこう思うんですけれども、この辺についても教えてください。以上です。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 はじめに国保の保険税の関係についてご説明申し上げます。

今年度の一般被保険者の国民健康保険税で申し上げますと、2億3,935万4千円を計上したわけです。前年度に比べまして6,000万円と大きな減額であります。前年度の予算編成の際は2億9,900万円という算定をしたわけですが、今年度は、現実にこの。

(「今年度とか前年度は何年度で言うって」の声あり)

○健康福祉課長 失礼しました。21年度の予算につきましては、4月から直近の会計から払っております医療費を的確にとらえまして、それに基づきまして算定いたしました。その結果、保険税で支払う部分が2億3,900万円ということになります。なお、これにつきましては、6月の本算定ではっきりするわけですが、20年度の場合をみますと、本算定の後の予算では2億1,000万円程度でございました。つまり、この差が2,900万円は

どあるわけですね。20年度の本算定の保険税の予算と、今回当初の予算では2,900万円程度の差があって、今回の当初のほうが高いわけです。しかし、この2,900万円のうち、本算定の場合は19年度の繰越分2,000万円を入れましたので2億1,000万円、ですから、今回もここに繰り越しがありまして2,000万円入れれば、だいたい20年度と同じくらいの保険税になるのかなというふうに考えております。なお、20年度の保険税につきましては、その下に後期高齢者支援分4,848万4千円、介護納付分2,108万円、これにつきましては、だいたい20年度と同じような計上をしております。

ということで、20年度の保険税を1人当りでみますと、医療分で5万5,700円程度、後期支援分で1万8,600円、介護分で1万6,600円、合計9万1千円でした。ですから、今の段階で計算しますと、だいたい20年度の1人当りの保険税とそうは変わらないだろうというふうに考えております。ただこれも6月の本算定で医療費の動向、それから按分率によって若干は変更してくるのかなというふうに考えております。

(「被保険者、20年度」の声あり)

○健康福祉課長 2,843人でみておりました。

それから続きまして、国庫の増額でありますけれども、これにつきましては、療養給付費負担金共同事業負担金、それから特定検診の国負担分、これで300万円。それから財政調整交付金、普通調整交付金と特別調整交付金、ここで380万円。これが今年度は前年度より高く見積れたということでもあります。

それから、診療収入であります、実際どうなんだと、

(「療養給付費等の交付金の減額理由」の声あり)

○健康福祉課長 歳出の療養給付費であります、これにつきましては、まず一般につきましては5億7,000万円をみました。これは本算定。

申し訳ありません。4款の療養給付費交付金につきましては、今年792万1千円と前年に比べて2,891万5千円と大幅な減額であったわけですが、実は去年、平成20年度制度改正がございまして、退職医療費の対象年齢が60から74であったものが、60から64というふうに幅が狭まりました。20年度予算編成のときに、どのくらいいるんだろうということで、調整がつかなかったものですから3,600万円と、非常に大きな交付金をあげてしまったわけですが、今回は120人ほどしかいませんので、退職に関する被保険者は、それをもとに計算しますと国からは792万円くらいでいいというふうに、これは人数の大幅な減ということでもあります。

それから施設勘定の診療収入であります、これは議員からもお話ありましたように、ドクター1人を、新しいドクター1人を今回の予算で見込んだわけです。それにもとづく診療収入を多くみたということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、X線であります、今回X線は起債と補助金、あとは一般財源5万円ですが、その三つの財源で購入する予定であります。なお一般会計からのこれまでの補てんでありますが、去年もX線を購入しました。それからここ10年ほどいろんな機器を診療所で購入しております。ほとんどが起債を利用しております。一般会計からその起債償還分の半分程度を繰り入れさせていただいて、施設診療勘定から支出しているということでございます、起債の償還分を一般会計から繰り入れているということでございます。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 そうすると、国保税としては被保険者数の減少による減少だと、だから 1 人当り、また 1 世帯当りにしてみたら、そう大差はないと、こういうことで理解していいんですか。

それと、療養給付費等交付金は、その当初予算ではかなり多く見積もったけれども、今現在は、実際交付されたのは 120 人程度のもので、大幅に減っていると、だからそれで 20 年度運営できたんだから、21 年度も予算のこの紙の上では大変減っているけれど、実際は 20 年度も実額でやると大差はないんだというふうに理解していいんですね。はい、わかりました。

さらに、施設勘定で、今医療機器のこと、一般会計でもっているのは、元利償還の半額、元利償還金の半額だというんですが、これ全額を持つということは、全額あれすれば事業勘定からの繰入金も少なくなくて済むわけですね。今、患者というか、診療所の利用者をみると、国保の人だけではなくて、社会保険の人も、ほとんど町民は国保、社保、関係なく受診しているんじゃないかと、こういうことからみれば、もっと一般会計で負担をして、国保会計をちょっと軽くするという方法も取れるんじゃないだろうかという気がするんですが、その半額というか、町債の元利償還金の半額だと決めた根拠というのはどういうところであって、そういうふうに半分を一般会計で負担するんだというふうな予算編成にしたのか、その辺も教えてください。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 はじめに国民健康保険税の件であります。現段階、この予算編成の段階での数字からみますと、だいたい前年度と同じくらいの額だなというふうなことでございまして、これが本算定になりますと、それによってまた若干変わってくるというようなことでご理解いただきたいと思えます。

それから、診療所におけるいろんな機器を導入しております。なかなか医療機器でありますので、すべて高額なものでありますけれども、これにつきましては、現在、町から半額程度を一般会計から繰り入れしていただいているというところでございまして、西会津町の国保の診療所につきましては、ここずっと 10 年程度、ずっと黒字は一応決算になっているわけです。その黒字決算でありますので、まかなえるものはこの診療所会計でまかなうと、それでどうしても不足なものは、今議員おっしゃったように、町の医療体制の充実でありますから、一般会計から繰り入れしていただくというところでありまして、当然もし赤字になれば、一般会計からお願いするしかないというふうには考えておりますけれども、とりあえず赤字にならないで、ペイになっておれば、それでうちの町の診療所は町民のための診療所として運営していけるわけありますので、一般会計からお願いするものはお願いするというところでございまして、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 これは予算審議だから、そう立ち入ったことあれでしょうけれども、赤字か黒字かで診療に必要な機器をどちらが負担するのかというのは、そもそもおかしいんであってね、と私は思うんです。この施設勘定を黒字にするには、簡単でしょう、事業勘定からいっぱい繰り入れすればいいんですよ。事業勘定から繰り入れするということは、保険

税が高くなるということにも連動してくるんですよ。だから、必要な医療機器だから、そして国保の人しか診ないよというんなら別ですよ。特別に国保の人だけのための診療所だというんなら別だけれども、今、利用者をみれば保険の種類関係なく、ほとんどの町民が受診しているということからみれば、町が極端なことをいったら町が買って貸与してもいいくらいだと思うんですよ。現にロータスインのバスなんかみてみなさいよ、町が買って貸与して、無償貸与しているじゃないですか。だから、これは後で一般質問で取り上げて取り上げる事項だと思うので、この程度にとどめますが、私は高額な医療機器、こういうものは一般会計からの購入を強く要望しておきます。以上です。

○議長 10番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私たちの健康、命はこの国保で守られているとみているわけですが、そういう目でみれば、後期高齢者の医療制度、あるいは介護保険等も私らの健康、命を守ってくれている制度だと思っているわけですが、その制度が毎年のようにめまぐるしく変わっては、夕べもラジオを聴いていましたら、介護の認定が厳しすぎて、ゆるったくするようなことをしていました。そういう目でみれば、いろんな制度の改正が、この国保にどのように影響しているか、今12番の質問に対して、前期高齢者の分ではプラスだという説明がありました。そのほか、今の後期高齢者、あるいは介護保険等の関係が国保の会計にといいますか、運営にといいますか、にどのような影響を及ぼしておりますかということがあります。

もう一つは、漏れ聞くと国保審議会の任期が切れて、21年度で新しく任命、委員の委嘱替えがなされると聞きましたが、そういう審議会といいますか、協議機関はその委員の改定のときに制度の見直しをすところおっしゃっておられますので、見直しがどの程度いつているかもお尋ねしたいと思います。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 先ほども申し上げましたけれども、この国保につきましては、国をはじめ全国的に財政状況に非常に寄与しているところであります。そのために、平成20年度に新しい制度ができたわけでありましたが、そのために国保に対する助成といたしましては、先ほど申し上げましたように、現役世代からの交付金を国保会計に入れるということでありまして、本町は高齢者が多いので、全国に比較すると3倍多いわけですから、非常に入ってきてそれが優遇されているということがございます。ただ全国的にみれば、政管健保共済組合、健保組合、いろいろあるわけです。それで、これで前期高齢者に対する支出は2兆3,000億円なんですね。そのうち国保から前期高齢者交付金として一度納めるのは、納めてもらうわけですが、0.7%、非常に国保に関しては、非常に支出金が少ないわけでありまして、もらうほうはずっと多いわけでありまして、そうやって前期高齢者交付金としてもらっているわけでありまして。

それから、今後国が、この国保の財政支援に対して、具体的な割合を予見するという情報は入っておりませんが、ただ、私個人で感じるのは、もう少し国のほうで国保に関していろんな政策を出してくるのではないのかなと、いうふうな感じもしております。というのは、前回、ちょっとたまたま国の国民健康保険課長のお話を聞く機会がありました。そういう中で、やっぱりそのほかの町村のかた、町長も出ておったんですが、うち

の町と同じ考えでありまして、今、後期高齢者と同じように、県が一つの広域連合として国保をするような話があるのだが、どうであるかというような質問をされたわけですね。国の国保課長は、私はそういう話は一切議論していないという話がありました、それはなぜ言ったかといいますと、やはりうちの町のように医療費を抑えるために、小規模自治体がいろんな努力をして医療費を抑えているわけですね。これがなくなってしまうということをおっしゃっていました。そういうことでありまして、本町でも、やはり介護予防をはじめ、予防医療をはじめ、医療費を抑えていくという努力をしてこの医療費をおさえるというのが、この小さな保険者でできることだというふうに考えておりますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

それからもう一つは、国保運営協議会であります。本町では、1号、2号、3号の委員の代表がおりますけれども、1号は1号被保険者の代表5人、それから2号は医療関係者の代表5人、それから3号は広益の代表5人ということで、15人の構成であります。現在その広益の代表につきましては、町の議員さん5名、各地区のもとに1名ずつ5名の議員さんが、今委員となっていまして、4月1日からこの基本的な構成は変わりませんけれども、この広益代表について町の各種審議会と同じように、そこに議員さんだけではなくて、やはり広益代表という形でいろんなかたに入っていただくというような今考えを持って作業をしております。例えば先日、若松のほうの情報が出ておりましたけれども、例えば若松の場合、広益代表は商工会議所の会長さんとか、あるいは保健福祉事務所の課長さんとか、あるいは福祉関係の代表のかたとか、そういうかたたちであって、広域的代表のかたが入っていただいておりますので、本町の運営審議会についても、そのような形で考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第35号、平成21年度西会津町国民健康保険特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、平成21年度西会津町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第36号、平成21年度西会津町介護保険特別会計予算の質疑を行ないます。

11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　まず最初に介護保険は、国民年金から引かれた時期がありましたよね、その後になって各人の希望によって、それぞれの通帳、銀行等に振り込むことができると、その手続きをなささいということを私は記憶しているんですけども、その経緯というか、それとその内容はどうなっているんでしょうか、ちょっと詳しく教えてもらいたいと思い

ます。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 介護保険の保険料の納付についてであります。介護保険には保険者が40歳から64歳までが2号被保険者であります。これは町は直接タッチしておりません。65歳からのかたについて、町、この介護保険事業で1号被保険者として保険料を納めていただいております。これにつきましては、年金から引き落とすと、年金天引きという形でありまして、口座振替は介護保険については、その制度はありません。それは国民健康保険、それから後期高齢者医療、75歳以上の後期高齢者医療と、この前に審議していただきました国民健康保険、これにつきましては口座から、年金ではなくて希望によって口座から引き落とすことができるという制度になっておりまして、介護保険はその制度はございません。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第36号、平成21年度西会津町介護保険特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、平成21年度西会津町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

暫時休議にします。(11時31分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第5、議案第37号、平成21年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算の質疑を行ないます。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第37号、平成21年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算を採決します。
お諮りします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、平成21年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第38号、平成21年度西会津町水道事業会計予算の質疑を行ないます。

12番、伊藤勝君。

- 伊藤勝 歳出で、今年度の主な事業の中で、建設事業に関する内容について伺いたいと思いますが、この配水管敷設工事、あるいは浄化の砂の入れ替え工事、これらが主な事業として昨年よりも工事費を余計にとっているわけですが、この具体的な内容についてお聞きをいたします。

それから、西会津町のこの石綿管を相当使用しているわけでありまして。これはそっくりしていればさほど影響はないと聞いておりますけれども、しかし、いろんな自治体では、この石綿管については計画的に新たなものに取り替えると、こういうことで工事をしているところが見受けられるわけですが、これも相当な工事費がかかるであろうとこう思われます。西会津町として将来計画に基づいて、この石綿管も取り替える時期にあるのではないかとこのように思いますが、現在、この石綿管を使用している長さといいますか、その距離といいますか、どの程度敷設をされているのかということが一つであります。

それから、企業債の償還金が、昨年から比べると1,680万円ほど多くなっておりまして、これは今後の将来的な企業債の返還の中で、現在はどういう状況にありますか、ピーク時にあるのか、あるいはまだまだ企業債の償還というのは、これからまだ高くなっていくのか、あるいは今後この償還が下降気味になっていくのか、その状態について聞いておきたいと思っております。

- 議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

- 地域整備課長 水道会計のご質問にお答えいたします。

建設改良費についてのおたがしがまず1点ございました。21年度予定しております工事につきましては、施設改良費として予定しておりますのは、取水ポンプの小島浄水場の取水ポンプの入れ替え工事、それからろ過砂が更新、更新といいますか入れ替えをしなければならなくなりました。そういった整備を1件予定しております。さらには配水管工事につきましては、野尻地区の農業集落排水処理事業によりまして、使用となるところにつきまして、更新事業ということで実施をしております。その金額が1,900万円ほどみてございます。今年度の施設整備の予定はそういったところでございます。

それから2点目は、石綿管についてのおたがしでございました。配水管、西会津町の水道事業の配水管は5万3,627メートルございます。そのうち、現在のところ石綿管の延長が2万1,418メートルございます。半分までだいたい、30%、40%近くが石綿管ということでございます。これらにつきましては、農業集落排水、野尻地区に合わせながら、野尻地区にあっては、できるだけ更新をするというような作業をまいりまして、毎年400メートルくらいずつ更新をされているということであります。あと、野尻地区、今年度実施しますと終わってしまうわけでありまして、最終的には2万1,000メートルほど残ってしまうというようなことでございます。

よその市町村では更新事業ということで、事業を着手して計画的に実施しているというような市町村もございまして、本町の場合、今予定しておりますのは、まず大久保の浄水場、ちょっと老朽化をしまして、かなり早急に手立てをしなければならないというような状況になっております。そういった事業を近々といいますか、23年度から工事を実施する

べく、今計画をしております。そういった事業を終えてということで考えておきまして、年次計画を立てながら更新作業をしていきたいというふうに考えているところであります。まだ具体的な計画年次は立ってございません。

それで、地方債の償還であります。今年につきましては、若干増えております。というのは、下谷地区に水道を拡張工事を行いました。それらの利子の返還がはじまっているということでありまして、それで少しずつこれから登っていきまして、23年からは、今度本格的な償還がはじまるということでありまして、ピークは28年まで、少しずつ増えていくというようなことでありまして、平成28年から少しずつ今度少なくなっていると、そんな状況でございます。そんな大きな金額ではないんですが、ここ何年かは少しずつ上昇していくというようなことでございます。

○議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 これからここに上がっている事業の中で、大久保の第2配水地調査委託料なども計上されているわけですが、これは現在、大久保の浄水場で使用する水の取水場所ではなくて、もっと別な箇所にその場所を求めたいということで、こういうことでこの調査をしようとしているのか、この調査が終わった時点で、じゃ今度はいよいよ工事がはじまるということになれば、今後どのくらいの予算が必要とされるのか、この見通しについてはどうですか。それと、なぜ償還の関係で聞いたかというのと、21年度の西会津町水道事業会計の資金計画、これをみると、前年度というか20年度までは最終的に剰余金、すべて含めた剰余金が8,985万2,314円あるんです、現実に。しかしそれが、今年度になってしまいますと、いろいろ事業を行ったり償還金にまわしたりして、最終的には今年度の剰余金が4,400万円まで減ってしまう、約半分になってしまうわけですよ。そうすると、これが先ほど課長がいましたように、これからのだんだん償還分、28年度まで登っていくということになってくると、そうすると剰余金そのものが削られてくるというのは、当然そういうふうな状況になってしまうと思うんですね。やはり安定した水道事業を行っていくには、ある程度の繰越金も必要になってくるのではないかとこう思うんです。

ですから、これがどんどんと減っていくようであれば、あとこのままの状態で行くと、あと2、3年でこの剰余金がなくなってしまうということになってくるんですよ。そうすると、今度、いよいよ水道料に手を付けていくか、あるいはもっと別な角度でこの資金計画を立てていかなければならないのか、こういうことにつながってくるわけですが、その見通しについてはどういうふうに見ておられますか、聞いておきたいと思います。

○議長 地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 剰余金についてのおただしがございました。議員おっしゃるとおりでありまして、剰余金につきましては、年々減少しているというような状況でございます。ちょっと前まではといいますか、起債償還に必要な経費につきましては、一般会計から繰り入れをしていただいていた経緯があるわけでありまして、数年前から水道のほうは、できるだけ自前の、剰余金の中から施設整備に充ててというようなことで、施設整備を行ってきたというようなことでございます。特に農業集落排水、下水道事業にかかる水道管の更新事業に特に費用を要したということでございます。これらにつきましては、補償という形で水道管の移設をやるわけでありまして、対応年数が相当経っているということで、

実際にはほとんど補償金として入ってくる部分が1割、2割しかない、結局は8割は自前の資金で更新をしていかなければならないというようなことで、そんな形で大幅に減少をまねいてきたということでございます。

今後、農業集落排水、野尻地区終わりますして、新たな更新事業は、なんらかの補助をみつけながらやっていくしかないのかというふうに考えているところであります、既存の剰余金の中で異常のない形で経営をしていきたいということでございます。

○議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 私は、水道の営業成績はそんなに悪いとは思っていません。はっきりいえば儲かっている状態ではありませんけれども、なんとか現在のままでやっているわけでありますので、その辺は私はいいと思うんです。しかし一方では、なぜ剰余金が減ってくるかという、まさにいわれたとおり、せっかくいろいろな形で工夫しながら、かつては1億の剰余金があったんですけれども、最近はだんだん少なくなってきた。今年でその半分もなくなって4,400万円ぐらいしかなくなってしまうということなんですけれども、それは、やはり企業償還にあたっての町の一般会計からの繰り出す金の基本的なルールというものについて、やはりある程度明確にしておく必要があるだろうと思います。

そういうと、いやルールはありますよとこういわれますから、利子分を払うとか、いろいろあるんですが、しかし、やはりある程度、これは財政的にまったく余裕のない状況にしておくということにはならないと思うんです。かつて水道料がマイナスであったこともあったわけです。そういうことを考えると、やはり今からでも、これは十分町と協議をしながら、今後この資金計画というものについて、赤字にならないように対応すべきだと、そう私は警告したいとこういうように思います。ですから十分、これらについて町と協議をしていただくように求めたいと思います。別に答弁がなければいいです。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第38号、平成21年度西会津町水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、平成21年度西会津町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第39号、西会津町ケーブルテレビ高度化事業第1期整備工事請負契約の変更契約についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 議案第39号、西会津町ケーブルテレビ高度化事業第1期整備工事請負契約の変更契約についてご説明申し上げます。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 39 号、西会津町ケーブルテレビ高度化事業第 1 期整備工事請負契約の変更契約については、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 40 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。本案についての説明を求めます。

まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長 議案第 40 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてをご説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由でご説明申し上げましたが、本計画は、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づき策定をしており、辺地とその他地域との、生活や文化水準の格差是正を図るため、交通通信、教育文化、生活環境の整備、産業の振興などに資する公共的施設について、「辺地対策事業債」を充当し整備ができるよう、計画の変更を行うものであります。

辺地対策事業債につきましては、町が借りることのできる起債では最も有利なものであり、その 80%が地方交付税に算入されることから、財政面からもより効果的に事業を進めることができるものであります。

今次の変更につきましては、初期消火体制の充実を図るための小型動力ポンプの整備について、井谷・八重窪辺地におきましては機種の変更、高陽根辺地におきましては追加を行なうものであります。それでは、計画書の 1 ページをお開き願います。

ここは「井谷・八重窪辺地」であります、「2 の公共的施設の整備を必要とする事情」にありますよう、当該地区は消防団員が少なく高齢化も著しいことから、当初予定をしていました小型動力ポンプを、軽量で操作が容易なものに変更をするものであります。

次に、2 ページをお開き願います。2 ページは当該事業にかかる変更前と変更後を表わしたものでありまして、予定していた B 3 級を軽量で操作が容易な C 1 級に変更するものであります。

次に、3 ページをお開き願います。辺地につきましては、「高陽根辺地」でございます。「2 の公共的施設の整備を必要とする事情」にありますよう、老朽化いたしました小型動力ポンプを更新するため行なうものであります。

次に、5 ページをお開き願いたいと思います。当該事業にかかります変更前と変更後を表わしたものでありまして、ここにありますよう C 1 級の小型動力ポンプを追加するものであります。

以上で説明を終わりますが、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第 3 条第 5 項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行ないます。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 40 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 40 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 41 号、西会津町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

まちづくり政策室長、成田信幸君。

○まちづくり政策室長　議案第 41 号、西会津町過疎地域自立促進計画の変更についてを、ご説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由でご説明申し上げましたが、本計画は「過疎地域自立促進特別措置法」に基づきまして、平成 17 年度から 21 年度までの 5 年間に計画期間として、各種事業を進めているところであります。

この計画に計上されました事業につきましては、町負担額の 70%が地方交付税として交付される、過疎対策事業債という有利な起債を借入れすることができ、財政面からも効果的に事業を進めることができるものであります。

それでは、計画書の 1 ページをご覧いただきたいと思います。今回の変更は、いずれも追加でございます。「道路」につきましては、「町道西林 5・6 号線」と「町道大田線」の改良舗装を、「消防施設」につきましては、「喜多方地方広域市町村圏組合」の「救急自動車」、「診療所」につきましては、X 線 CT 撮影装置を追加するものであります。

次に、2 ページからは、その変更理由でございます。まず、町道の西林 5・6 号線と町道大田線につきましては、冬期間の交通の確保及び円滑な通行の確保のために整備を行なうため追加するものであります。

次に、喜多方地方広域市町村圏組合の救急自動車につきましては、現在、西会津消防署に配備されております 1 台について、購入から 12 年が経過し老朽化により機能が低下いたしましたことから、更新を行なうこととなったものでございます。

次に 3 ページでございますが、X 線 CT 撮影装置につきましては、西会津診療所に設置されておりますが、導入から 9 年が経過し機器の老朽化が進み支障をきたす状況となったことから、更新を行なうものでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

ます。

○議長　これから質疑を行ないます。

14 番、清野興一君。

○清野興一　この計画の変更は、21 年度中に変更すれば、先々有効になるというふうに理解していいんですか。もう 21 年度も終わりですよ、あと何日かで、

（「20 年度」の声あり）

○清野興一　そうかそうか、ごめんなさい。21 年度までだな。勘違いしていました。

それで、過疎地域自立促進計画なんですけど、これで今事業内容としてあげたものは、すでに特別会計、国保特別会計で審議した、あの内容と、あのことなんですか。だったらこれ議会側が悪いのかな、どっちかな、予算でもう決めちゃっているわけですから、追認という、計画の追認という格好になってしまいますね。

○議長　休議にします。（13 時 34 分）

○議長　再開します。（13 時 35 分）

14 番、清野興一君。

○清野興一　ただいまの質疑は私の勘違いとするところでありまして、大変ご迷惑をかけました。取り消ししてお詫び申し上げます。以上です。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 41 号、西会津町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 41 号、西会津町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 42 号、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合の規約の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長　総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長　議案第 42 号、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合の規約の変更について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由でご説明申し上げたところではありますが、今次の変更は、福島県市町村総合事務組合に加入しておりました会津若松地方水道用水・供給企業団が平成 21 年 3 月 31 日をもって同組合から脱退し、また、「公立岩瀬病院組合」が平成 21 年 4 月 1 日をもって「公立岩瀬病院企業団」に名称を変更することに伴い、同規約の一部を変更するものであります。

併せ、町商工会が発行するプレミアム付き商品券に対する補助金及び特別地方交付税の額の確定に伴い、財政調整基金への積立金を追加するものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 20 年度西会津町の一般会計補正予算（第 7 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 1,820 万 5 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56 億 8,548 万 9 千円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第 2 条、繰越明許費の補正は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げたいと思います。7 ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入であります。9 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税 1 億 1,570 万 5 千円の増は、特別地方交付税の確定による増であります。

17 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金 250 万円の増であります。商業活性化緊急対策事業補助金の財源として、財政調整基金から繰り入れするものであります。

次に、8 ページをご覧いただきたいと思います。

歳出であります。2 款総務費、1 項 5 目財産管理費 1 億 1,570 万 5 千円の追加であります。特別地方交付税の額の確定による剰余分について財政調整基金に積立する追加であります。この結果、平成 20 年度末の財政調整基金残高は、3 億 4,986 万 5 千円となる見込みであります。

7 款商工費、1 項 2 目商工振興費 250 万円の追加であります。「商業活性化緊急対策事業」でありまして、定額給付金に伴い町商工会が実施するプレミアム付商品券の発行に係る事業費及び事務費補助金であります。

次に、4 ページに戻っていただきたいと思います。

4 ページは、第 2 表繰越明許費補正でありまして、追加であります。その内容でございますが、7 款商工費、1 項商工総務費の「商業活性化緊急対策事業」につきまして、年度内に事業の完了が見込まれないことから、翌年度に事業を繰り越して実施するため、繰越明許費の設定をお願いするものであり、限度額を 250 万円とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行ないます。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 43 号、平成 20 年度西会津町一般会計補正予算（第 7 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、平成20年度西会津町一般会計補正予算(第7次)は、原案のとおり可決されました。

暫時休議します。(13時53分)

○議長 再開します。(14時20分)

日程第13号、議案第1号、西会津町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

13番、清野邦夫君。

○清野邦夫 それでは、西会津町議会委員会条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

地方自治法第112条及び西会津町議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。なお、次ページに改正する条例案が出ております。これは全員協議会でも説明したとおり、委員会条例の所管事務の件でございますが、第2条第1項第1号中に健康福祉課、教育委員会とございますが、そこに出納室を追加するというような内容でございます。

附則につきましては、公布の日から施行するというようなことでございます。第2条になった所管事務を出納室を追加するという内容でございます。よろしく願い申し上げます。説明に代えさせていただきます。

○議長 これから質疑行ないます。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第1号、西会津町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第14、請願第1号、雇用を守る緊急対策及び労働法制の改正を求める意見書提出の請願についてから、日程第16、陳情第1号、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳情書までを一括議題とします。

なお、審議の方法は、各委員会の報告終了後、一議題ごとに質疑・採決の順序で行ない

ますのでご協力をお願いします。委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、渡部昌君。

○渡部昌 それでは、陳情審査報告を行ないます。

本委員会に付託された陳情を審議した結果、次のとおり決定したので会議規則第 93 条の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第 1 号、付託年月日、平成 21 年 3 月 6 日、件名、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳情書、審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。報告終わります。

○議長 経済常任委員長、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、請願の報告を申し上げます。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第 92 条第 1 項の規定により報告いたします。

受理番号、請願第 1 号、付託年月日は平成 21 年 3 月 6 日。件名、雇用を守る緊急対策及び労働法制の改正を求める意見書提出の請願について、審査の結果、採択すべきものと決定をいたしました。

続きまして請願第 2 号、付託年月日は同じでございます。件名、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について、採択すべきものと決定をいたしました。以上で報告を終わります。

○議長 これから、請願第 1 号、雇用を守る緊急対策及び労働法制の改正を求める意見書提出の請願についての質疑を行ないます。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから、請願第 1 号、雇用を守る緊急対策及び労働法制の改正を求める意見書提出の請願についてを採決します。

お諮りします。

請願第 1 号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第 1 号、雇用を守る緊急対策及び労働法制の改正を求める意見書提出の請願については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、請願第 2 号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についての質疑を行ないます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから、請願第2号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを採決します。

お諮りします。

請願第2号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、陳情第1号、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳情書の質疑を行ないます。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第1号、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第1号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳情書は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、意見書案第1号、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書を議題とします。提出者の説明を求めます。

6番、渡部昌君。

○渡部昌 (意見書案第1号の説明)

○議長 これから質疑を行います。

14番、清野興一君。

○清野興一 一つは提出先ですが、要望事項の中には、4番に幼稚園もあるんですね。そうすると文部科学大臣にやる必要はないのかということが1点。

それからもう一つは、国会の回数に第165回とありますが、全部回が付いていますが、この回付くのが正解なのか、回の付かないのが正解なのか。その辺はどちらでしょうか。

○議長 休議にします。(14時38分)

○議長 再開します。(15時06分)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「委員長報告」の声あり)

○議長 もとい、6番、渡部昌君。

○渡部昌　今の意見書につきまして、第169回国会、あとに括弧して通常とか、臨時とか、そういうのが入ります。これが今確認したところでございます。

それから、4番の保育所、幼稚園、学童保育、子育てとありますので、これは文部科学大臣を提出先を追加しまして、提出したいと思っております。それでご理解願いたいと思っております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行いません。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、意見書案第1号、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第18、意見書案第2号、雇用を守る緊急対策及び労働法制の改正を求める意見書を議題とします。提出者の説明を求めます。

5番、清野佐一君。

○清野佐一　（意見書案第2号の説明）

○議長　これから質疑を行います。

11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　私はその文言のことで、クレームを付けるという意味合いではなくて、お尋ねをするんですけれども、中段に失業者の大量発生とこうなっておりますね、これは少なくとも失業者、いわゆる我々といったらおかしいんですけれども、これは人間に対して大量発生というのは、これは害虫の大量発生ならさもなくば、こういう文言でいいかどうか、ちょっと、その辺はどんなふうに理解すればいいですか。

○議長　5番、清野佐一君。

○清野佐一　委員会で協議をしたいと思っております。暫時休議をお願いします。

○議長　暫時休議します。（15時14分）

○議長　再開します。（15時22分）

5番、清野佐一君。

○清野佐一　大変時間をとらせてまして申し訳ありません。

委員会で協議いたしました結果、大量発生でも間違いではないという声もありましたが、協議の結果、失業者の増大というふうに訂正をしていただきたいと思います。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、意見書案第2号、雇用を守る緊急対策及び労働法制の改正を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号、雇用を守る緊急対策及び労働法制の改正を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第19、意見書案第3号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を議題とします。提出者の説明を求めます。

5番、清野佐一君。

○清野佐一 (意見書案第3号の説明)

○議長 これから質疑を行います。

11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 この全国順位で31位と、これは今の委員長報告でわかりました。がしかし、その本県の1時間当りの最低賃金うたってあるんですけども、参考までに今いかほどか、おわかりでしたらお願いします。わかってなかったら結構です。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 641円でございます。

○議長 11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 そうすると641円というのは、全国平均から比較すれば、それより上ですか下ですか。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 平均は703円です。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第3号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第20、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることを決定しました。

日程第 21、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 22、議会改革特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会改革特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会改革特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 再開します。異議なしと認めます。

したがって、議会改革特別委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

副町長より、条例の専決について発言したい旨の申出がありましたので、これを許します。

副町長、薄友喜君。

○副町長 3月議会定例会の閉会にあたり、平成 20 年度中における町条例の一部改正の専決処分についてお願いを申し上げます。

平成 21 年度税制改正において、地方税法の一部改正が平成 21 年 3 月末日に予定されていることから、関連する町条例の改正が必要となるものであります。

一つには西会津町税条例の一部改正であります。個人住民税における住宅ローン特別控除の創設及び株式の配当、譲渡益に対する軽減税率が延長されること及び土地に対する固定資産税の負担調整措置の継続などについての改正が必要となります。

二つには、租税特別措置法の改正に伴い、過疎地域における固定資産税の課税免除期間が延長されることから、西会津町税特別措置条例の一部改正が必要となります。

以上のことから、3月末日をもって西会津町税条例の一部改正及び西会津町税特別措置

条例の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がありませんので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をいたしたいので、議員各位のご理解をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長 本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、山口博續君。

○町長 3月町議会定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会におきましては、平成 21 年度当初予算をはじめ、平成 20 年度補正予算、その他町政当面の重要案件につきご審議を願ったのでありますが、皆様には 13 日間にわたり特段のご精励を賜り、議案の全部につきご承認をいただきました。衷心より御礼を申し上げます。

ご議決をいただきました予算その他の案件につき、皆様から表明されましたご意見等につきましては、それを十分に尊重し、誠意をもって町政に反映すべく最善の努力を傾注してまいり所存であります。

弥生 3 月も半ばを過ぎておりますが、まだまだ寒さが続く折、皆様には一層ご自愛のうえ、町勢進展のため、ご尽力ご協力くださいますよう衷心よりお願いを申し上げ、ごあいさついたします。

○議長 会議を閉じるにあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

去る 3 月 6 日以来、13 日間にわたり、議員各位におかれましては、年度末で何かとご多忙中にもかかわらず、熱心にご審議を賜り、本日をもって平成 21 年度予算をはじめ、重要案件全議案原案のとおり議決成立を見ました。会議を通じて、議事進行に各位のご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

町当局におかれましては、これからの執行にあたって、適切なる運用をもって進められ、町勢発展のため、なお一層のご努力をされますよう切望いたします。

春 3 月、暖冬とはいえ、三寒四温も今日このごろです。議員の皆様がた、執行部の皆様おたにおかれましては、一層ご自愛のうえ、ご精励賜りますようお願いを申し上げ、あいさついたします。

これをもって、平成 21 年第 2 回西会津町議会定例会を閉会します。(15 時 36 分)

以上会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年3月18日

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員